

意匠登録出願の 願書及び図面等の記載の手引き

平成31年4月

特許庁

はじめに

意匠登録を受けるためには、法律及び規則に基づいて、所定の様式で必要事項を記載した願書と意匠登録を受けようとする意匠を記載した図面等を特許庁長官に提出（出願）します。

特許庁では、願書及び図面等の記載方法を解説したガイドラインを平成3年に公表して以降、意匠法の改正等を機に随時追補版の公表や内容の充実を図り、平成20年には、それらのガイドラインをまとめた「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」を、冊子及び特許庁ホームページへの掲載によって公表しております。その後、平成28年の意匠審査基準の一部改訂に伴い、「第3部 13. 画像を含む意匠の場合」の内容を充実させ公表し、平成29年の意匠審査基準の一部改訂に伴い、「第1部 2. 図面の記載の基本 A. 形態の特定に必要な図について、及び B. 意匠の理解を助けるための図」の内容を再度整理したうえで、事例を追加し、更に内容を充実させております。

そして、今般、願書及び図面の記載要件の簡素化等を含む意匠審査基準の一部改訂に伴い、「第1部 出願意匠の表し方の基本」や「第2部 部分意匠の表し方」等の記載を見直しました。本手引きは、2019年5月以降の出願に適用します。

本手引きは、願書及び図面の作成方法についての基本的な内容の説明と、典型的な例示を記載したものですので、願書及び図面等の記載内容を義務づけるものではありません。出願意匠に応じて、手続きに必要とされる所定の様式については「意匠登録出願等の手続きのガイドライン」、登録要件に関わり必要とされる記載内容については「意匠審査基準」をご参照ください。

以上のように、この「意匠登録出願の願書及び図面等の記載の手引き」は、意匠登録出願にあたって、その願書及び図面等の作成の一助となるよう作成したものです。出願の際にご利用いただければ幸いです。

平成31年4月

審査第一部意匠課意匠審査基準室

(問い合わせ先) 電話：03-3581-1101 内線 2910 FAX：03-5570-1588

E-mail：PA1D00@jpo.go.jp

| | | |
|--------------|-------------------------------------|-----------|
| 第 1 部 | 出願意匠の表し方の基本 | 1 |
| 1. | 願書の記載の基本 | 2 |
| 1.1 | 【意匠に係る物品】の欄について | 2 |
| | (1) 「物品の区分」 | 2 |
| | (2) 意匠分類に掲載の物品 | 3 |
| | (3) 物品が「別表一」の「物品の区分」に該当しない場合の記載例 | 3 |
| 1.2 | 【意匠に係る物品の説明】の欄について | 6 |
| | (1) 「別表一」の「物品の区分」のいずれにも属さない物品の場合 | 6 |
| | (2) 「別表一」の「物品の区分」に属す物品の場合 | 6 |
| | (3) 記載内容の留意点 | 6 |
| 1.3 | 【意匠の説明】の欄について | 7 |
| | (1) 記載を必要とする事項 | 7 |
| | (2) 記載内容の留意点 | 7 |
| 2. | 図面の記載の基本 | 9 |
| A. | 形態の特定に必要な図について | 10 |
| 2A.1 | 様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点 | 10 |
| | (1) 形態の特定に必要な図の作図方法の種類 | 10 |
| | (2) 作図上の基本的な留意点 | 10 |
| 2A.2 | 正投影図法による作図 | 11 |
| | (1) 正投影図法による作図の場合の留意点 | 11 |
| 2A.3 | 等角投影図法及び斜投影図法による作図 | 14 |
| | (1) 等角投影図法 | 15 |
| | (2) 斜投影図法 | 15 |
| | (3) 等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点 | 16 |
| | (4) 正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点 | 16 |
| | (5) 各図法による記載例 | 16 |
| 2A.4 | 平面的な形態（シート状の形態）の作図 | 18 |
| 2A.5 | その他の図の作図 | 19 |
| | (1) 【模様の展開図】 | 20 |
| | (2) 【断面図】 | 21 |
| | (3) 【切断部端面図】 | 23 |
| | (4) 【組合せ断面図】等 | 24 |
| | (5) 【拡大図】・【部分拡大図】 | 28 |
| | (6) 【斜視図】（等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く） | 30 |
| | (7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形態が変化する場合等を表す図 | 31 |

| | |
|--|-----------|
| (8) 立体表面の形状を特定する「陰」 | 32 |
| (9) コンピュータ・グラフィックスを使用した図 | 35 |
| B. 意匠の理解を助けるための図及び透明部等を示す図について | 39 |
| 2B.1 各部の機能等を示す参考図..... | 39 |
| 2B.2 使用状態を示す参考図..... | 40 |
| 2B.3 透明部を示す参考図等 | 41 |
| C. 図面代用写真について | 42 |
| D. 見本、ひな形について | 44 |
| | |
| 第2部 物品の部分について意匠登録を受けようとする意匠の表し方... 46 | |
| | |
| 1. 願書の記載 | 47 |
| 1.1 【部分意匠】の欄..... | 47 |
| 1.2 【意匠に係る物品】の欄..... | 47 |
| 1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄..... | 47 |
| 1.4 【意匠の説明】の欄 | 47 |
| (1) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載 | 48 |
| 2. 図面の記載 | 50 |
| 2.1 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法..... | 50 |
| 2.2 図面の具体的記載方法・留意点..... | 52 |
| (1) 「6面図」の一般的な記載方法 | 52 |
| (2) 【断面図】の記載方法..... | 53 |
| (3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について.. | 57 |
| (4) 【拡大図】について | 62 |
| (5) 【操作部等を説明する参考図】等について | 63 |
| (6) 「その他の部分」の開示の程度について..... | 64 |
| (7) 物品の孔部を意匠登録を受けようとする部分とする場合 | 65 |
| (8) 「その他の部分」のみが表れる図について | 67 |
| 2.3 「ひな形」又は「見本」の場合 | 71 |
| 2.4 「図面代用写真」の場合..... | 71 |
| | |
| 第3部 形態特徴別の表し方..... 72 | |
| | |
| 1. 分離する部分を有するものの場合 | 73 |
| 1.1 本体と蓋等からなる意匠の場合 | 73 |
| 1.2 雌部と雄部一対からなる意匠の場合..... | 74 |
| 2. 開閉部を有するものの場合 | 75 |
| 2.1 扉、蓋の開閉状態のいずれかを主状態にできない場合..... | 75 |

| | |
|--|------------|
| 2.2 蓋を閉じている状態が主状態である場合 | 76 |
| 3. 一部分が可動する構成の意匠 | 77 |
| 3.1 一部分が移動する構成..... | 77 |
| 3.2 全部または一部が伸縮して形態が変化する場合..... | 78 |
| 4. 透明または透光性を有するものの場合 | 79 |
| 4.1 「透明」と「透光性を有する」との違い | 79 |
| 4.2 願書【意匠の説明】の欄に記載する際の留意点..... | 79 |
| 4.3 【参考図】を使用した透明部の特定方法 | 80 |
| 4.4 透明な意匠の作図方法..... | 81 |
| 4.5 透光性を有する場合の表し方..... | 85 |
| 4.6 点灯部を有するものの表し方..... | 86 |
| 5. 立体であって厚みが極めて薄いものの場合 | 87 |
| 6. 「長尺物」の場合 | 89 |
| 6.1 形状または模様が単に連続する場合 | 89 |
| 6.2 形状又は模様が繰り返し連続する場合 | 90 |
| 7. 織物地等の「地もの」の場合 | 92 |
| 7.1 一方向（上下または左右）にのみ模様が連続する場合..... | 92 |
| 7.2 四方（上下及び左右方向）に連続する場合..... | 93 |
| 7.3 繰り返し連続する模様的一部分について意匠登録を受けようとする場合 | 94 |
| 8. 極めて長い部分を有するものの場合 | 95 |
| 8.1 「中間省略」した図の描き方..... | 95 |
| 8.2 極めて長い部分を「中間省略」できる場合..... | 96 |
| 8.3 作図上の留意点..... | 97 |
| 8.4 【意匠の説明】の欄の記載の留意点..... | 98 |
| 8.5 電源コードの図示の省略..... | 99 |
| 9. 植毛部、網地部等を有するものの場合 | 100 |
| 9.1 植毛部の場合 | 100 |
| 9.2 起毛した布地やスポンジなどの材質の場合..... | 101 |
| 9.3 一般的な平織の細かい網地の場合 | 103 |
| 10. 形態が変化するものの場合 | 106 |
| 11. 組木おもちゃ、積み木おもちゃの場合..... | 107 |
| 12. 合成物（トランプ等）の形態の場合 | 108 |
| 13. 画像を含む意匠の場合..... | 109 |
| 13.1 意匠を構成する画像 | 109 |
| (1) 意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像 | 109 |
| (2) 意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像 | 109 |

| | |
|-------------------------------------|------------|
| (3) 電子計算機に関する取扱い..... | 110 |
| 13.2 意匠を構成する画像に該当しないもの..... | 111 |
| 13.3 意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像..... | 112 |
| (1) 願書の記載..... | 112 |
| (2) 図面の記載..... | 114 |
| 13.4 意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像..... | 120 |
| (1) 願書の記載..... | 120 |
| (2) 図面の記載..... | 123 |
| 13.5 画像が変化する場合..... | 133 |
| (1) 願書及び図面の記載の際の留意点..... | 134 |
| (2) 形態的な関連性の類型..... | 134 |
| 13.6 液晶表示盤（図形状のセグメントが固定配置）の場合..... | 152 |
| (1) 願書の記載..... | 152 |
| (2) 図面の記載..... | 153 |
| 14. 「組物の意匠」の場合..... | 155 |
| 14.1 願書の記載の留意点..... | 155 |
| 14.2 図面の記載の留意点..... | 155 |
| (1) 図面の記載の二つの場合..... | 155 |
| (2) 図の表示..... | 155 |

(凡例)

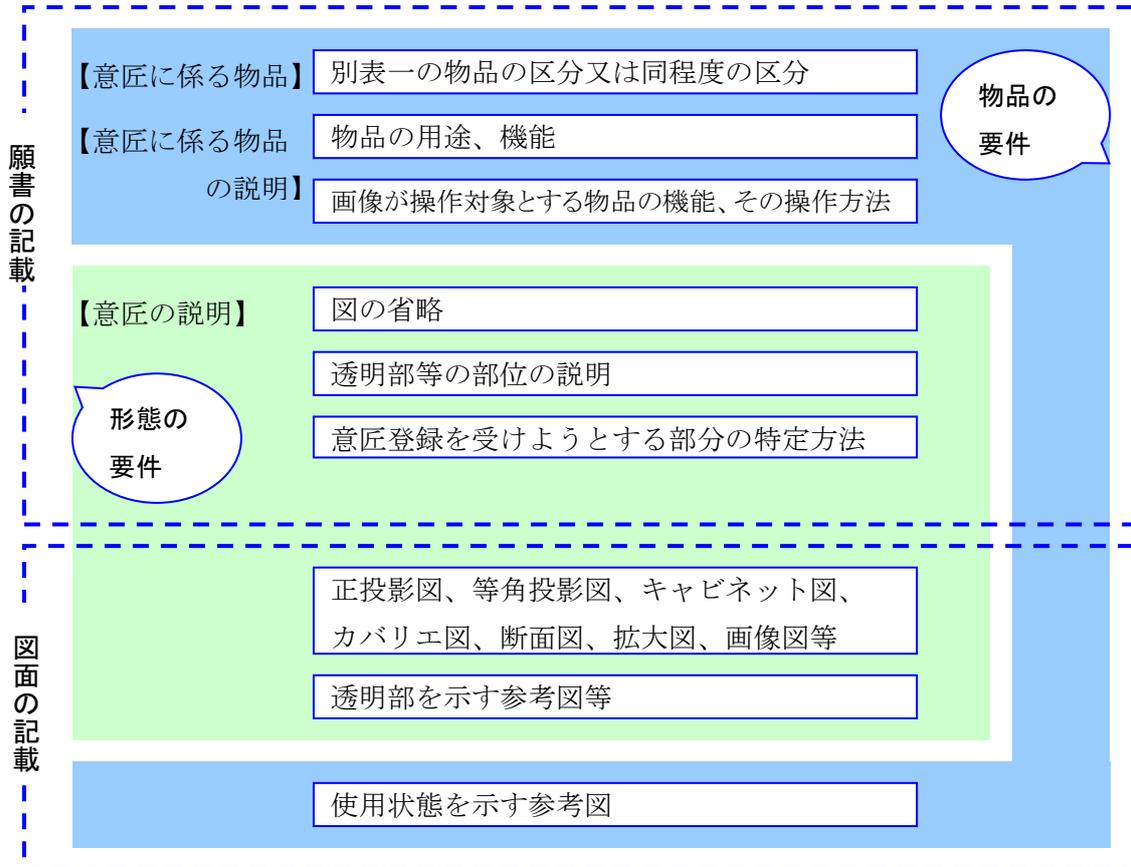
「意 6 条 1 項 3 号」・・・ 意匠法第 6 条第 1 項第 3 号

「様式 2」・・・・・・ 意匠法施行規則 様式第 2

「様式 2 備考 39」・・・ 意匠法施行規則 様式第 2〔備考〕 39

「別表一」、「別表二」・・・ 意匠法施行規則 別表第一、同 別表第二

〔願書及び図面における主要記載内容についての性格分け概略〕



第1部 出願意匠の表し方の基本

意匠法で保護する意匠は、物品の形態であるので、物品と形態について、願書及び添付図面等によって明示します。

物品については、願書の【意匠に係る物品】の欄に記載し、その記載だけでは物品が何であるかを認識できない場合は、【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法等を記載します。また、必要に応じ添付図面等に使用状態参考図等を記載します。

形態については、願書に添付する図面によって表します。また、図面に代えて写真または見本、ひな形によって表すこともできます。なお、形態について説明を必要とする場合（形態の一部又は全部が透明である場合、形態が変化する場合、大きさの記載を必要とする場合等）は、【意匠の説明】の欄にその旨を記載します。図の記載を一部省略した場合も、【意匠の説明】の欄にその旨を記載します。

以下、それらの記載方法についての基本的な点及び留意点について説明します。



1. 願書の記載の基本

1.1 【意匠に係る物品】の欄について

(1) 「物品の区分」

意匠登録出願をする場合には、その意匠に係る物品が何であるかを願書の【意匠に係る物品】の欄に記載する必要があります(意6条1項3号、様式2)。そして、この【意匠に係る物品】の欄には、経済産業省令で定めたその物品の属する「物品の区分」を記載します(意7条、別表一備考一)。

また、その物品が「物品の区分」のいずれにも属さない場合は、「別表一」の下欄に掲げる「物品の区分」と同程度の区分による「物品の区分」を【意匠に係る物品】の欄に記載する(別表一備考二)とともに、【意匠に係る物品の説明】の欄に、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることのできるような説明を記載します(様式2備考39)。なお、「別表一」掲載されていない「物品の区分」でも、出願時にすでに一般名称として普通に使われており、使用の目的、使用状態等が明らかであるものについては、それらの記載は不要です。

(注)「意匠法施行規則」及び「別表第一」は、特許庁のホームページから総務省が運営するポータルサイトへのリンクがあり、そちらで検索することができます(別表第一は最後の部分に掲載)。「トップページ」→「制度・手続」→「法令・基準」→「所管法令関係」→「法令等[法令データ提供システム/総務省行政管理局へ]」

| 備考 | | 別表第一(第七条関係) | | 【抜粋】 |
|---|---|--------------------------|---|-------|
| 一 この表の下欄に掲げる物品の区分に属する物品について意匠登録出願をするときは、その物品の属する物品の区分を願書の意匠に係る物品の欄に記載しなければならない。 二 この表の下欄に掲げる物品の区分のいずれにも属さない物品について意匠登録出願をするときは、その下欄に掲げる物品の区分と同程度の区分による物品の区分を願書の意匠に係る物品の欄に記載しなければならない。 | | 一 製造食品 及び嗜好品 | 製造食品 | 物品の区分 |
| | | ソーセージ アイスクリーム かまぼこ | | |
| | 二十七 楽器 | けん盤楽器 | ピアノ 電気ピアノ 電子ピアノ ピアノ用譜面立て ピアノ用ペダル ピアノ用カバー オルガン 電動オルガン 電子オルガン オルガン用譜面立て アコーディオン | |
| | トランペット クラリネット たて笛 横笛 ハーモニカ けん盤付き吹奏楽器 | | | |

(2) 意匠分類に掲載の物品

「別表一」の下欄には、約 2,400 の「物品の区分」が掲載されていますが、その物品の区分に属さない物品については、「意匠分類」を活用します。「意匠分類」には、「この分類に含まれる物品」の項に約 7,000 の物品が掲載されています。これは、「別表一」の「物品の区分」に掲載されているものの他、過去に登録意匠の「物品の区分」として用いられたもの等が掲載されています。

(注)「意匠分類表」は、特許庁ホームページ内で閲覧できます。

「トップページ」→「制度・手続」→「意匠」→「制度」→「意匠分類に関する情報」→「日本意匠分類関連情報」

意匠分類一覧表 【抜粋】

| E 4 楽器 | | | |
|---------------|----------------------------------|--|---------------|
| 意匠分類の記号 | 意匠分類の表示 Dターム記号/Dタームの表示 (付与記号) | この分類に含まれる物品 | 対応する 旧意匠分類 |
| E4-00 | その他の楽器 | 指揮棒、楽譜見台、トワリングバトン、譜面台 | E4-00 |
| E4-01 | リズム発生器 | リズム発生器 | E4-01 |
| E4-02 | オルゴール | オルゴール | E4-02 |
| E4-10 | 楽器練習具 | 練習用鍵盤、音程表示器、楽音調律器、調子笛、音楽用標準音発生器、音さ | E4-10 |
| E4-11 | メトロノーム | メトロノーム | E4-11 |
| E4-12 | | トランペット、ティンパニ、木琴、鉄琴 | |
| E4-40 | 管楽器等 | トランペット、ホルネット、トロンボーン、ホルン、フルート、クラリネット、オーボエ、バスーン、サクソホン、たて笛、横笛、尺八、ひちりき、笙 | E4-40 |

(3) 物品が「別表一」の「物品の区分」に該当しない場合の記載例

①「別表一」に掲載された「物品の区分」に合わせた「物品の区分」とする場合

例えば「アルトサクソホン」という管楽器の意匠を出願する場合、「物品の区分」及び【意匠に係る物品の説明】の欄の記載は、次のようになります。

「別表一」の「物品の区分」には、管楽器等としてはトランペット、クラリネット、たて笛、横笛、ハーモニカ、けん盤付き吹奏楽器のみ掲載されています（前頁の「別表一」下欄 参照）。

このような「物品の区分」から、「楽器」や「管楽器」としたのでは総括的名称であり適当でないことがわかります。

また、トランペット、クラリネット等の「物品の区分」から、「アルトサクソホン」や「バスサクソホン」のように用途を更に限定した「物品の区分」にする必要がないことがわかります。

これらから、「物品の区分」は「サクソホン」とすればよいことになります。

【意匠に係る物品の説明】については、「サクソホン」は、すでに一般名称化しているものであるため、使用の目的等を記載する必要はありません。

②物品が多機能物品である場合

物品が多機能物品である場合は、「別表一」の「物品の区分」に掲載されていないことが多く、また、「物品の区分」を参考にすることもできないので、意匠分類に掲載の物品に該当するものがあればそれを「物品の区分」とし、それにもなければ新たに考えることが必要になります。

新たに考える場合は、その物品が有する複数の機能（個別の物品になり得る程度の機能）を全て表した表現とすることが適当です。「○○付き××」のように表すこととなります。○○と××の表し方（順序）については、どちらの形状または機能が主であるかにより、主となる方を後にして表します。三以上の機能を有する物品の場合にも同様に主となる方を最後にして「△△、○○付き××」のように表します。しかし、「△△兼○○兼××」とか「△△付き○○付き××」といった表現は適当ではありません。

〈適当な例〉

- 「ラジオ受信機付きテープレコーダー」
- 「ラジオ受信機、テープレコーダー付きテレビ受像機」
- 「シャープペンシル及びマーキングペン付きボールペン」

〈適当ではない例〉

- 「ラジオ受信機・テープレコーダー」
- 「ラジオ受信機兼テープレコーダー兼テレビ受像機」

ただし、多機能の一部または全部が新規である場合等では、「○○付き××」でない組合せを端的に表す新しい名称を「物品の区分」とすることが良い場合もあります。

なお、多機能物品の場合も、必要に応じて、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄にその物品の使用方法等の説明を記載し、また、図面に【使用状態図】、【使用状態を示す参考図】等を記載します。特に多機能の一部または全部が新規なものである場合には、それらの記載が必要になります。

③「物品の区分」として不適切な表現例

意匠審査基準で定めた「物品の区分」として不適切な表現は、拒絶の理由になるので、注意してください。

〔「物品の区分」として不適切な表現の例〕

- (i) 「物品の区分」またはそれと同程度の区分による「物品の区分」によらないもの
 - (イ) 当該分野において一般的な名称となっていないもの
 - (ロ) 商標名、何何式等固有名詞を付したもの
 - (ハ) 総括名称を用いたもの
(例、雨戸と記載するのを建築用品と記載する場合等)
 - (ニ) 外国文字を用いたもの
 - (ホ) 省略された物品の区分であって普通名称化していないもの
 - (ヘ) 意匠法施行規則別表第二（以下「別表第二」という。）によらないものであるにもかかわらず「一組」との語を用いたもの
(意匠審査基準 51.1.2.1 参照)
- (ii) 二以上の意匠を包含し意匠ごとにした意匠登録出願と認められないもの
二以上の「物品の区分」を願書の【意匠に係る物品】の欄に並列して記載したもの
(例、「トランペット、クラリネット、たて笛」と並記した場合)
(意匠審査基準 51.1.2.2 参照)

(注) 「意匠審査基準」は、特許庁ホームページ内で閲覧できます。
「トップページ」→「制度・手続」→「意匠」→「制度」→「基準・便覧・ガイドライン」→「審査」→「意匠審査基準」

1.2 【意匠に係る物品の説明】の欄について

(1) 「別表一」の「物品の区分」のいずれにも属さない物品の場合

【意匠に係る物品の説明】の欄に、その物品の使用の目的、使用の状態等物品の理解を助けることのできるような説明を記載します。(様式2備考39)。新規な物品や多機能物品がこれに該当します。

また、意匠法第2条第2項に規定する操作用の「画像」を含む場合は、その「画像」を含む意匠に係る物品の機能及び「画像」の操作の説明を記載します。(様式2備考40)

なお、「別表一」に掲載されていない「物品の区分」でも、出願時にすでに一般名称として普通に使用されており、使用の目的、使用状態等が明らかであるものについては、それらの記載は不要です。

(2) 「別表一」の「物品の区分」に属す物品の場合

「別表一」の「物品の区分」に属す物品であっても、形態が極めて新規である等により、どのように使用するか等を理解することができない場合は、その物品の使用方法等の説明を【意匠に係る物品の説明】の欄に記載します。このような場合にも、説明の記載がないと、物品が不明であるとの拒絶の理由になるので注意をしてください。

なお、専門的機器等、一般的にはあまり知られていない物品については、使用の目的、使用の状態等を記載します。

(3) 記載内容の留意点

①簡潔な表現

【意匠に係る物品の説明】は、その物品の理解を助けるために使用の目的、使用の状態等を簡潔にわかりやすく説明することが望ましく、特許の明細書の発明の詳細な説明のように長文にならないようお願いします。

②登録商標を説明に用いることは、物品の使用の目的、使用の状態等が不明確となることにつながり、また、出願された意匠が他人の業務に係る物品と混同を生ずるものと判断される可能性が生じることから、望ましくありません。

③図、表等の記載も認めていません。(様式2備考43)

1.3 【意匠の説明】の欄について

(1) 記載を必要とする事項

①意匠を認識する上で物品の材質又は大きさの理解を必要とする場合には、物品の材質又は大きさの記載をします。(意6条3項、様式2備考41)

②形態の特定に関わって、次の事項の記載が必要です。

a) 形態が変化する場合に、その変化の前後にわたる形態の意匠登録を受けようとする場合に、その旨及び当該機能の説明の記載が必要です。(意6条4項、様式2備考41)

b) 白色又は黒色のいずれか一色を省略して図を記載した場合は、その旨を記載します。(意6条5、6項、様式2備考42)

c) 形態の全部又は一部が透明である場合は、その旨の記載が必要です。(意6条7項、様式2備考41)

d) 図形中に立体表面の形態を特定するための線、点その他のもの(陰)を記載した場合に、その旨及びどれが形態を特定するためのものかを記載します。

(様式6備考7)

e) 記載した図をそれと同一又は対称である図に代えた場合は、その旨(「背面図は正面図と同一である」等)を記載します。(様式6備考8、10)

なお、「対称」としか記載がない場合は、左右または上下の線対称と判断されることから、線対称以外の対称形状である場合には、どのような対称形状であるかを具体的に記載します。

f) 図を等角投影図法や斜投影図法とする場合の作図法の別、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を記載します。(様式6備考9)

g) 物品の部分について意匠登録を受けようとする場合であって、図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分の特定方法を記載します。(様式6備考11)

h) 形態が連続する意匠の連続状態を省略した図とした場合のその旨を記載します。

(様式6備考12)

i) 図の一部を省略した場合であって、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を記載します。

(様式6備考13)

(2) 記載内容の留意点

①以下の例のように意匠が特定しないものとなる記載内容は、拒絶の理由になります。

a) 図面と説明が整合しない例

- ・図面には色彩が施されていないにもかかわらず、「本願意匠は黄緑色である。」等の記載
- ・図面には模様が表されていないにもかかわらず、「本願意匠の表面は木目模様である。」等の記載

b) 一の形態に特定したものとならない例

- ・図面には、球形の形状が表されているが、「本願意匠は卵形または紡錘形の場合もある。」等の記載
- ・図面には、赤色の色彩が施されているが、「本願意匠は、赤に代えて暖色系の色彩を施す場合もある。」等の記載
- ・「ハンドバッグ」の意匠で、「材質は、軟質ビニールまたはステンレス板である。」等のように、材質の列記がその意匠の属する分野の常識から複数の異なる意匠を想起させ、その結果、多意匠と認識されるような記載
- ・「大きさは、高さが10 cmから1mである。」等のように、大きさがその意匠の属する分野の常識の範囲を越えるような数値の幅をもっているために、著しく異なる意匠を想起させ、その結果、多意匠と認識されるような記載

②図、表等の記載は認めていません。(様式2備考43)

| | |
|--------------|---|
| 【書類名】 | 意匠登録願 |
| 【整理番号】 | 19-A-3-AN |
| 【提出日】 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 【あて先】 | 特許庁長官 殿 |
| 【意匠に係る物品】 | チューナー付き磁気ディスクレコーダー |
| 【意匠の創作をした者】 | |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関3-3-2 |
| 【氏名】 | 意匠 一郎 |
| 【意匠登録出願人】 | |
| 【識別番号】 | 000000003 |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関3-3-3 |
| 【氏名又は名称】 | 意匠株式会社 |
| 【手数料の表示】 | |
| 【予納台帳番号】 | 012345 |
| 【納付金額】 | 16000 |
| 【提出物件の目録】 | |
| 【物件名】 | 図面1 |
| 【意匠に係る物品の説明】 | この物品は、ハイビジョン放送を受信可能なチューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うための磁気ディスクレコーダーである。 |
| 【意匠の説明】 | 背面図は正面図と同一である。 |
| 【書類名】 | 図面 |

←【意匠に係る物品の説明】

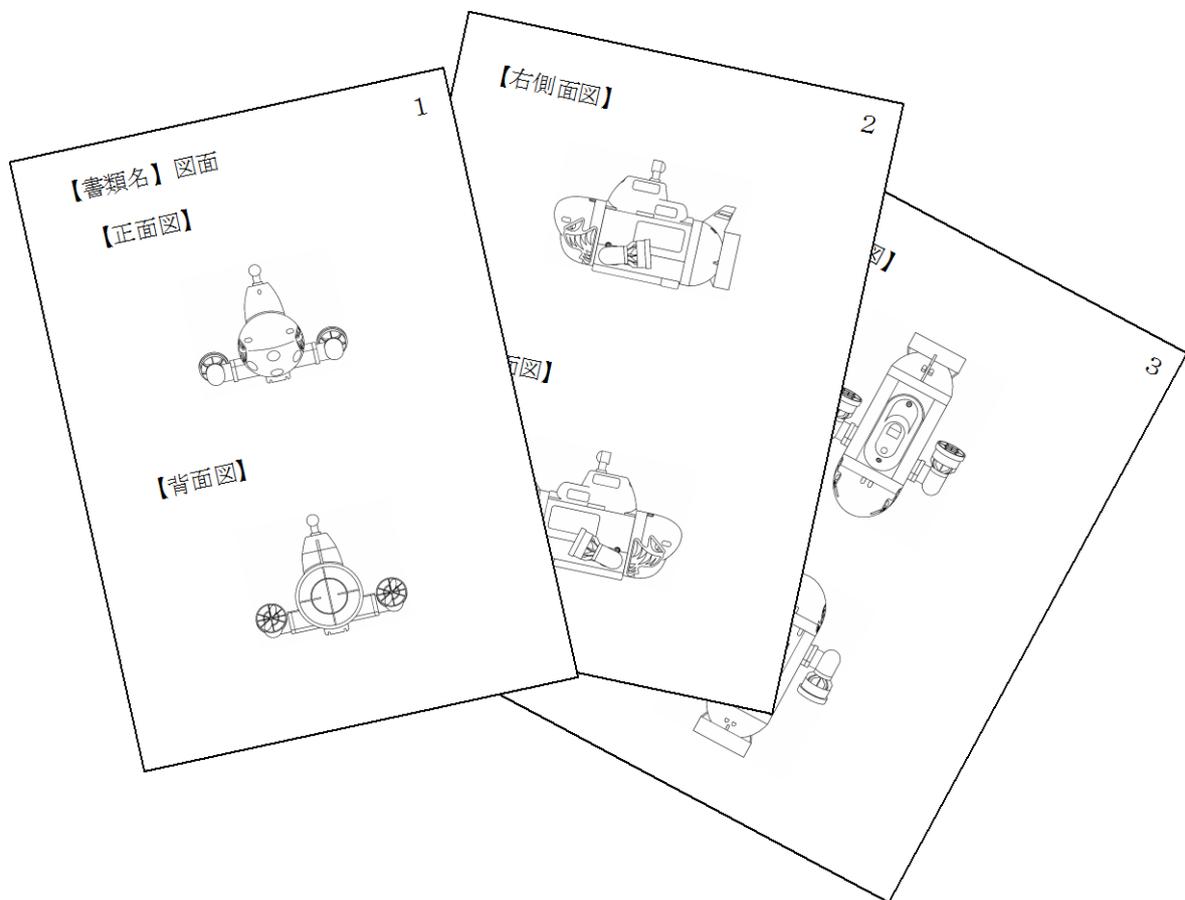
←【意匠の説明】

2. 図面の記載の基本

意匠法の保護対象となる物品の形態は、大半が立体状の形態をしています。しかし、その立体状の形態を意匠登録出願する際には、平面上に記載した図面等によって表す規定となっています。つまり、意匠権の客体は、現実の立体物ではなく、その図面等によって表された立体の形態になります。そのため、第三者においても権利の客体である形態を正しく理解できるよう、出願にあたっての作図方法を詳細に定めています。

このように、図面等は意匠権の客体となる形態が正しく理解されるよう、定められた作図方法に基づいて記載することが必要であり、また、意匠権の客体となる形態の全体が特定したものとして理解されるように、必要な図を記載します。なお、意匠の理解を助けるための図も必要に応じて記載します。（形態の説明のための図や使用状態図等であって、当該意匠を構成しない線等を描き加えた図は、「〇〇参考図」等と表示し、当該意匠の構成要素のみを描いた図と区別します。）

以下、願書に添付する図面の記載の仕方の基本的内容について説明します。



A. 形態の特定に必要な図について

2A.1 様式で定められた作図方法の種類、基本的な留意点

(1) 形態の特定に必要な図の作図方法の種類

- ① 意匠が立体状の形態の場合は、正投影図法により表すことができます。各図同一縮尺で作成し、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図のうち、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。
(様式6備考8)
- ② 意匠が立体状の形態の場合に、等角投影図法、斜投影図法によって表した図を、上記の図の全部又は一部に代えることができます。(様式6備考9)
- ③ 意匠が平面的な形態の場合は、表面図及び裏面図により表すことができます。各図同一縮尺で作成し、表面図及び裏面図のうち、意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な数の図を記載します。(様式6備考10)
- ④ 上記の図面だけでは、その形態を十分表すことができないときには、断面図、拡大図、斜視図等を加えることができます。(様式6備考14)
- ⑤ 図面に代えて、意匠を現した写真、ひな形又は見本を提出することもできます。

なお、物品の部分について意匠登録を受けようとする場合は第2部を、形状が連続する場合、物品の一部分の図示を省略（中間部分の省略）する場合についての作図法は第3部を参照してください。

(2) 作図上の基本的な留意点

- ①線の太さは、実線及び破線は約 0.4 mm、切断面を表す平行斜線及び鎖線は、約 0.2 mmで描きます。(様式6備考5)
- ②各図（正面図、背面図、参考図等の全図について）は、それぞれ横 150 mm、縦 113 mm以内の大きさで描きます。(様式6備考6)

- ③図形（参考図である図を除く。）の中には、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入しません。（様式6備考7）（「陰」については、2A.5（8）立体表面の形状を特定する「陰」参照）
- 例えば、工業製図に見られる隠れ線（外観に表れない内部、あるいは裏側の形状を表す破線）を必要図に描きません。
- ④通常の使用において、正面性や天地等の方向性が定まっている物品の作図については、その方向性に従った図を描きます。
- ⑤一部の図を写真に代えることもできますが、その場合、モノクロ写真でも各部の濃淡等が表れますので、形状のみを表した図とは整合せずに意匠が特定しない恐れがあります。写真と図との整合性に注意が必要です。なお、1つの図を、線図と写真との合成で作図はしません。（C. 図面代用写真参照）
- ⑥衣服又は装身具等の意匠で、意匠登録を受けようとする意匠以外のものに着用した状態で図示しなければその意匠を十分表現することができないもの等については、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを図示することができます。その場合、意匠の説明において、意匠登録を受けようとする意匠以外のものを説明したり、図面において実線と破線で描き分けをすることによって、意匠登録を受けようとする意匠とそれ以外のものを明確に認識できるようにします。（様式6備考21）

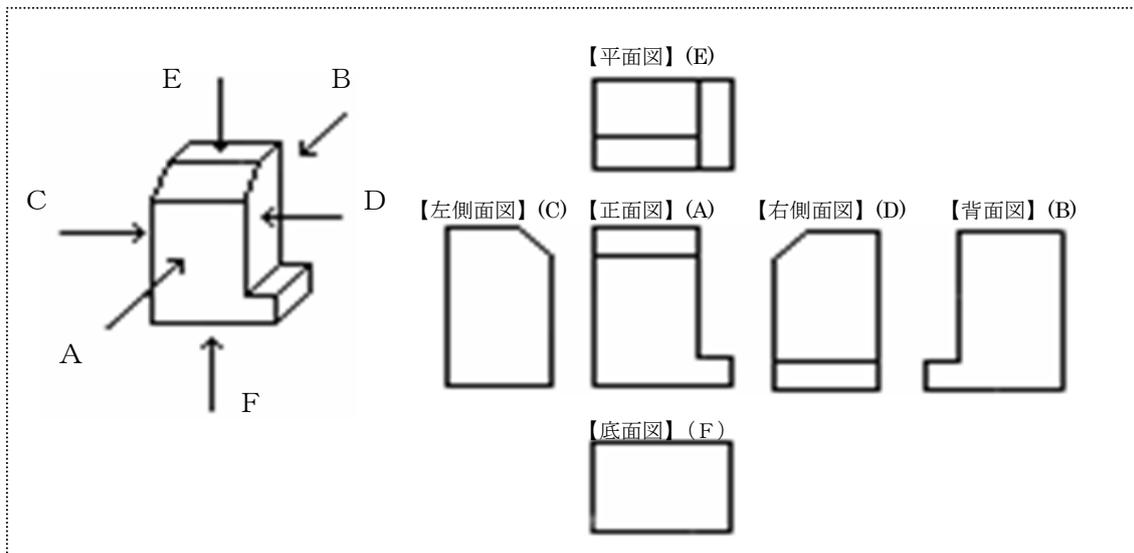
2A.2 正投影図法による作図

正投影図法は、立体状の形態について、隣り合う面が相互に直角である6方向の面に投影した形状を、正面図、背面図、左側面図、右側面図、平面図及び底面図として描きます。JIS規格「製図」における正投影図と、隠れ線を描かない点を除けば同じです。〔図1.2-1〕のように、各方向に現れる形状線、模様、色彩を各面の図として描きます。

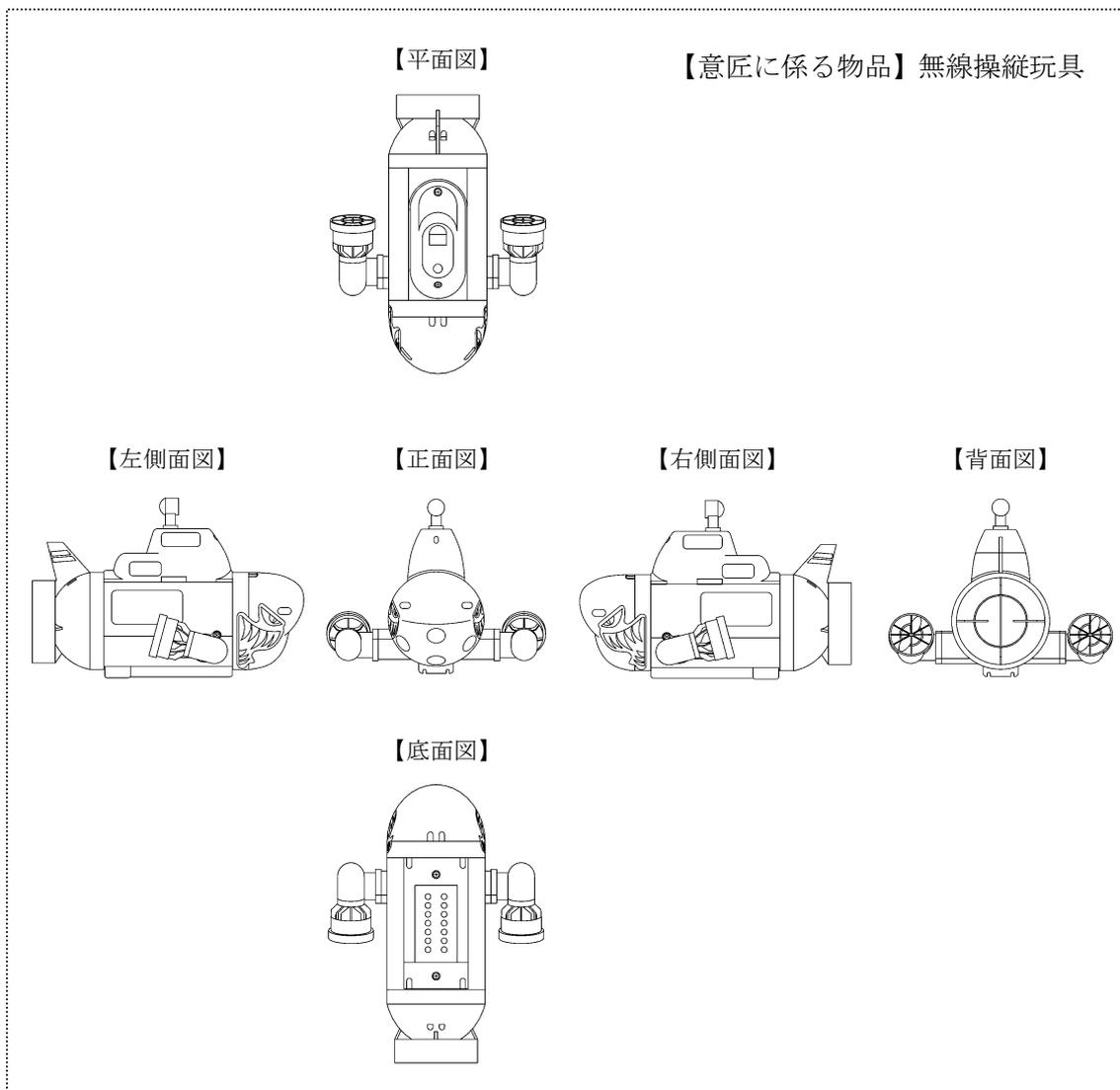
（1）正投影図法による作図の場合の留意点

- ①各図同一縮尺とします。
- ②記載した図と同一又は対称である図は、記載した図を当該図の記載に代えることができます。その場合、当該図がいずれの図と同一又は対称であるかを【意匠の説明】の欄に、例えば、「背面図は正面図と対称である。」のように記載します。

〔図 1.2-1〕立体物の各面を正投影図として描いた例



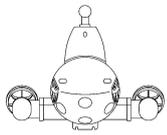
〔図 1.2-2〕正投影図法による作図



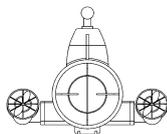
〔図 1.2-3〕願書添付の図面とする場合の記載様式例（前頁の無線操縦玩具の図面の場合）

【書類名】図面 1

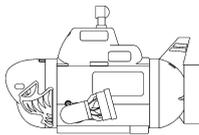
【正面図】



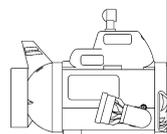
【背面図】



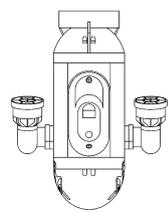
【右側面図】 2



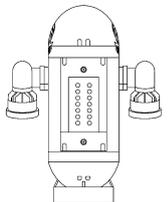
【左側面図】



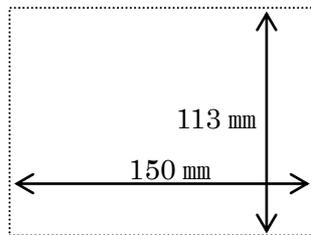
【平面図】 3



【底面図】



* 各図の大きさは、横 150 mm、縦 113 mm を越えて記載することはできません。



(注) 意匠登録出願をする際には、オンライン出願、書面出願にかかわらず、この記載例のように図を縦一列に記載する必要があります。
(様式 6 備考 24)

出願手続きにおける図面の記載様式の詳細については、特許庁ホームページ掲載の「意匠登録出願等の手続のガイドライン」を参照してください。

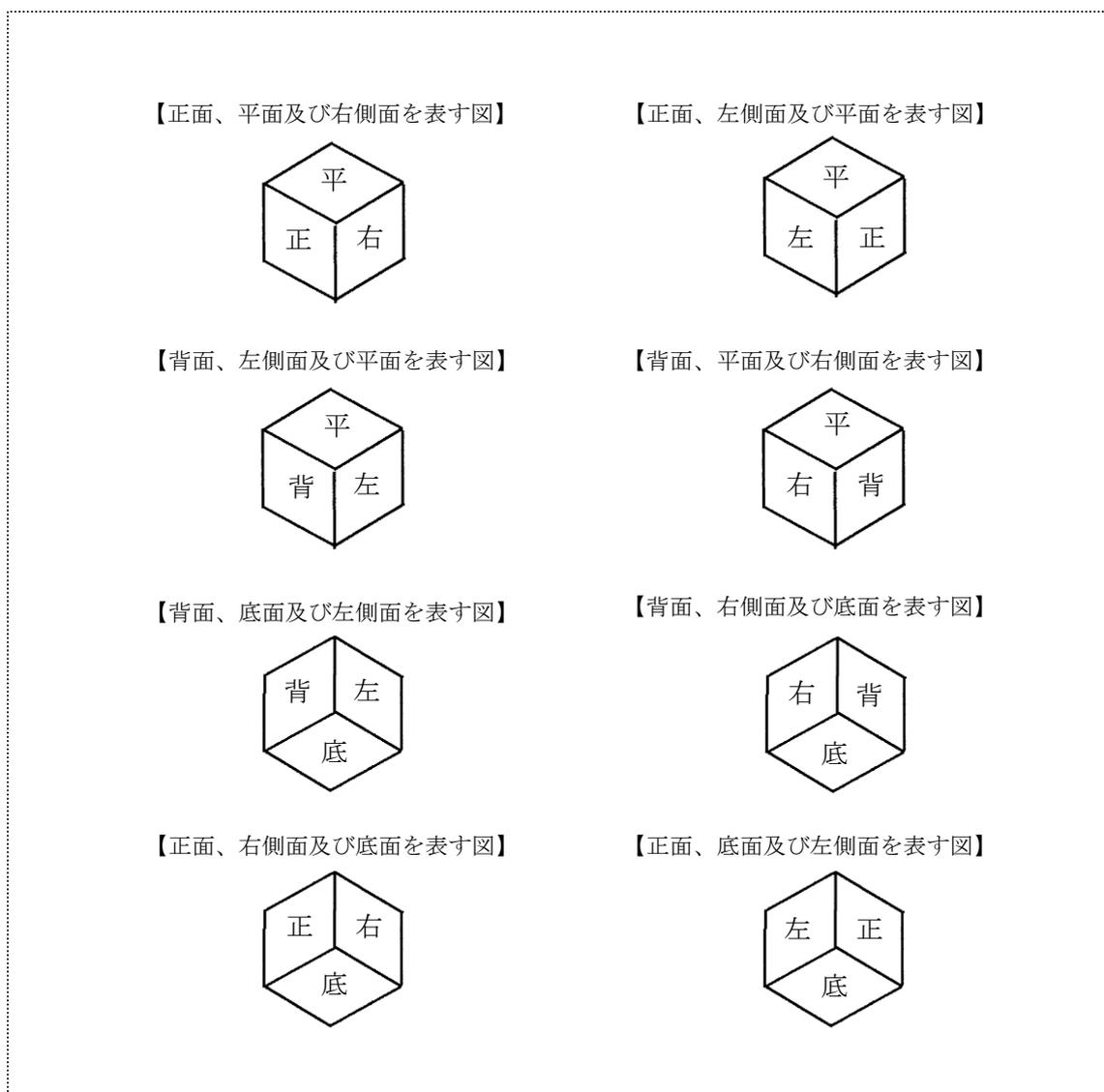
「トップページ」→「制度・手続」→「法令基準」
→「基準・便覧・ガイドライン」→「意匠」
→「意匠登録出願等の手続のガイドライン」

2A.3 等角投影図法及び斜投影図法による作図

等角投影図法及び斜投影図法は、正投影図法により同一縮尺で作成された3図に対応する内容を1図で表すことが可能な図法です。

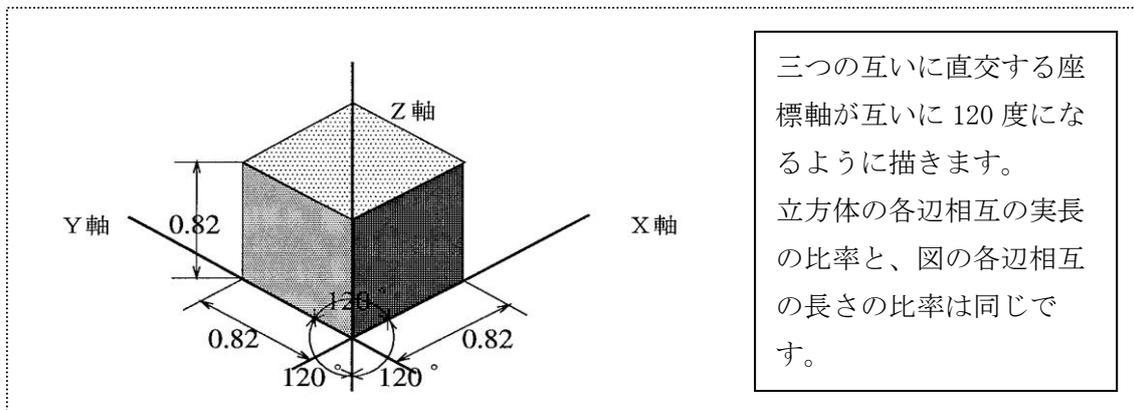
下記のように、6面の内の3面を1図として表すもので、8とおりの図があります。その内から2図以上を描くことで6面を表すことができます。例えば、【正面、平面及び右側面を表す図】と【背面、底面及び左側面を表す図】の2図で6面が表されます。

〔図 1.2-4〕3面を表す図の種類(正立方体を表す場合)



(1) 等角投影図法

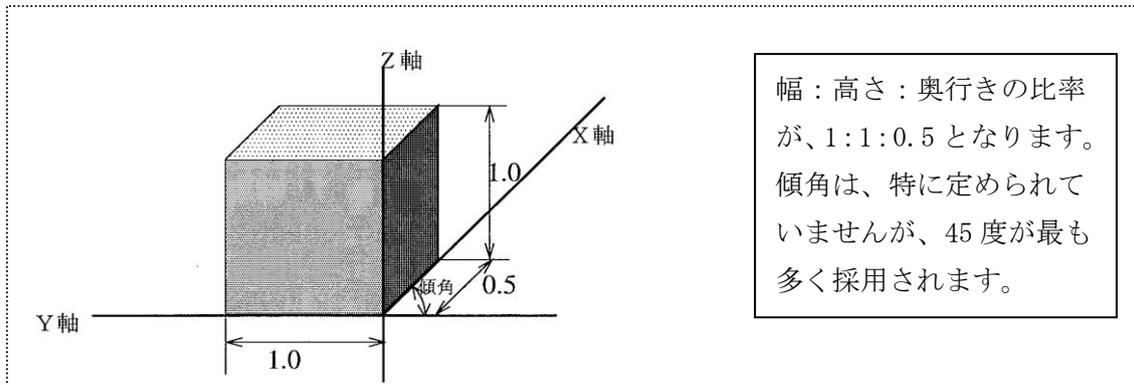
[図 1.2-5]等角投影図による作図例



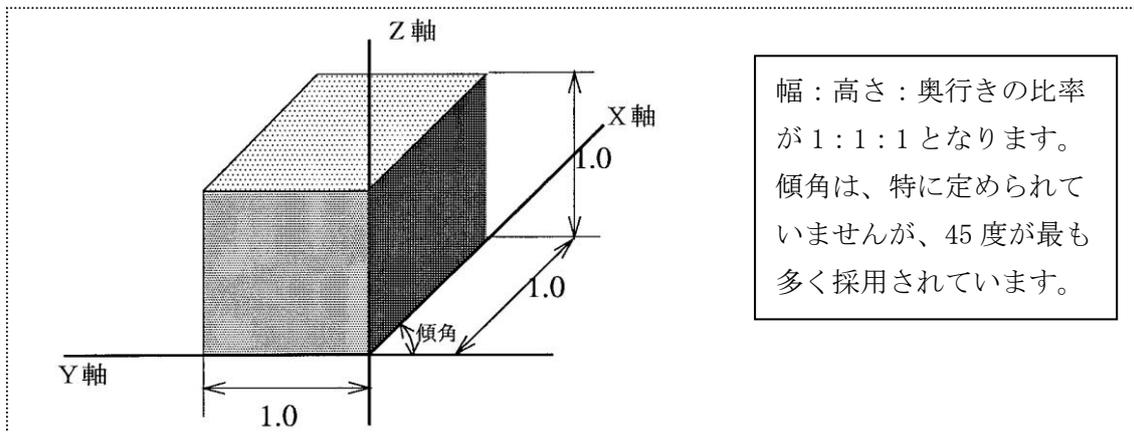
(2) 斜投影図法

斜投影図法において、意匠登録出願に使用できる図法は、寸法比が客観的に表れる、以下のキャビネット図とカバリエ図に限られます。

[図 1.2-6]キャビネット図による作図例



[図 1.2-7]カバリエ図による作図例



(3) 等角投影図法、斜投影図法を使用する際の留意点

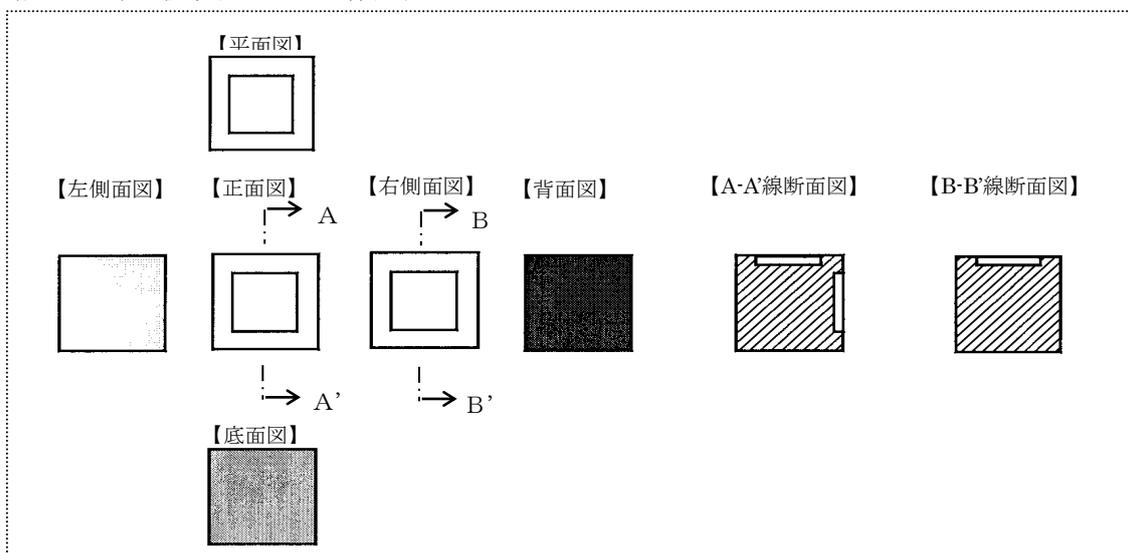
- ① 意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を記載します。同じ面が複数の図に表されても問題となりません。
- ② 正投影図法により表した場合に該当する図の表示を記載します。例えば、正投影図法で表した場合の正面、平面、右側面に該当する図であるときは、【正面、平面及び右側面を表す図】と記載します。(様式6備考9)
- ③ 斜投影図法により表した場合は、キャビネット図又はカバリエ図の別及び傾角を図ごとに願書の【意匠の説明】の欄に記載します。(様式6備考9)
- ④ 等角投影図法により表した場合は、図法の記載は不要です。3面を表した図について図法の記載がない場合は、等角投影図法によるものとして取り扱います。

(4) 正投影図法とその他の図法とを併用する際の留意点

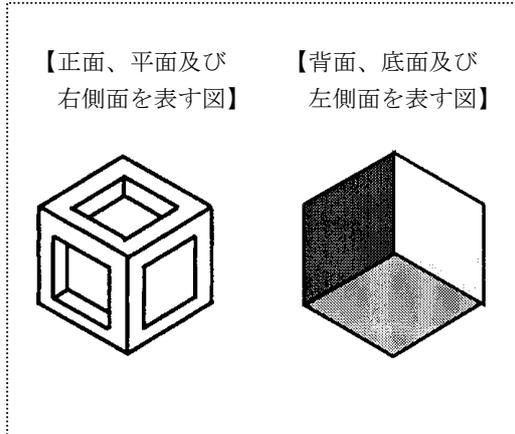
- ① 意匠登録を受けようとする意匠を明確に表すために十分な図を記載します。同じ面が複数の図に表されても問題となりません。(正投影図法の【正面図】を表し、等角投影図法として【正面、平面及び右側面を表す図】が表されている場合等)
- ② 全図を同一縮尺で記載します。

(5) 各図法による記載例

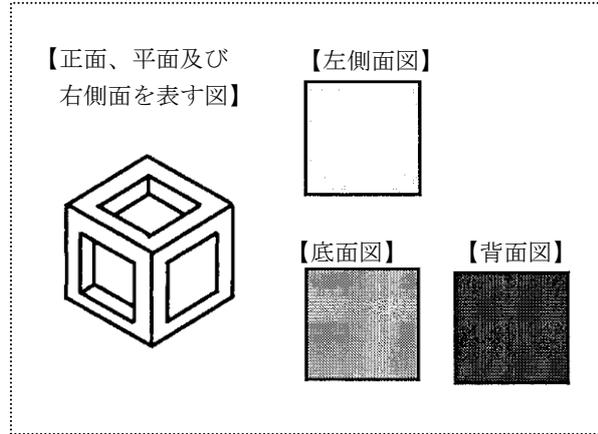
〔図 1.2-8〕正投影図法による作図例



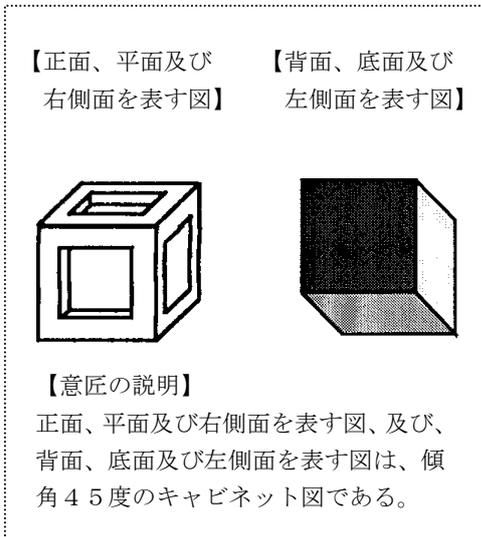
〔図 1.2-9〕等角投影図法の例



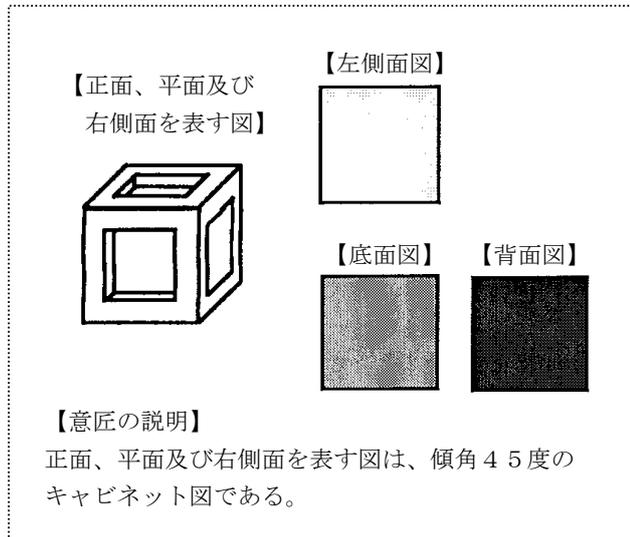
〔図 1.2-10〕正投影図法、等角投影図法併用例



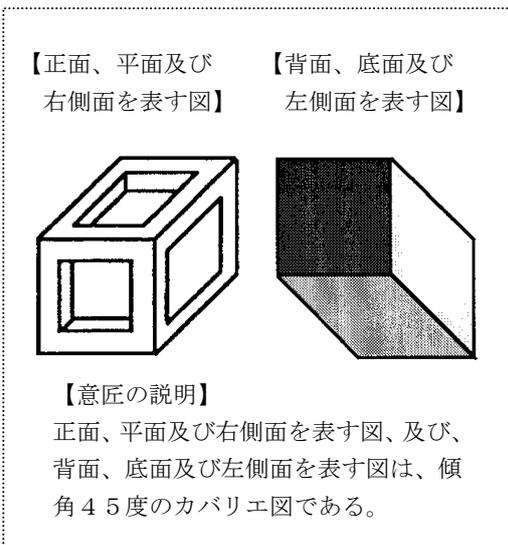
〔図 1.2-11〕キャビネット図の例



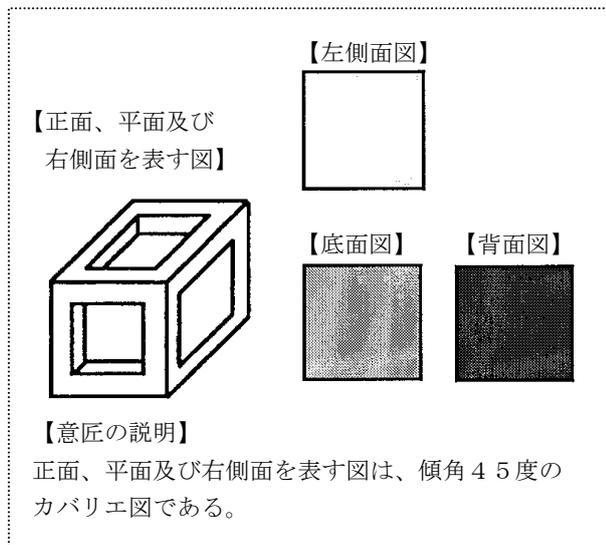
〔図 1.2-12〕正投影図法、キャビネット図併用例



〔図 1.2-13〕カバリエ図の例



〔図 1.2-14〕正投影図法、カバリエ図併用例

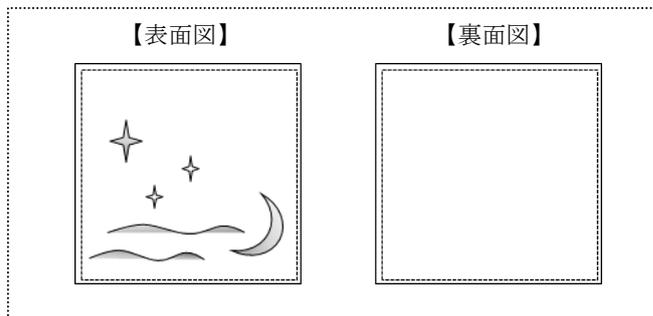


2A.4 平面的な形態（シート状の形態）の作図

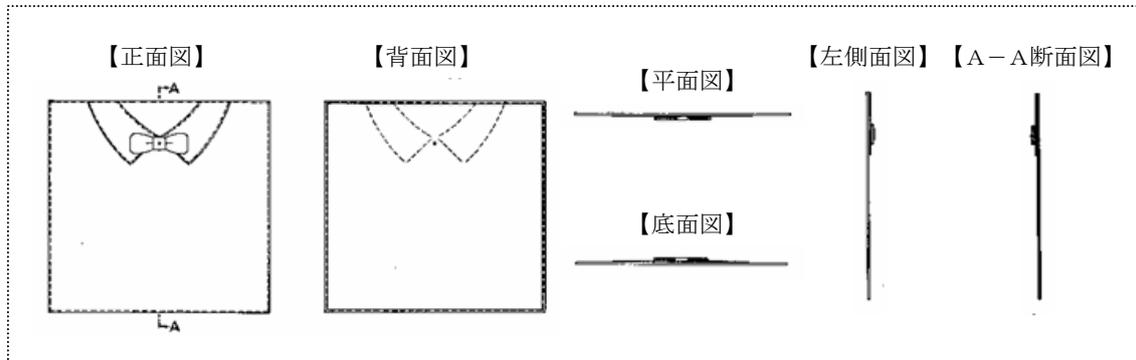
意匠が平面的なもの（シート状の形態）の場合には、各図同一縮尺で作成した表面図及び裏面図により表すことができます。（様式6備考10）

ただし、この平面的な形態に該当するものは、織物地、ハンカチ等のように一枚構造であって厚みが極めて薄いものに限られます。一枚構造でないものは、例えば封筒のように厚みのない場合であっても、立体物として表します。

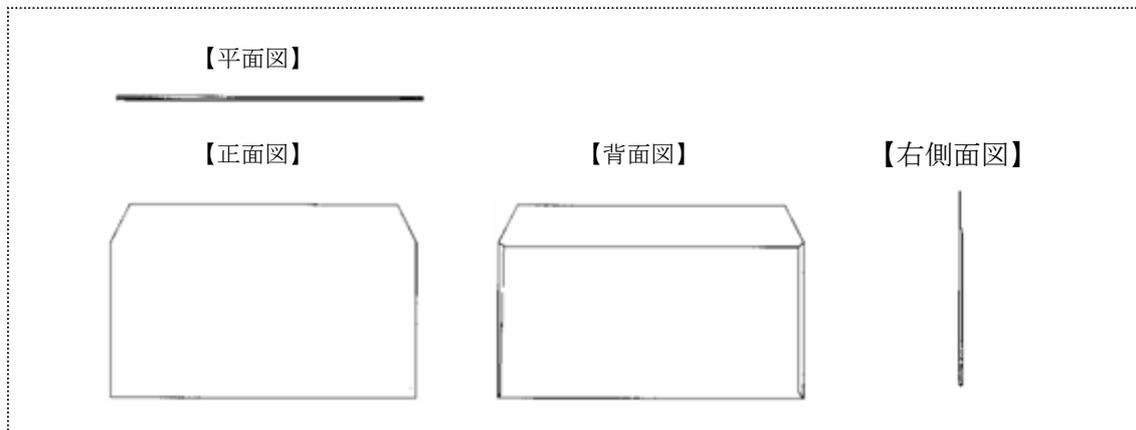
〔図 1.2-15〕平面的なハンカチの場合の例



〔図 1.2-16〕一枚構造ではない「ハンカチ」の場合の例



〔図 1.2-17〕「封筒」の場合の例



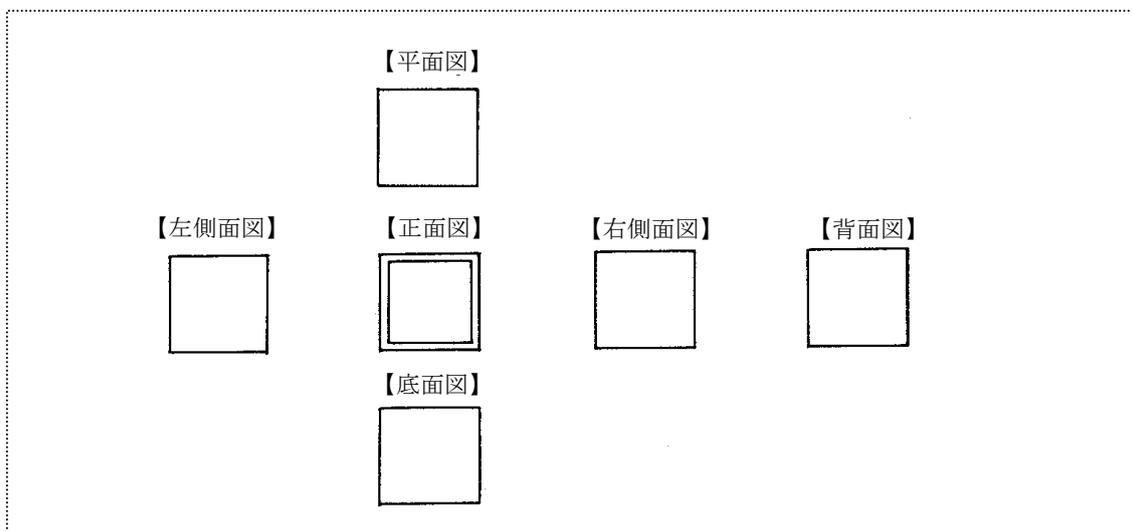
2A.5 その他の図の作図

前述の各図法によって表したとしても、各面に凹凸がある等のため、その形態を十分に表現できない場合があります。

例えば、〔図 1.2-18〕の6面図からは、〔図 1.2-19〕のように多くの形態が想起できることになり、したがって、6面図だけでは、特定の形態を十分表現したことにはなりません。そこで、出願意匠の多様な形態に合わせて、【展開図】、【断面図】、【切断部端面図】、【拡大図】、【斜視図】等を加えて特定の形態を十分表現します。(様式6備考14)

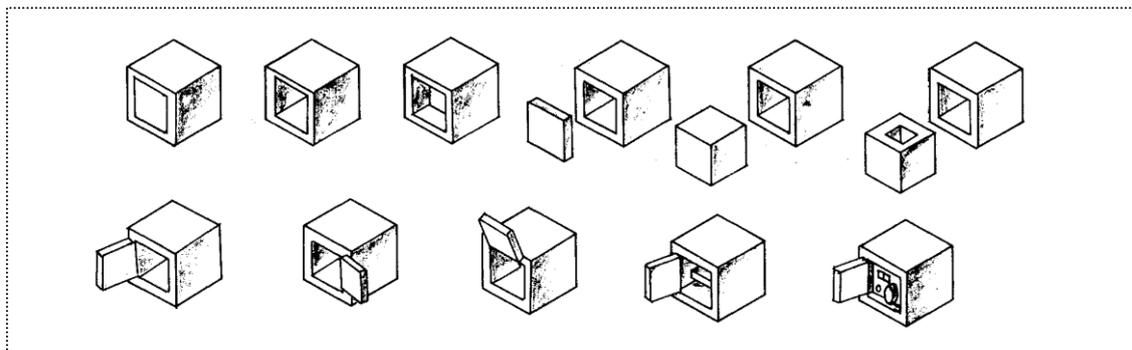
このように、その意匠を十分表現するために加える図は、特定の形態を表現する上で必要な図となります。

〔図 1.2-18〕6面図のみの図面の例



〔図 1.2-19〕上記の図面から想起できる形態の例

(この図の物品が何であるかを考慮せず、純粹に形態だけを考えれば、多様な形態が考えられます。)



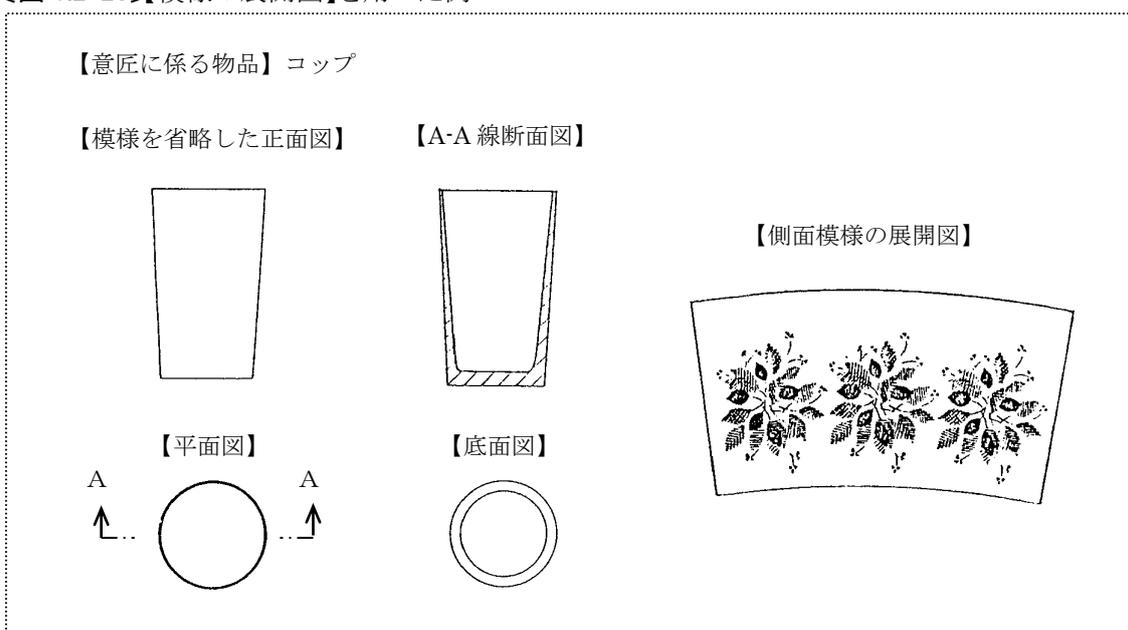
(1) 【模様を展開図】

曲面に描かれた模様を、6面図で正確に表現することが難しい場合があります。そのような場合、その曲面が円筒形や円錐形のような周側面が展開可能な曲面であれば、【模様を展開図】を用いて模様を表現します。

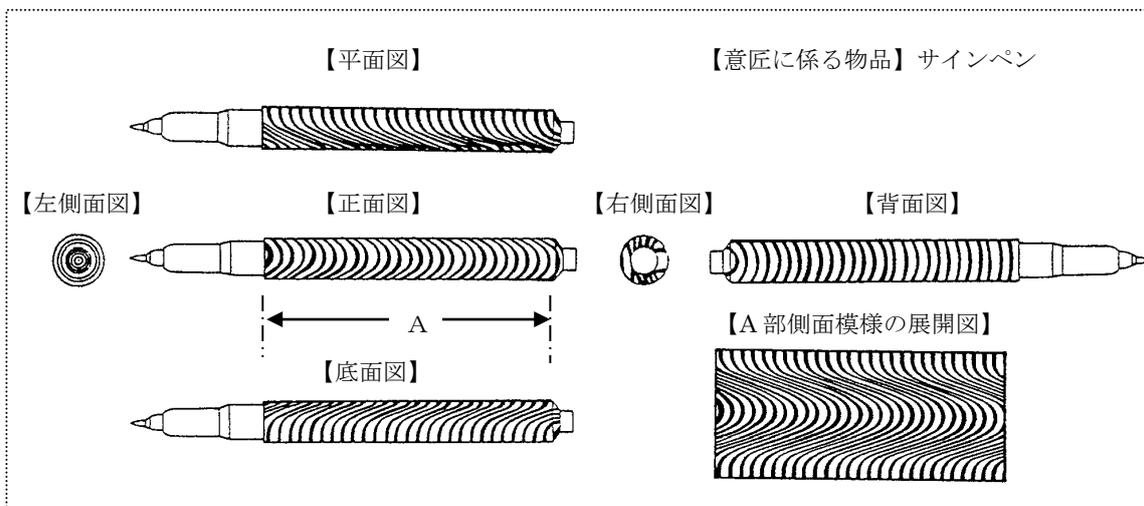
【模様を展開図作成の留意点】

- ①ここで言う展開図は、折り畳みの箱を開いて平面状に展開した状態の図等ではなく、模様のみを表すために、転写紙のように表現する特殊な図のことです。したがって、模様が描かれた面に凹凸を有する場合は、必要図としての【模様を展開図】で表現することはできません。
- ②下記の「コップ」の例のように、【模様を展開図】と模様を省略して形状のみを表す図とを併用した図面を表すことは、6面図に模様を表した場合よりも意匠を正確に表現できる場合などに用いることができます。
- ③【模様を展開図】は、原則として周側面全体を展開したように描きます。
- ④6面図にも模様を描き、それに【模様を展開図】を加える場合は、下記「サインペン」の例のように、周側面の一部を【模様を展開図】として描くことができます。

〔図 1.2-20〕【模様を展開図】を用いた例



〔図 1.2-21〕【模様を展開図】を用いた例



(2) 【断面図】

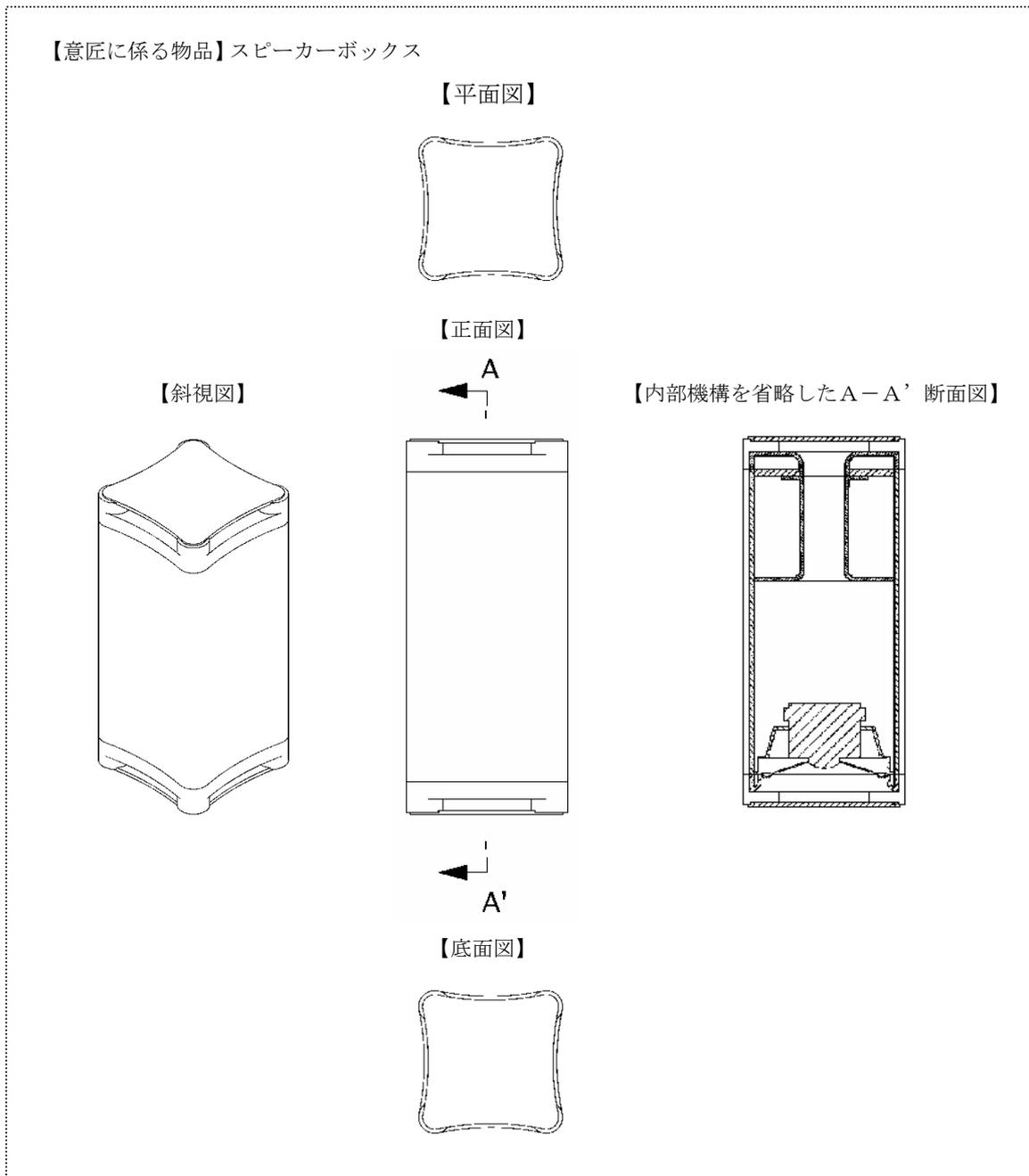
外観の凹凸の態様を正確に表現するには断面図で表します。次ページの「スピーカーボックス」の例では、6面図等だけでは、上下の間隙部の構成態様が不明です。それら不明点は断面図によって明確にすることができます。

【断面図作成の留意点】

- ① 1つの断面図から凹凸の形態全体を表現できないときは、縦断面、横断面、異なる位置の断面等、複数の断面図を表します。
- ② どの部分の断面かを示すために、6面図中の1図に切断箇所を約0.2mmの太さの鎖線で描き、その鎖線の両端には符号をつけて切断面を描いた方向を矢印で示します。このとき、鎖線等が図形に触れないようにします。(様式6備考5、15)
- ③ 切断面(肉厚面等)には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます。(様式6備考5、15)
- ④ 意匠は、物品の外観形態ですから、内部機構そのものを表す必要がない場合は省略することができます。その場合、図の表示を【内部機構を省略した(または「内部機構の概略を示す」)断面図】とします。
- ⑤ 断面図には、切断面を描いた方向に現れる外観(物品を実際に切断し、その切断面を正面に向けたとき現れる外観)も描きます。「スピーカーボックス」の断面

図の例では、隅丸四角柱状の4つの稜部の輪郭線等が、切断面を描いた方向に現れる外観として描かれています。）

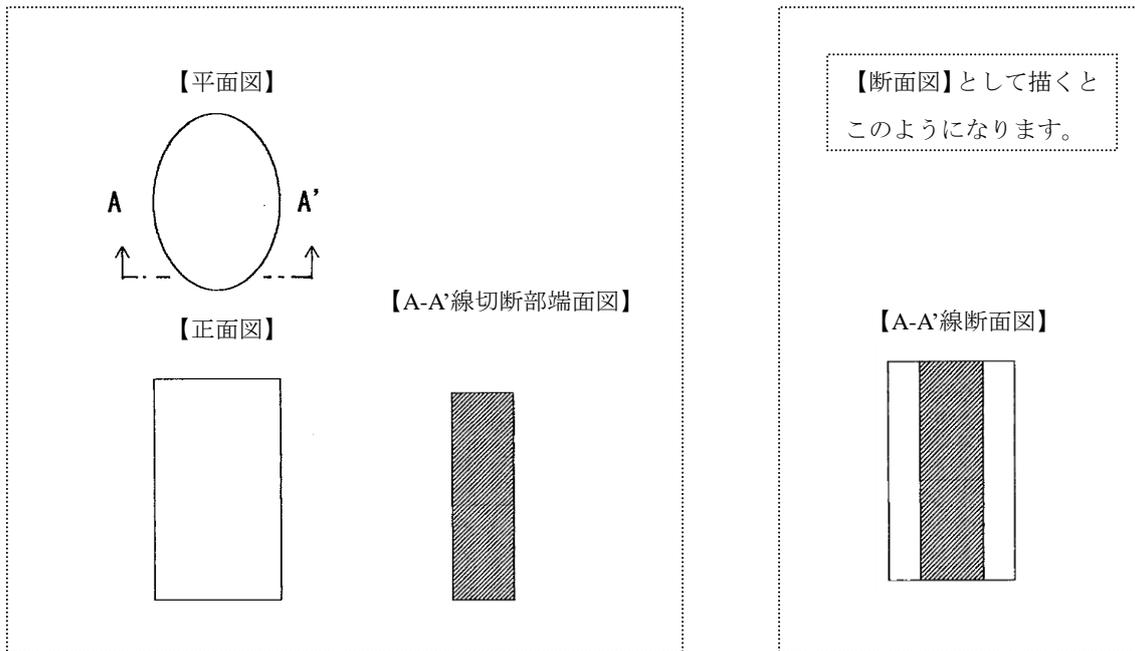
〔図 1.2-22〕【断面図】の記載例



(3) 【切断部端面図】

【断面図】が、切断面から視線の方向の後方に見える形態を含めて描かなければならないのに対して、【切断部端面図】は、切断面の形態のみを描くものですから、作図労力が【断面図】より少なく済みます。切断部だけの形態を表せばよいときには、【切断部端面図】で表します。

〔図 1.2-23〕 【切断部端面図】 の記載例



(4) 【組合せ断面図】等

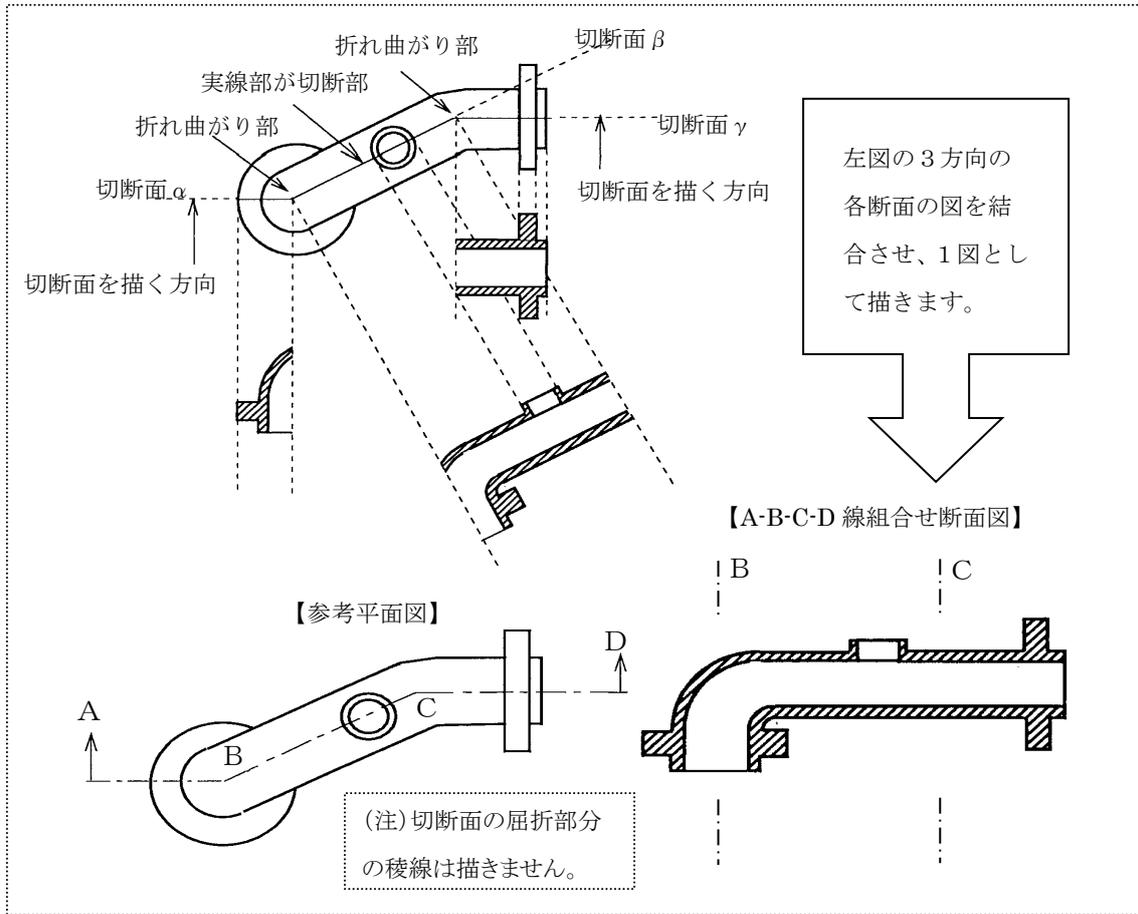
前記の【断面図】【切断部端面図】の他に【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】、【片側断面図】、【斜視断面図】、【一部切り欠き斜視断面図】によって凹凸形態等を表すことができます。これらの図は、二以上の方向の平面に切断された切断面を表すものです。そのため、切断箇所を折れ線状に図中に示すことが必要な場合があり、その場合は切断箇所を示す図を【参考図】として加えます。なお、切断箇所・切断面の描く方向を示す鎖線、矢印、符号、切断面の描き方等については、前記【断面図】の場合と同様です。

① 【組合せ断面図】、【組合せ切断部端面図】

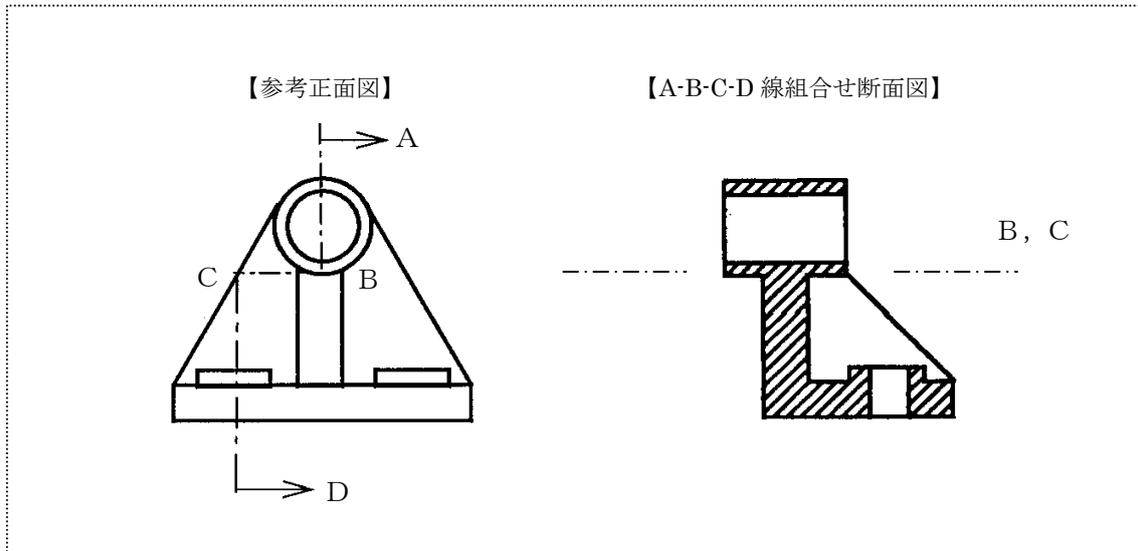
〔組合せ断面図等作成の留意点〕

- ① これらの図は、二以上の平面で切断した断面又は端面を組み合わせて一つの断面図又は端面図とするものです。
- ② 曲がりに沿った中心面で切断する場合は、切断箇所を一本の折れ線鎖線で描いて示します（〔図 1.2-24〕）。平行な 2 平面で切断する場合は、切断箇所を示す鎖線を任意の位置でつないで描きます（〔図 1.2-25〕）。いずれの場合も、鎖線を図中に描くことになるので、切断箇所を示す【参考図】でこれを表します。（6 面図等の図中には、意匠を構成しない線等を描くことはできません（様式 6 備考 7）。）
- ③ 切断箇所を示す折れ線鎖線の折れ曲がり部にも符号を付けます。折れ線鎖線の両端に付ける符号も合わせて、全て異なる符号とします。
- ④ 切断面を描く面は、いずれもその切断面の直角方向の形態として表します。
- ⑤ 【組合せ断面図】等にも、切断箇所の折れ曲がり部の符号と同じ符号を記入します。

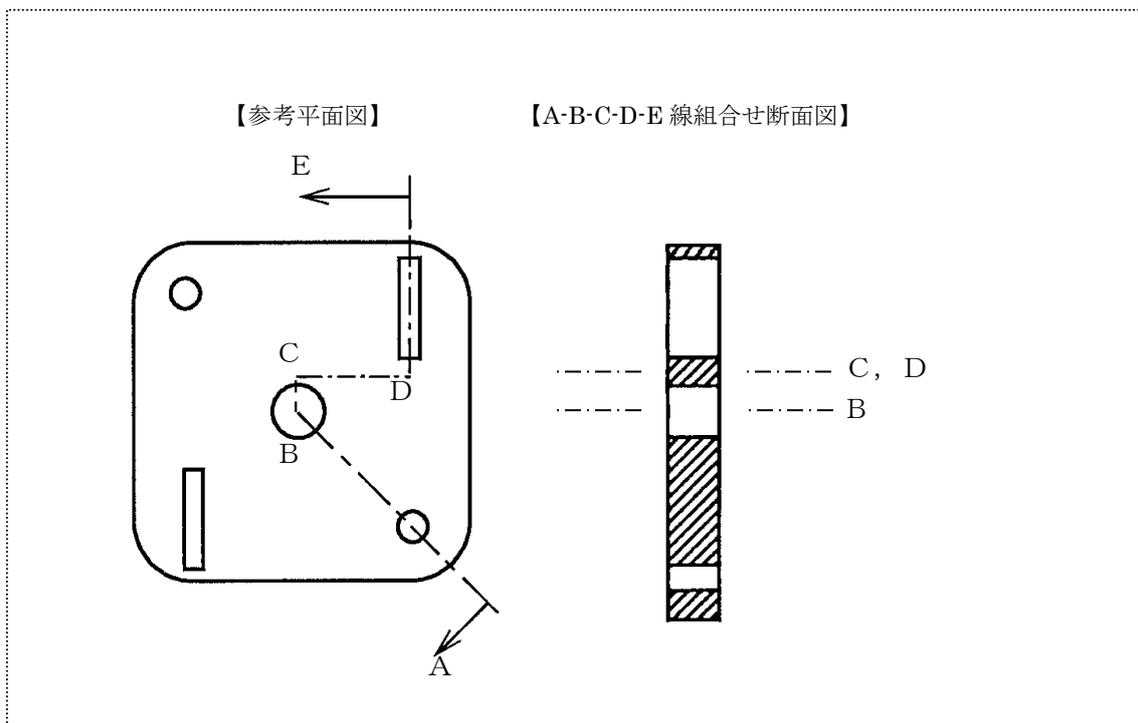
〔図 1.2-24〕【組合せ断面図】の考え方と記載例



〔図 1.2-25〕【組合せ断面図】の記載例



〔図 1.2-26〕【組合せ断面図】の記載例



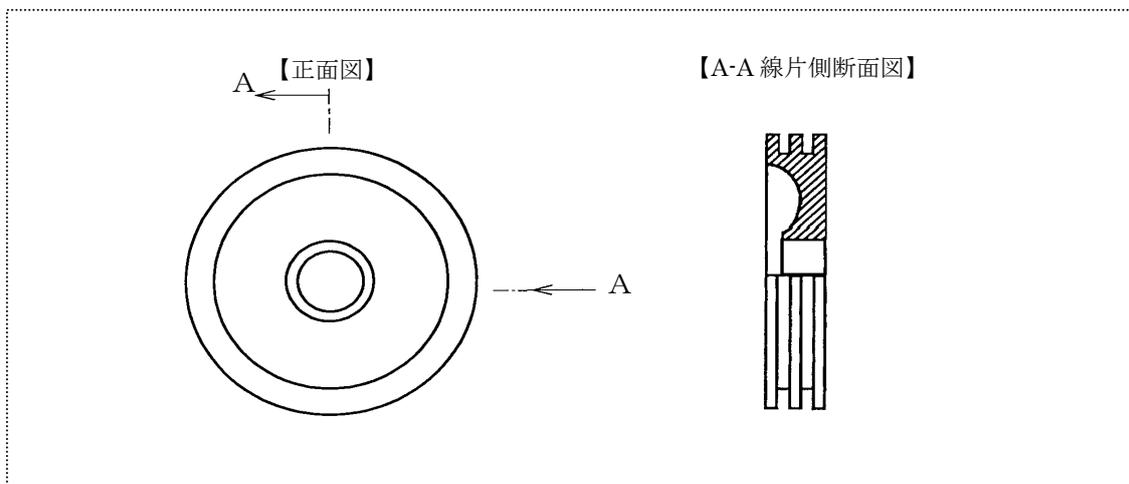
②【片側断面図】

【片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の 1/4 を切断し、その片側の切断面を断面として表す図です。

〔片側断面図作成の留意点〕

- ① 切断箇所を図中に描かなくてよいので、6 面図の内の一図で切断箇所を示すことができます。（切断箇所を示す鎖線を図形に触れないようにしてください。）
- ② 切断箇所に記入する符号は、屈折部には必要ありません。一点鎖線の両端部には符号を付け、かつ、その両端部には矢印で切断面を描く方向を示してください。なお、一点鎖線の端部に記入する符号は同一でもかまいません。
- ③ 断面を描く切断面と直角の方向で断面図を描きます。

〔図 1.2-27〕【片側断面図】の記載例



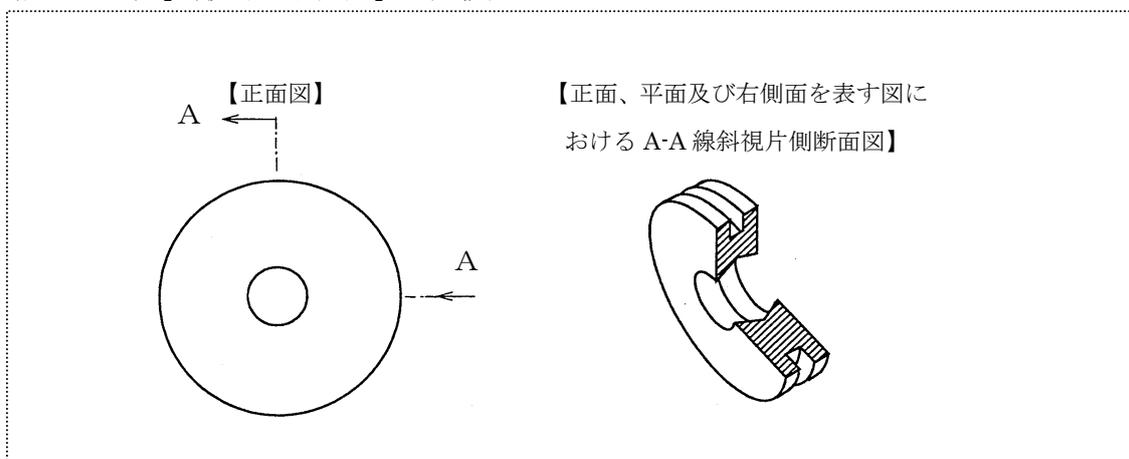
③ 【斜視片側断面図】

【斜視片側断面図】は、回転体又はそれに準じる立体について、回転軸で直交する切断面によって全体の 1/4 を切断し、その切断した状態を斜視図として表す図です。

〔斜視片側断面図作成の留意点〕

- ① 【斜視片側断面図】を形態の特定に必要な図とする場合は、【斜視片側断面図】の【図の表示】、図の種別の説明を等角投影図法、斜投影図法による場合と同様に記載することが必要です。なお、断面図を 6 面図に代えることはできません。
- ② 切断箇所の表示の仕方は、【片側断面図】と同様です。

〔図 1.2-28〕【斜視片側断面図】の記載例



【正面、平面及び右側面を表す図における A-A 線斜視片側断面図】

(5) 【拡大図】・【部分拡大図】

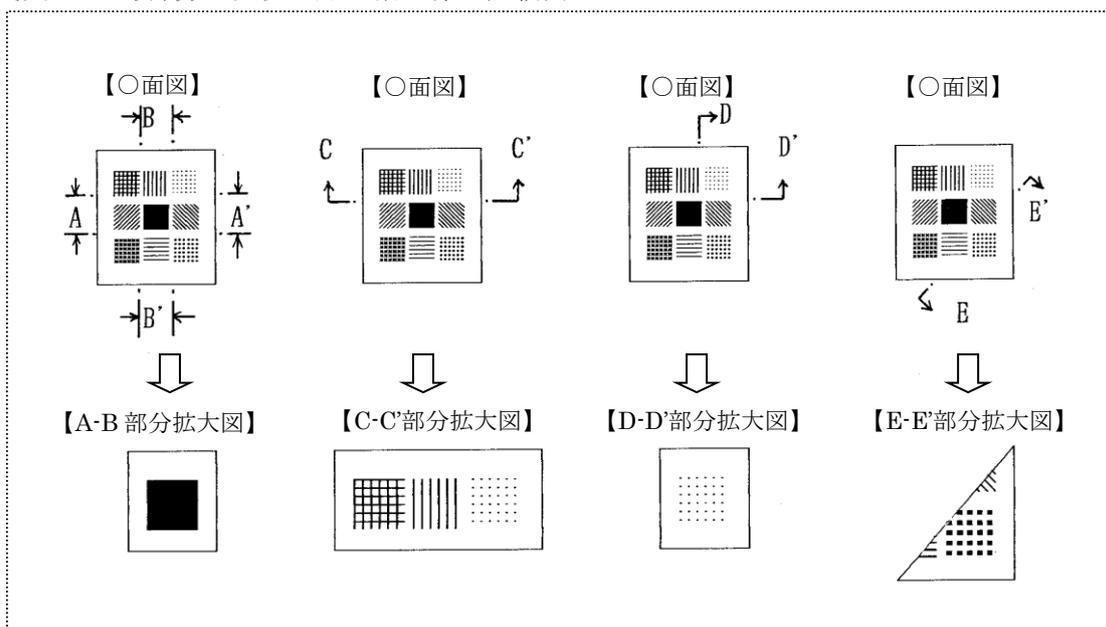
【拡大図】は、6面図等の縮尺では図形が小さすぎて形態を明確に表すことができない場合に、図の全体を同一プロポーショナルで拡大して表す図です。

【部分拡大図】は、の6面図等の縮尺では一部分の図形が小さすぎて、その部分の形態を明確に表すことができない場合に、その部分を拡大して表す図です。

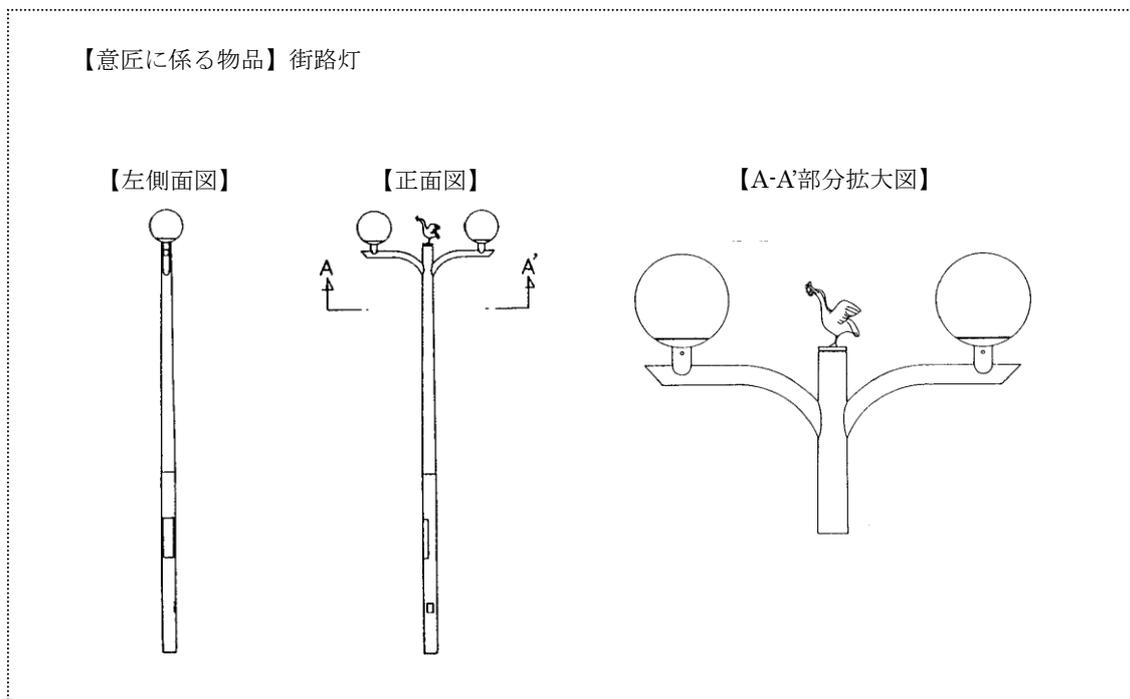
〔部分拡大図作成の留意点〕

- ①部分拡大図がどこの箇所であるかを、その部分の元とした図（6面図中の任意の1図）に拡大箇所を示します。その場合、拡大箇所を約0.2mmの一点鎖線の指示線で示します。指示線は、図形の中に記入してはいけません。また、一点鎖線の端部に矢印を設け部分拡大図を描いた方向を示すとともに、符号を記入します。（様式6備考5、16）
- ②元の図における縦横比（プロポーショナル）を変えないで、そのまま拡大して表現することが必要です。ただし、元の図が小さくて正確に描くことが困難な場合は、部分拡大図の形態と正確に一致させることができない訳ですから、部分拡大図の形態に相当する部分の元の図は、部分拡大図の形態と概略整合するよう描けば不一致とはされません。
- ③指示線によって区切られた周縁は、実際に該部を切断した形態を表すように、実線で表します。

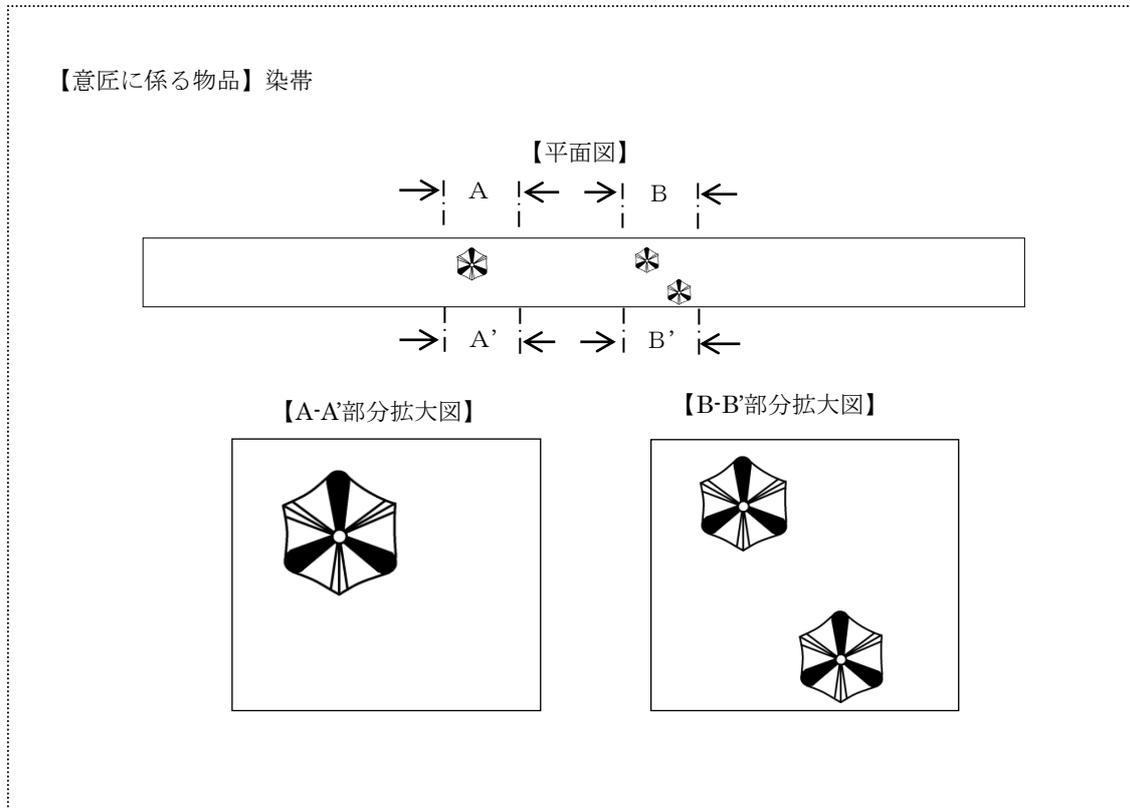
〔図 1.2-29〕部分の区切り方と指示線の記載例



〔図 1.2-30〕【部分拡大図】の記載例（街路灯）



〔図 1.2-31〕【部分拡大図】の記載例



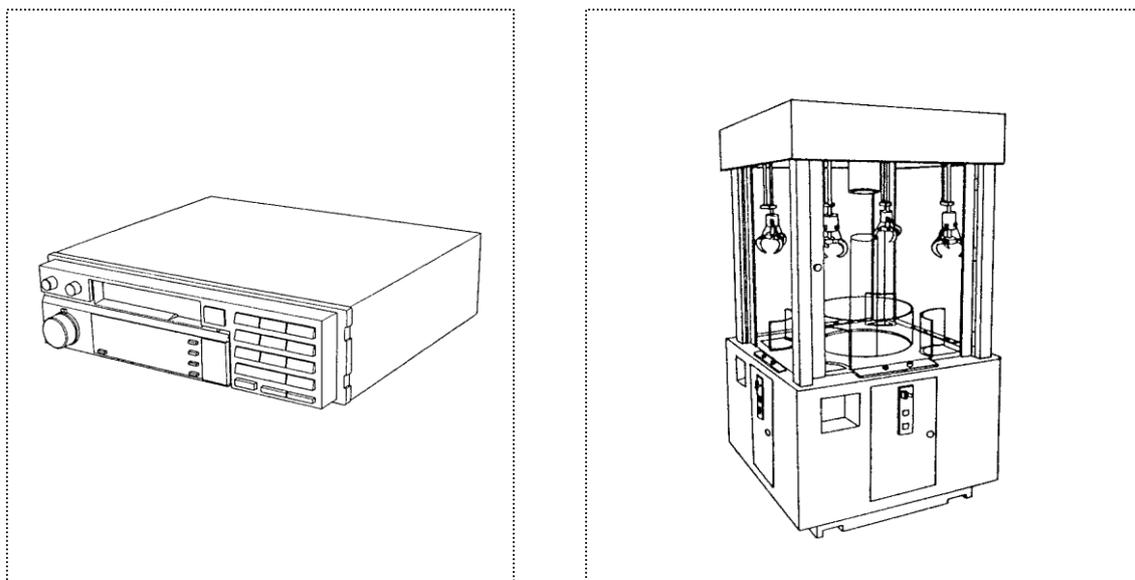
(6) 【斜視図】(等角投影図、キャビネット図、カバリエ図を除く)

斜視図は、単に斜め方向から看取できる形態を表した図一般を指します。前述した等角投影図、キャビネット図、カバリエ図も含まれますが、これらの図以外の斜視図を6面図に代えるものとはできません。しかし、これら以外の斜視図は、その斜角を定める規定もなく、対象物品に応じた描き方ができるので、意匠を特定するのに適切な図と言えます。特に、凹凸を表すには有効であり、その場合の斜視図は、6面図等で凹凸の態様が十分表現できない場合の必要図となります。また、6面図のように形態を正確に表せない短所がありますが、物体が人間に見える様子に近い形を一図で表現できるという長所を持っているので、意匠の要旨を表現する図として有用です。

【【斜視図】作成の留意点】

- ①意匠出願の図面に斜視図を記載する場合は、正投影図法によって表す6面を斜め方向から観察した場合の形態を表すものとします。
- ③ 6面図によって表される形態との整合性をできるだけ取る必要があります。凹凸部分を表すことを主目的としたものであっても、斜視図全体が6面図と整合が取れていないと、6面図により表された形態における凹凸の態様を表したものとすることができず、形態が不明確となる場合があります。

〔図 1.2-32〕【斜視図】の記載例



(7) 開閉部を有する場合、分離する場合、形態が変化する場合等を表す図

〔開閉部を有する場合等の作図の留意点〕(具体的な作図方法は第3部2. 開閉部を有するもの場合 参照)

- ①開閉部を有し開いた状態の形態を表す場合、分離した状態（分離した各部分の形態）を表す場合は、【扉を開いた状態の斜視図】【雄部正面図】【雌部正面図】等、必要とされる形態を表す図を加えます。

- ②形態が変化する場合において、その変化の前後にわたる形態を意匠登録出願する際は、【変化の途中の状態の斜視図】【変化をした状態の斜視図】【通電状態の正面図】等の図を加え、変化の態様を明らかにします。

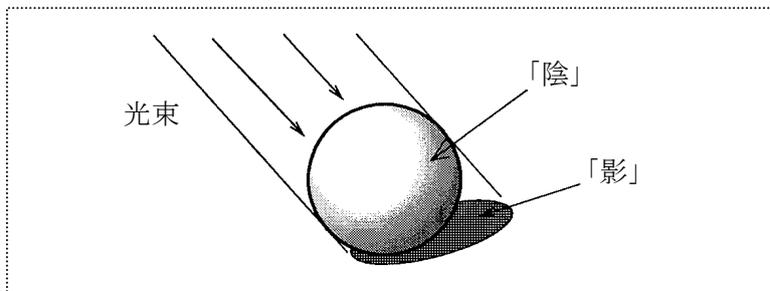
(8) 立体表面の形状を特定する「陰」

立体表面が曲面状の凹凸である等の形態については、その凹凸を断面図で表すと多数の断面図が必要な場合があります。このような場合の表現方法として、図に「陰」を描く方法があります。「陰」は立体の表現として描くもので「影」ではありません。

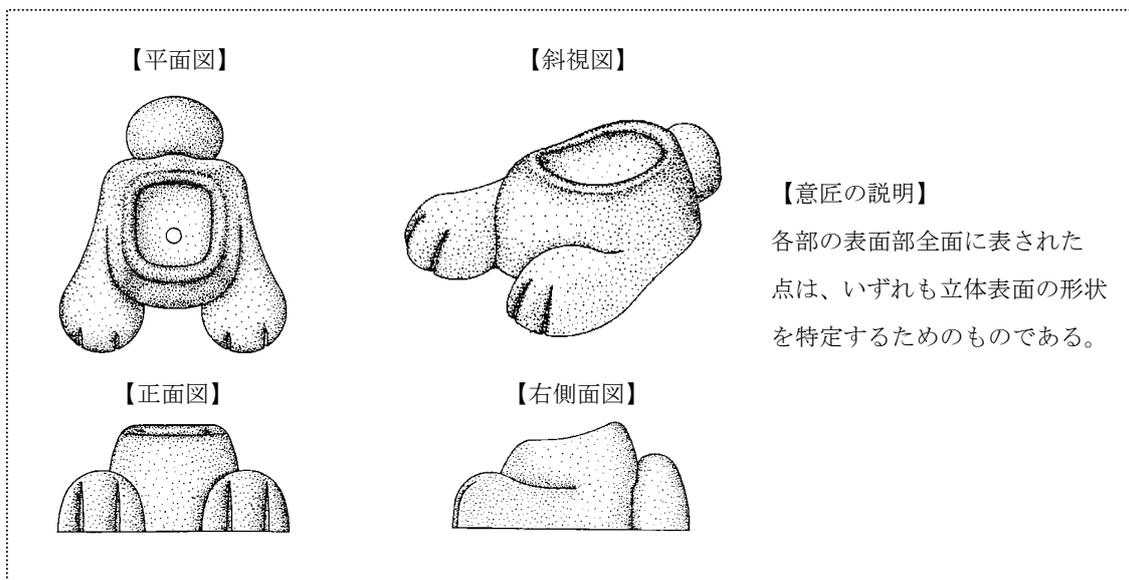
【「陰」を描く場合の留意点】

- ① 「陰」は、線、点、その他で表します。(様式6備考7)
- ② 「陰」を描いた場合は、その旨及び「陰」が線、点等のいずれであるかを【意匠の説明】の欄に記載します（〔図 1.2-34〕及び〔図 1.2-35〕参照）(様式6備考7)。ただし、意匠に係る物品の性質や各部の用途及び機能に照らし、当該説明の記載がなくても形状を特定するための線、点等であることが明らかな場合は、これらを省略することが可能です（〔図 1.2-36〕及び〔図 1.2-37〕参照）。なお、図形中に表された模様が、陰を表すための線・点等との区別が紛らわしい場合は、それらが模様であるとの説明を、【意匠の説明】の欄に記載することをお勧めします（〔図 1.2-38〕参照）。
- ③ 「陰」を表す点等の描き方は、できるだけ現実の立体形状から観察される濃淡を模して描くことが望まれます。例えば、左斜め上方45度から平行光線を照射したときの濃淡のように線、点等を疎密に描き、「陰」とします。
- ④ 形状線と区別できるように、「陰」を表す線は形状線より細く、「陰」を表す点も形状線の幅より小さい径としてください。形状線と「陰」が区別できないと、形態が不明確になる場合がありますので、注意してください。

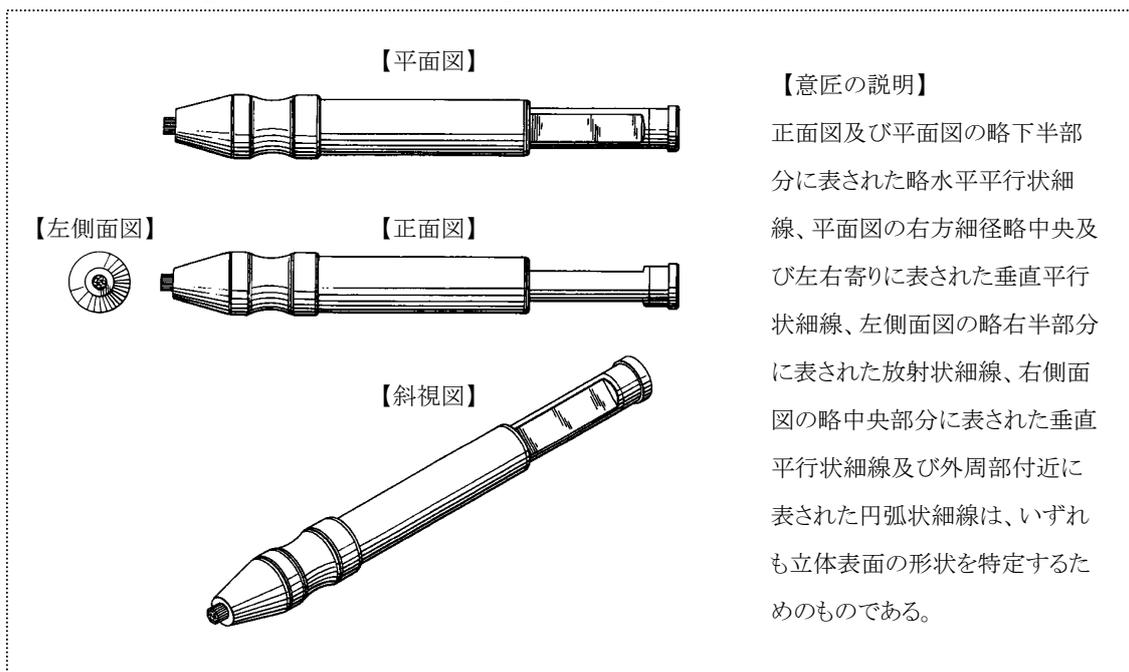
〔図 1.2-33〕 「陰」と「影」の違い



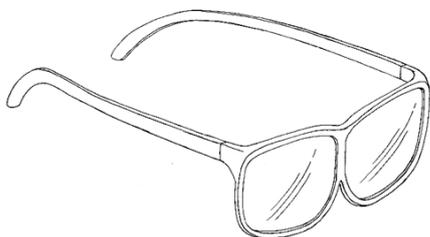
〔図 1.2-34〕「陰」を点で表した場合の【意匠の説明】の記載例



〔図 1.2-35〕「陰」を線で表した場合の【意匠の説明】の記載例



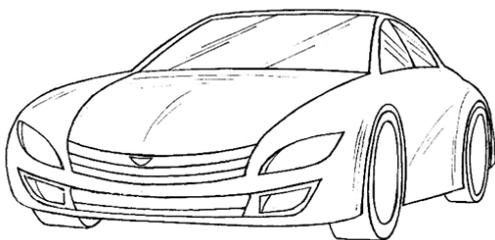
〔図 1.2-36〕【意匠の説明】の記載の省略が認められるものの例



意匠に係る物品「眼鏡」

※「眼鏡」の物品の性質上、レンズ中央に線模様を表すことは一般的でない

〔図 1.2-37〕【意匠の説明】の記載の省略が認められるものの例

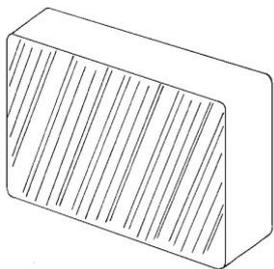


意匠に係る物品「乗用自動車」

※「乗用自動車」の物品の性質上、車体部や窓部に線模様を表すことは一般的でない

〔図 1.2-38〕【意匠の説明】の記載の省略が認められないものの例

【正面、平面及び右側面を表す図】



意匠に係る物品「石けん」

【意匠の説明】

正面、平面及び右側面を表す図の正面側に表された細線は、いずれも立体表面の形状を特定するためのものである。

※「石けん」の物品の性質上、説明がなければ模様であるのか、立体表面の形状を表したものであるのかが不明

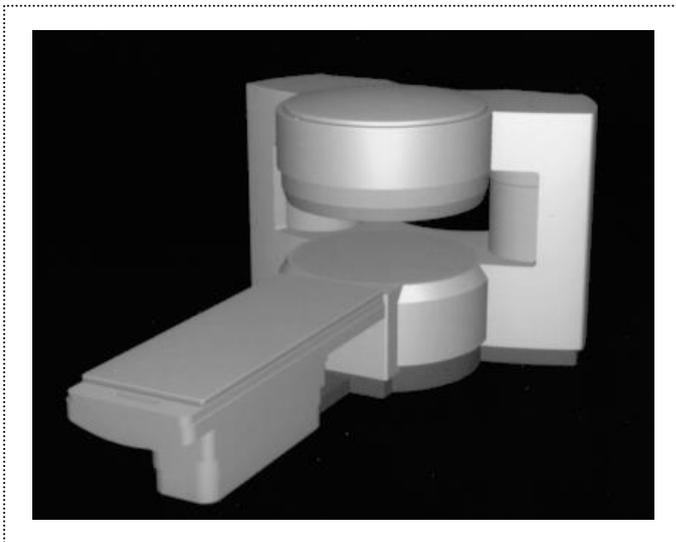
(9) コンピュータ・グラフィックスを使用した図

コンピュータ・グラフィックス（CG）で作成された図は、形態が写真のように表されたものであっても人為的に描いた図であるので、その図を記載した書類は「図面」になります。したがって、基本的には図面の様式に基づき作成する必要があります。

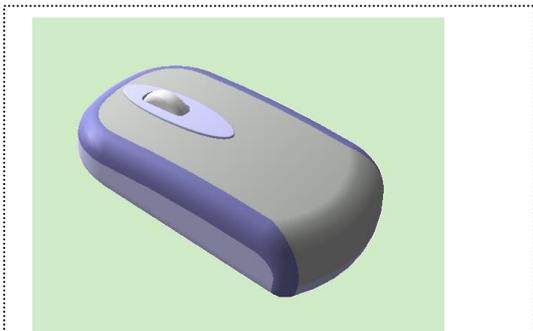
〔CGによる作成の場合の留意点〕

- ①形状線を表さない図も認めています。
- ②形状線を表さない図の場合は、必要に応じて背景に彩色を施します。背景の彩色は、出願の意匠を構成しない単一色とし、併せて願書の【意匠の説明】の欄に、当該単一色が背景の彩色である旨を記載してください（〔図 1.2-41〕参照）。ただし、当該説明の記載がなくても彩色が背景であることが明らかな場合は不要です（〔図 1.2-40〕参照）。
- ③図中に「陰」としての明度変化を表す場合は、その明度変化が「陰」である旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載することが必要です（〔図 1.2-42〕参照）。ただし、当該説明の記載がなくても「陰」であることが明らかな場合は不要です。
- ④色彩を有する意匠に「陰」を表した図で、色彩を明確にする場合は、【陰を付さない状態の正面図】等を加えてください（〔図 1.2-43〕参照）。
- ⑤デジタルカメラで撮影したデータを活用し作図した場合も（一部を切り取り線図に加える等）、CGと同様に「図」として扱います。ただし、デジタルカメラで撮影したデータを、意匠を構成しない要素の消去、色彩調整等程度の加工をして表した場合は、「写真」になります。
- ⑥断面図が必要な場合、通常の図面と同様に、切断面（肉厚面等）には約 0.2mmの太さの平行斜線を引きます（様式 6 備考 5、15）（〔図 1.2-44〕）。なお、切断面を彩色で表す場合には、その色彩は、出願の意匠を構成しない単一色とし、その色彩で表した部分が断面の形状のみを表す旨を【意匠の説明】の欄に記載してください（〔図 1.2-45〕）。

〔図 1.2-39〕CGによる図の記載例



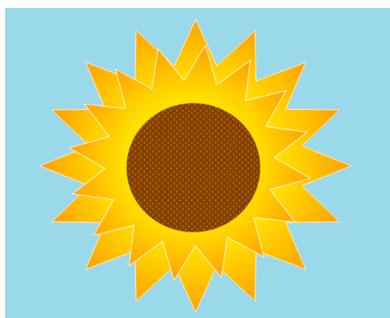
〔図 1.2-40〕【意匠の説明】の記載がなくても背景であると明らかなものの例



意匠に係る物品「電子計算機用マウス」

〔図 1.2-41〕【意匠の説明】の記載がなければ背景であるか否か明らかでないものの例

【表面図】



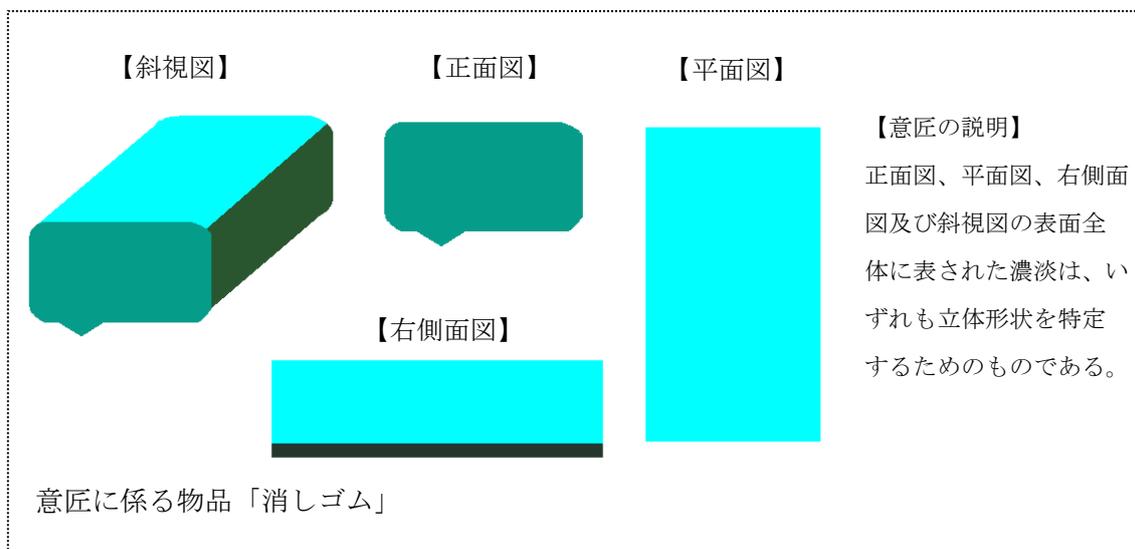
【意匠の説明】

表面図の周辺部に表された水色は、正面形状を明確にするための背景である。

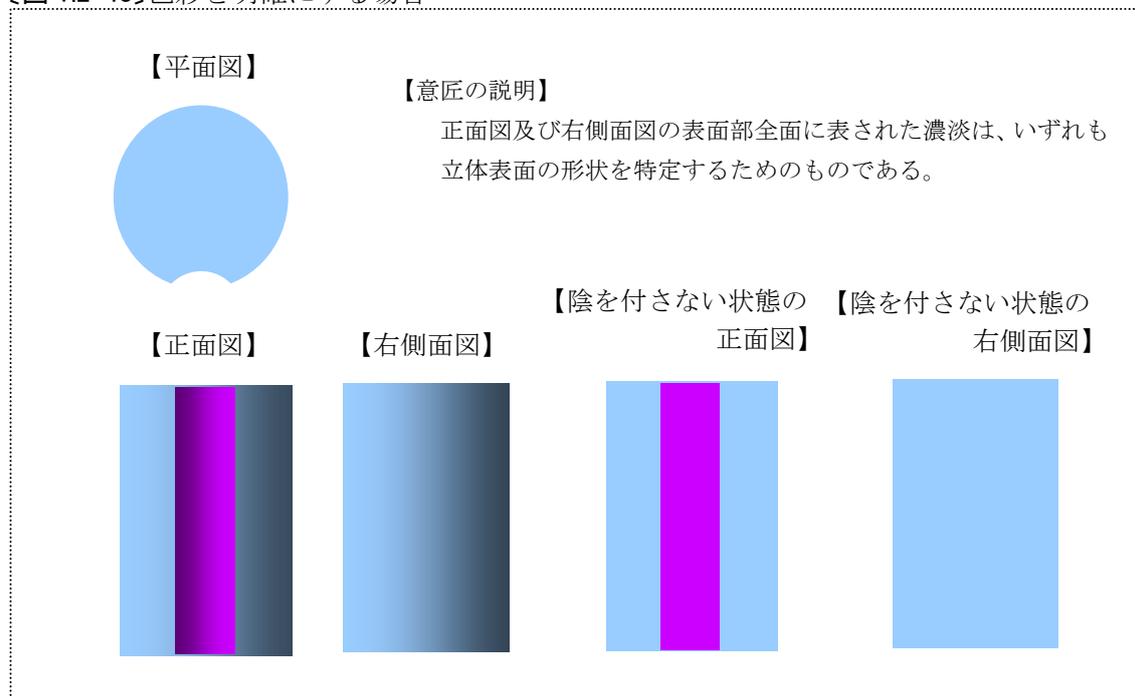
意匠に係る物品「装飾用シール」

※出願に係る意匠が、ひまわり模様部のみであるのか、水色の外縁部も含めた図形全体であるのか不明

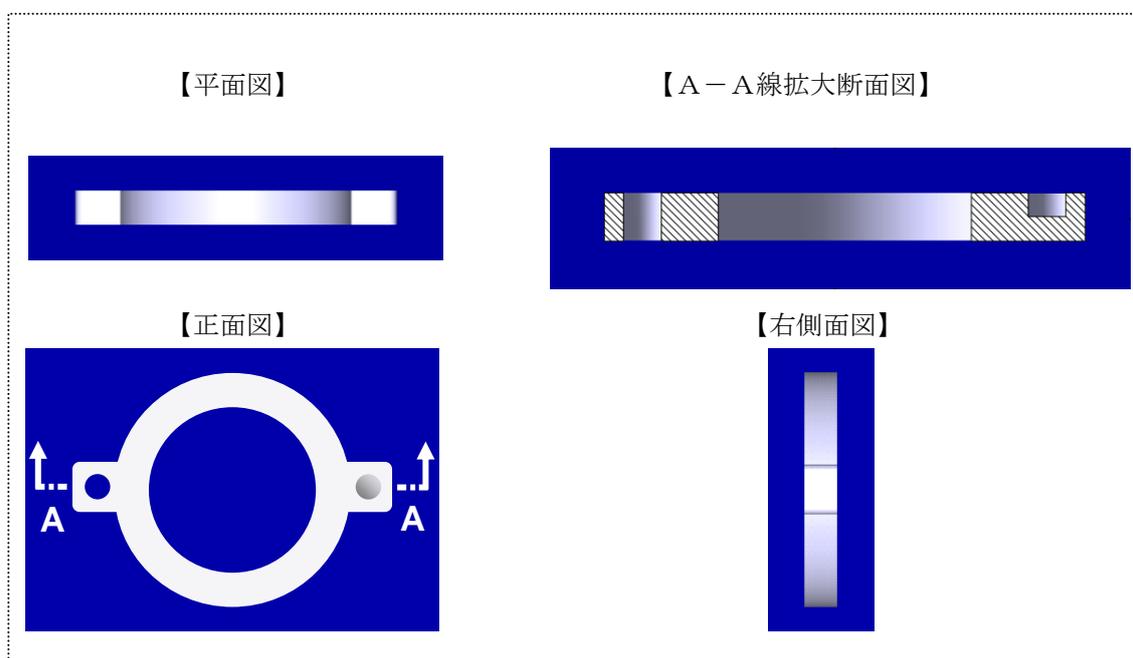
〔図 1.2-42〕【意匠の説明】の記載がなければ明度変化が「陰」であるか否か明らかでないものの例



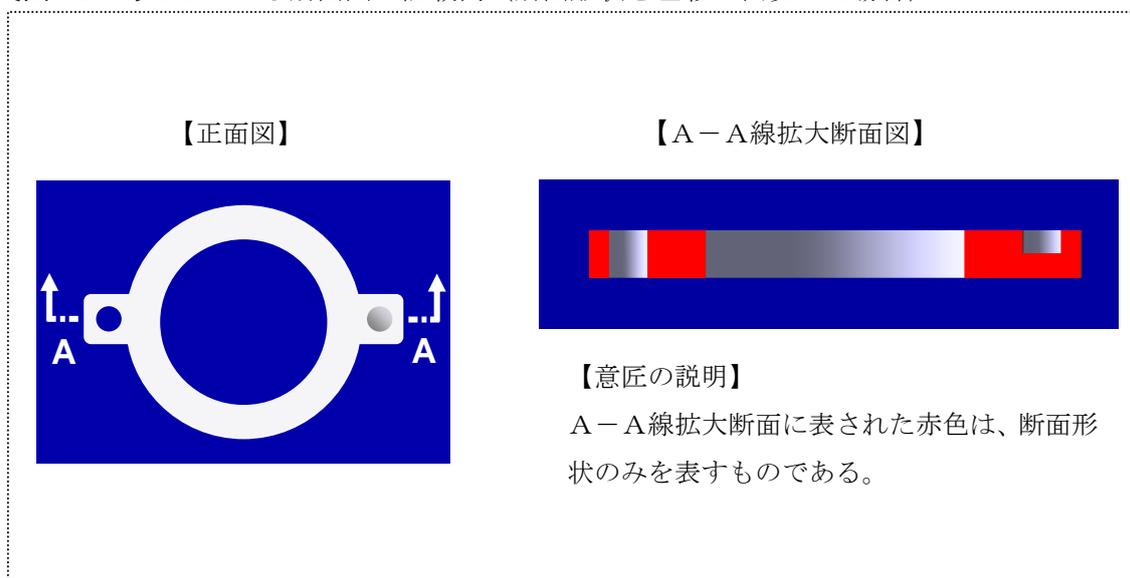
〔図 1.2-43〕色彩を明確にする場合



〔図 1.2-44〕CGによる断面図の記載例



〔図 1.2-45〕CGによる断面図の記載例（断面形状を色彩で表現した場合）



なお、物品の部分について意匠登録を受けようとする出願でのCGによる断面図については、第2部 2. 3③CGで作成された断面図 (p. 55) をご参照ください。

B. 意匠の理解を助けるための図

及び透明部等を示す図について

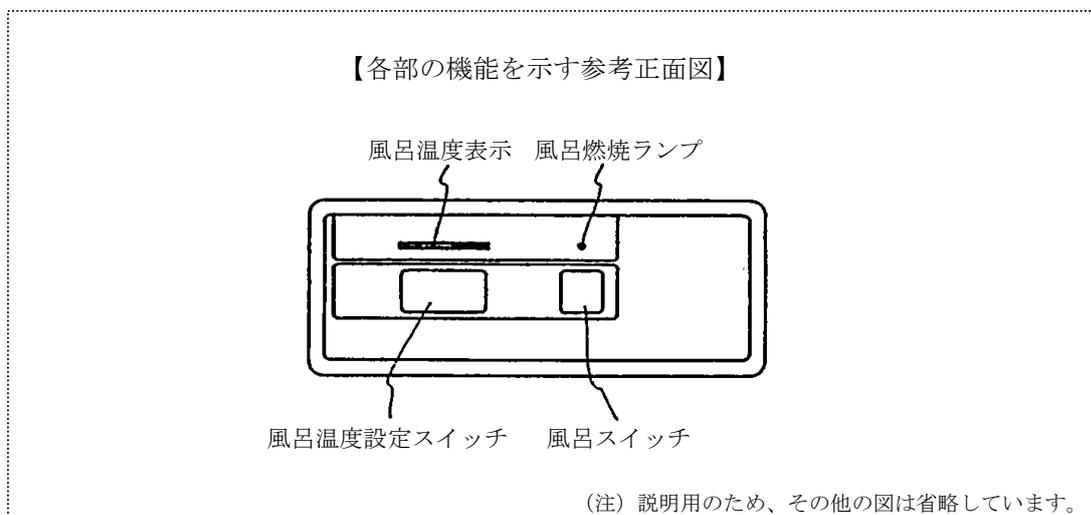
6面図等の他に、物品の説明や透明部を示すために補足的に図を用いる必要がある場合は、参考図を加えます（様式6備考14）。参考図には、各部の機能等を示す図、物品の使用目的・方法を示す図、透明部又は透光性部を示す図等があります。そして、これらの参考図は、意匠登録出願の意匠の形態そのものを表す図ではないので、図形の中に、中心線、基線、水平線、影を表すための細線又は濃淡、内容を説明するための指示線、符号又は文字その他意匠を構成しない線、符号又は文字を記入することができます（様式6備考7）。

ただし、参考図として表された図については、意匠に係る物品の材質、大きさ、透明箇所、使用の目的、使用の状態等の理解の点において、出願の意匠の認定の基礎とします。一方、六面図及びその他必要な図に表されたものと異なる形状、模様又は色彩が表されている場合には、それら異なる要素そのものを、出願の意匠の形態に係る認定の基礎とはしません（意匠審査基準第1部第2章 参照）。

2B.1 各部の機能等を示す参考図

各部の具体的構成態様や物品の使用方法等を表すには、各部の機能等を示す参考図で表します。この参考図は、6面図等のいずれかの図と同様の図に指示線、文字、符号等を加えて描く方法が一般的ですが、6面図等で表される形態のどの部分を示したものを理解できるように表せば良いものです。

【図 1.2-46】【各部の機能を示す参考図】の記載例



2B.2 使用状態を示す参考図

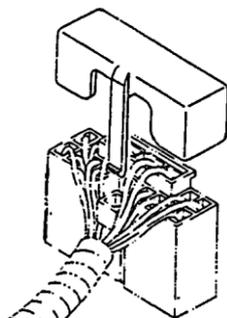
従来の知識ではその物品の使用目的・方法等がわからないために意匠を理解することができない場合には、願書の【意匠に係る物品の説明】の欄に使用目的、使用方法、使用状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載しますが、それとともに、必要に応じて【使用状態参考図】等を加えます。【使用状態参考図】等は、描き方の制約がないので当該物品以外のものを合わせて描くことができます（例えば、部品の出願における、部品を組み込んだ状態の【使用状態参考図】）。

〔図 1.2-47〕【使用状態を示す参考図】の記載例

【意匠に係る物品】 電気コネクタ用後端キャップ

【意匠に係る物品の説明】 本物品は、電気コネクタ用ハウジングの後端部に被せられて一对の係止片により固定され、該ハウジングから導出される電線を折り曲げつつ周壁の切欠部より引き出す。

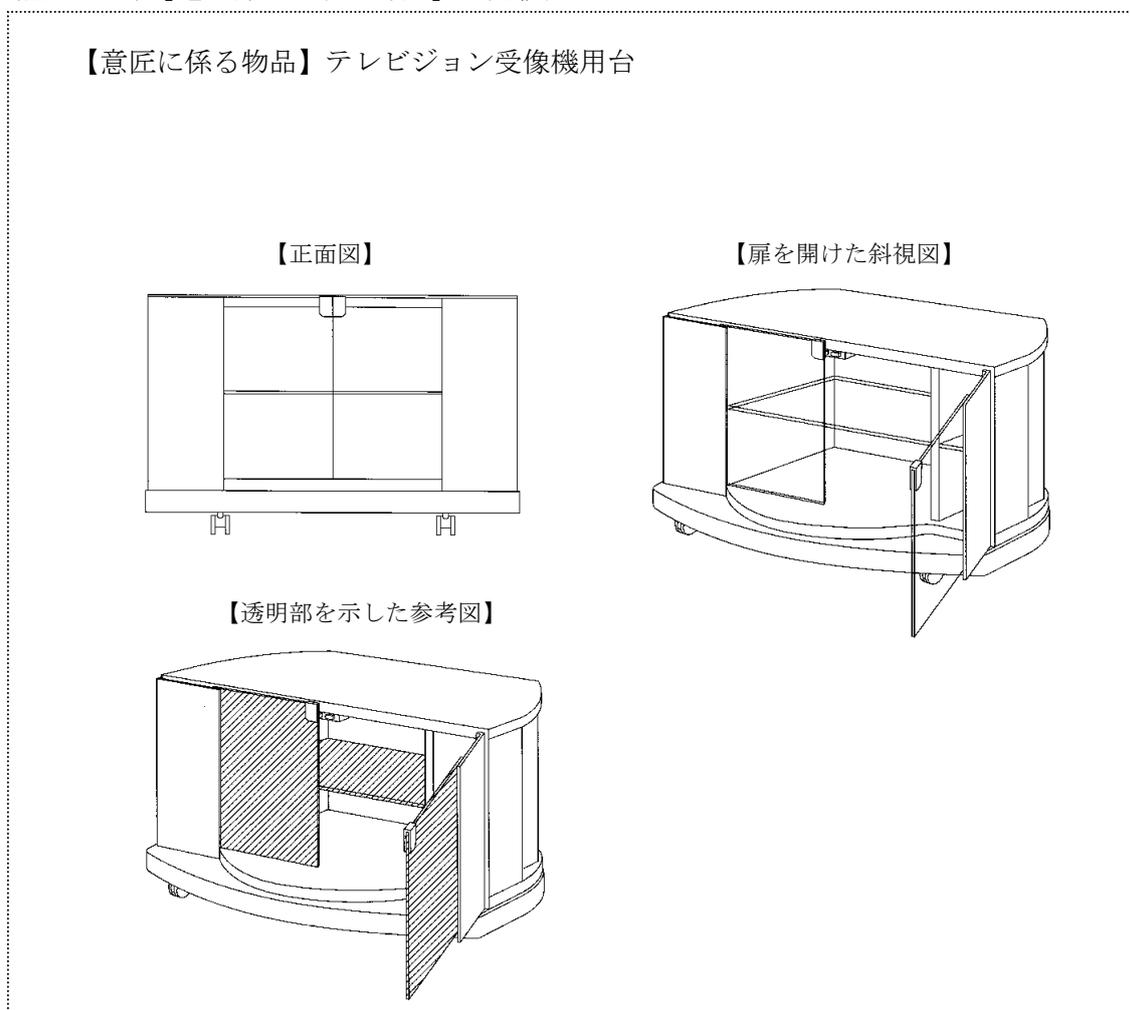
【使用状態を示す参考斜視図】



2B.3 透明部を示す参考図等

形態の一部が透明又は透光性を有するものを表す場合、【意匠の説明】の記載だけでは、透明等の部分がどこであるか理解できないものについては、【透明部を示す参考図】等を6面図等に加えることによって、明示することが必要です。透けて見える部分をそのまま表す場合、図形が不透明体より複雑になり、形態を正確に理解することが困難になるので、透明等の部分が【意匠の説明】の記載によって分かるものでも、【透明部を示す参考図】等を加えることは有用です。(透明等についての具体的な作図方法は、第3部4. 透明または透光性を有するものの場合 参照)

〔図 1.2-48〕【透明部を示す参考図】の記載例



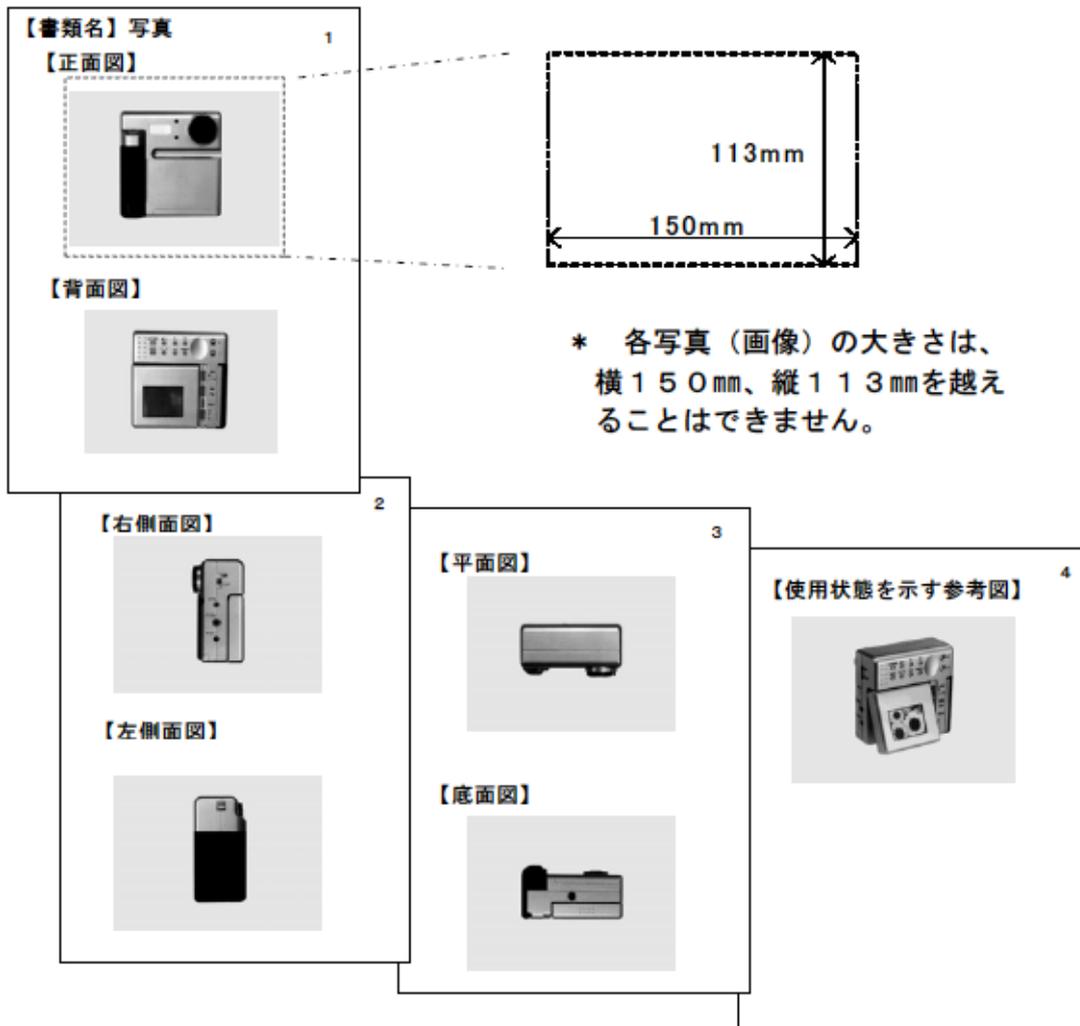
C. 図面代用写真について

図を記載した図面に代えて、写真を添付して意匠登録出願をすることができます。写真とする場合も、形態の表し方は図面の場合と同じです。つまり、6面図等の各図それぞれを、図が表す面と同じ方向の面を撮影した写真に置き換えた表し方となります。

〔図面代用写真の場合の留意点〕

- ①意匠を構成しない背景、陰ではない影、鏡面状部分への写り込み等が写らないよう注意が必要です。
- ②凹凸等に現れる濃淡の「陰」(2A.5(8)立体表面の形状を特定する「陰」参照)が、模様と区別しづらい場合は、【意匠の説明】の欄に、その区別を記載してください。
- ③背景部や台の面が模様等として写らないよう、白色布、黒色布等の同一のもので背景部や台を覆う等、当該意匠を構成しない模様等が写らない撮影環境で撮影してください。
- ④前方が大きく後方が小さく写るパース状にできるだけならないような撮影方法で撮影してください。
- ⑤デジタル写真の撮影データ等について、形態を鮮明にする、意匠を構成しないものを消去する等の操作を加えたものも写真とすることができます。(操作後の写真データによって表された形態が出願意匠になります。)
- ⑥写真と図を組み合わせることができます。その場合、写真と図の整合性に注意が必要です。例えば、写真には意匠の要旨に関わる濃淡が表されているにも関わらず、図が形状のみを表したものであるときは、写真と図が整合しないものであるため、特定した形態が表されていないこととなります。なお、出願手続においては、写真と図を分けて、【書類名】をそれぞれ写真、図面とする必要があります。
- ⑦写真に線図を描き加えて1つの写真とすることはできません。なお、CGによる作図において、一部に写真データを活用したものは、図となります。(2A.5(9)コンピュータグラフィックを使用した図参照)

[図 1.2-49]写真を貼付した例

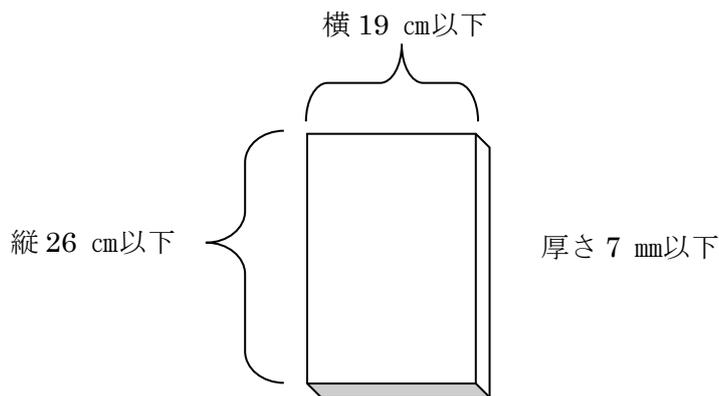


D. 見本、ひな形について

一部の物品については、図面に代えて見本又はひな形を添付して意匠登録出願することができます。見本又はひな形により意匠を表すことができるものは、規則に定められた材質、大きさ等が制限の範囲内のものに限られます。

〔図面代用として提出することができる見本、ひな形の制限〕(意匠法施行規則第5条参照)

- ①大きさは、縦26 cm、横19 cm、厚さが7 mm以下のもの。
それ以上大きなものは提出できません。



ただし、薄い布地又は紙地の場合は、縦横それぞれ1m以下であり、7 mm以下の厚さに折りたたんで所定の袋に収めることができれば提出できます。

- ②こわれにくいもの、容易に変形・変質しないもの。
例えば、欠けやすいもの、自然劣化し易いもの、自然変色し易いもの、自然溶解し易いもの、腐敗するもの等は提出できません（割れやすいガラス製品や食品等）。
- ③取扱い又は保存に不便でないもの。
例えば、鋭い針や刃があり取扱いが危険なものや、見本やひな形を入れる袋を破いてしまうようなもの等は提出できません（縫い針や抜き身の刃物等）。

(注意) 見本やひな形は破れにくく丈夫であり、かつ、なるべく透明な袋に直接入れてください(意匠登録を受けようとする意匠の内容が不明確となる可能性があるため、更に密封された小袋や箱等には入れないでください)。

(作成例)

【書類名】 見本



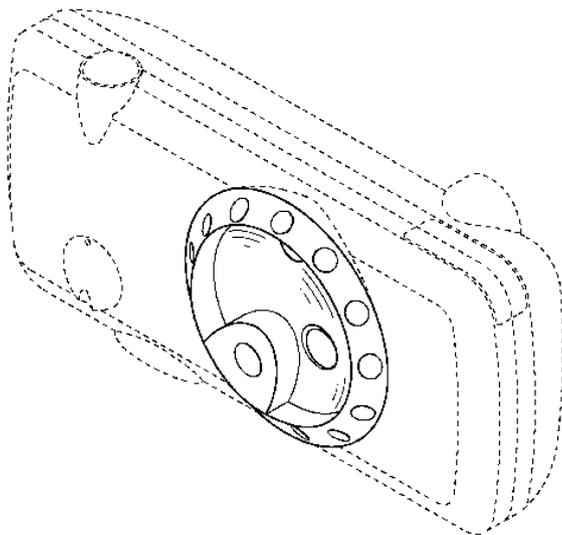
注意!
見本やひな形は、密封された小袋や、箱等に入れた状態ではなく、このように直接所定の袋に入れて提出してください。

| | | | |
|----------------|-----------|------|--|
| 意匠登録出願人の氏名(名称) | ○△ | 出願番号 | |
| 意匠に係る物品 | 携帯電話ストラップ | 出願日 | |

第2部 物品の部分について意匠登録を受けようとする意匠の表し方

物品の一部分の形態について意匠登録を受けようとする場合の願書の記載、図面の記載等の表し方については、基本的には全体意匠の場合と同じですが、特有の記載方法もあります。

以下、その特有の記載方法及び留意点について説明します。



1. 願書の記載

1.1 【部分意匠】の欄

【部分意匠】の欄は、2019年5月1日以降の出願については、願書項目ではありませんでした。

1.2 【意匠に係る物品】の欄

【意匠に係る物品】の欄には、物品全体としての「物品の区分」を記載します。したがって、例えば、カメラの創作において当該グリップ部分の意匠登録を受けたい場合は、「カメラ」と記載します。「カメラのグリップ部分」などと記載しないよう注意してください。

物品全体としての「物品の区分」の記載の仕方については、全体意匠と同様です。

1.3 【意匠に係る物品の説明】の欄

「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能も、重要な判断要素となりますので、図面のみでは「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能がわかりにくいと思われるときには、当該部分の用途及び機能の説明も記載します。（その説明に代えて【参考図】で明らかにすることも可能です。）

なお、【意匠に係る物品】が、「別表第一」の「物品の区分」のいずれにも属さない場合に、その物品の使用の目的・状態等物品の理解を助けることができるような説明を記載することは、全体意匠と同様です。

1.4 【意匠の説明】の欄

全体意匠の場合に記載する必要がある内容の他に、「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法を記載します。（第1部1.3【意匠の説明】の欄について参照）

(1) 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法についての記載

①図面の記載のみでは意匠登録を受けようとする部分を特定することができない場合は、当該部分を特定する方法を【意匠の説明】の欄に記載します(様式6 備考11)。図面において、例えば、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描く場合は、【意匠の説明】の欄に「実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」と記載します。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を一点鎖線で描いた場合は、「一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である」のように記載します。同様に、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色によって区別する場合等も、例えば「〇〇色(出願の意匠に含まれない単一色)で着色された部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。

②見本、ひな形については、見本、ひな形における「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。(様式8 備考3)

③図面代用写真については、撮影された被写体の「意匠登録を受けようとする部分」の表し方に従って、例えば「黒色で塗った部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。」のように記載します。

| | |
|--------------|---|
| 【書類名】 | 意匠登録願 |
| 【整理番号】 | 19-A-3-AN |
| 【提出日】 | 令和〇〇年〇〇月〇〇日 |
| 【あて先】 | 特許庁長官 殿 |
| 【意匠に係る物品】 | デジタルカメラ |
| 【意匠の創作をした者】 | |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関3-3-2 |
| 【氏名】 | 意匠 一郎 |
| 【意匠登録出願人】 | |
| 【識別番号】 | 000000003 |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関3-3-3 |
| 【氏名又は名称】 | 意匠株式会社 |
| 【代理人】 | |
| 【識別番号】 | 100000023 |
| 【住所又は居所】 | 東京都千代田区霞が関3-3-4 |
| 【弁理士】 | |
| 【氏名又は名称】 | 代理 一郎 |
| 【電話番号】 | 03-3123-4567 |
| 【手数料の表示】 | |
| 【予納台帳番号】 | 012345 |
| 【納付金額】 | 16000 |
| 【提出物件の目録】 | |
| 【物件名】 | 図面1 |
| 【意匠に係る物品の説明】 | この物品は、正面右寄りにスイッチ機構部が設けられ、保護カバーを回動させて使用する。 |
| 【意匠の説明】 | 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。 |
| 【書類名】 | 図面 |

← 意匠登録を受けようとする部分の特定方法の記載

2. 図面の記載

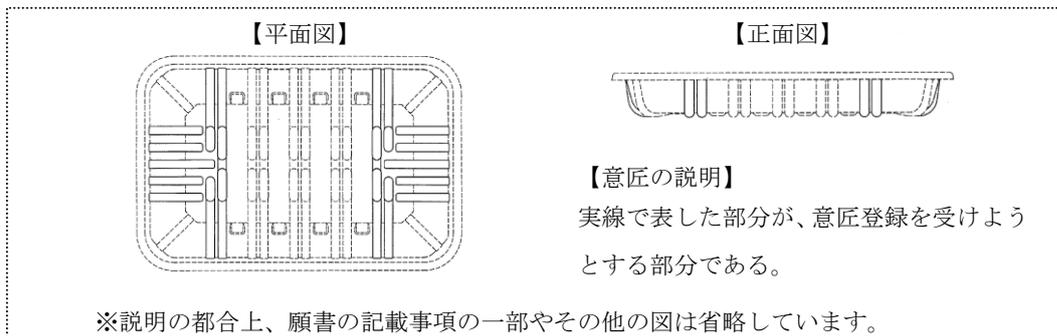
2.1 「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法

「意匠登録を受けようとする部分」が物品全体の中のどこの部分であるかが分かるようにする必要があります。その方法としては、「意匠登録を受けようとする部分」を実線で描き、「その他の部分」を破線で描くことにより、意匠登録を受けようとする部分を特定します（様式6備考11）。また、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を彩色等によって区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定すること等も可能です。なお、それぞれの形態の描き方の基本は、前記（第1部 出願意匠の表し方の基本）のとおりです。

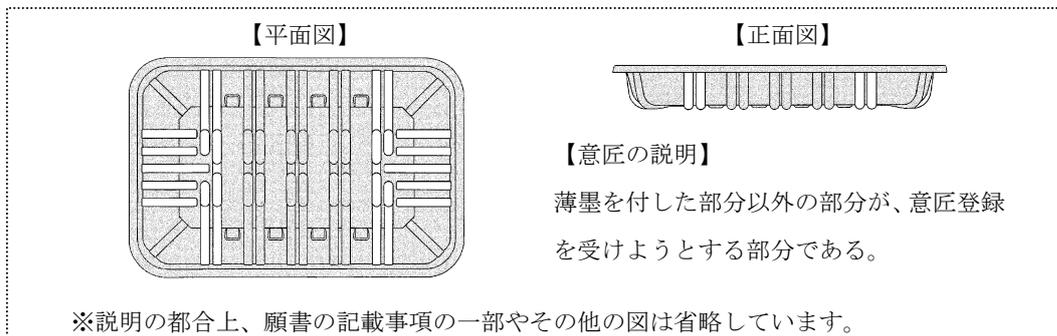
【特定方法の留意点】

- ①【参考図】のみで「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認められません。
- ②指示線や太線で囲む等により「意匠登録を受けようとする部分」を特定することは認められません。
- ③彩色により「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別することで「意匠登録を受けようとする部分」を特定する場合は、「その他の部分」を出願の意匠に含まれない単一色で彩色します。なお、「意匠登録を受けようとする部分」が彩色されている場合は、当該色彩も含めて「意匠登録を受けようとする部分」になりますので、注意してください。

〔図 2.2-1〕実線と破線で描き分けた例

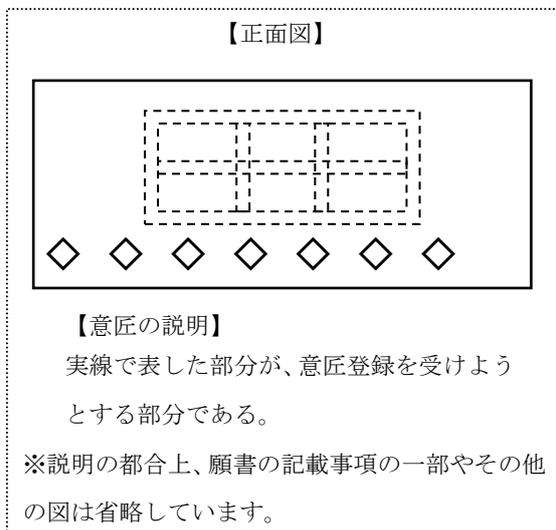


〔図 2.2-2〕「その他の部分」を薄墨で塗り分けた例



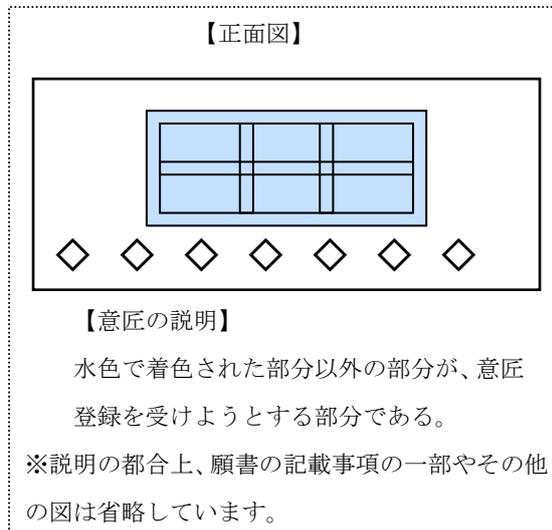
〔図 2.2-3〕

実線と破線で描き分けた例



〔図 2.2-4〕

「その他の部分」を彩色で塗り分けた例

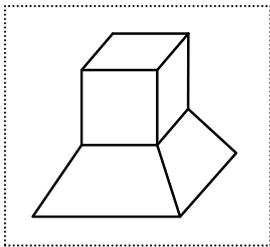


2.2 図面の具体的記載方法・留意点

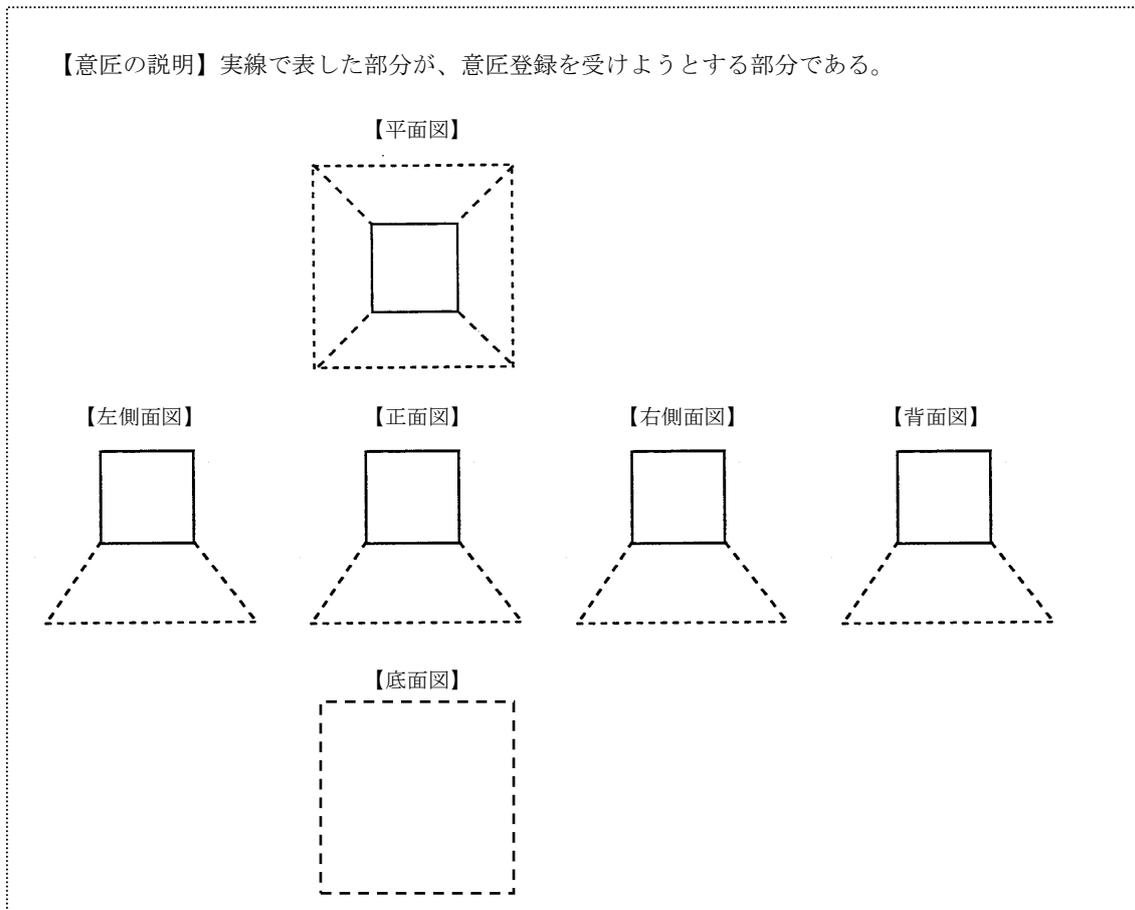
(1) 「6面図」の一般的な記載方法

〔図 2.2-5〕の立体において、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分のいずれをも含むときは、〔図 2.2-6〕のように、意匠登録を受けようとする部分を実線で描き、その他の部分を破線で描く等により意匠登録を受けようとする部分を特定します。

〔図 2.2-5〕立体物の例



〔図 2.2-6〕【意匠の説明】及び図面の記載例



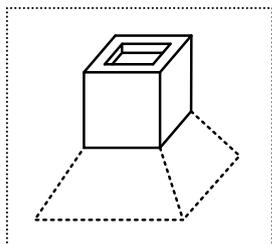
(2) 【断面図】の記載方法

① 【断面図】の一般的な記載方法

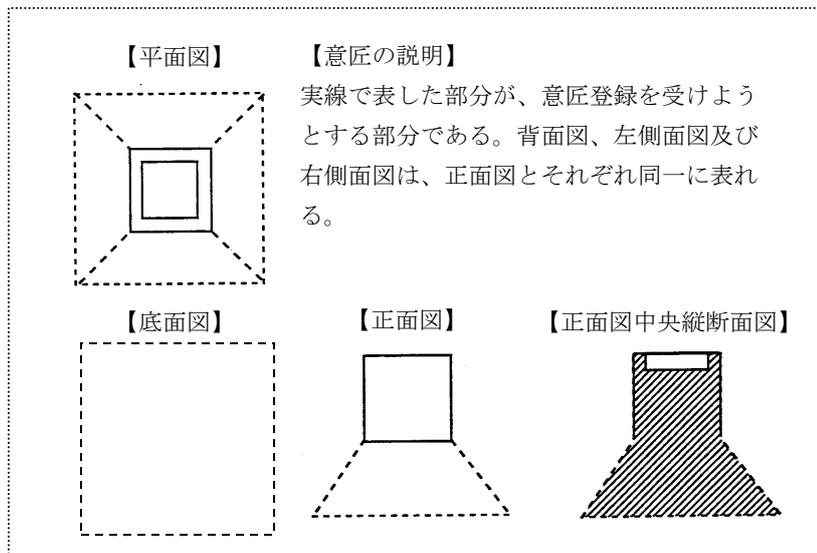
【断面図】は、6面図で「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を区別して描いた方法と同じ表現で描きます。

例えば、〔図 2.2-7〕の立体における【断面図】は、〔図 2.2-8〕の【正面図中央縦断面図】のように「意匠登録を受けようとする部分」のみを実線で描きます（切断面を示すハッチングは、描き分ける必要はありません。）。

〔図 2.2-7〕立体物の例



〔図 2.2-8〕【断面図】の描き方の例



② 「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定するために必要な【断面図】

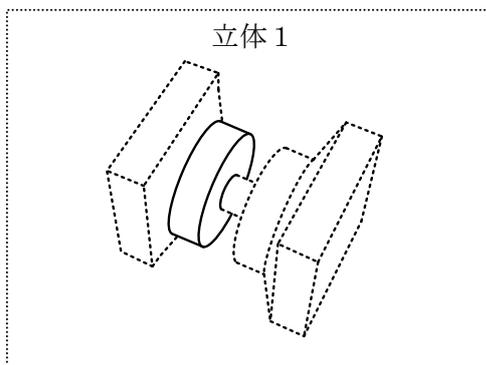
6面図のみでは、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定することができないときには、【断面図】を提出することによって特定します。

例えば、〔図 2.2-9〕の立体1の実線で表された部分を「意匠登録を受けようとする部分」とする図面を作成する場合、6面図（〔図 2.2-10〕）のみでは複数の態様（〔図 2.2-11〕）が想定できるため、立体1の形態を特定できません。

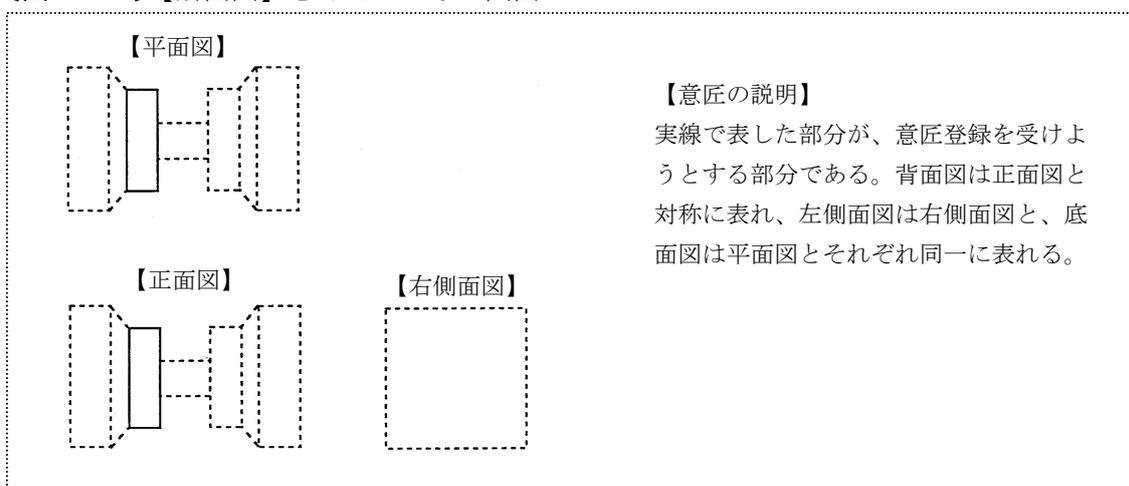
このような場合には、〔図 2.2-12〕に示すように二つの【断面図】を提出することによって「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定します。

なお、【断面図】を「意匠登録を受けようとする部分」の特定に用いる場合は、願書の【意匠の説明】の欄に、例えば、「断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。」と記載してください。

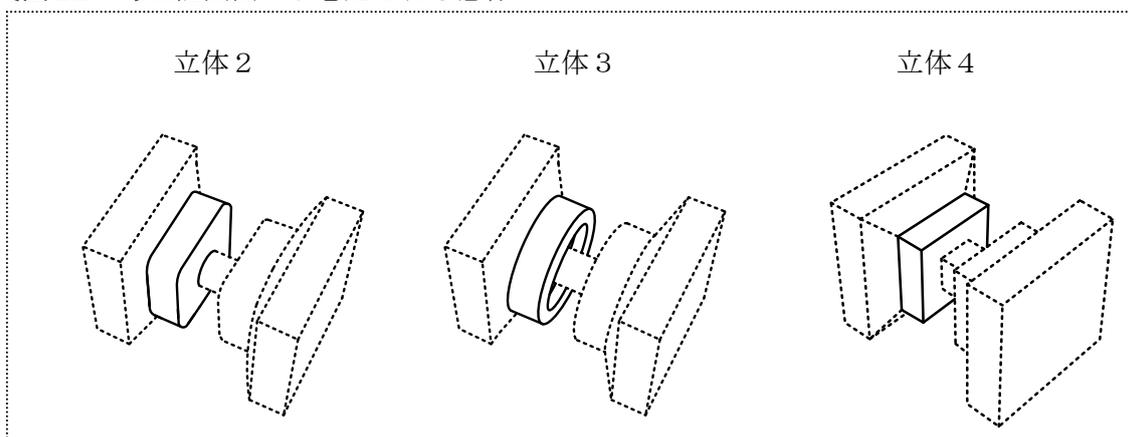
〔図 2.2-9〕立体物の例



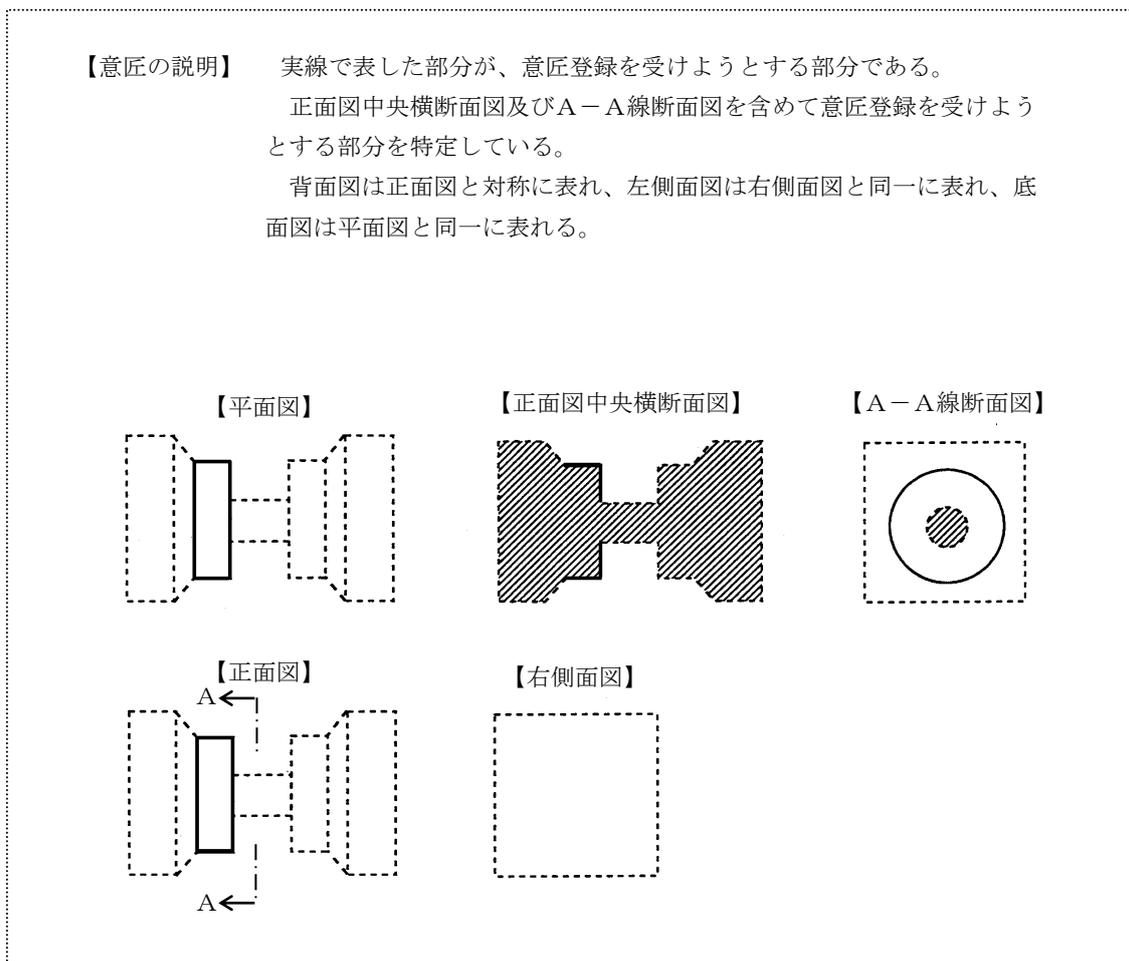
〔図 2.2-10〕【断面図】を加えていない図面



〔図 2.2-11〕上記図面から想定される態様



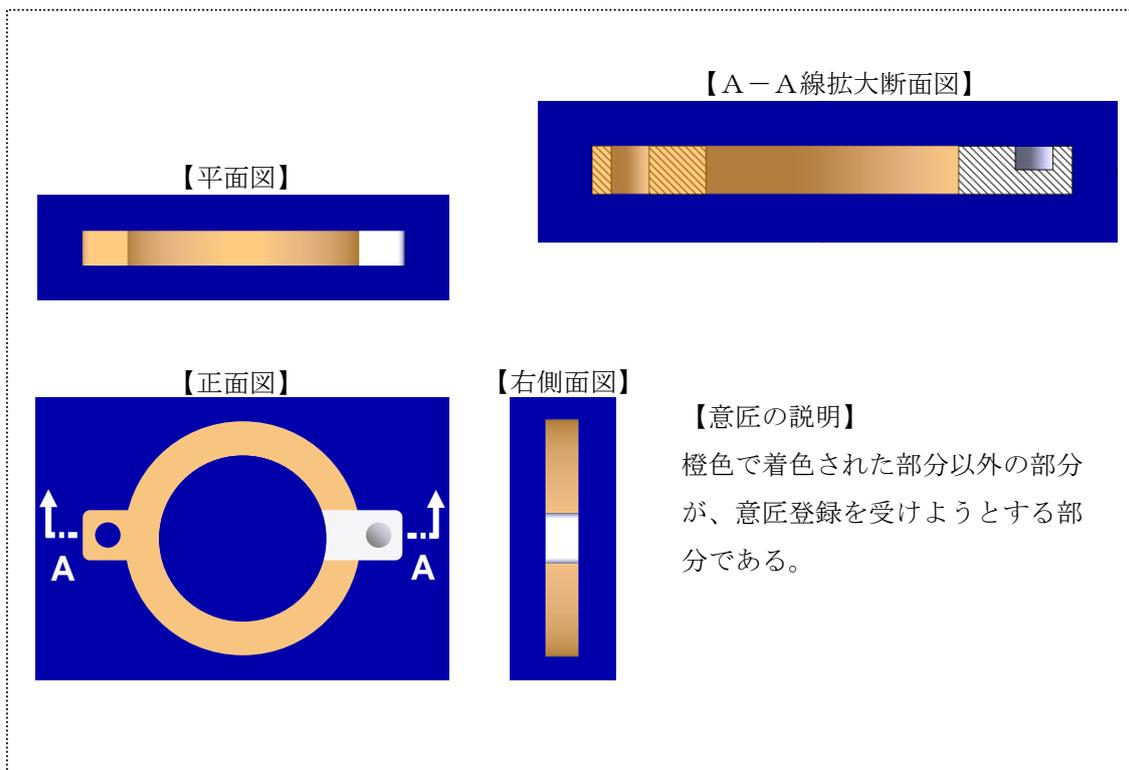
〔図 2.2-12〕「意匠登録を受けようとする部分」の範囲及び形態を特定できる図面



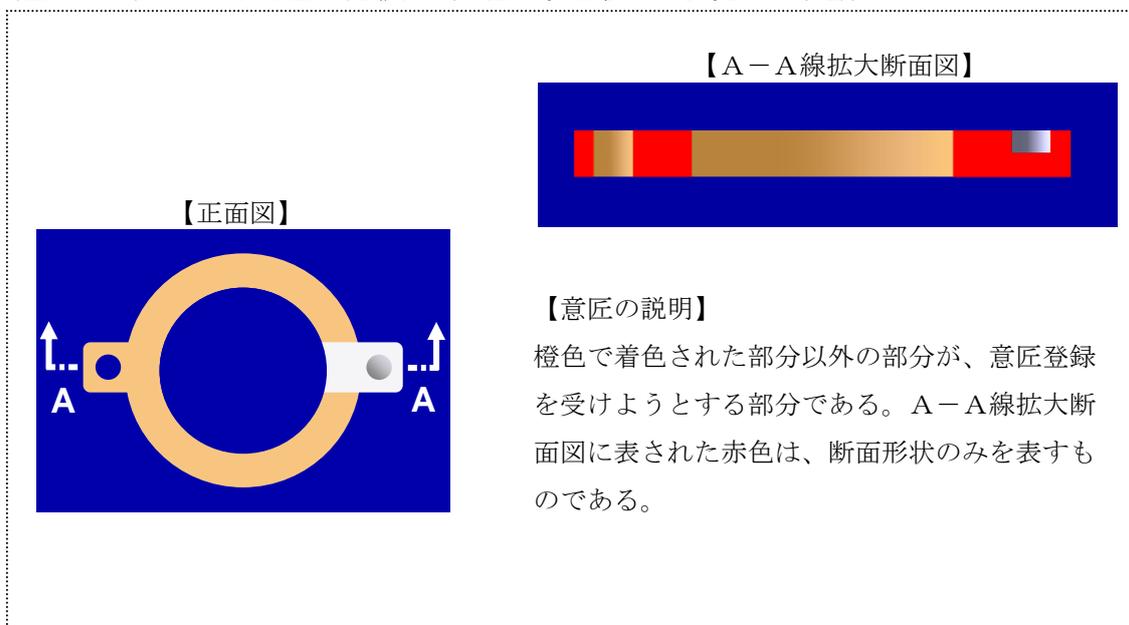
③CGで作成された【断面図】

通常の図面と同様に、切断面（肉厚面等）には約0.2mmの太さの平行斜線を引きます（様式6備考5、15）（〔図 2.2-13〕）。なお、切断面を彩色で表現する場合には、その色彩は、意匠登録を受けようとする部分を特定するために使用した色彩を除き、かつ出願の意匠を構成しない単一色とし、その色彩で表された部分が断面の形状のみを表す旨を【意匠の説明】の欄に記載します（〔図 2.2-14〕）。

〔図 2.2-13〕CGによる図の記載例



〔図 2.2-14〕CGによる図の記載例（断面形状を彩色で表現した場合）



(3) 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界について

「意匠登録を受けようとする部分」を実線で表す場合、「意匠登録を受けようとする部分」は閉じられた領域ですから、その領域の輪郭が形状線（例えば、角部の稜線）と一致すれば、輪郭全体を実線で描けば「意匠登録を受けようとする部分」を特定した部分として表すことができます。

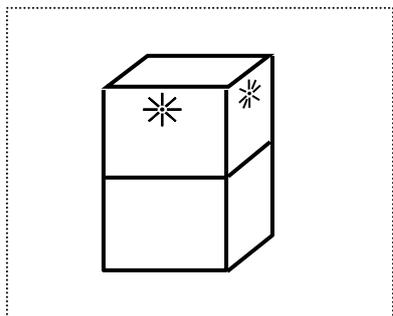
しかし、平坦な面に「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」の境界を設ける場合は、次のように表します。

① 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界を異なる材質（あるいは部材）の境界とする場合

a) 【意匠の説明】の欄にその旨を記載する。

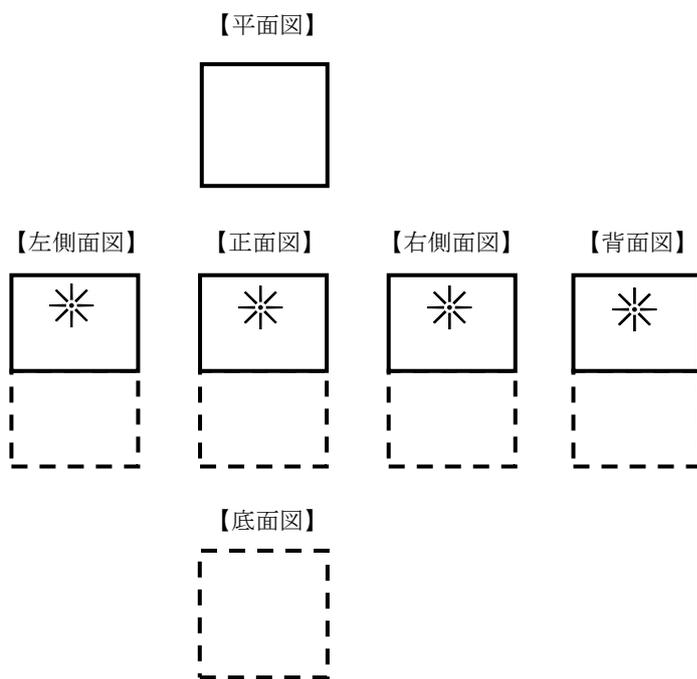
例えば、[図 2.2-15] の立体において、周側面の平坦部に材質（あるいは部材）の切り替え部として表れる実線を境界とする上半部分について意匠登録を受けようとする場合には、下図 [図 2.2-16] のように記載します。

〔図 2.2-15〕異なる材質で構成された立体物



〔図 2.2-16〕【意匠の説明】に材質の異なる部分を境界とする旨を記載する例

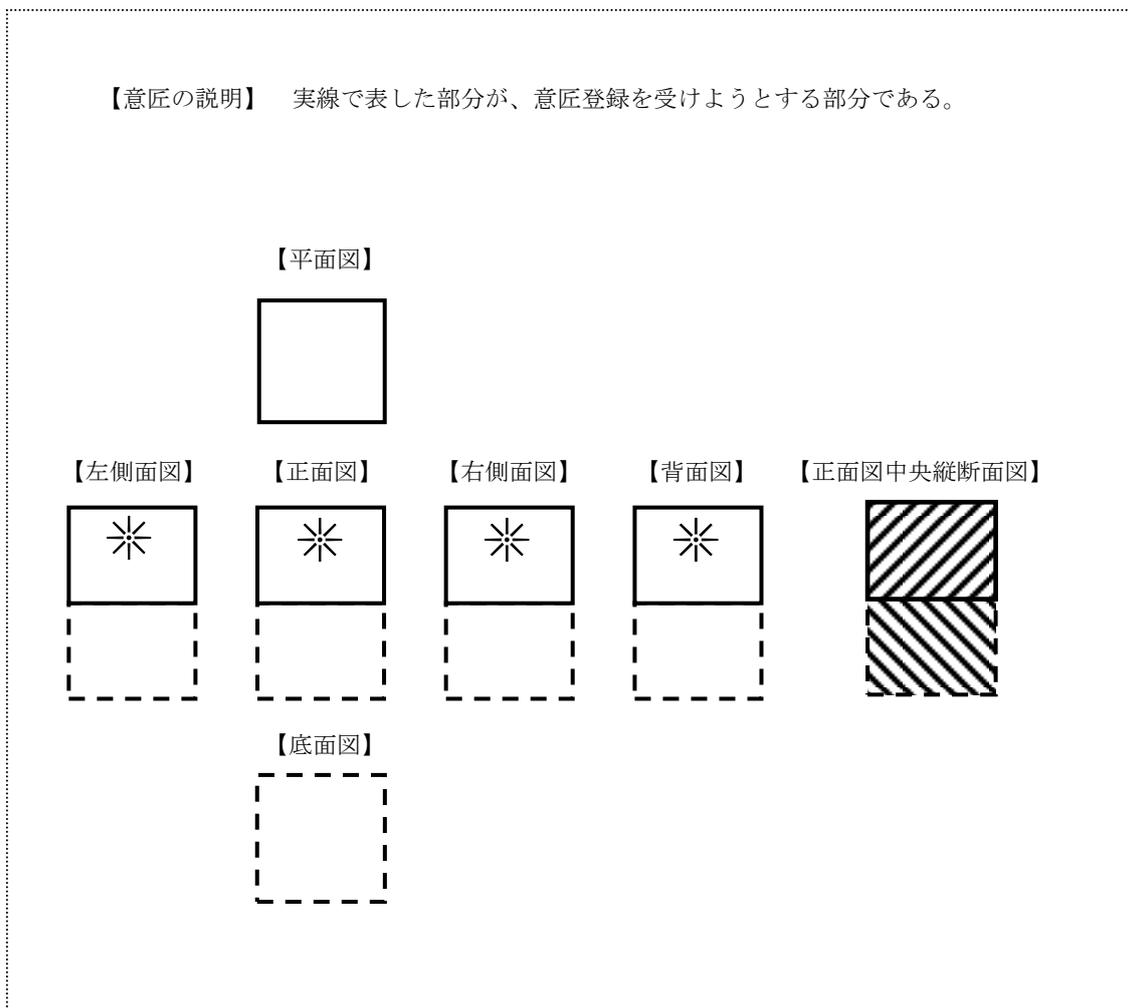
【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。
意匠登録を受けようとする部分の周側面下部に表れる線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線ではなく、材質の切り替え部として表れる線である。



b) 【断面図】を活用する。

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界が異なる材質（あるいは部材）の境界部分である場合、断面図で異なる材質の境界を示すことによって、「意匠登録を受けようとする部分」を特定して表すことができます。断面図は、材質（あるいは部材）の切り替え部を境として、ハッチング（切断面に描く平行斜線）の向きを変えて描きます。

〔図 2.2-17〕【断面図】で材質の異なる部分を境界とすることを表す例

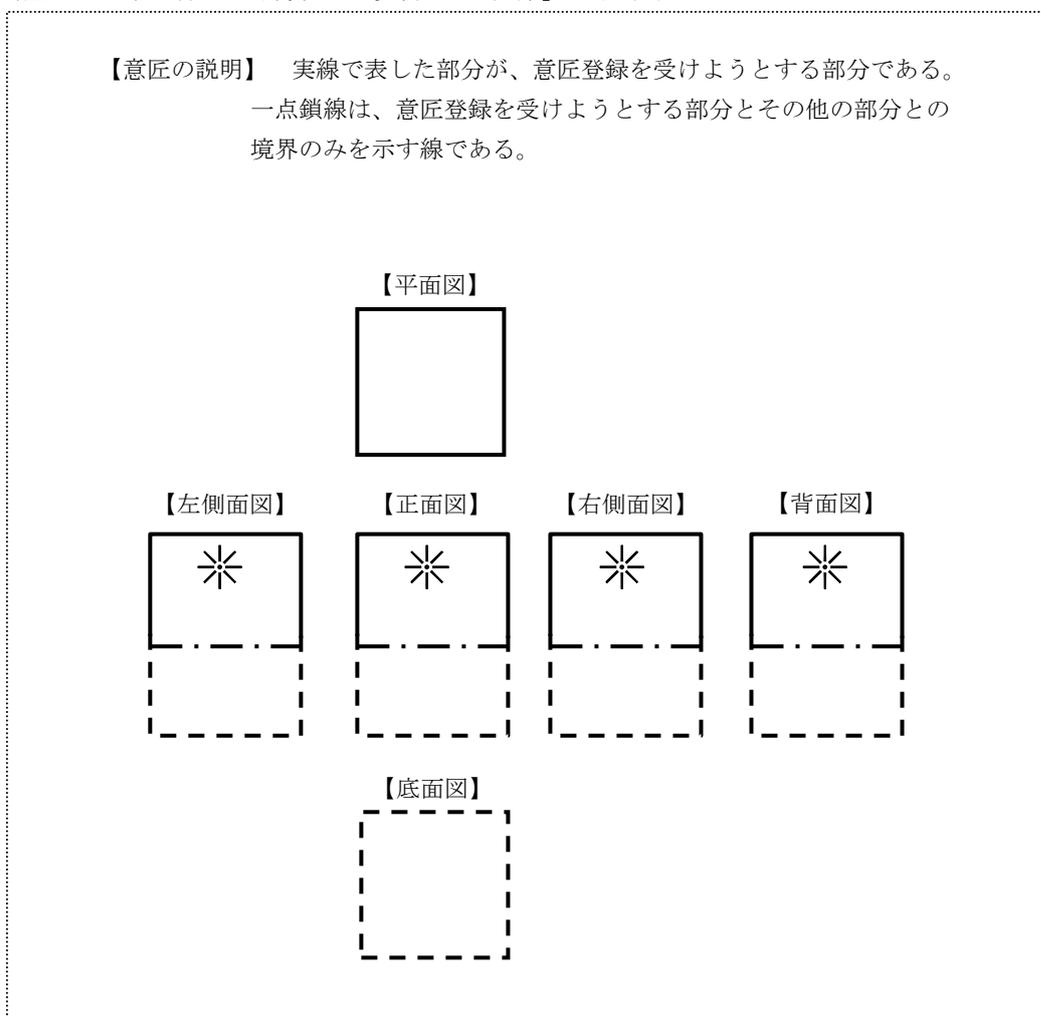


② 「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界に実線が存在しない場合の作図方法

「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」との境界にしたい箇所に前記のような材質等の境界が実在しない場合には、「境界を示す線」として一点鎖線等を用いて境界を示します。そして、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。」旨記載します。

a) 立体的な部分を境界とする場合

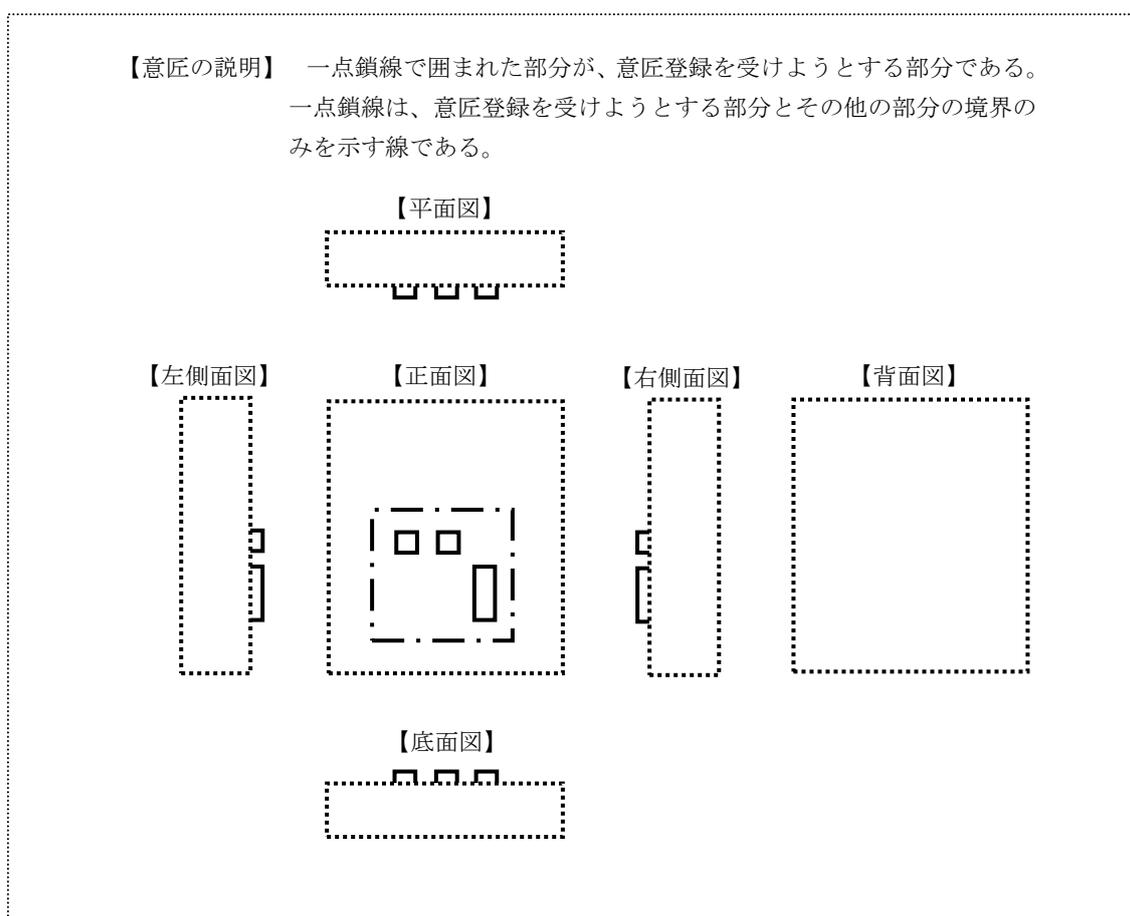
〔図 2.2-18〕立体的な部分の「境界を示す線」を表す例



b) 平面的な部分を境界とする場合

三つの突出部を含む部分について、意匠登録を受けようとする場合は、〔図 2.2-19〕のように記載することにより、当該部分を特定することができます。この場合、【意匠の説明】の欄に、「一点鎖線で囲まれた部分が、意匠登録を受けようとする部分である。一点鎖線は、意匠登録を受けようとする部分とその他の部分の境界のみを示す線である。」等と記載します。

〔図 2.2-19〕平面的な部分を境界とする場合の「境界を示す線」を表す例



③ 「境界を示す線」が不明確な事例

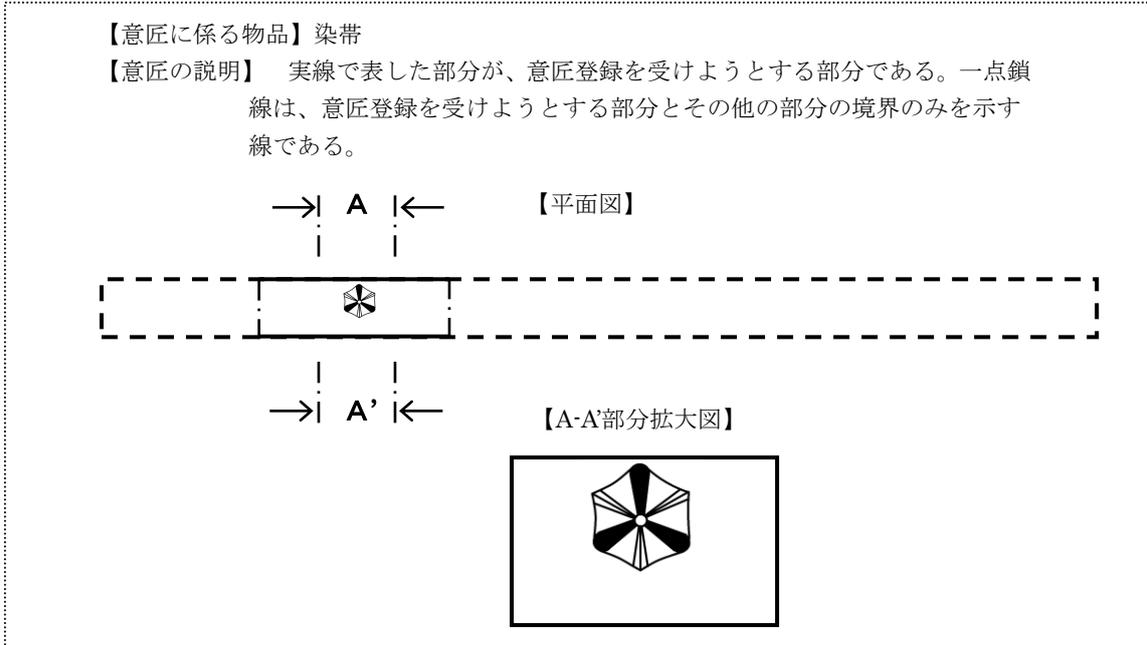
境界を示す線が何ら描かれていない場合は、「意匠登録を受けようとする部分」の範囲が不明確であり特定することができませんが、「境界を示す線」を「その他の部分」と同じ破線で描いた場合も、特殊な場合を除き、どれが「境界を示す線」かが不明確であるので「意匠登録を受けようとする部分」を特定したことになります。

(4) 【拡大図】について

6面図のみでは細部を十分に表せないときには、【拡大図】で表します。

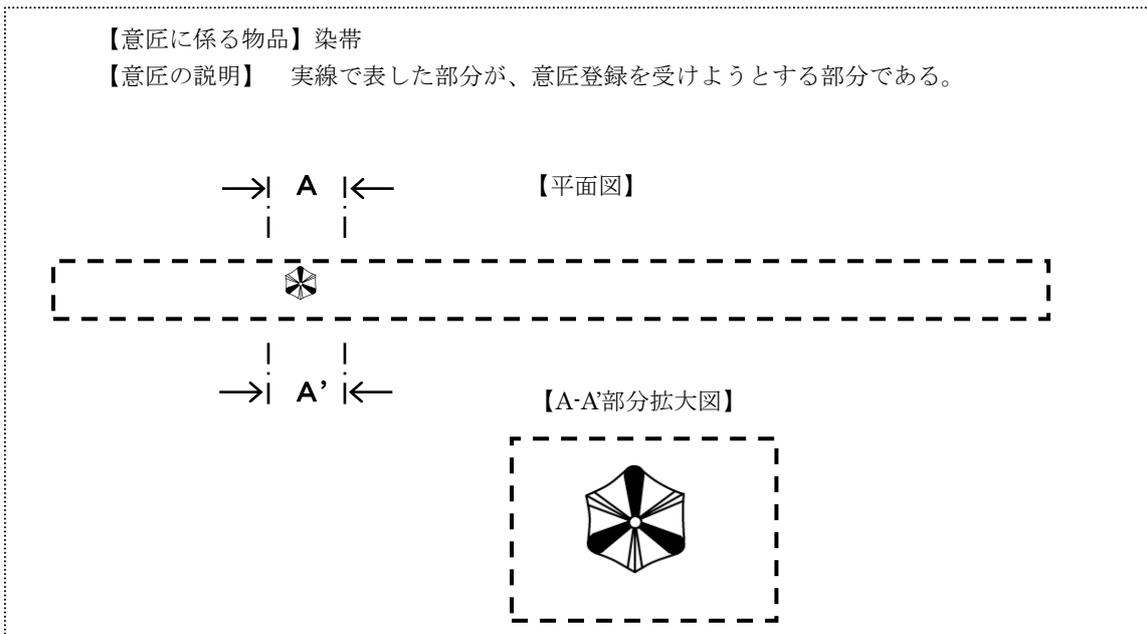
① 【部分拡大図】の周縁が「意匠登録を受けようとする部分」である場合

〔図 2.2-20〕



② 【部分拡大図】の周縁が「その他の部分」である場合

〔図 2.2-21〕

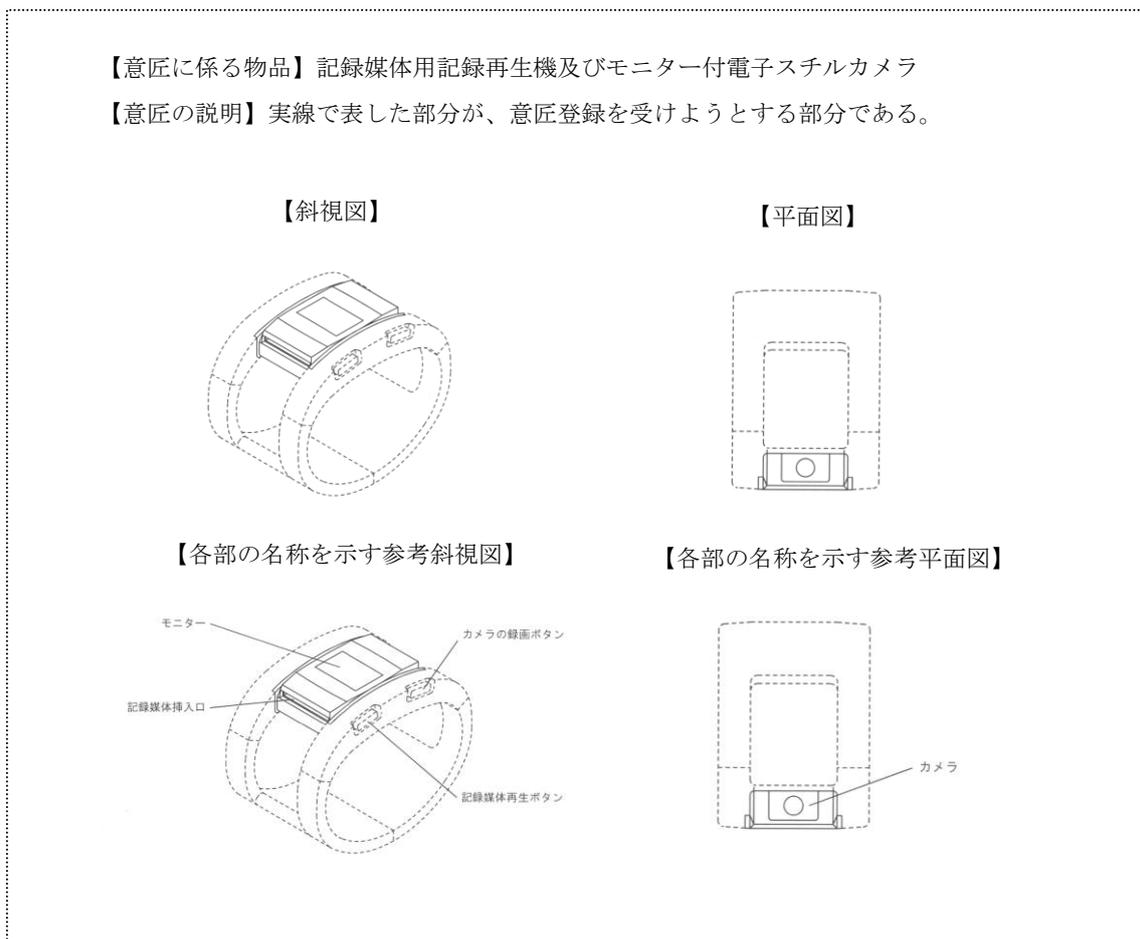


(5) 【操作部等を説明する参考図】等について

全体意匠と特に異なる点は、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能を明らかにする点です。(意匠審査基準 71.3 参照)

そのため、当該分野の通常の知識で、「意匠登録を受けようとする部分」の用途及び機能を理解できるものでなければ、【意匠に係る物品の説明】の欄の記載、【操作部等を説明する参考図】、【各部の名称を示す参考図】等によって、当該部分の用途及び機能を明確にします。

〔図 2.2-22〕【各部の名称を示す参考図】の作成事例

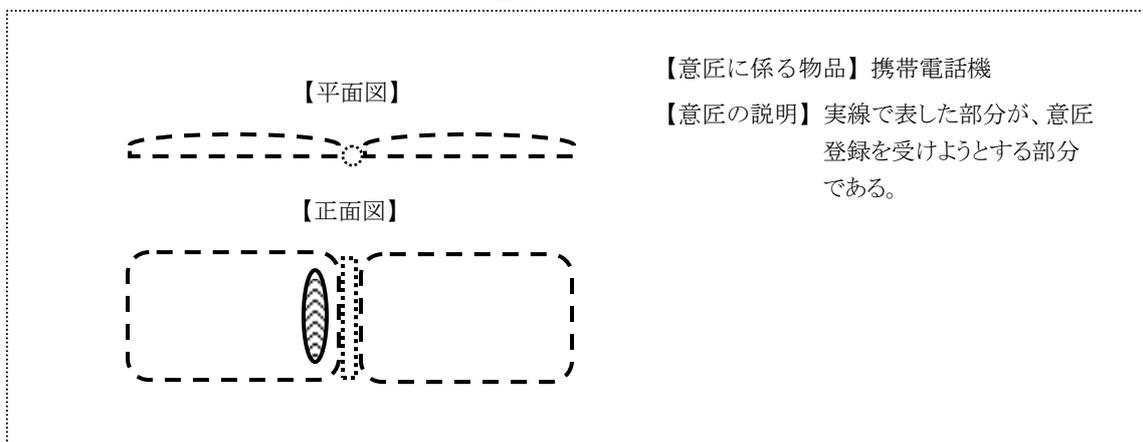


(6) 「その他の部分」について

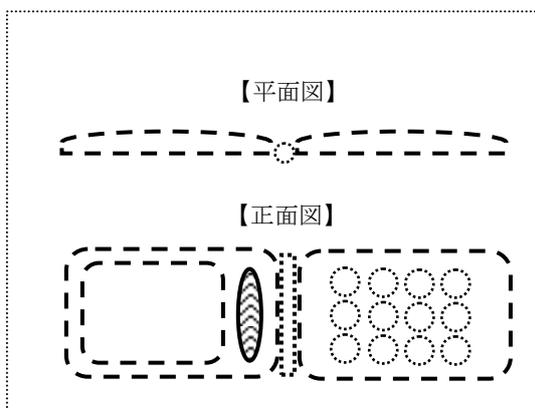
「その他の部分」は、「意匠登録を受けようとする部分」の物品全体における位置、大きさ、範囲が特定されるように表します。(意匠審査基準 71.2.2 参照)

例えば、下記の〔図 2.2-23〕は、【意匠に係る物品】が「携帯電話機」で「意匠登録を受けようとする部分」をスピーカー部（縦長実線部分）としたものですが、この図〔図 2.2-23〕では、「意匠登録を受けようとする部分」であるスピーカー部が、「携帯電話機」という物品の各部に対してどの位置に表されているかを特定することができません。そこで、スピーカーという機能を有する「意匠登録を受けようとする部分」の位置を特定するために、「その他の部分」を次の〔図 2.2-24〕〔図 2.2-25〕の二つの図に表された程度に各部の形態を表します。

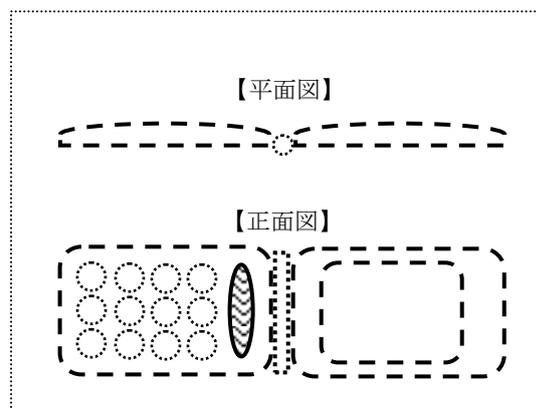
〔図 2.2-23〕 「その他の部分」を省略し過ぎた例



〔図 2.2-24〕 「その他の部分」を位置を特定できる程度に描いた例



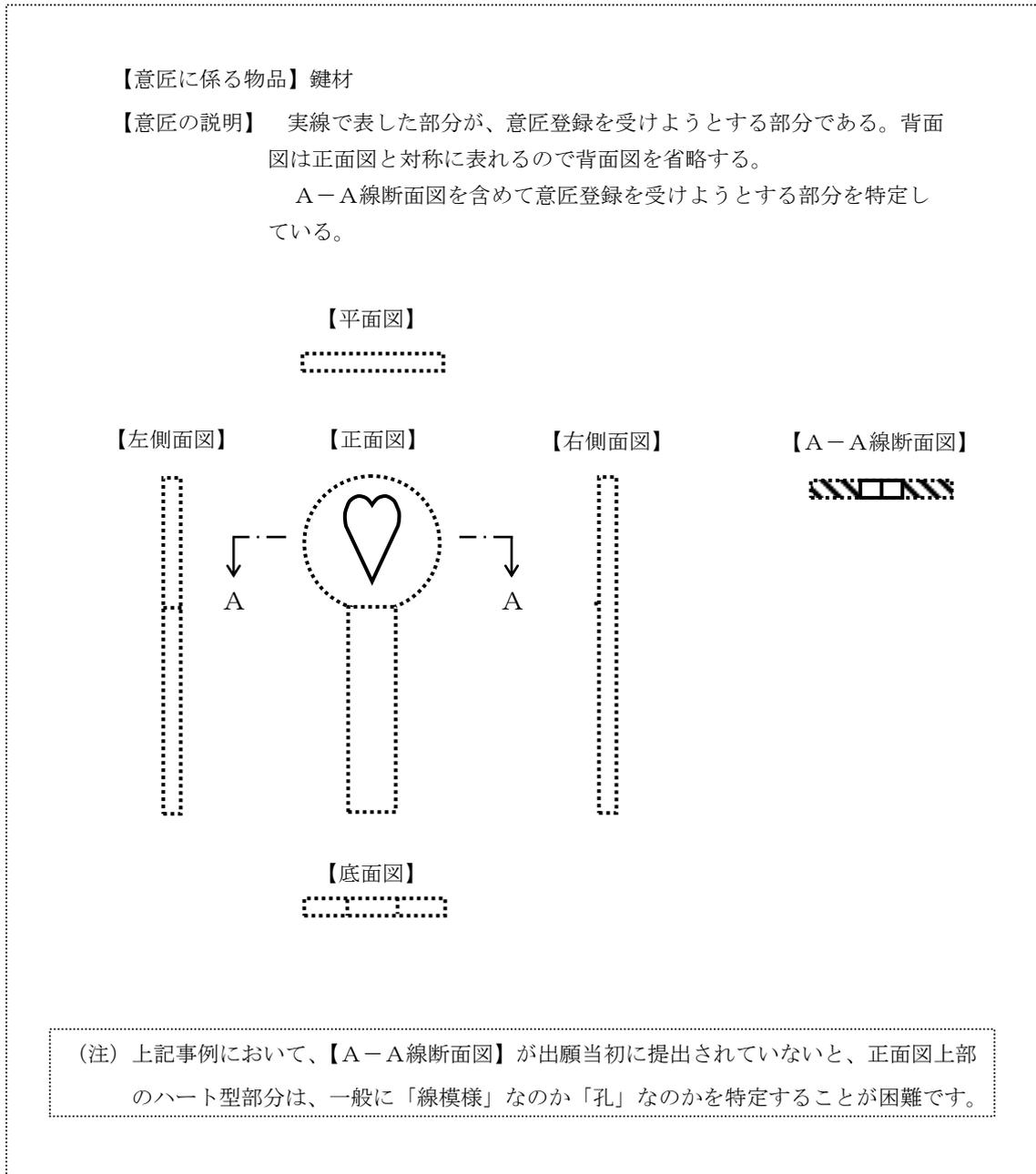
〔図 2.2-25〕 「その他の部分」を位置を特定できる程度に描いた例



(7) 物品の孔部について意匠登録を受けようとする場合

「孔」あるいは「切り欠き部」自体は、空間であって物品の外観とはいえません。しかし、「孔」あるいは「切り欠き部」を囲む壁面を「意匠登録を受けようとする部分」とすることによって、「孔」あるいは「切り欠き部」の形態を表すことができます。

〔図 2.2-26〕「意匠登録を受けようとする部分」を断面図により明らかにした例



〔図 2.2-27〕「意匠登録を受けようとする部分」を斜視図により明らかにした例

【意匠に係る物品】 ケーブル収納用内管保持具

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。

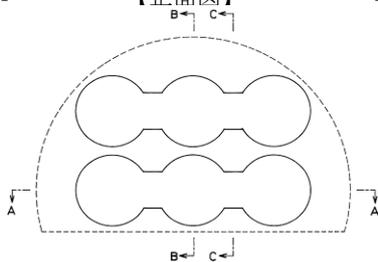
【平面図】



【左側面図】



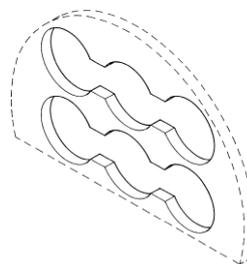
【正面図】



【B・B線断面図】



【斜視図】



(8) 「その他の部分」のみが表れる図について

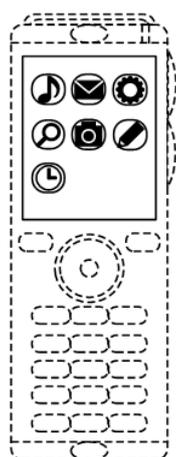
物品の部分について意匠登録を受けようとする場合、「意匠登録を受けようとする部分の用途及び機能」、「意匠登録を受けようとする部分の位置、大きさ、範囲」、「意匠登録を受けようとする部分の形態」が明確になっていれば、「意匠登録を受けようとする部分」以外の、「その他の部分」のみが表れる図を表す必要はありません。

[図 2.2-28] その他の部分のみが表れる図を記載しない例

【意匠に係る物品】 カメラ付き携帯電話機

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

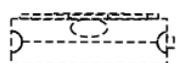
【正面図】



【右側面図】



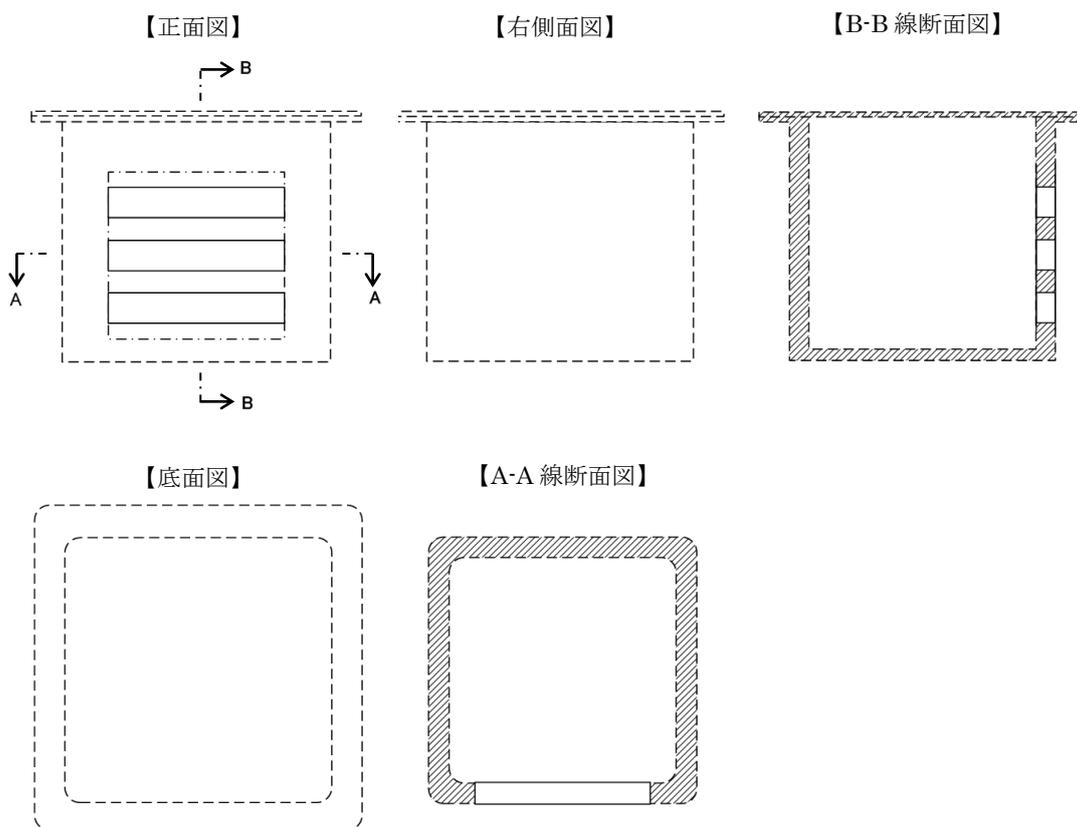
【底面図】



〔図 2.2-29〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例

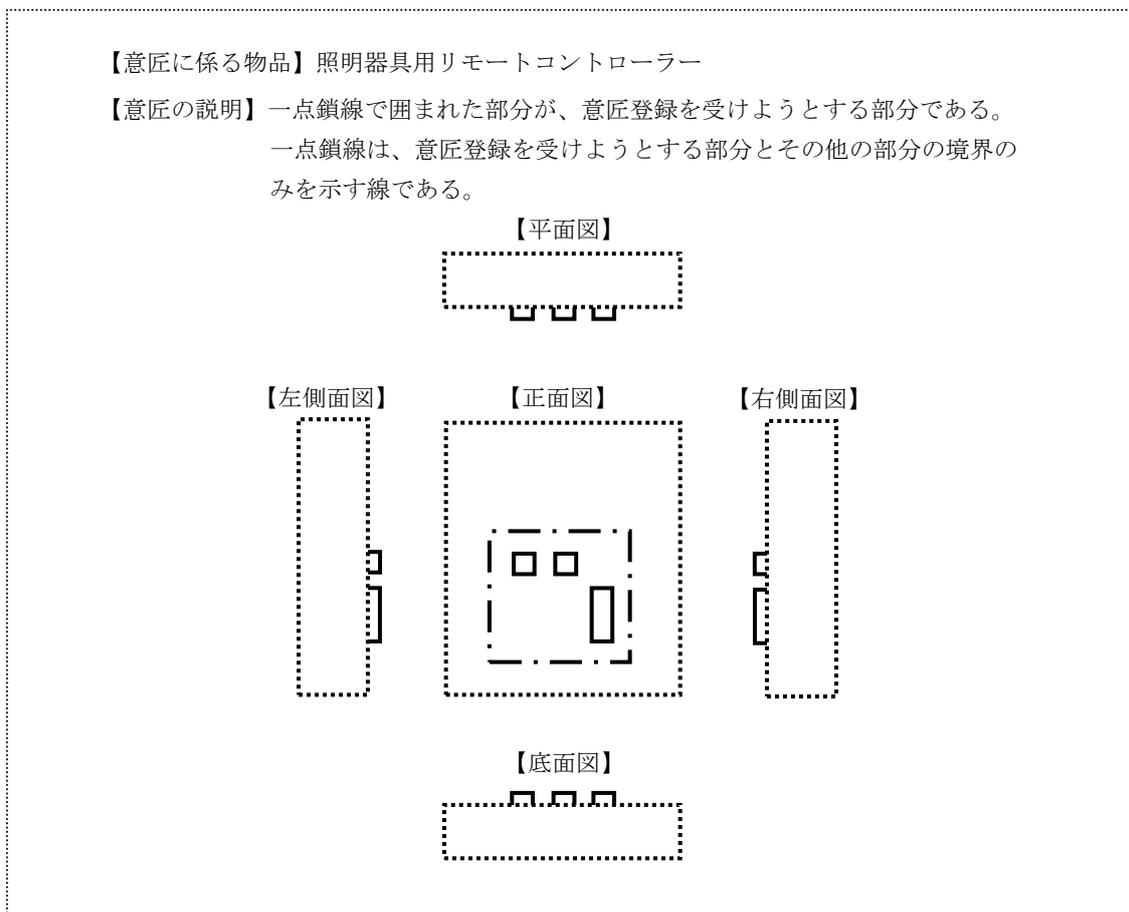
【意匠に係る物品】包装用容器

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。断面図を含めて意匠登録を受けようとする部分を特定している。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

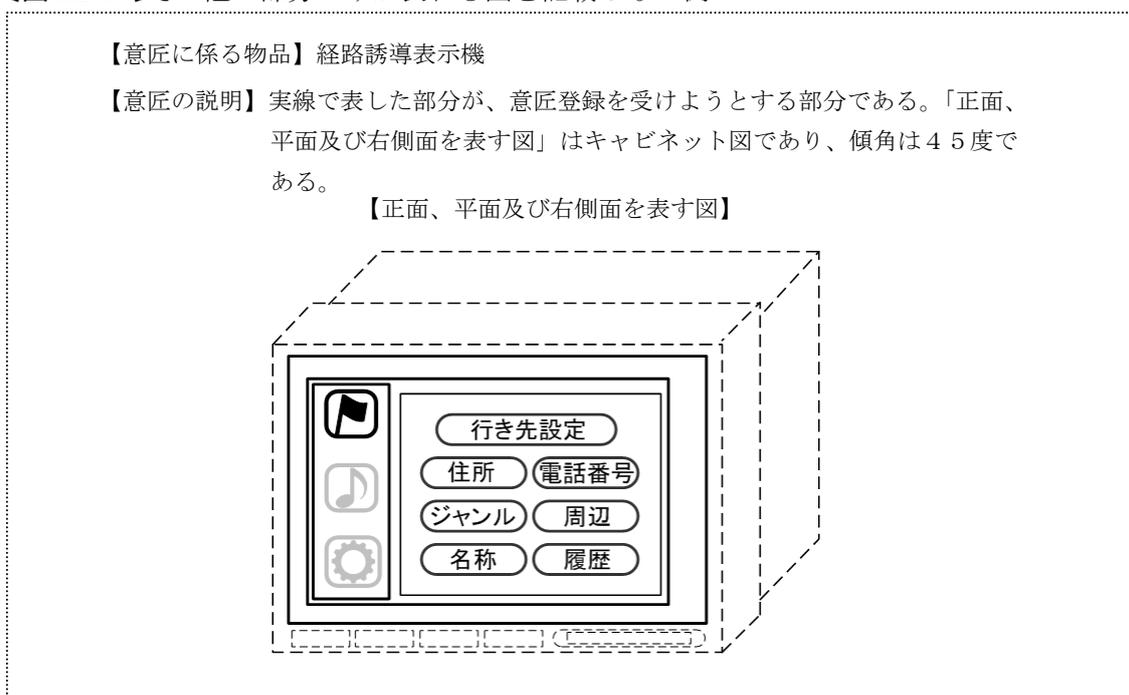


意匠登録を受けようとする部分の範囲と、その形態が特定できる適切な例です。このように意匠登録を受けようとする部分の特定には、断面図等が必要な場合がありますのでご注意ください。

〔図 2.2-30〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例



〔図 2.2-31〕その他の部分のみが表れる図を記載しない例



〔図 2.2-32〕不適切な例（位置、大きさ、範囲が特定できない場合）

【意匠に係る物品】カメラ付き携帯電話機

【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【表示部を表す図】



（注）物品自体が有する表示部に表示される画像を意匠登録を受けようとする部分とする場合、その他の部分をすべて省略してしまうと、意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲が特定できないため、適切ではありません。

〔図 2.2-33〕不適切な例（意匠の特定ができない場合）

【意匠に係る物品】包装用容器

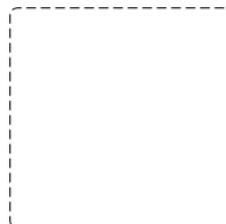
【意匠の説明】実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。また、当該部分は模様である。一点鎖線は意匠登録を受けようとする部分とその他の部分との境界のみを示す線である。

【平面図】

【正面図】

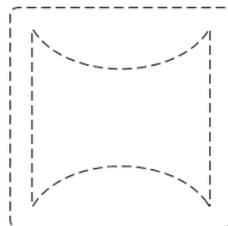
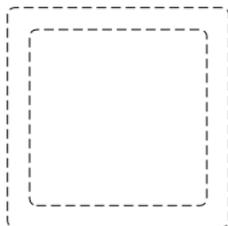


【右側面図】



（注）この例は最低限必要な3図が提出されていますが、容器の上面がつば状となっており、底面図を省略してしまうと意匠登録を受けようとする部分の形態を特定することができません。意匠の説明により実線部分が模様であることはわかりますが、平面模様であるのか曲面模様であるのか等不明なため一つの意匠を特定することができません。

【上記の3図から考えられる底面側の形状の例】



なお、あとから底面図を追加する補正を行った場合は、出願当初に不明であった意匠登録を受けようとする部分の形態や、当該部分の物品全体における位置・大きさ・範囲を明確なものとする必要がありますので、当該補正は却下されます。

2.3 「ひな形」又は「見本」の場合

ひな形又は見本の場合、ひな形又は見本について「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を黒色又は灰色等で塗りつぶすことにより、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を表します。(様式8備考3) その際は、容易に色落ち等しないよう注意してください。

なお、願書の【意匠の説明】の欄に、塗りつぶした部分以外の部分が「意匠登録を受けようとする部分」である旨を記載します。(様式8備考3)

2.4 「図面代用写真」の場合

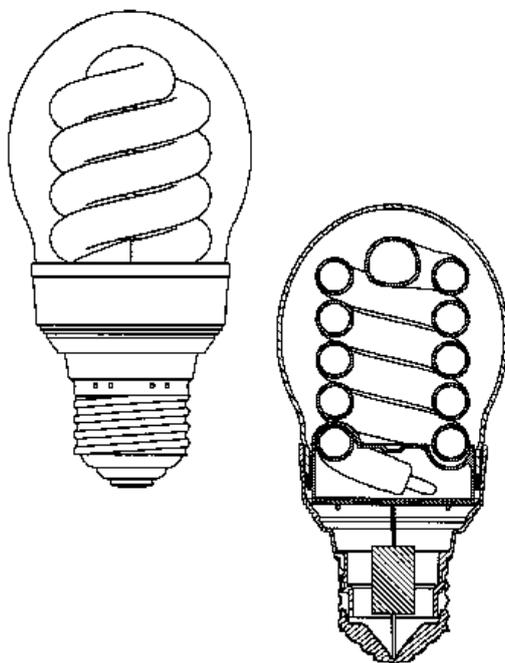
図面代用写真の場合、「意匠登録を受けようとする部分」以外の部分を着色する等により、「意匠登録を受けようとする部分」と「その他の部分」を表します。

願書の【意匠の説明】の欄への「意匠登録を受けようとする部分」を特定する方法を記載します。

第3部 形態特徴別の表し方

意匠出願においては、様々な物品の様々な形態が対象になりますので、第1章に記載した願書及び図面の表し方の基本だけでは、どのように表すべきかが分からない場合があります。また、第1章では、例えば図の大きさのように、決められた様式の制約の下で、意匠を十分に表す特殊な方法については記載していません。

そこで、表し方の基本だけでは、どのように表すべきか分からない、表し方が難しい等の特殊な形態の意匠の表し方について、以下に記載します。



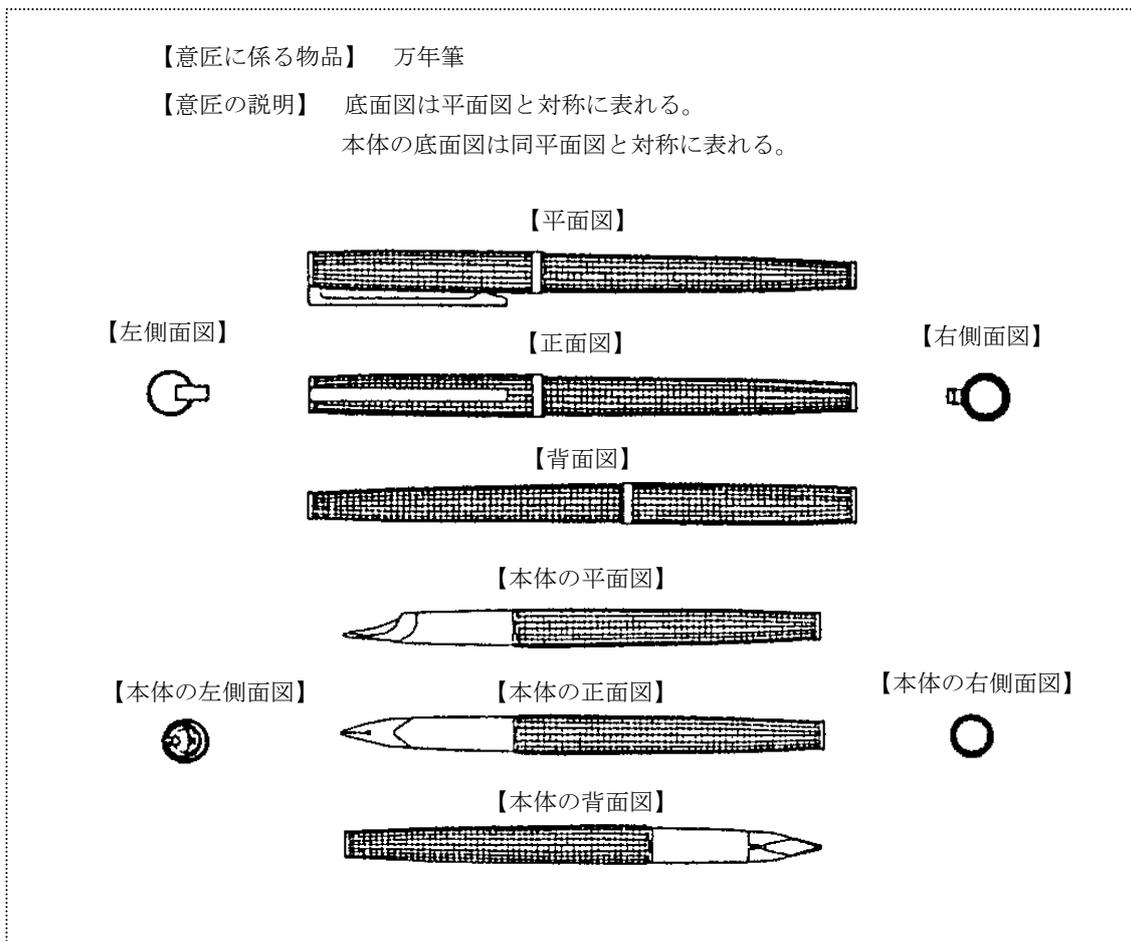
1. 分離する部分を有するものの場合

本体と蓋（キャップ）からなる「万年筆」や「包装用瓶」、雌部と雄部の一对の組合せからなる「バックル」などのように、意匠の一部または全部が各構成部品に分離できるものであって、組み合わされたままではその意匠を十分表現することができないものについては、組み合わされた状態における図のほかに、構成部品についての図も加えます。（様式6備考18）

1.1 本体と蓋等からなる意匠の場合

本体と蓋等からなる意匠について、本体と蓋等のそれぞれの構成部品の形態も明らかにする必要がある場合、蓋を外して隠れた部分が現れた状態の図等を加え、蓋を外して隠れた部分が現れた状態の形態を表します。

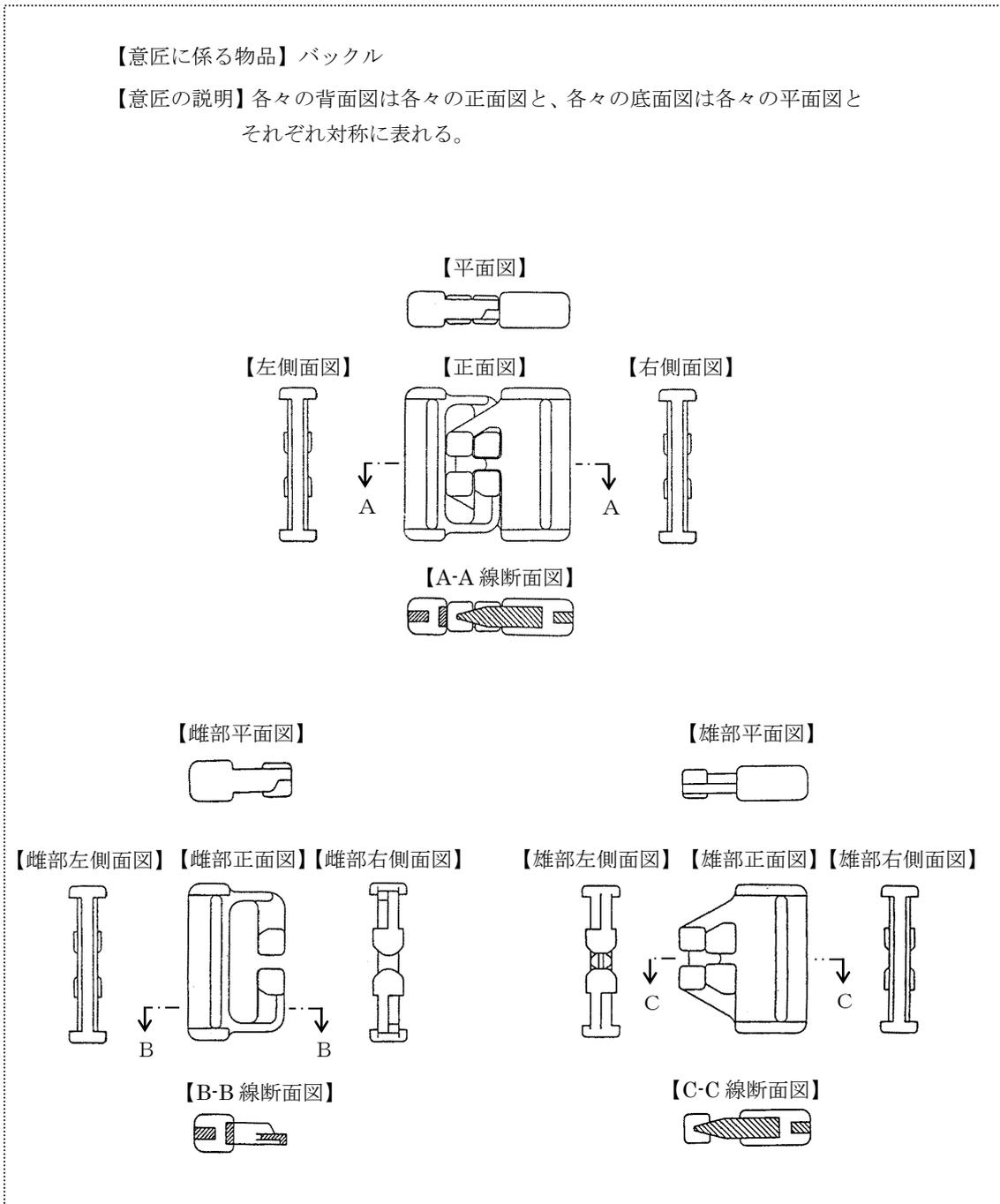
〔図 3.1-1〕全体の形態とキャップを外した本体の形態を表す図面の例



1.2 雌部と雄部一対からなる意匠の場合

雌部と雄部一対が組み合わさった状態からなる「バックル」、「衣服用ホック」、「家具用錠」等は、雌雄各々の形態も明らかにする必要がある場合は、組み合わされた状態の図に加え、雌雄各々についての図も加えます。

〔図 3.1-3〕雌雄一対のものを表す図面の例



2. 開閉部を有するものの場合

意匠には、蝶番構造等による扉や蓋などの開閉部、起倒自在部などを有していて、その構造により閉じた状態と開いた状態、起こした状態と倒した状態のように態様が変わるものがあります。このような変化する状態も明らかにする必要がある場合、その物品の使用の状態や意匠創作上のポイント等を考慮して開閉等のどちらか一方の状態を主として、その状態を6面図等とし、他方の状態の態様を明らかにするのに必要な図を加えることで、態様の全体を明らかにします。

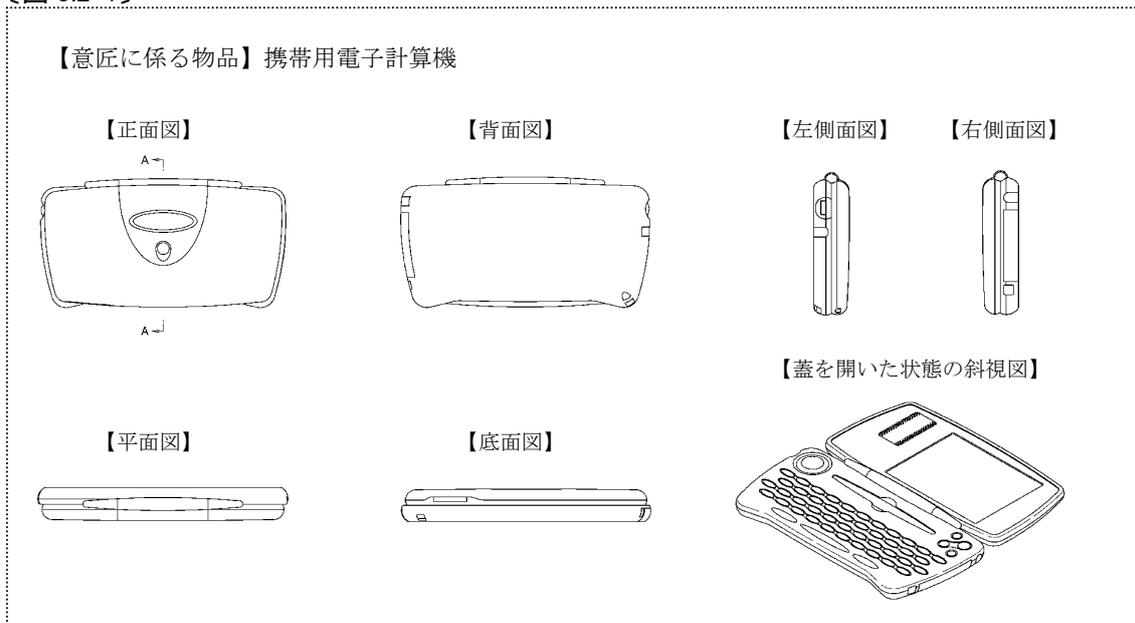
なお、蓋を閉じた状態の外観形態だけを保護対象としたい場合は、その外観形態のみを表します。

2.1 扉、蓋の開閉状態のいずれかを主状態にできない場合

扉、蓋を開けた状態と閉じた状態のどちらかを主状態とする必要がない場合は、どちらの状態を主状態としてもかまいません。

例えば、[図 3.2-1] の意匠の場合、蓋を閉じた状態にも特徴があるので、閉じた状態を基本として6面図で表し、蓋を開けた状態を斜視図で表しています。なお、基本としない状態についても、その態様を明確に表すために必要な図を記載します。

【図 3.2-1】

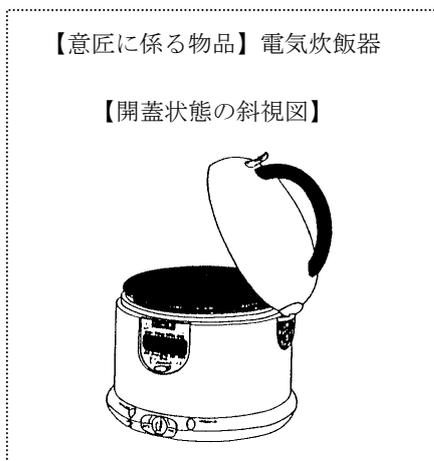


2.2 蓋を閉じている状態が主状態である場合

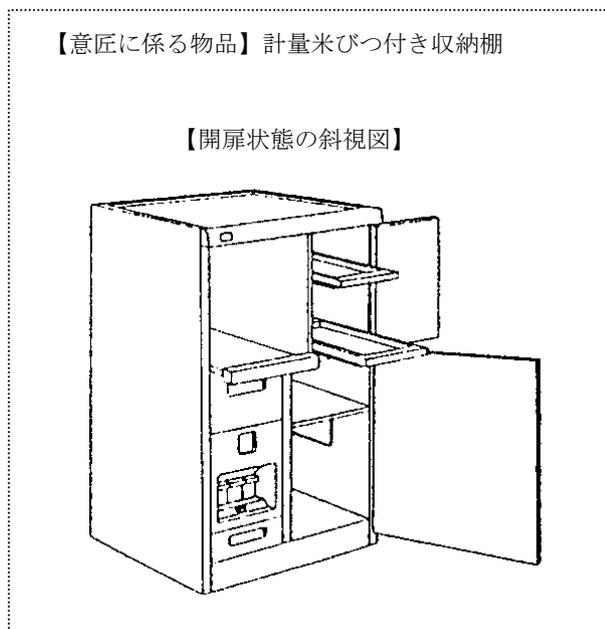
「オーブントースター」、「電気炊飯器」、「収納棚」などのように扉や蓋を有している意匠であって、使用状態等から閉じている状態が主状態であるものについては、扉等を閉じている状態の形態を基本となる6面図等とします。

そして、その扉等の開閉の態様、開けた状態の態様については、それらの態様での形態が明らかになるように、【開扉状態の斜視図】、【断面図】等を加えます。

〔図 3.2-2〕



〔図 3.2-3〕



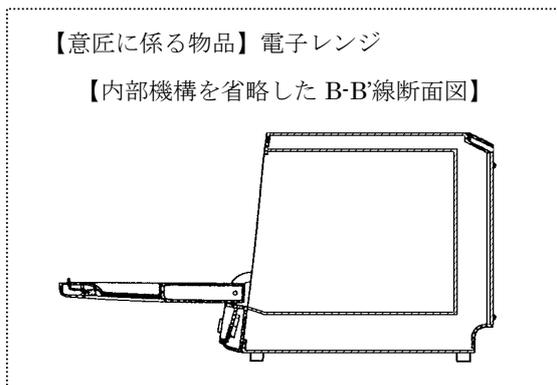
〔図 3.2-4〕



〔図 3.2-5〕



〔図 3.2-6〕



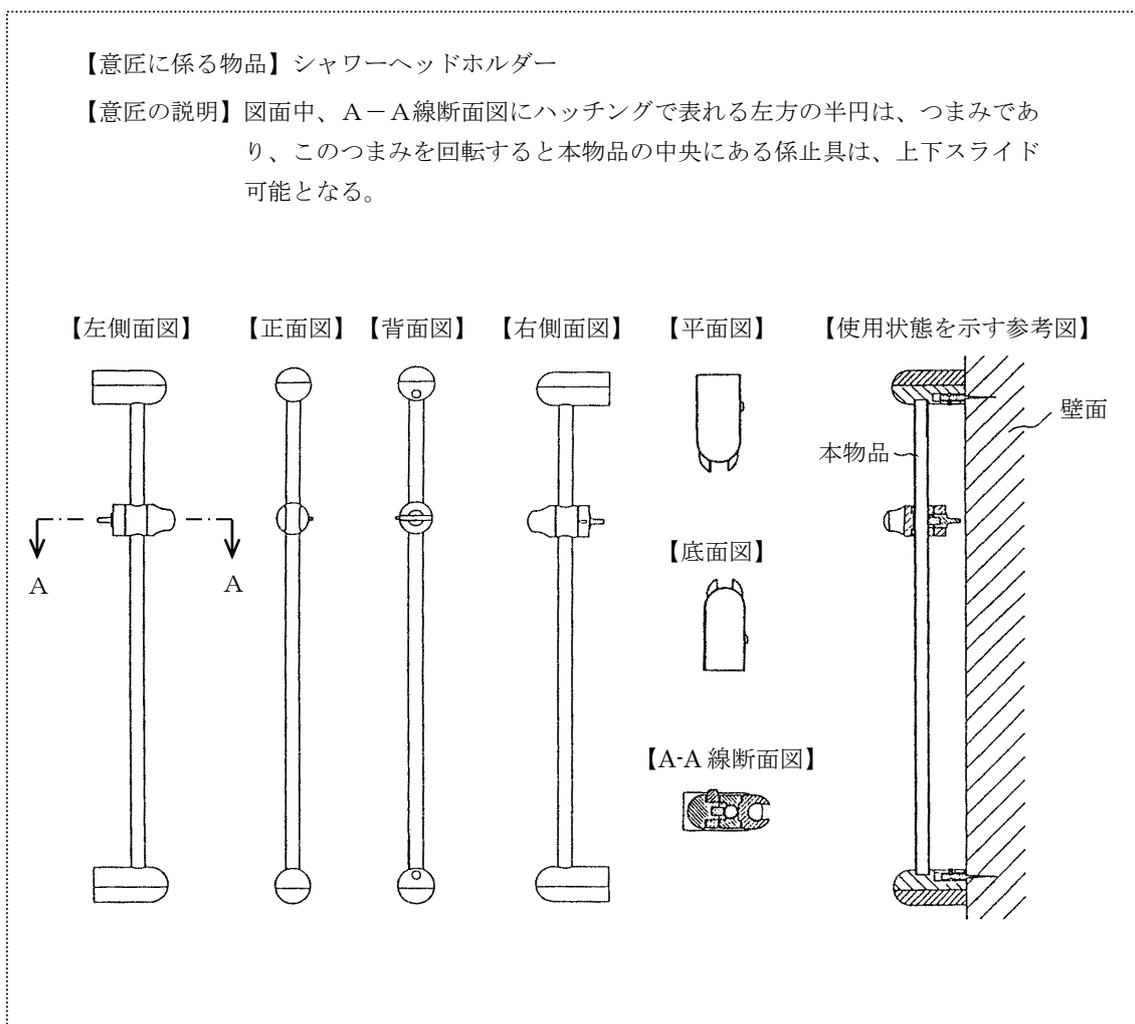
3. 一部分が可動する構成の意匠

3.1 一部分が移動する構成

一部が移動することによって全体の形態が変化する状態を明らかにする必要がある場合には、願書の【意匠の説明】の欄に、移動する部分の範囲やどの方向にどのように移動するかを説明し、また、その移動が当該物品分野においてありふれている場合を除き、移動途中の形態、移動後の形態を理解できるよう図で表します。

例えば、[図 3.3-1] の「シャワーヘッドホルダー」の意匠の場合、願書の【意匠の説明】の欄の記載と、6面図の他に加えた【A-A線断面図】と【使用状態を示す参考図】とによって移動可能な構成が理解でき、この意匠は、係止具が丸棒部の範囲で上下にスライド状に移動可能な形態であることが明確になります。

[図 3.3-1] 移動部分を有するものの表し方の例

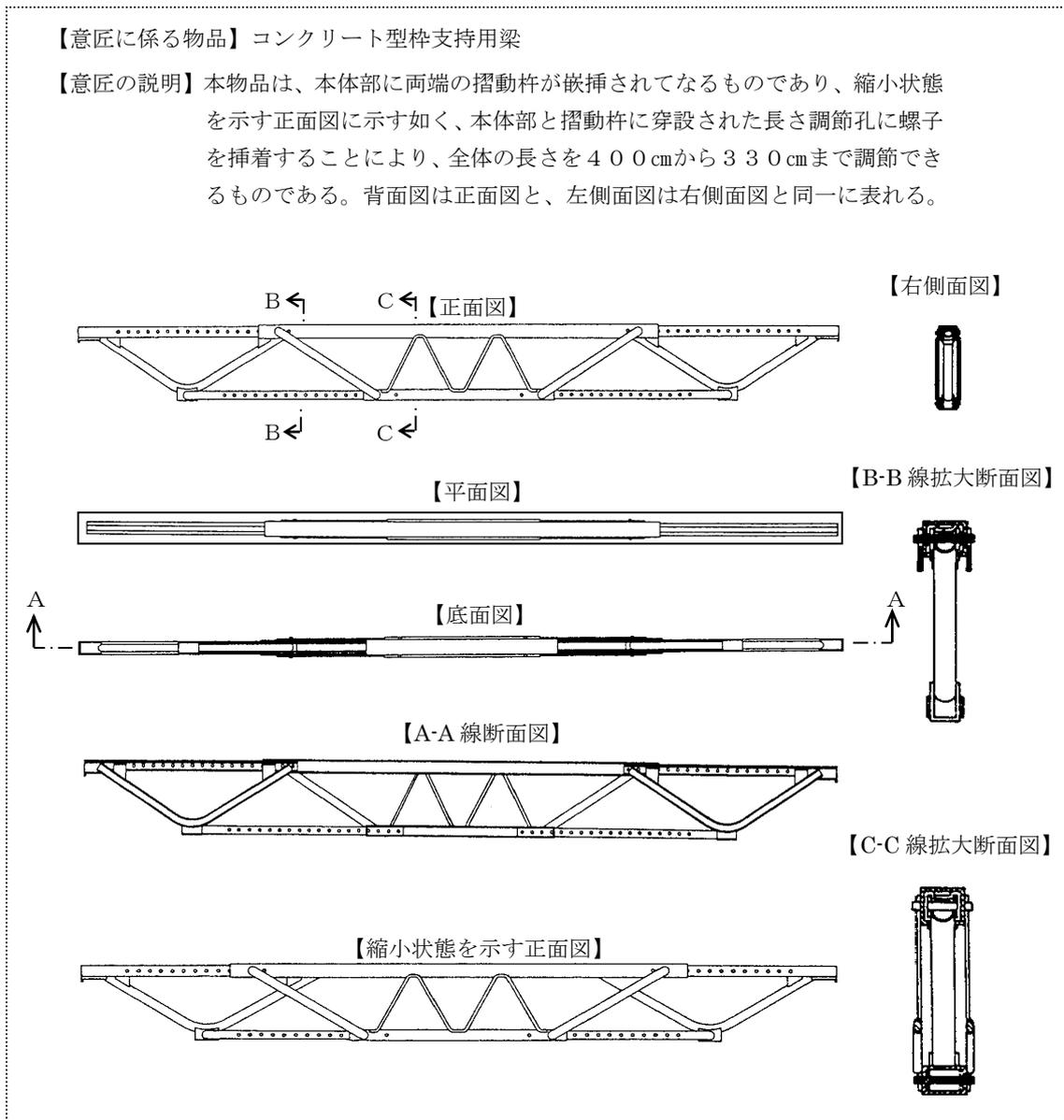


3.2 全部または一部が伸縮して形態が変化する場合

物品の全部または一部が伸縮することによって形態が変化する状態を明らかにする必要がある場合には、願書の【意匠の説明】の欄に、伸縮する部分の範囲や方向等の説明を記載し、また、その伸縮の具体的態様が当該物品分野においてありふれているものを除き、伸縮途中の形態、伸縮後の形態を理解できるよう図で表します。

例えば、[図 3.3-2] の「コンクリート型枠支持用梁」の意匠の場合、願書の【意匠の説明】の欄の記載と、6面図の他に加えた【縮小状態を示す正面図】によって、伸縮の態様と伸縮による変化前後の形態が明確になります。

[図 3.3-2]伸縮するものの表し方の例



4. 透明または透光性を有するものの場合

4.1 「透明」と「透光性を有する」との違い

- ①「透明」とは、一般に、光が通過する物質の性質において、透過率が極めて高く、物質を通してその向こう側が透けて見える状態の性質を指しますが、「透明」という性質は物品の構成においては「材質」ということとなります。

「透明」は「材質」であり、形状でも模様でも色彩でもありませんが、意匠法においては制定当初から、「透明」を意匠の構成要素として予定しており、「物品の全部または一部が透明である」とき、その旨を願書の【意匠の説明】の欄に記載しなければならないと規定しています。(意6条7項)

- ②意匠出願において「透光性を有する」とは、「透明」と同様に光が透過する性質を有していますが、透過する光が拡散されるため、又は透過率が低いために、「透明」と違ってその材質を通して向こう側の形状等を明確に認識できない、又はまったく認識できない状態の性質を指します。磨りガラスや乳白色プラスチック等の材質の場合がそれに当たります。

そして、内部の光源などの光をその部分が透すことを説明しないと照明器具であることが理解できない等、材質の説明がないと物品が理解できない場合等には、「透光性を有する」旨を、願書の【意匠の説明】の欄に記載する必要があります。

4.2 願書【意匠の説明】の欄に記載する際の留意点

- ①【意匠の説明】の欄には、「透明」の場合はその旨を記載することが原則必要であり、「透光性を有する」場合は、必要に応じて記載します。

- ②「透明」と「透光性を有する」は、前述のように視覚的に異なる材質であるので、どちらに該当するか、明確に表現します。透過性がかなり高いものでも、それを通して見える形がはっきりしない場合は、「透光性を有する」ものに該当します。「透光性を有する」場合、見え方の程度を具体的に明らかにするには、その状態を写真等で表します。

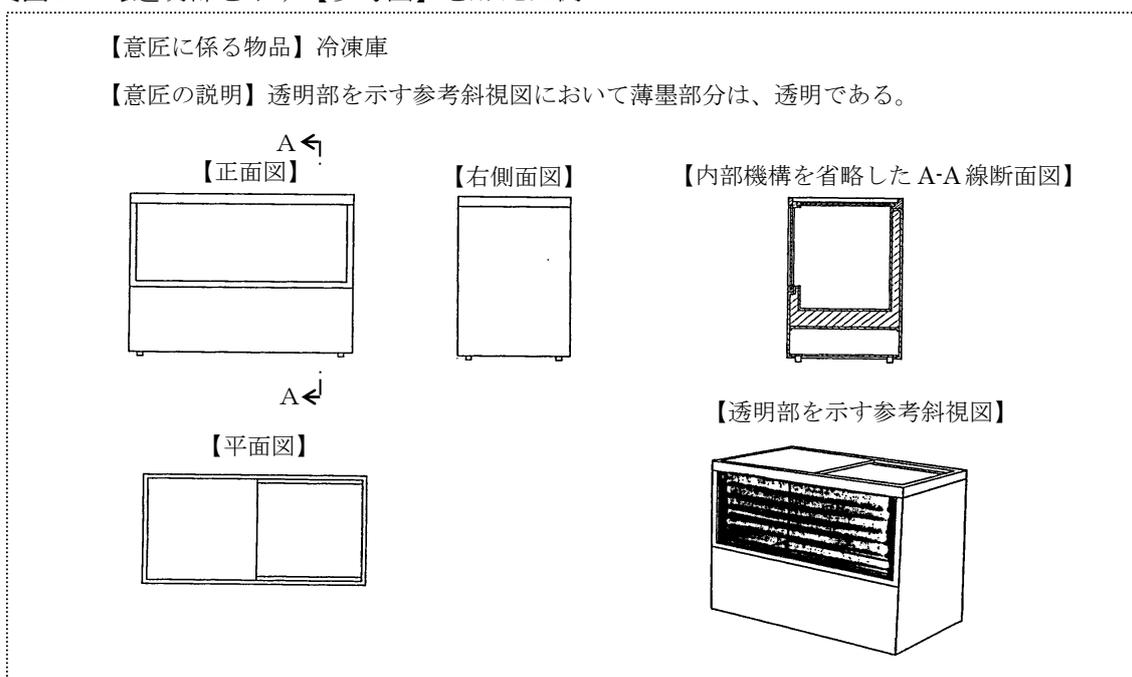
なお、「透明体」、「透明材質」は「透明」と同じ意味で、また、「透光(性)材質である」は「透光性を有する」と同じ意味で使用できます。

- ③ 「着色透明」、「有色透明」などの表現は、不特定の色彩を意匠の構成要素とする
と理解され意匠が特定しないものになりますので、使用しないでください。「透明」
は光が透過する材質を示すのみであり色彩はそれとは別の要素です。具体的な色
彩を構成要素とする場合は、【意匠の説明】への記載でなく、図面に表します。
- ④ 「透明」であることの【意匠の説明】への記載を省略できる場合があります。
- a) 図面代用写真で表した場合に、透明であることが明確に理解できる場合
 - b) 物品の性質上当然透明と認識できる場合（例えば、計器類の表示部を保護す
るガラスのカバー部、眼鏡のレンズ部等）であって、図面上で見えるままの形
態を表現している場合

4.3 【参考図】を使用した透明部の特定方法

透明等である旨は、願書で説明すれば足りるのですが、物品の一部が透明等であって、
説明だけではその部位が特定できないときは、願書の【意匠の説明】の欄への記載と【透
明部を示す参考図】による両方で明確にします。透明部を示す図は、透明部分について、
薄墨を施す等によって他の部分と見分けがつくようにします。そのため、意匠を構成し
ない要素を含む図になりますので、6面図の図を用いることができません。【参考図】を
用いて表します。

〔図 3.4-1〕透明部を示す【参考図】を加えた例



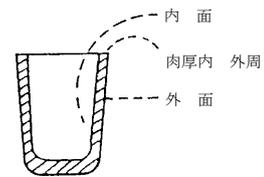
4.4 透明な意匠の作図方法

透明な部分は、向こう側が透けて見えるので、透けて見える部分をどのように図示するか等、特殊な表現が必要な場合があります、以下の表し方とします。

①透明な意匠は、透けて見える部分についても見えるまま描くことが基本です。

②様式6備考25に、物品の全部又は一部が透明である場合の図面の作成要領が次のように示されており、その態様に該当する場合は、その要領に従って作成します。

- イ 外周が無色かつ無模様の場合は、透けて見える部分はそのまま表す。
- ロ 外周の外周、内面又は肉厚内のいずれかに模様又は色彩が表れている場合は、後面又は下面の模様又は色彩を表さず、前面又は上面の模様又は色彩だけを表す。
- ハ 外周の外周、内面若しくは肉厚内又は外周に囲まれている内部のいずれか2以上に形状、模様又は色彩が表れている場合は、それぞれの形状、模様又は色彩を表す。

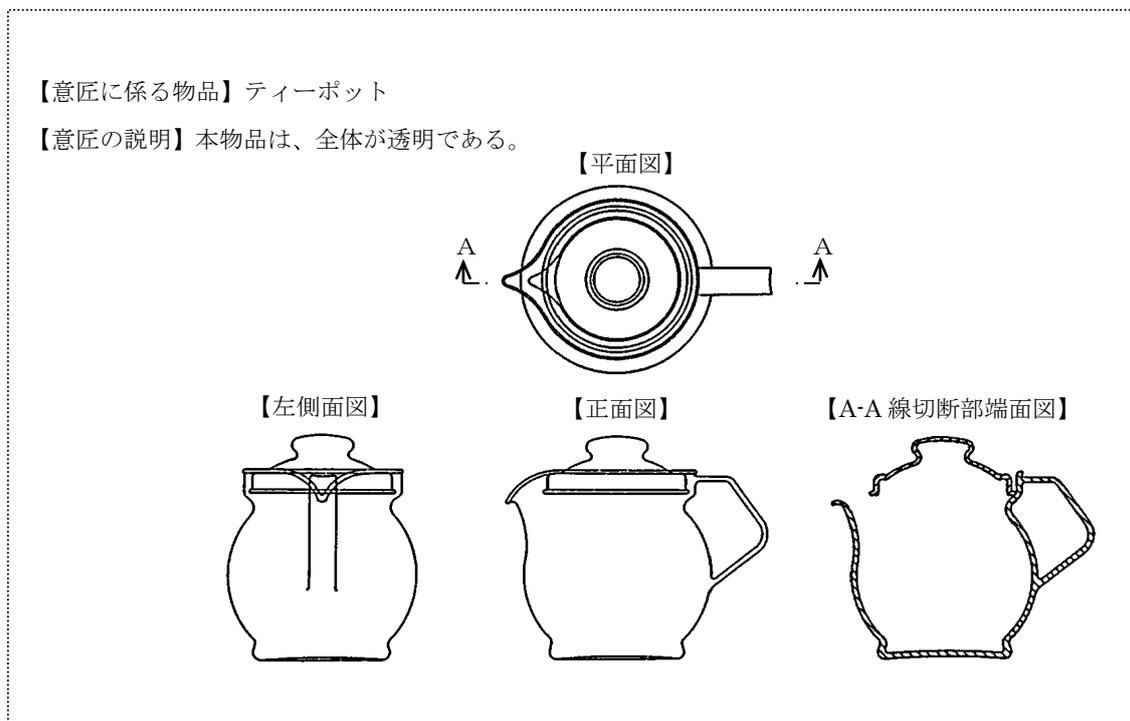


この要領によれば、例えば電球の場合は、イの要領に該当し、透けて見える部分をそのまま表す図を描きます。ただし、肉厚は6面図等には表さず、断面図によって表します。

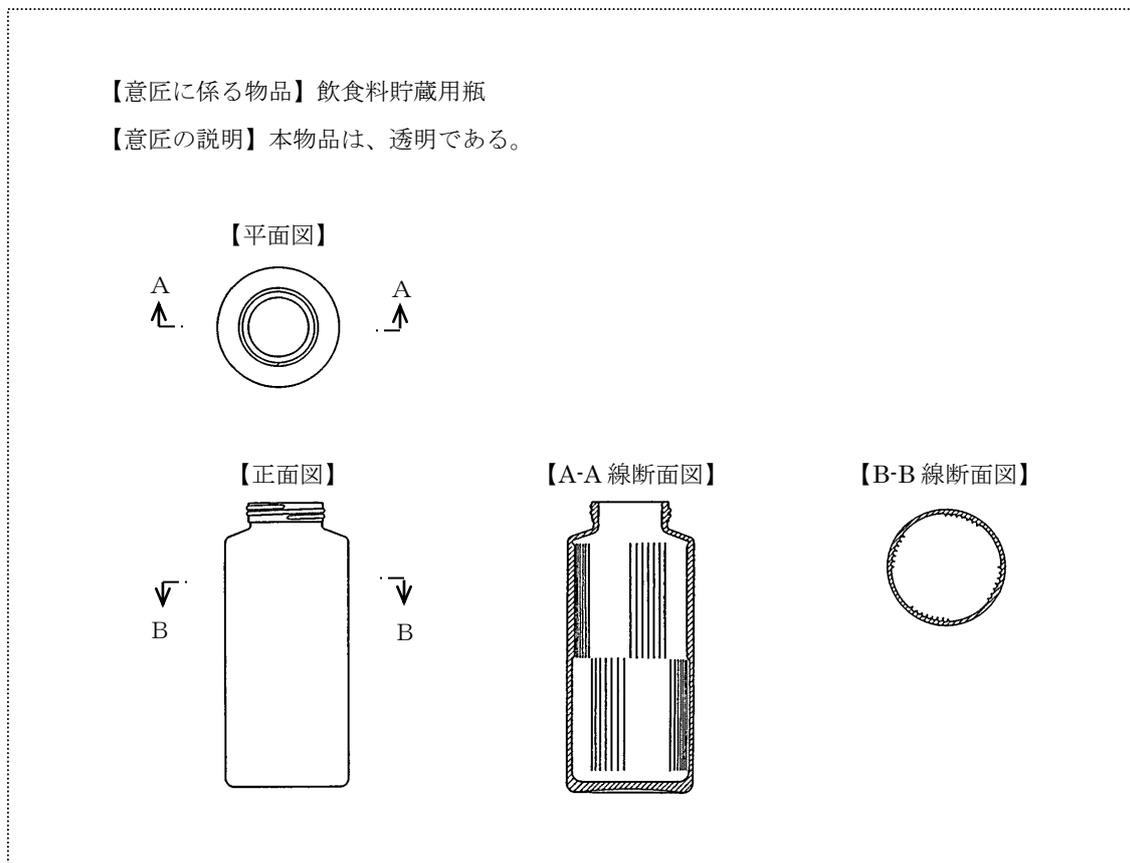
③上記要領を基本としつつも、見えるまま描くと形状線が重なってしまう等、かえって意匠が明確に図示されない場合は、【意匠の説明】の欄の記載と合わせて、分かり易い表現方法とすることができます。例えば、物品の全部が透明の場合、図は不透明体として描き、【意匠の説明】の欄に「本物品は、全体が透明である」との説明を記載します。ただし、このような分かり易い表現方法の場合、透けて見えるはずの形態が、断面図等によって理解できるように表されていないと、形態が不明確になる点に注意します。

④透けて見える部分を透けて見えるまま描くことについて、実際は光の屈折によって向こう側の形態が歪んで見えることがありますが、作図においては、レンズ状等で歪んで見えることを意図したもの以外は、光の屈折が無いものとして描きます。(ただし、写真の場合は、写し出されたままでお願いします。)

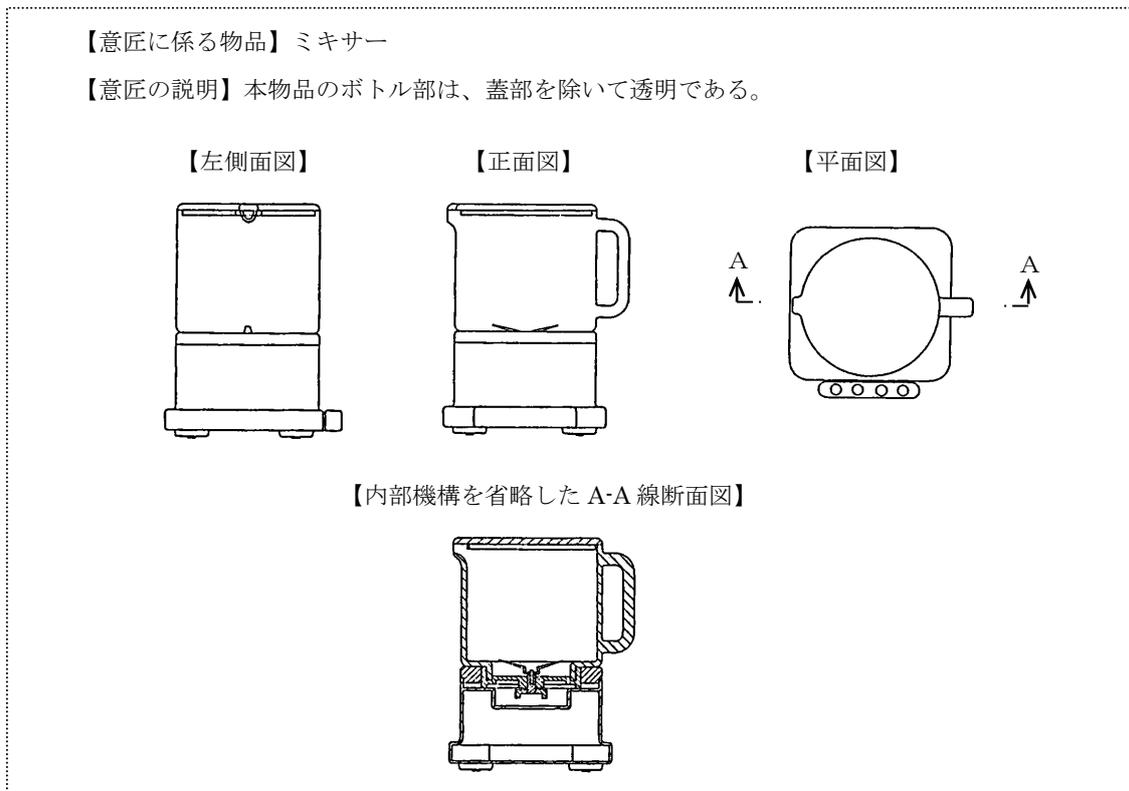
〔図 3.4-2〕透明なものを透明体として描いた図面の例



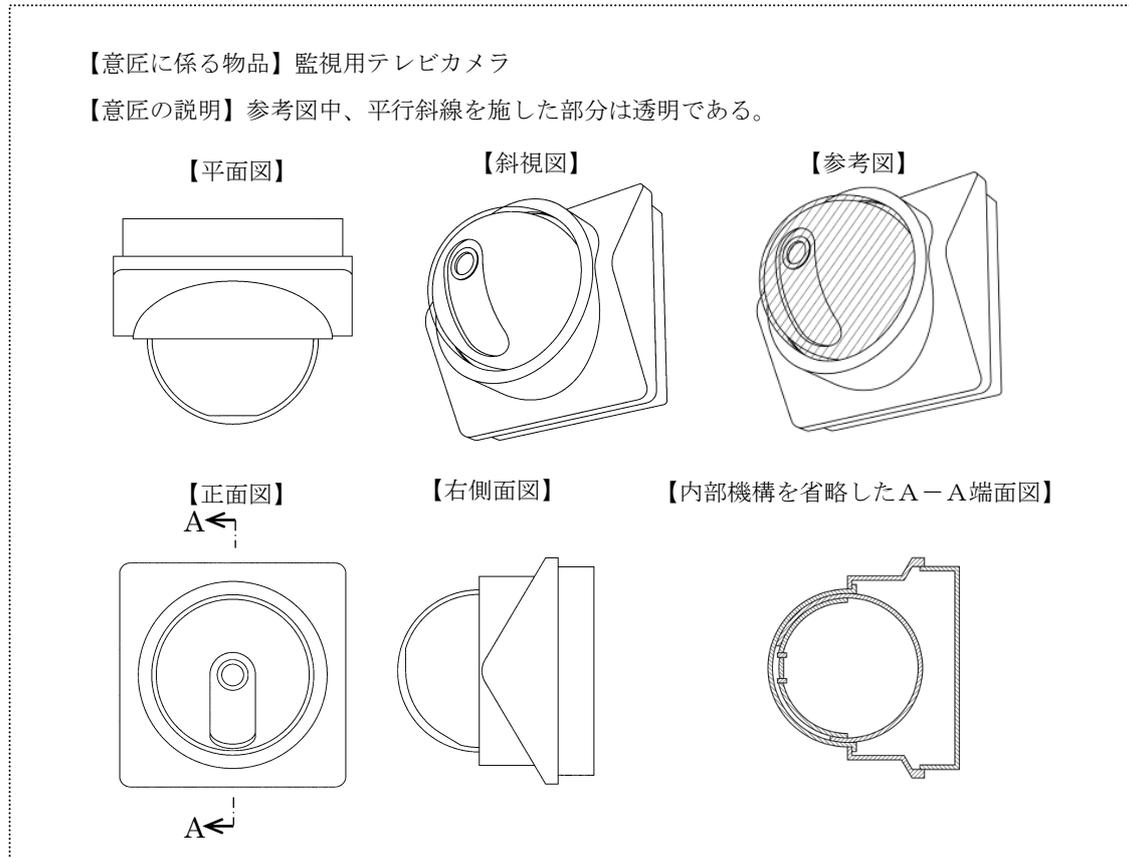
〔図 3.4-3〕透明なものを不透明体として描いた図面の例



〔図 3.4-4〕透明な一部分を【意匠の説明】で特定した例



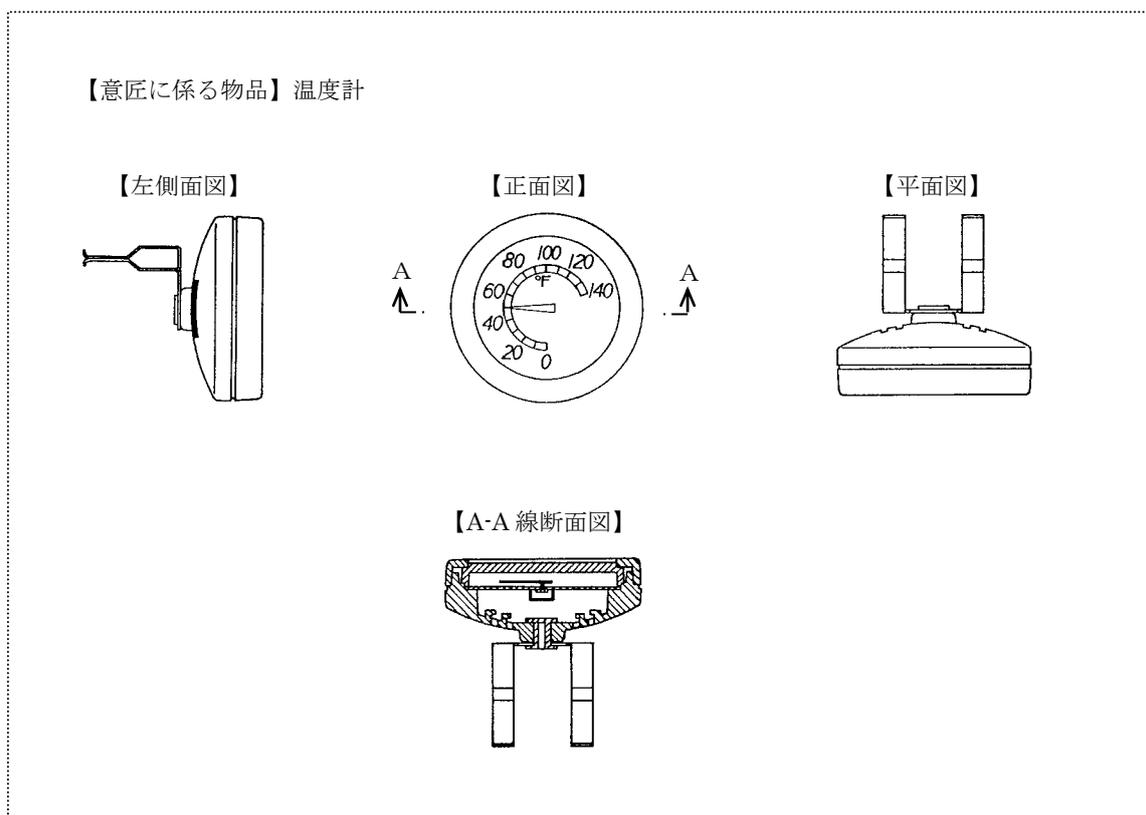
〔図 3.4-5〕透明部を通して内部の形状を表した図面の例



〔図 3.4-6〕図面代用写真の例



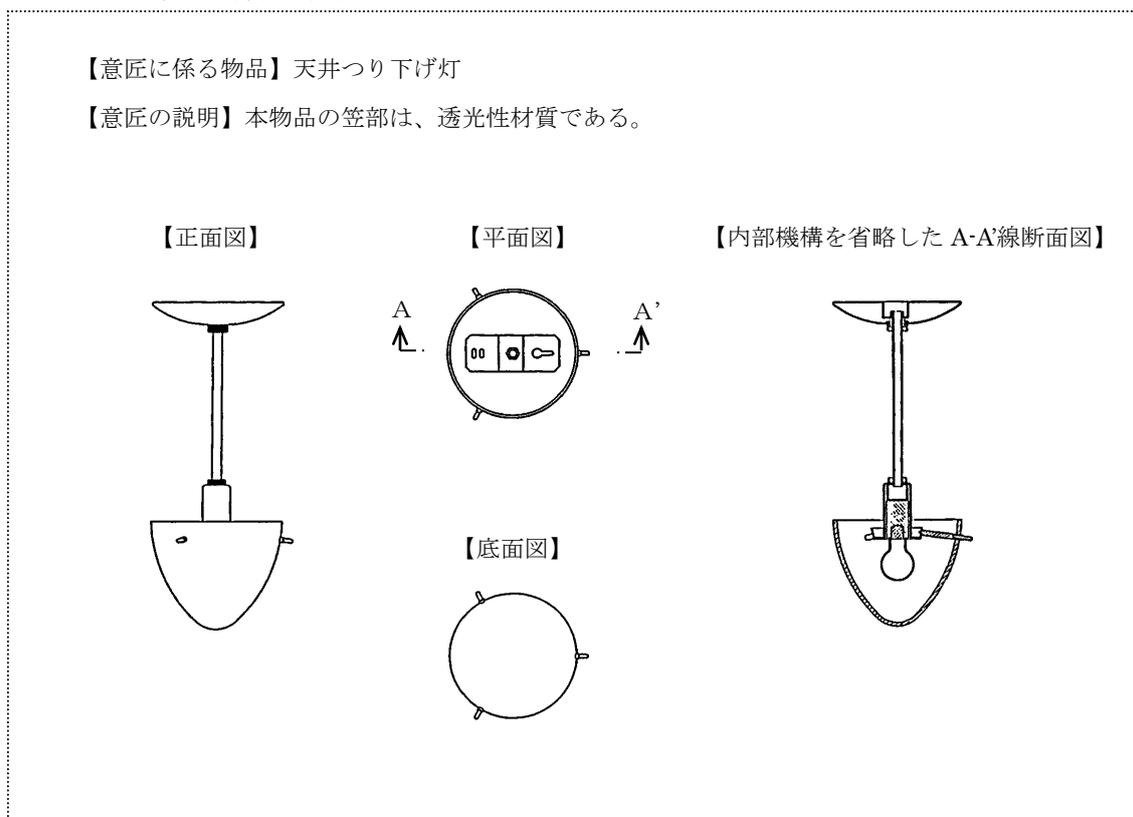
〔図 3.4-7〕透明部についての説明等を省略できる物品の図面の例



4.5 透光性を有する場合の表し方

- ① 「透光性を有する」部分については透明のように透けては見えないので、不透明体として作図します。
- ② 【意匠の説明】の欄への記載は、「透光性を有する」説明がないと物品が理解できない場合に、どこの部分が「透光性を有するか」等の説明をします。
- ③ 「透光性を有する」部分の部位を図示する場合は、「透明」の場合と同様に表します。
- ④ 透過性が高くなり、向こう側の形態がいくらか見える様子を意匠の構成要素とする場合は、図面では具体的に表すことができないので、写真等で表します。

〔図 3.4-8〕透光性部分を有する物品の図面の例



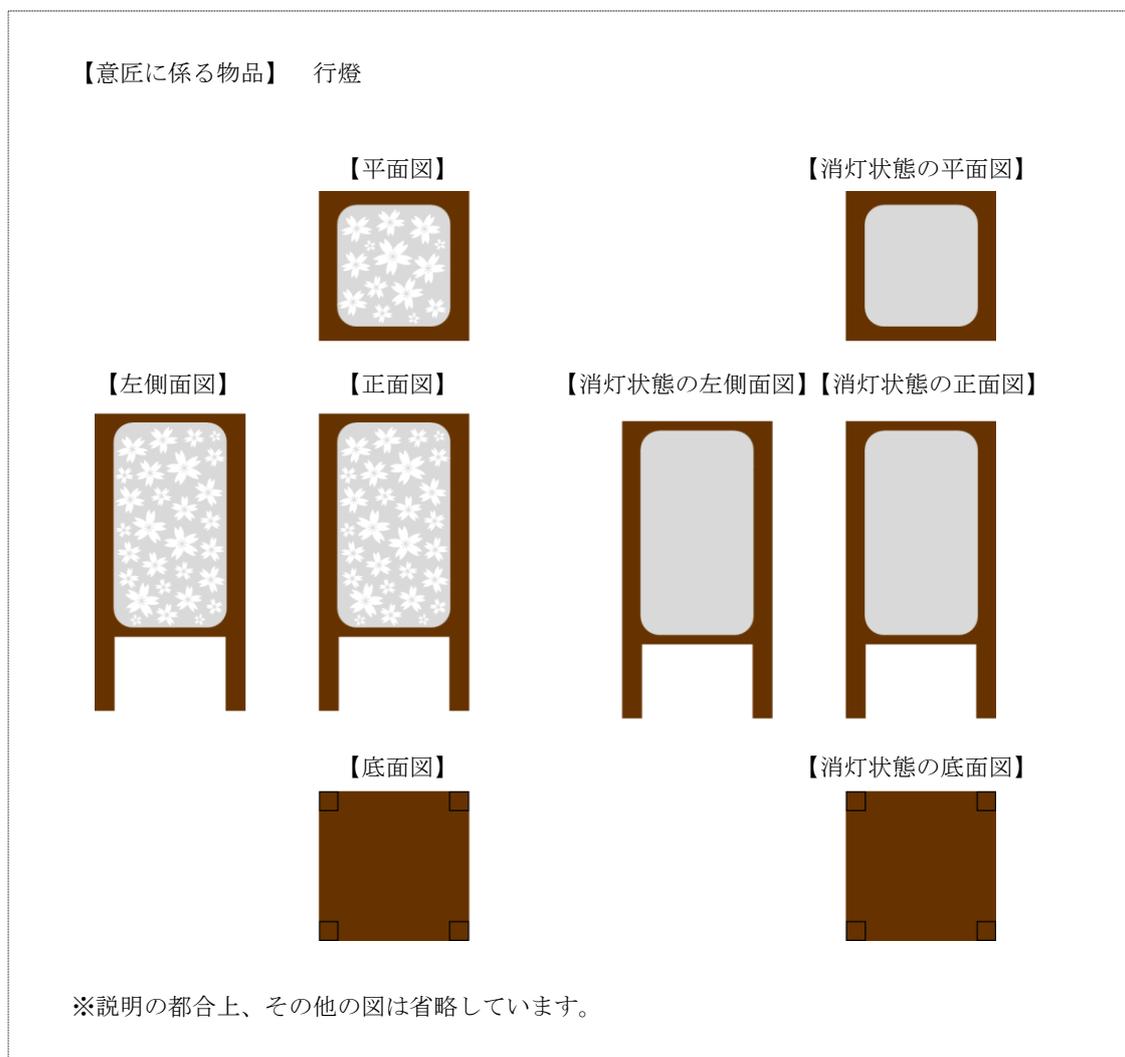
4.6 点灯部を有するものの表し方

①点灯部を有する物品（注）であって、当該物品の点灯部を点灯させることにより、当該物品自体に模様又は色彩が表れる場合は、当該模様や色彩についても図面中に表すことができます。

②消灯時を併せて示すことで点灯時と消灯時の模様又は色彩の変化を表すこともできます。

（注）例えば屋内外の照明器具、自動車用の灯火器等の周囲を明るく照らすための物品や、物品の一部に警告表示や電源表示のためのランプ部を有する物品等。

〔図 3.4-9〕点灯部を有する物品の図面の例



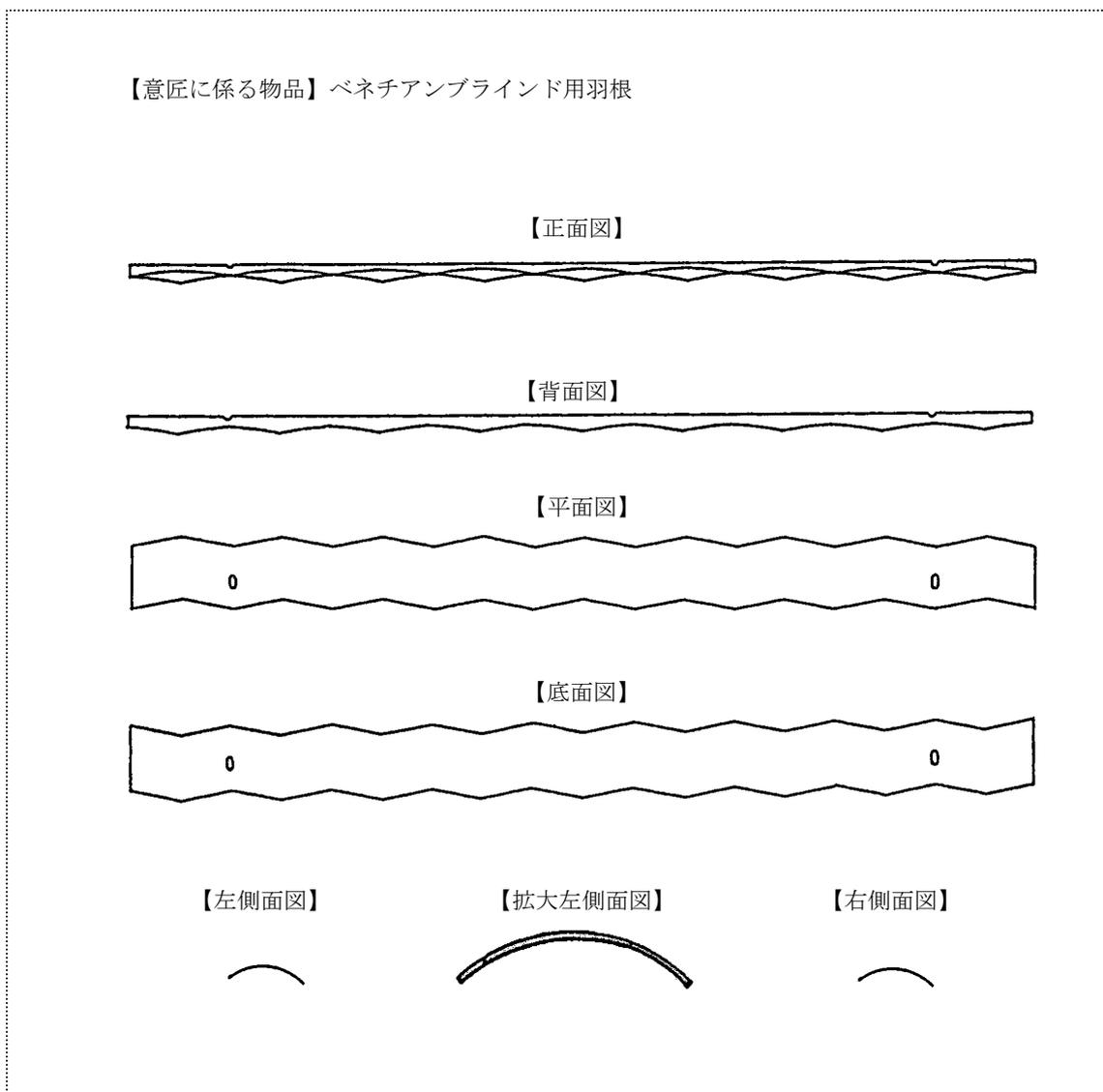
5. 立体であって厚みが極めて薄いものの場合

紙袋や衣服のように薄い素材でできているものや、建築用板材のように形態全体の比率の中で厚みが極めて薄いものは立体形状として扱いますが、限られた作図範囲の中で、その厚みを正確に表現することが難しい場合があります。

厚みを表す作図において、厚みを示す二本の線の間隙がつぶれてしまう場合や、厚みを実際に想定しているものよりも厚めに描くことによって意匠が著しく歪められてしまう場合には、該部を単線で表することもやむを得ないものとして認めています。

ただし、その場合には、【拡大図】を加えて厚み、構成態様等を明確にする必要があります。

〔図 3.5-1〕極めて薄い立体物の図面の例

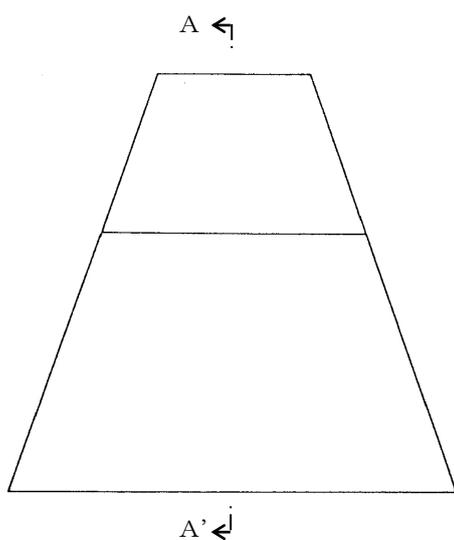


〔図 3.5-2〕極めて薄い立体物の図面の例

【意匠に係る物品】 包装用袋

【意匠の説明】 本物品は、セロハン等透明フィルムからなるものである。
左側面図は、右側面図と対称に表れる。

【正面図】



【右側面図】



【A-A線断面図】



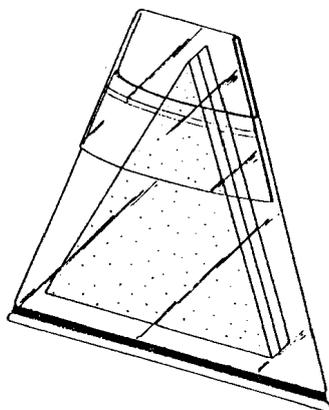
【平面図】



【底面図】



【使用状態を示す参考図】



6. 「長尺物」の場合

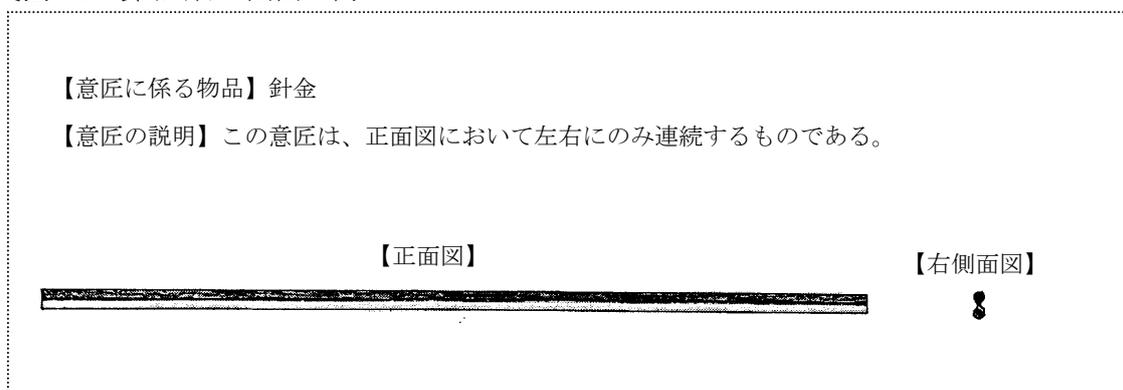
棒材、線材、板材、管材等のように、素材、部材等であって同じ形状または模様が一方（上下または左右方向）にのみ連続または繰り返し連続するもの（以下「長尺物」と言う）を表す場合は、その「連続する状態が明らかにわかる部分」だけについて作図します（様式6備考12）。これは、これらの物品が単に長尺に製造され使用時に端部加工される素材、部材であり、長さの程度や端部形状を意匠の要旨認定上不問とすることができる特殊な物品だからです。したがって、端部加工の施されたものは、これに該当しません。

なお、「連続する状態が明らかにわかる部分」は、単に連続する場合と繰り返し連続する場合とは異なりますので、以下のように表します。

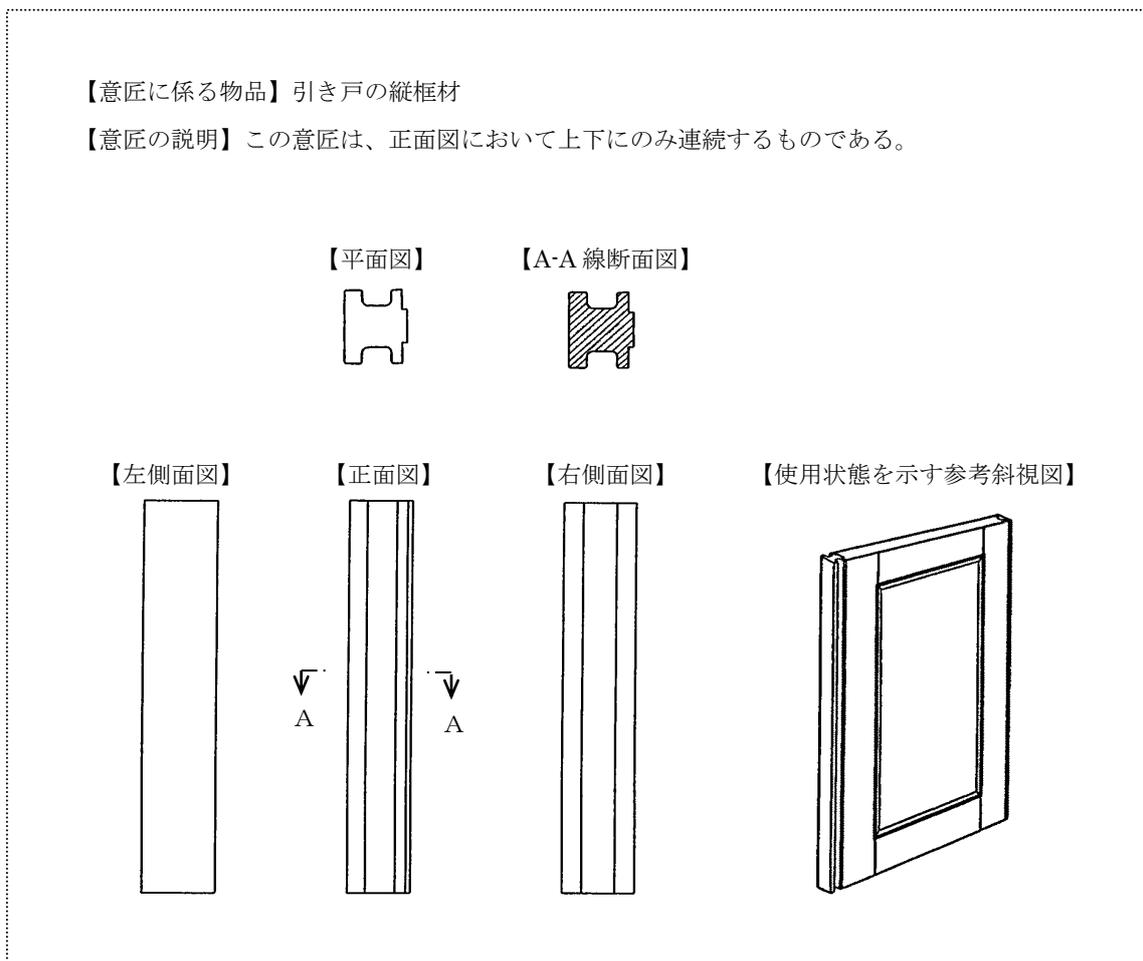
6.1 形状または模様が単に連続する場合

- ①図は、長手方向を適当な長さとして表します。
- ②両端部は、長手方向と直角の方向に直線状に実際に切断したように実線で表します。
- ③以上のように図示する範囲を定め、その範囲が実際の立体物であるかのように、通常の立体物と同じ図法に従って表します。
- ④【意匠の説明】の欄に、「この意匠は、正面図において左右方向にのみ連続する。」等の連続する旨の説明を記載します。

〔図 3.6-1〕長尺物の図面の例



〔図 3.6-2〕長尺物の図面の例

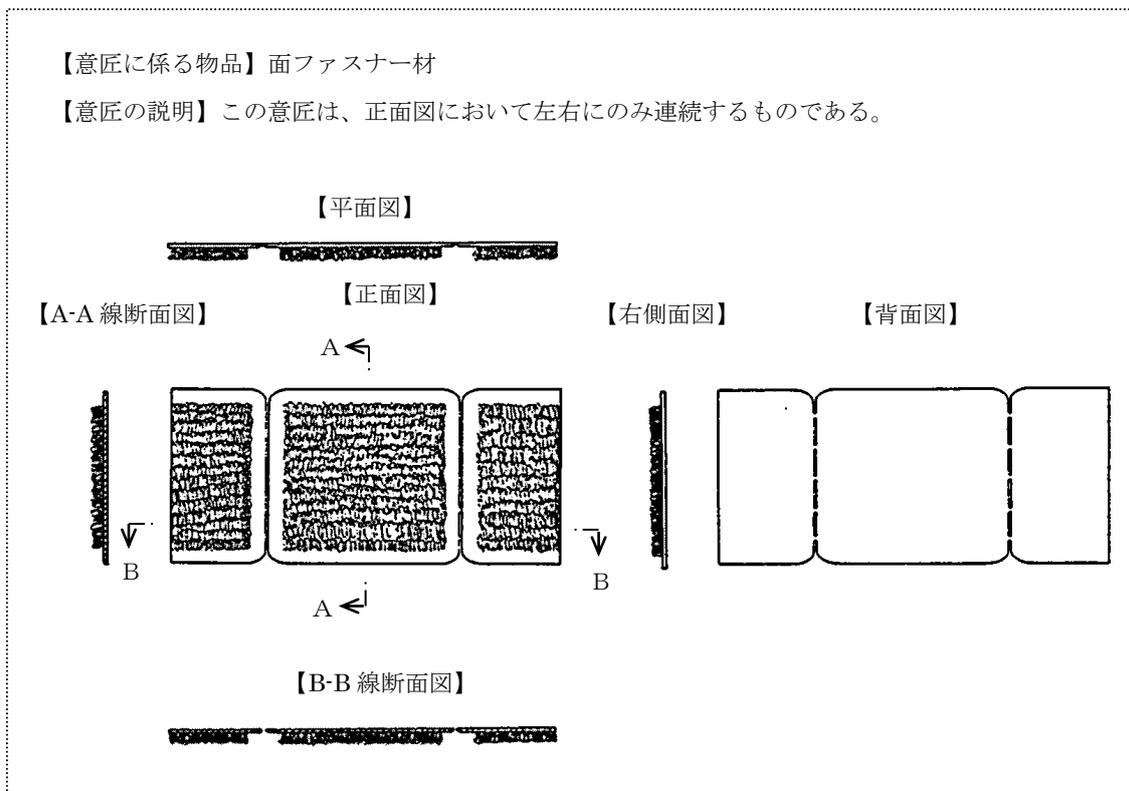


6.2 形状又は模様が繰り返し連続する場合

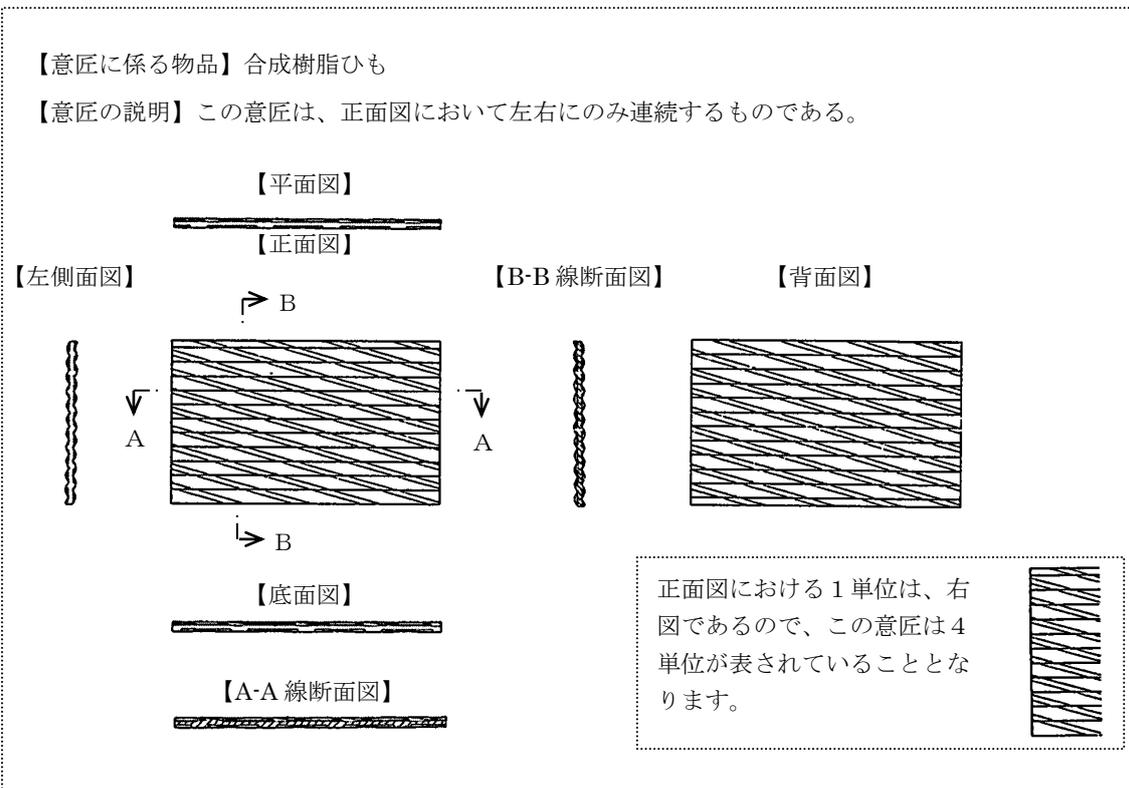
形状または模様が繰り返し連続する場合は、長手方向（繰り返し連続する方向）の表し方に必要とされる範囲があることが、6.1の単に連続する場合と異なります。それ以外は6.1と同様です。

長手方向は、繰り返し連続する形状または模様の最小の単位とその繋がり状態がわかる範囲をあらわすこと（少なくとも1単位半から2単位程度が表れていること）が必要です。なお、意匠を理解する上では、繰り返しを多めに表すことが望まれます。

〔図 3.6-3〕形状又は模様が繰り返す長尺物の図面の例（繰り返しの2単位を表した例）



〔図 3.6-4〕形状又は模様が繰り返す長尺物の図面の例（繰り返しの単位を多めに表した例）



7. 織物地等の「地もの」の場合

織物地、網地、レース地、合成樹脂地等のような、いわゆる「地もの」で、平面的なもの（一枚構造の厚さの薄いもの）の場合は、表面図及び裏面図を表します。

また、「地もの」の意匠は、ほとんどのものが形状または模様が繰り返し連続しますから、そうした連続するものを表す場合は、「長尺物」と同様に、「連続する状態が明らかにわかる部分」だけについて図面を作成します。（様式6備考12）

なお、「連続する状態が明らかにわかる部分」は、一方向（上下または左右方向）にのみ連続する場合と四方（上下及び左右方向）に連続する場合があります。

7.1 一方向（上下または左右）にのみ模様が連続する場合

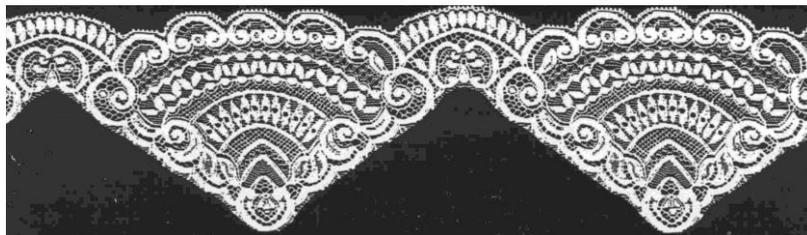
一方向にのみ連続するもの場合の表し方は、前項の「長尺物」の(2)形状または模様が繰り返し連続する場合と同様に、連続する方向については繰り返し連続する状態が明らかにわかる範囲（少なくとも模様の最小の単位の1単位半から2単位程度）を表せばよいことになっています。ただし、作図については平面的なものですから、表面図、裏面図となります。また、願書の【意匠の説明】の欄には、「この意匠は、表面図において左右にのみ連続するものである。」等と記載します。

〔図 3.7-1〕一方向に模様等が連続する「地もの」の例

【意匠に係る物品】細幅レース地

【意匠の説明】この意匠は、表面図において左右にのみ連続するものである。

【表面図】



（注）上記写真は、図面代用見本を意匠公報掲載用に撮影したもので、実際の図面代用見本の出願の様式とは異なります。なお、上記図面において、矢印、1単位等の記載は説明のためのものです。実際の出願図面を作成する際には記載しないでください。

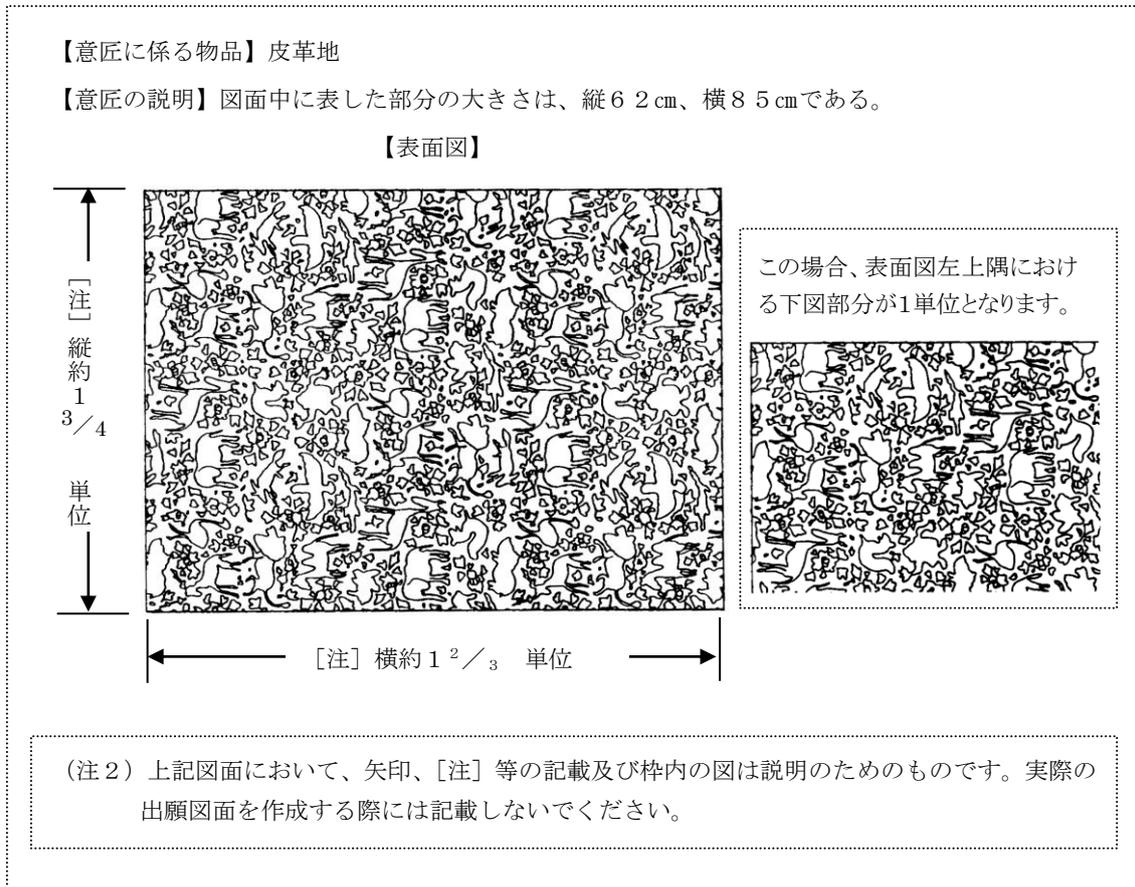
7.2 四方（上下及び左右方向）に連続する場合

四方に繰り返し連続する場合の図は、前述の7.1一方向（上下または左右方向）にのみ連続する場合の表し方において、繰り返し連続する状態が明らかにわかる範囲が、一方向だけでなく、それと直角の方向についても表すように作図します。つまり、上下及び左右方向のそれぞれに、少なくとも模様の最小の単位の1単位半 から2単位程度表れていることが必要です。なお、模様についての「単位」には、「地模様」または「地（模様のない部分）」も含まれることに注意してください。

【意匠の説明】の欄には、上下及び左右方向へ連続する旨の記載は不要です。これは、「地もの」の性質上、当然四方（上下及び左右方向）に広がりを持つものと考えられるからです。ただし、【意匠に係る物品】が繰り返し連続することが当然と考えられない場合は、上下及び左右方向へ連続する旨を記載してください。

また、図面、図面代用写真または図面代用ひな形による出願の場合は、図面等において表した部分の大きさ（図示等した部分の実際の大きさ）を願書の【意匠の説明】の欄に記載してください。これは、この種物品においては、意匠の理解において模様の大きさが重要であり、一部を図示する表し方では大きさを推定できないからです。

〔図 3.7-2〕四方に模様が連続する「地もの」の例



7.3 繰り返し連続する模様的一部分について意匠登録を受けようとする場合

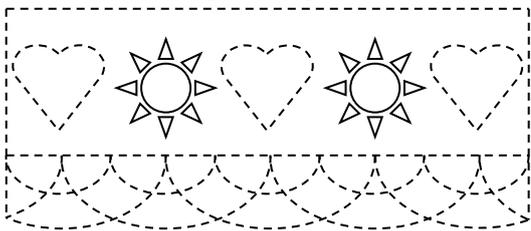
いわゆる「地もの」において、繰り返し連続する模様の単位中の一部分を意匠登録を受けようとする部分とする場合についても、前記の模様が繰り返し連続する場合の全体意匠と同様に、意匠登録を受けようとする部分の繰り返し連続する状態が明らかになるように表します。（模様が繰り返し連続する状態が明らかに分かる部分だけについて表す作図方法（様式6備考12）は、模様が繰り返し連続する態様の意匠を表すものですから、当該作図方法で表す場合には、模様が繰り返し連続する状態の部分としてその態様が明らかになるように表します。）

〔図 3.7-3〕一方向に模様が連続する例

【意匠に係る物品】 細幅レース地

【意匠の説明】 この意匠は、表面図において左右に連続する。実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。図面に表した大きさは、幅3cmである。

【表面図】



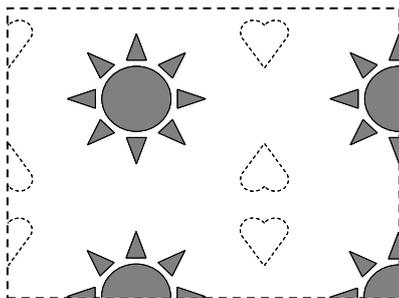
(注) 意匠登録を受けようとする部分が分離した態様ですが、同一模様が繰り返し連続する態様であるので、当該各部分は相互に形態的な一体性があり、一意匠になります。
(意匠審査基準 71.7.1.2.1 参照)

〔図 3.7-4〕四方（上下及び左右方向）に模様が連続する例

【意匠に係る物品】 織物地

【意匠の説明】 実線で表した部分が意匠登録を受けようとする部分である。図面に表した大きさは、縦35cm、横50cmである。

【表面図】



(注) 意匠登録を受けようとする部分が分離した態様ですが、同一模様が繰り返し連続する態様であるので、当該各部分は相互に形態的な一体性があり、一意匠になります。
(意匠審査基準 71.7.1.2.1 参照)

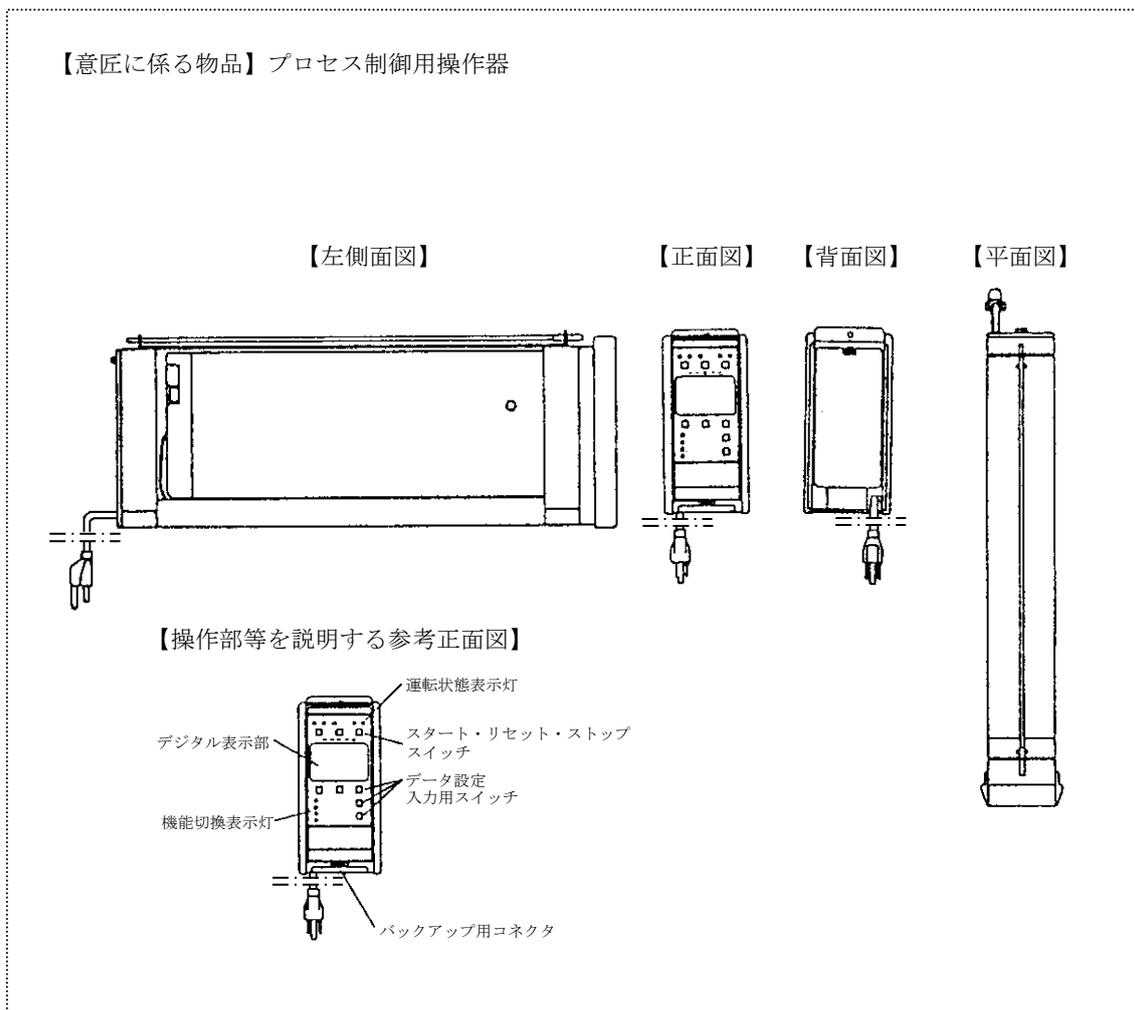
8. 極めて長い部分を有するものの場合

巻尺や建築用板材（長尺物を除く。）等のように長さは限定されているが、極めて長い部分を有しているために所定の範囲で作図することが困難であり、かつ、その長い部分の中間部分を一部省略（以下「中間省略」と略します。）しても意匠が明らかにわかるときは、「中間省略」した図とします。（様式6備考13）

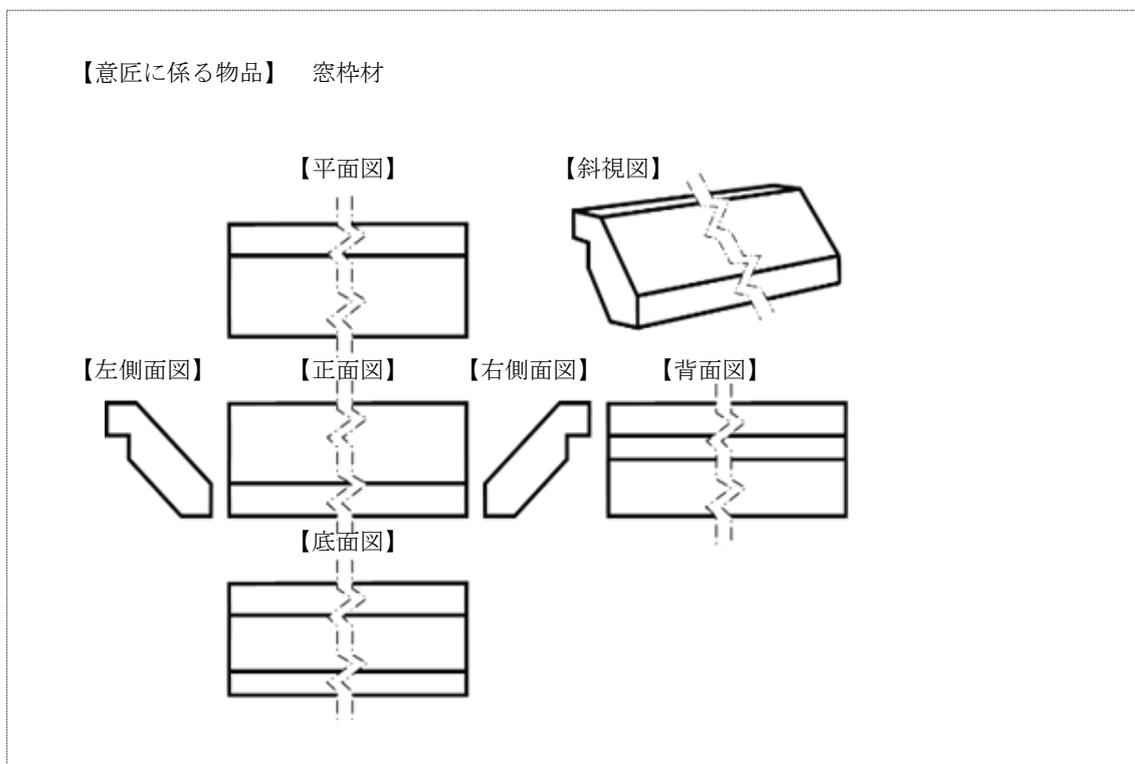
8.1 「中間省略」した図の描き方

「中間省略」の省略箇所は、例えば、二本の平行な一点鎖線で切断したように示す等により明らかにし、図面の記載のみでは意匠を明確に表すことができないときは、物品の一部分の図示を省略した旨又は省略箇所の図面上の寸法を願書の【意匠の説明】の欄に記載します。（様式6備考13）

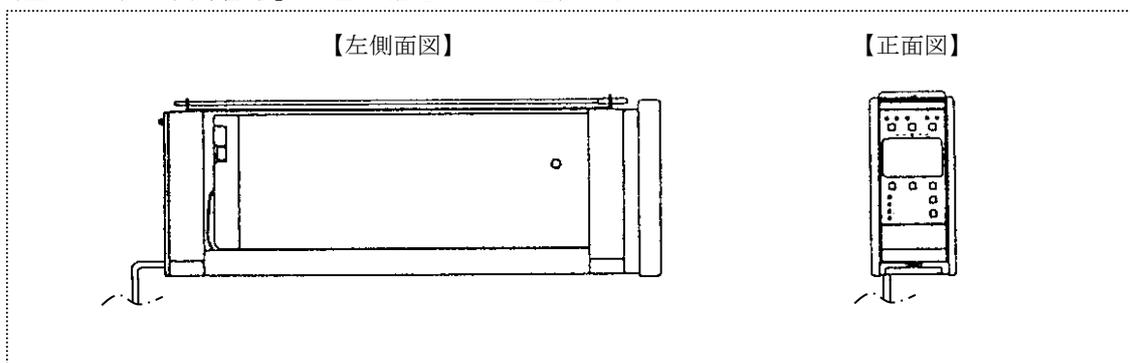
〔図 3.8-1〕「中間省略」した図の例



〔図 3.8-2〕「中間省略」した図の例



〔図 3.8-3〕「中間省略」の図の描き方が不適切な例



8.2 極めて長い部分を「中間省略」できる場合

極めて長い部分を「中間省略」できる場合は、次の二つの要件の両方に該当する場合があります。

- ①極めて長い部分の形状または模様が一方方向にのみ連続または繰り返し連続している場合

- ②全体をそのまま作図すると形状線がつぶれてしまう等、作図上の困難性がある場合、または、「中間省略」して描いた6面図等と、縮小して全体のプロポーシオンを描いた図とで表現した方が、全体をそのまま作図するよりも当該意匠の特徴を十分に表現できる場合

8.3 作図上の留意点

- ①「中間省略」する部分において、形状または模様が繰り返し連続している場合は、省略部分の前後においてその状態が明確となるように、繰り返し連続する場合の作図法〔6.「長尺物」の場合〕に準じた表し方をすること

- ②省略箇所は、原則的に一カ所とすること

- ③全体のプロポーシオンを明確にする場合は、意匠の全体を描いた【縮小○面図】を全体のプロポーシオンの明確化に必要な面について記載します（詳細に描くことが困難な形状または模様は概略的表現で差し支えありません。）。

なお、意匠の全体を描いた図をほぼ正確に描ける場合は、「中間省略」をした図を拡大図とすることもできます。

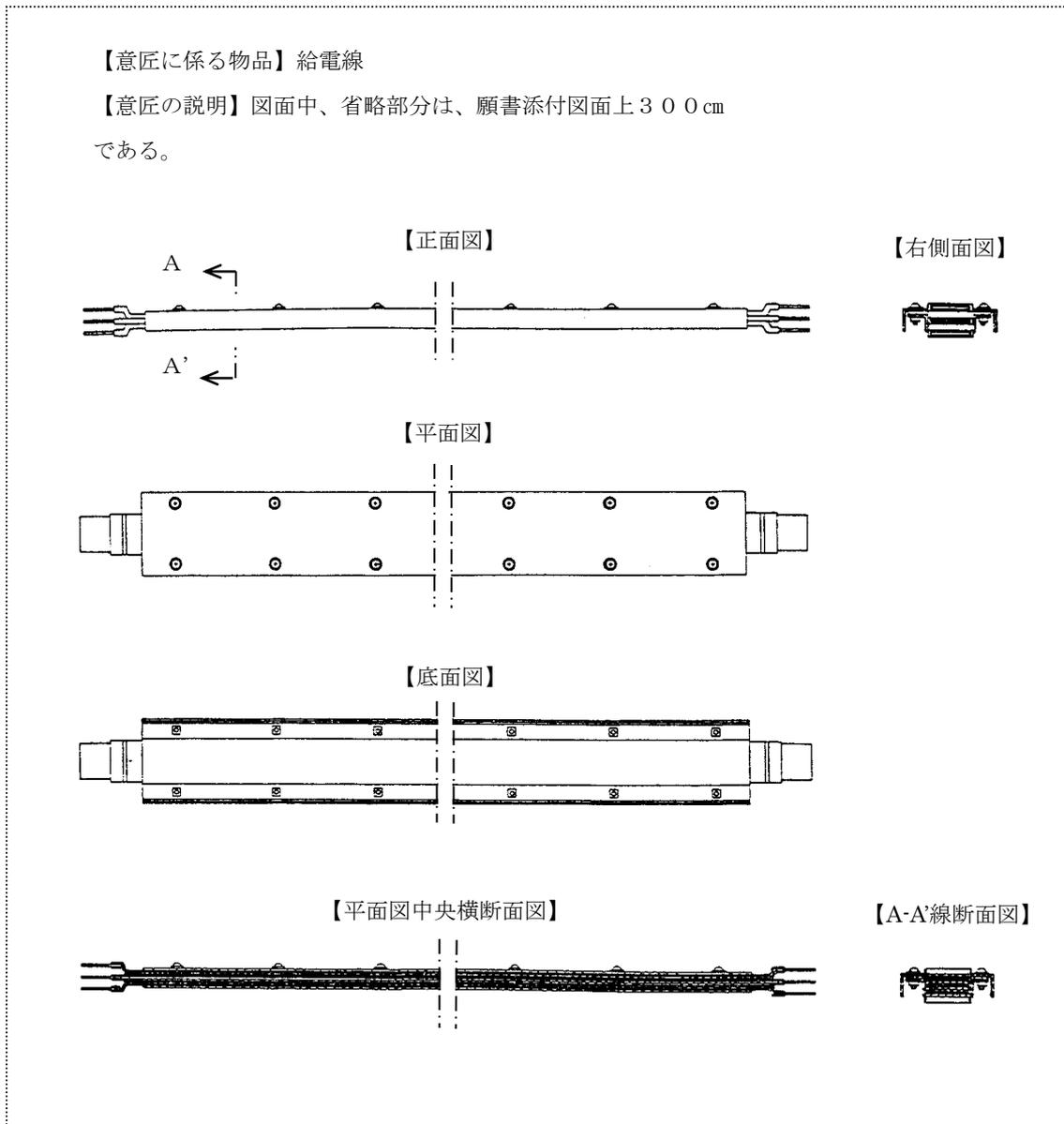
〔図 3.8-4〕意匠全体の構成比率が特定できず不適切な例



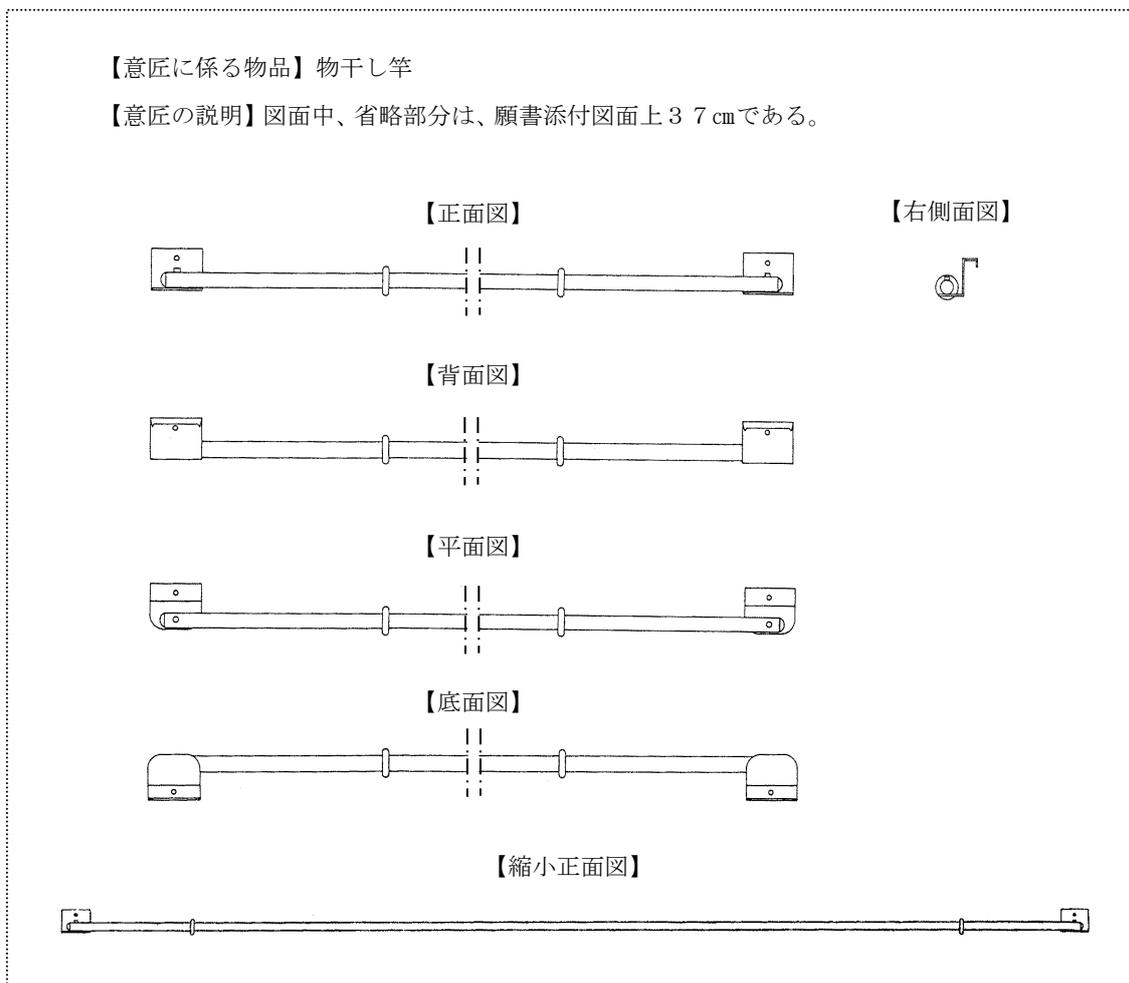
8.4 【意匠の説明】の欄の記載の留意点

【意匠の説明】の欄に省略した図面上の寸法を記載する場合は、その寸法は特定の長さとし、「省略箇所の図面上の寸法は、○cmである。」のように記載します。「省略箇所の図面上の寸法は、○cm～○cmである。」のような記載は特定の長さではないので、認められません。

〔図 3.8-3〕極めて長い部分の形状・模様が繰り返す場合の「中間省略」の図の例



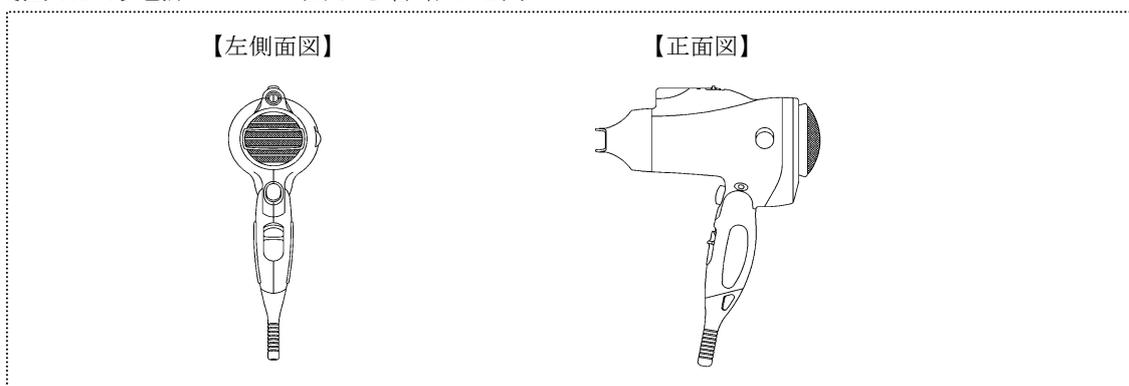
〔図 3.8-4〕全体のプロポーションを表す【縮小正面図】を加えた例



8.5 電源コードの図示の省略

電源コードは、それ自体に特徴がなく、物品全体に占める割合も小さく、意匠の要旨の認定に影響を及ぼさない部分であることが多いものです。このような場合は、「中間省略」ではなく、電源コード全体を省略することができます。

〔図 3.8-5〕電源コードの図示を省略した例



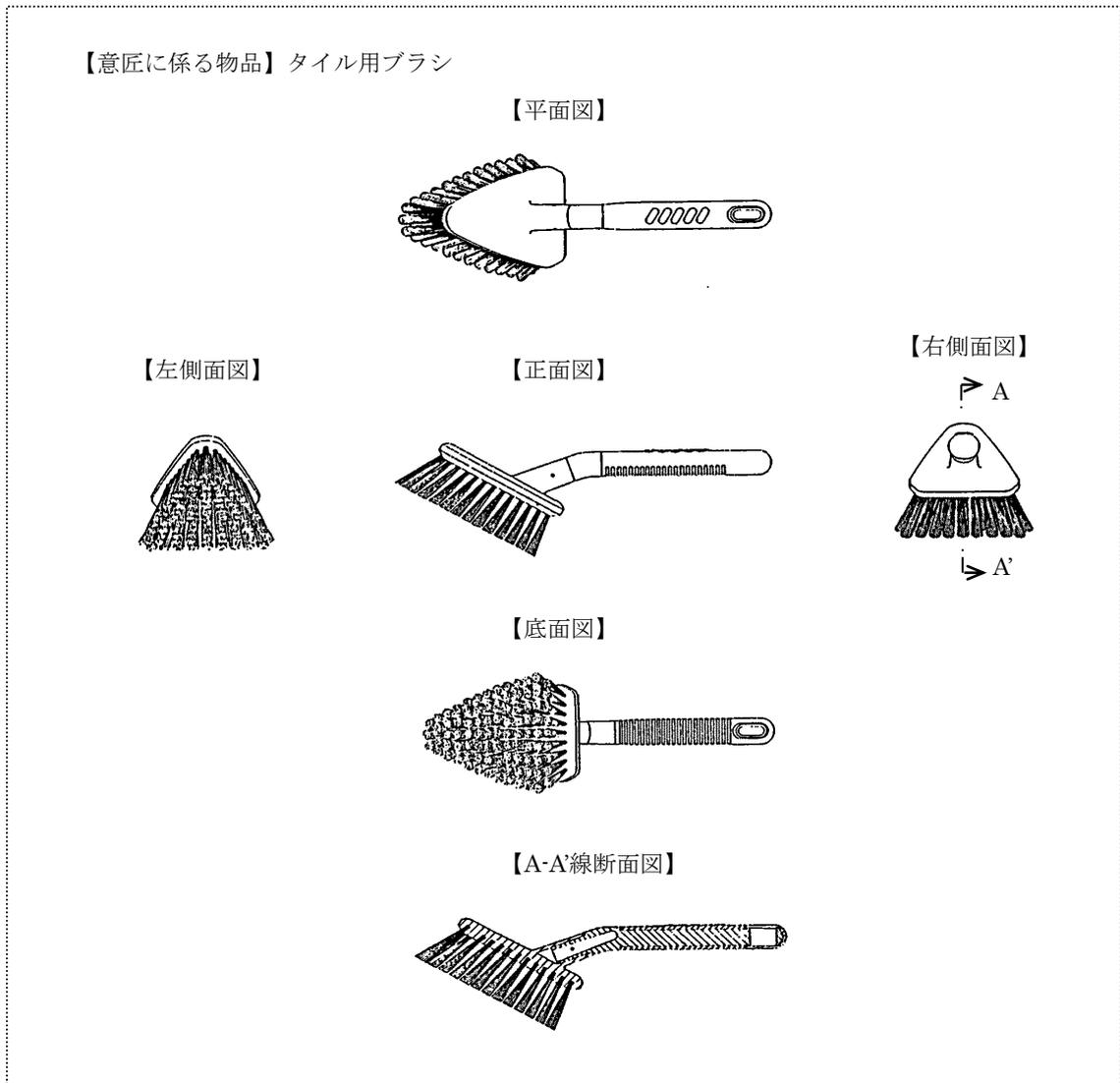
9. 植毛部、網地部等を有するものの場合

ブラシの植毛部や細かい網地部のように作図上厳密に表現することが困難で、かつ、意匠の特定において厳密に描く必要性の少ない場合の図の描き方については、慣用的な特殊な描き方としています。

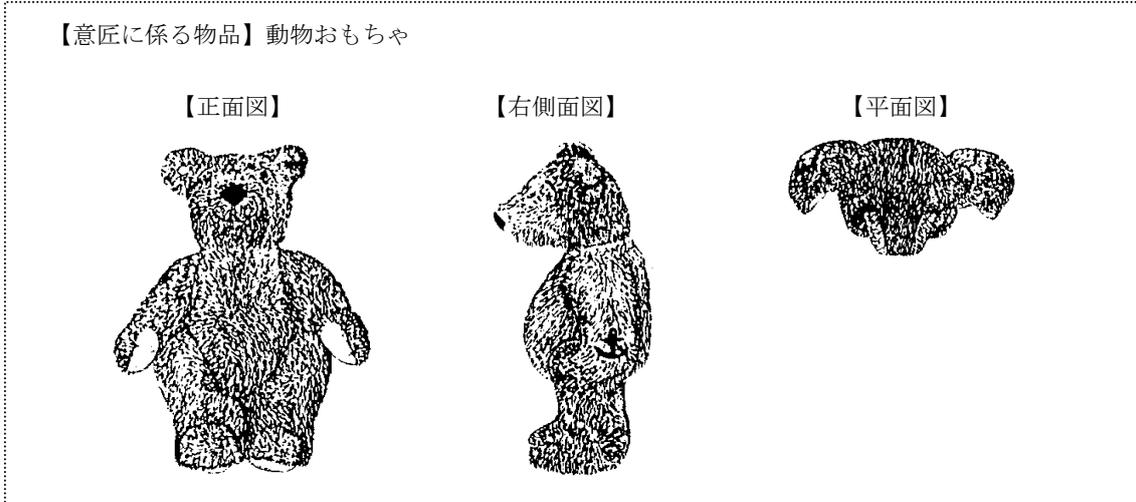
9.1 植毛部の場合

植毛部は、毛の一本一本についてその太さを二本線で表現することは不可能ですから単線で表現することもやむを得ないとしています。また、本数については厳密な同一性を保つ必要はなく、各図をできるだけ一致させるように描きます。

〔図 3.9-1〕植毛部を単線で描いた例



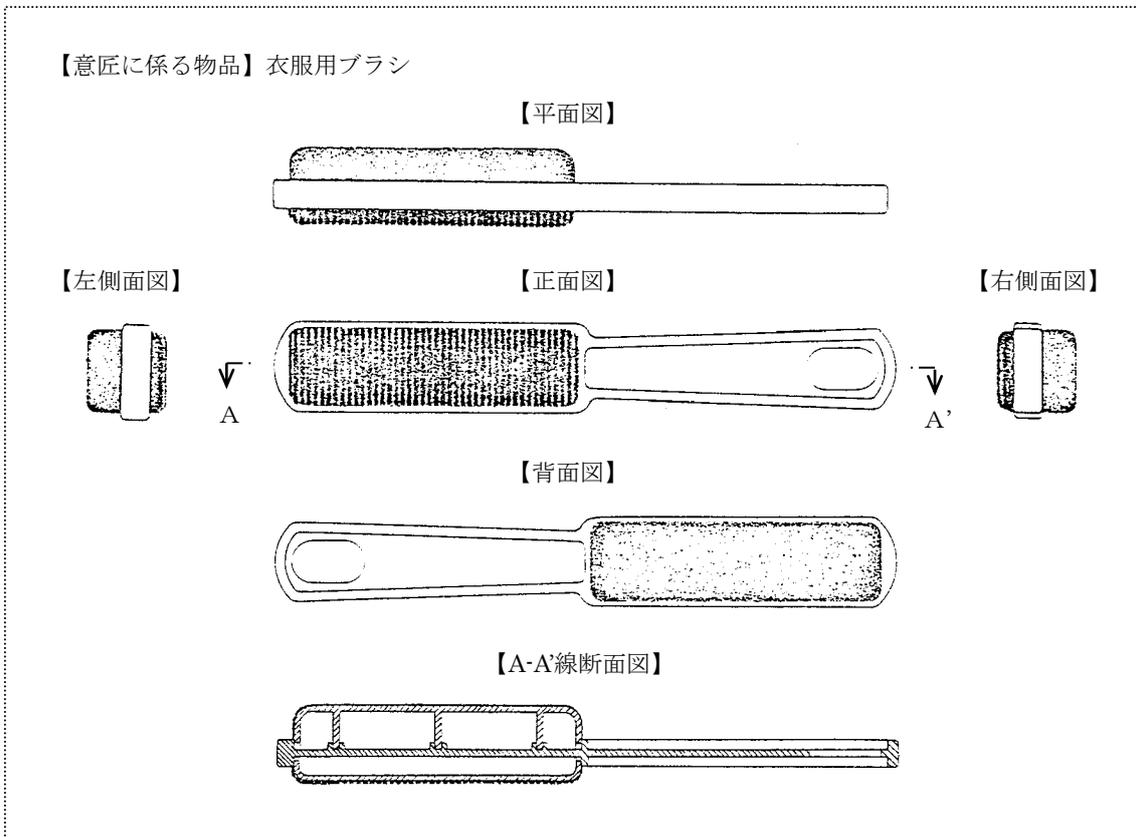
〔図 3.9-2〕植毛部を単線で概略的に描いた例



9.2 起毛した布地やスポンジなどの材質の場合

起毛した布地やスポンジなどの材質は、それらしい表現とし、各図をできるだけ一致させるように描きます。

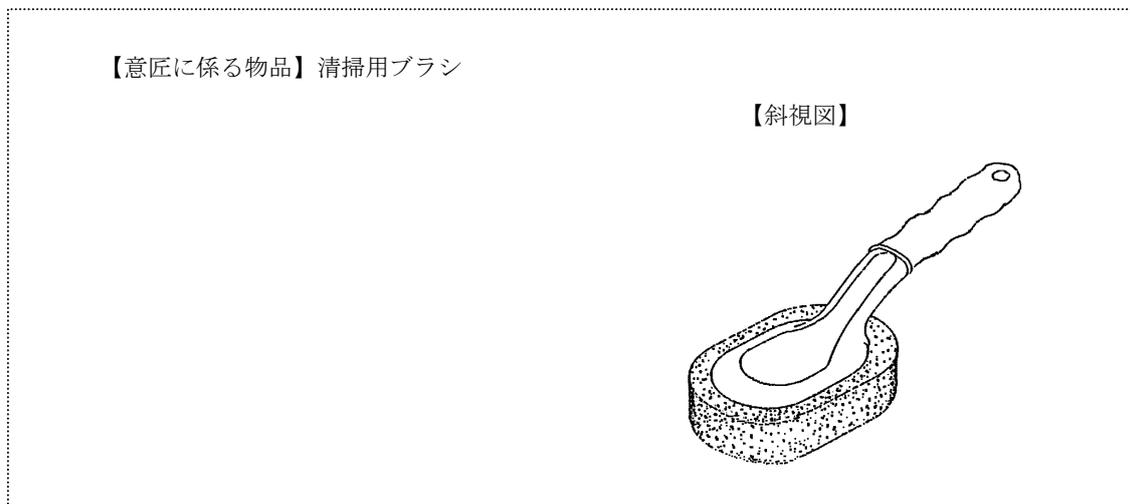
〔図 3.9-3〕起毛部を概略的に描いた例



〔図 3.9-4〕金属部を概略的に描いた例



〔図 3.9-5〕スポンジ部を概略的に描いた例



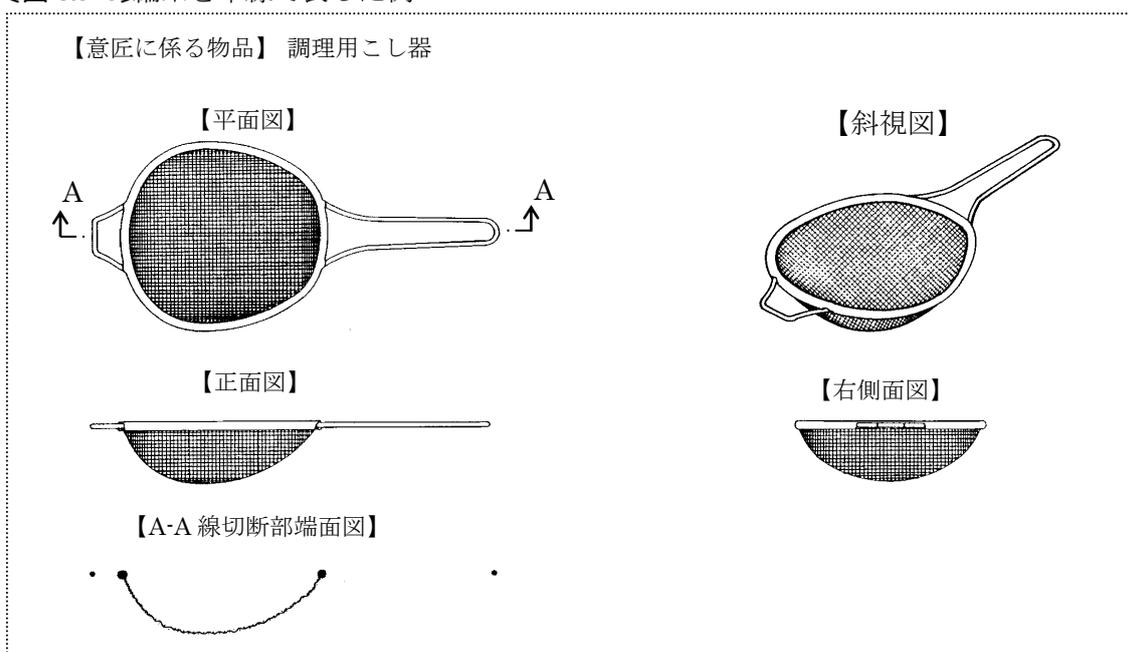
9.3 一般的な平織の細かい網地の場合

一般的な平織の細かい網地を使用したもので、作図上網糸の一本一本についてその太さを二本線で表現することが困難な場合には、次の方法で描きます。

- ①網糸を単線で表します。
- ②本数については厳密な同一性を保つ必要はなく、各図をできるだけ一致させるように描きます。
- ③網地部を含む【断面図】や【切断部端面図】を描く場合は、
 - a) 【切断部端面図】に編み込みの状態を表す。この方法では6面図と【端面図】で網地部の形状が一致しませんが、網の部分がどこであるかを明確に表現することができます。
 - b) 断面を板状なものとして簡略的に表す。この方法は、物品名や6面図等からどの部分が網地かが分かり、網地の態様を具体的に表す必要のない場合に限られます。

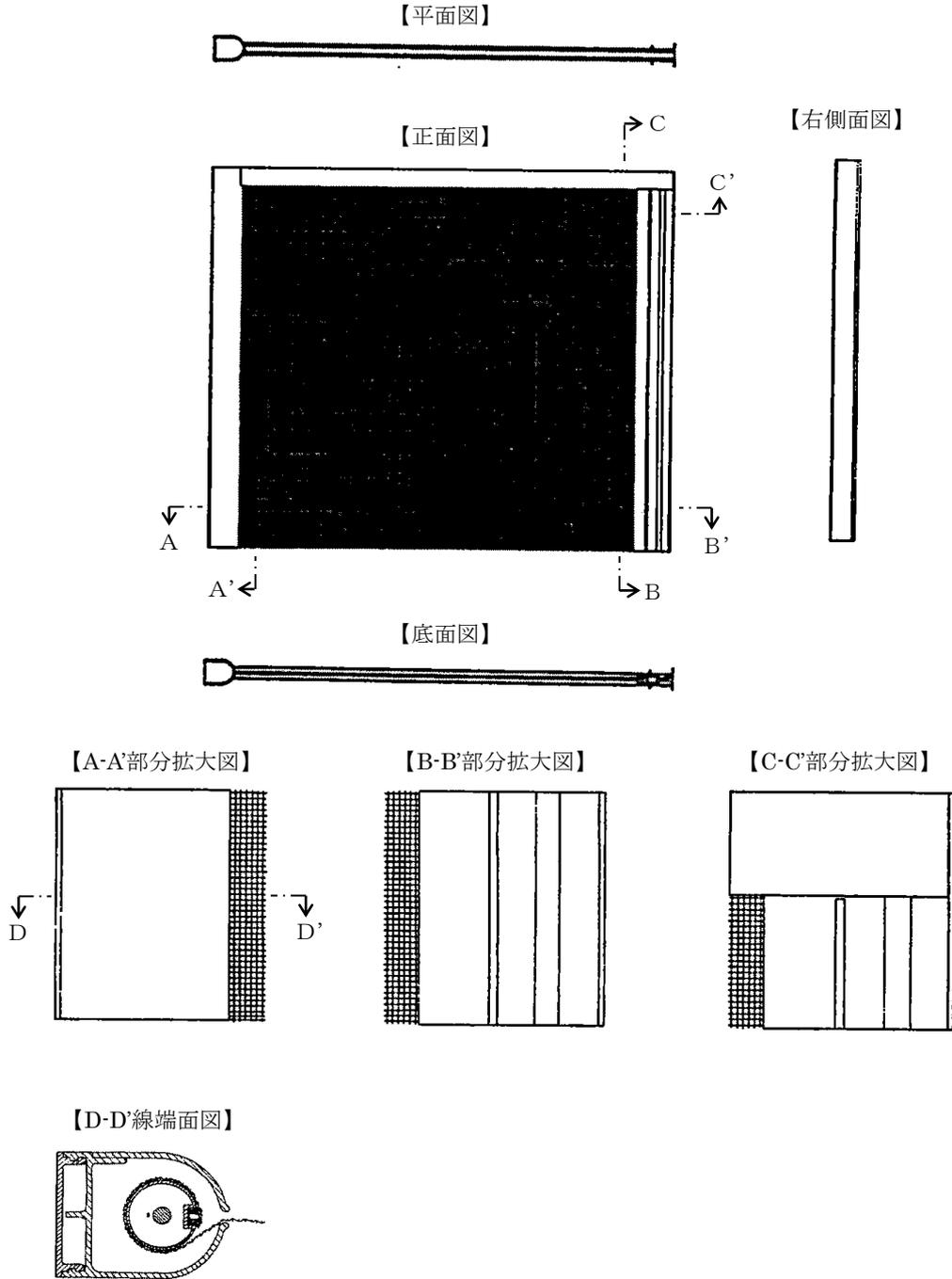
ただし、物品分野により表現方法が異なる場合があります。また、網地の構成が一般的でないものや網地の形態そのものが重要な場合は、これらの方法により作図することはできません。

〔図 3.9-6〕編糸を単線で表した例



〔図 3.9-7〕拡大図で表した例

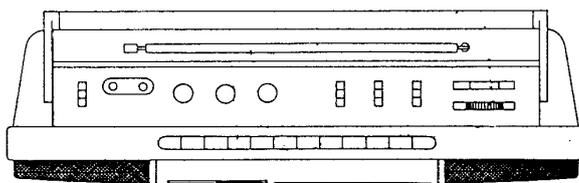
【意匠に係る物品】 網戸



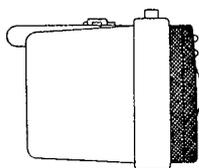
〔図 3.9-8〕断面図で表した例

【意匠に係る物品】ラジオ付きテープレコーダー

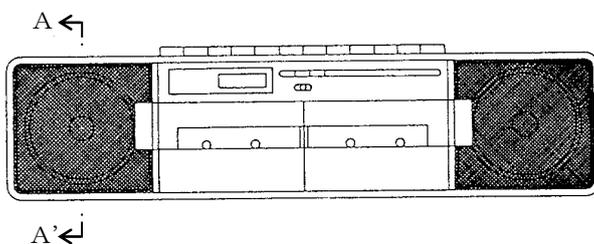
【平面図】



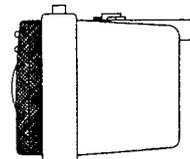
【左側面図】



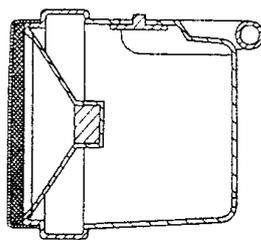
【正面図】



【右側面図】



【内部機構を省略した A-A線拡大断面図】



10. 形態が変化するものの場合

形態変化玩具のように、各部を動かして全体を異なる形態に変化（可逆性がある変化）するものについて、その変化の前後にわたる形態について意匠登録を受けようとする場合は、変化の前後、又は、必要に応じ変化途中の形態を表します。

- ① どの状態を変化前の形態とするかの制約はありません。
- ② 変化前の6面図等に加え、変化後の形態全体の特定に必要な図を記載します。（変化後の形態全体の特定において、変化前の図によって特定できる形態の部分等のみを表す図については、不可欠な図ではありません。）
- ③ 変化途中の形態については、変化の仕方が理解できればよいので、その範囲で、必要に応じた図を追加します。

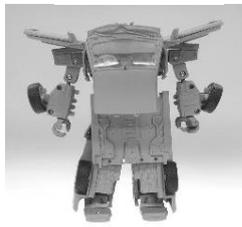
〔図 3.10-1〕形態が変化するものを表した例

【意匠に係る物品】 形態変化玩具

【正面図】



【背面図】



【左側面図】



【右側面図】



【平面図】



【底面図】



【変化の途中の状態の斜視図面図】



【変化をした状態の正面側からの斜視図】



【変化をした状態の背面側からの斜視図】



（注） 変化後の形態についても、全体を表すために必要な図を記載します。

1 1 . 組木おもちゃ、積み木おもちゃの場合

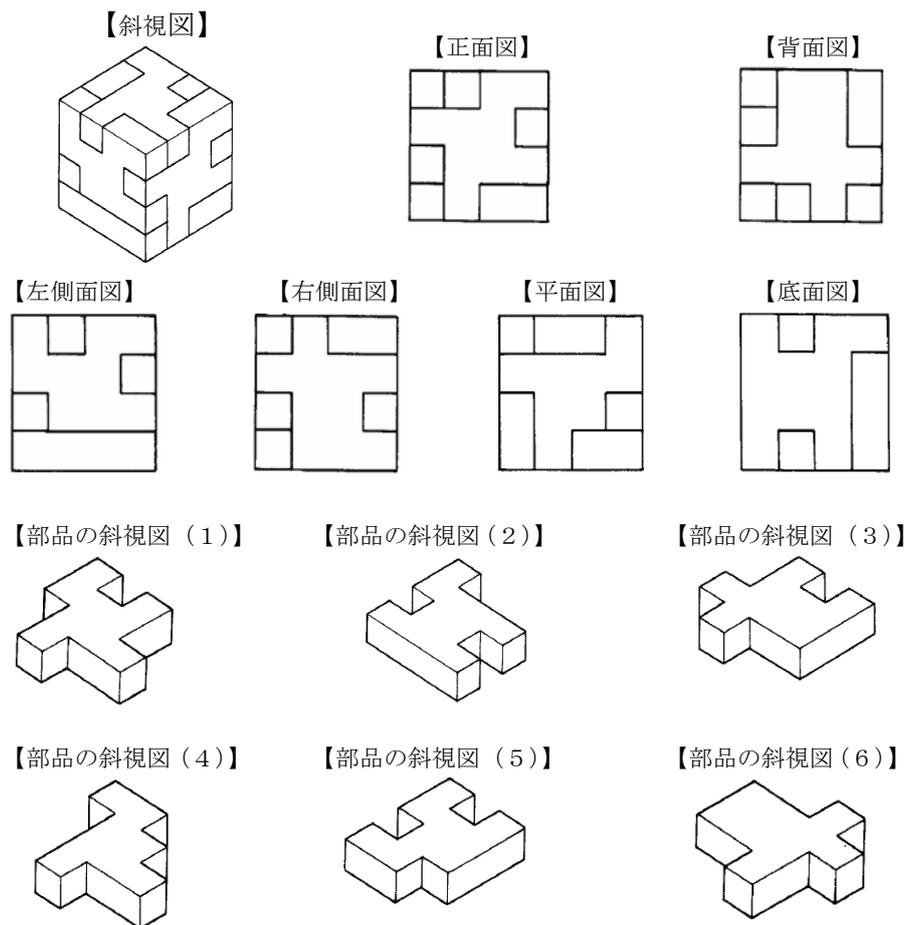
組木おもちゃ、積み木おもちゃは、組立と分解を繰り返す物品であるので、各構成片の形態と組んだ状態の形態の両方を図面に記載します。(様式第6備考19)

①積み木については、各構成片それぞれについての6面図等と組み立てた状態の形態が特定されるために必要な図を記載します。

②組木については、組み立てた状態についての6面図等と、各構成片の形態全体が特定されるために必要な図を記載します。

〔図 3.11-1〕組木を表した例

【意匠に係る物品】組木おもちゃ



(注) 現行様式では、【斜視図】ではなく、【正面、平面及び右側面を表す図】と表示します。

12. 合成物（トランプ等）の形態の場合

トランプ、将棋駒等、複数個が一組として機能する物品は、複数の構成物が一意匠になります。

- ① トランプ等のカード状のものは、形態が平面的であるので、カード状の図柄等の異なるもの全てについて、表面図、裏面図として記載します。
- ② 将棋駒等は、形態が立体的であるので、形状、図柄の異なるもの全てについて、それぞれの6面図等を記載します。

〔図 3.12-1〕トランプを表した例



13. 画像を含む意匠の場合

画像（注1）は通電によって初めて物品の外観として現れるものであり、また、その物品固有のものでない場合もあります。そのため通電によって現れる画像は、模様を物品の外観に表した場合と違って、一定の要件を満たしたもののみが意匠を構成するものと認められます。このような画像の扱いは表示された画像の内容により、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像と、意匠法第2条第2項に規定する操作画像の2種類に大別されます。

（注1）ここでいう「画像」は、表示された個々の図形等を指すものではなく、種々の図形等が表示された画面部分全体を指します。

13.1 意匠を構成する画像

（1）意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像

物品の表示部に表示される画像が、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合と認められるためには、以下の全ての要件を満たしていなければなりません。（意匠審査基準 74.4.1.1.1.1）

- ①画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（意匠審査基準 第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- ②物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること
- ③物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること

（2）意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像

意匠に含まれる画像が、意匠法第2条第2項において規定する画像を構成するためには、以下のすべての要件を満たしていなければなりません。（意匠審査基準 74.4.1.1.1.2）

- ①画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること（意匠審査基準 第2部「意匠登録の要件」第1章「工業上利用することができる意匠」21.1.1.1「物品と認められるものであること」参照）
- ②物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること
- ③当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること
- ④その物品に記録された画像であること

（3）電子計算機に関する取扱い

①電子計算機の取扱い

電子計算機は目的に応じ各種ソフトウェアをインストールして使用するものであり、物品から独立して創作され、販売されるソフトウェア（OSも含む）をインストールすることで表示される画像（プリインストールされたものも含む）は、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像とは認められず、また、意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像とも認められないため、意匠を構成しません。

ただし、電子計算機の情報処理機能に係る BIOS（入出力のための基本システム）の画像や、ハードウェアとしての電子計算機の機能調整に関する画像（例えば、画面一体型の電子計算機における画面照度調整の画像等）については、意匠法第2条第1項に規定する物品の部分の形状、模様若しくは色彩又はこれらの結合、又は、意匠法第2条第2項に規定する画像に該当します。（意匠審査基準 74.4.1.1.1.3.1）

②付加機能を有する電子計算機の取扱い

他方、電子計算機にソフトウェアをインストールすることにより、電子計算機が通常有する以外のハードウェアを要せずに成立する新たな物品を、付加機能を有する電子計算機と位置付けます。付加機能を有する電子計算機については、情報処理機能のみならず、付加された具体的機能を有する物品であることから、当該付加機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合には、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像に該当し、また、当該付加機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像である場合には、意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像に該当するため、意匠を構成する画像と認められます。（意匠審査基準 74.4.1.1.1.3.2）

13.2 意匠を構成する画像に該当しないもの

以下に挙げる画像は、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像とは認められず、また、意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像とも認められないため、意匠を構成しません。(意匠審査基準 74.4.1.1.2)

①装飾表現のみを目的とした画像

装飾表現のみを目的とした画像は物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像とは認められず、また、物品の機能を発揮するための操作の用に供される画像とも認められないため、意匠を構成しません。

②映画等（いわゆるコンテンツ）を表した画像

テレビ番組の画像、インターネットの画像など物品の外部からの信号による画像を表示したもの及び物品に接続又は挿入された記録媒体に記録された画像を表示したものは、物品に記録された画像ではないため、意匠を構成しません。意匠に含まれる画像中に、映画の一場面やゲームの画像等の物品から独立したコンテンツ（又はコンテンツと疑われるもの）が表示されている場合、当該コンテンツについては意匠に係る物品から独立したものですので、当該コンテンツ部分については意匠を構成しないものとして取り扱われます。物品から独立したコンテンツを含む意匠については、意匠法第3条第1項柱書の拒絶理由が通知されますが、当該コンテンツを削除し、説明のための参考図等でコンテンツ表示部であることを示す補正は、意匠の要旨を変更しないものと取り扱われます。

③汎用の表示器に表示された画像

汎用の表示器に、一体として用いられる他の物品からの信号による画像を表示したもの、物品に接続された記録媒体に記録された画像を表示したものなど、物品の外部からの信号による画像を表示したものは、表示器という物品に記録された画像ではないため、意匠を構成しません。

④記録媒体に記録された画像

記録媒体は表示部や操作機構を持たないため、記録媒体に記録された画像は意匠を構成しません。

⑤ゲーム機に表示された画像

物品から独立して創作され、販売されるゲームソフトをインストールすることにより表示されるゲームの画像（ゲーム機にプリインストールされたものも含む）、ゲームを記録した記録媒体を挿入することにより表示されるゲームの画像は、いずれも物品から独立したコンテンツであることから、意匠を構成しません。

ただし、電池残量表示など、ゲームソフトによらないゲーム機本体の機能を果たすために必要な表示を行う画像やゲーム機本体の設定用の画像であって、ゲーム機本体に記録されたものについては、意匠を構成する画像と認められます。

13.3 意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成する表示画像

物品の表示部に表示される画像が、三つの要件（a. 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること、b. 物品の表示部に表示される画像が、その物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であること、c. 物品の表示部に表示される画像が、その物品に記録された画像であること）を満たす場合に、意匠を構成するものとして認められます。（意匠審査基準 74.4.1.1.1.1参照）

物品の表示部に表示される画像は通電状態で初めて現れるもので、しかも、表示方式がドットマトリックス方式では、自由に様々な画像又は図形等を表示することが可能であり、また、物品外部から伝達された情報を表示することが可能であるため、物品の外観を構成する要素としては特殊なものです。そのため、意匠法第2条第1項に規定する意匠を構成するためには、当該物品に固有のものである必要があることから、表示される画像については上記の要件を全て満たすものに限られています。

（1）願書の記載

①【意匠に係る物品】の欄

- a) 画像を有する物品全体についての物品の区分を記載します。（物品の区分の具体的な記載方法については、第1部1.1【意匠に係る物品】の欄について参照）
- b) 画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とする出願においても、それらを含む物品全体についての物品の区分を記載します。
- c) 複数の用途・機能を有する物品については、表し方の基本で示したように「○
○付き××」のようにするか、組合せを端的に言い表す表現を記載します。

ただし、携帯電話機のメール機能、カメラ機能のように、複合した機能がその物品においてありふれたものになっている場合は、「〇〇付き」を加える必要はありません。

- d) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「〇〇機能付き電子計算機」と記載します。この場合の「〇〇機能」は、その画像に係るものであって、電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とします。

付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

- (イ) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、「経路誘導機能付き電子計算機」
- (ロ) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、「通話機能付き電子計算機」
- (ハ) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、「カメラ機能付き電子計算機」
- (ニ) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、「歩数計機能付き電子計算機」
- (ホ) 付加機能により「マルチメディアプレーヤー」と同等の機能を有するものである場合、「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
- (ヘ) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」
- (ト) 物品の区分と同程度の付加機能（上記(イ)～(ヘ)参照）を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するためのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」

付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切なものの例（意匠審査基準 74.7.1.1）

- (イ) 付加機能として総括的な機能を記載したもの
（例、「事務処理機能付き電子計算機」）
- (ロ) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの
（例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」）
- (ハ) 一の具体的な付加機能を表したものでないもの

(例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」、「情報処理機能付き電子計算機」)

②【意匠に係る物品の説明】の欄

表示部に表された画像がどのような目的等のものであるかを記載します。特に、前述した意匠の構成要素とすることができる要件との関係から、次の点に留意が必要です。

- a) 測定結果等の各種の状態を表示する場合（例えば、温度計、グラフィックインコライザー等）は、各図形が何についての状態を表示するものかを記載します。
- b) 多様な表示機能を有する物品において、各種の状態を表示するための図形（例えば、バッテリー残量表示等のレベルゲージ表示等）についても、各図形が何について表示するものかを記載します。
- c) 複数の機能を有する物品の場合、当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その物品からは直接導き出すことができないような複数の機能を有する物品については、その旨の説明を記載します。
- d) 物品の主な機能と密接に関連した付随機能を果たすために必要な表示を行う画像（例えばデジタルカメラの撮影機能のほかに、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示等）についても、物品の機能を果たすために必要な表示を行う画像であることを示すために、どのような機能について表示するものかを記載します。

ただし、図面の記載だけで画像がどのようなものであるか明らかな場合は、これらの説明の記載は不要です。

③【意匠の説明】の欄

「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法や、変化する画像の場合、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が十分表現されないときに、これらを特定するための説明を記載します。

(2) 図面の記載

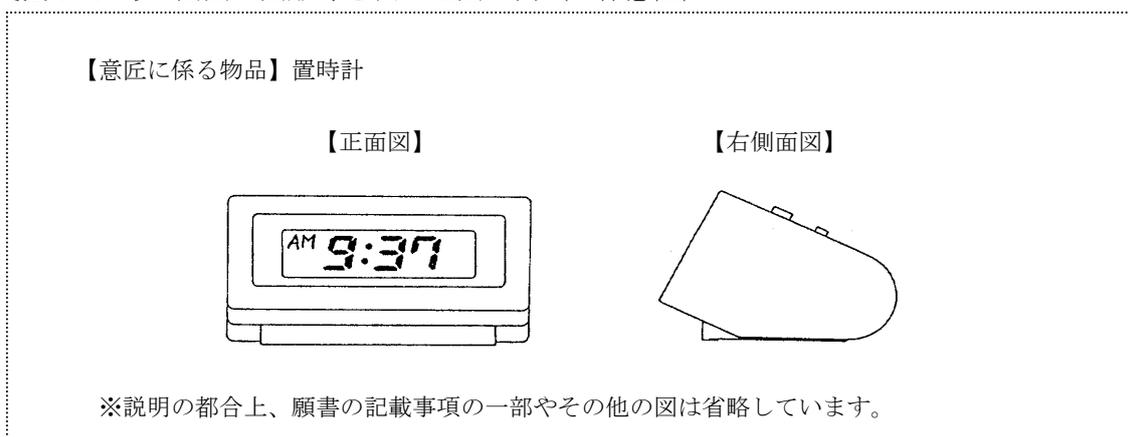
- ①測定結果等の各種の状態を表示することを目的とする物品（例えば、時計、温度計等）の表示部に表示する図形等は、6面図等で表します。
- ②表示部全体について意匠登録を受けようとする場合、表示部の物品全体における位置、大きさ、範囲が特定するように物品全体の形態を図示します。なお、意匠

登録を受けようとする部分以外の部分については、その物品が何であるか理解できる程度に具体的に表します。(第2部2. 図面の記載 参照)

③画像の一部の図形部分のみを意匠登録を受けようとする部分とし、その他の部分にも他の図形が現れる場合には、その他の図形を含む画像表示部全体の目的が理解できる程度の具体的な形状として記載します。

④変化する複数の画像を含む意匠について、これら複数画像を含んだ状態で一つの意匠とする場合には、変化の前後の画像を表します。(なお、物品の同一機能のための画像であって、変化の前後の態様に形態的な関連性がある場合でないと、一意匠とは認められません。)(13.5 画像が変化する場合 参照)

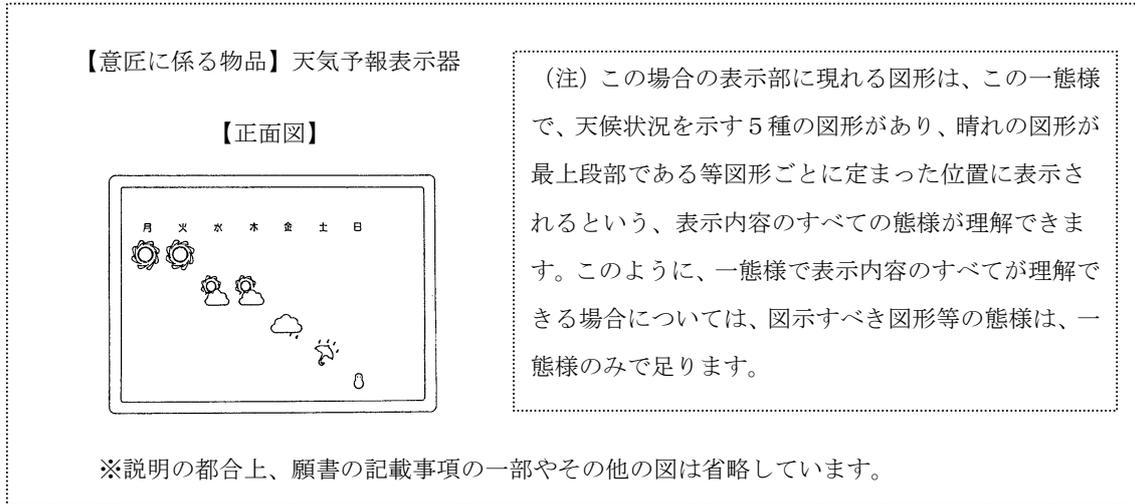
〔図 3.13-1〕6 面図に図形等を表した図の例 (全体意匠)



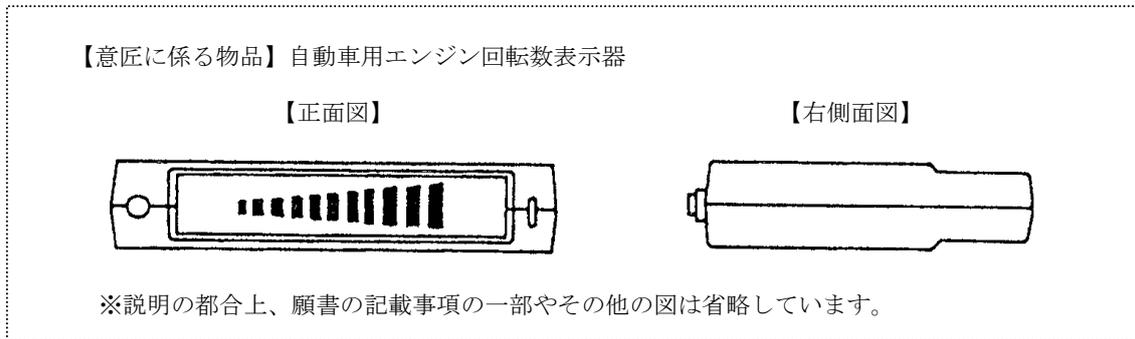
〔図 3.13-2〕6 面図に図形等を表した図の例 (全体意匠)



[図 3.13-3]一態様で表示内容のすべてが理解できる例（全体意匠）



[図 3.13-4]最大値の状態の図形を図示することですべてが理解できる例（全体意匠）



〔図 3.13-5〕進行状況や進捗状況等を表した画像の例（全体意匠）

【意匠に係る物品】乗車券発券機

【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は、乗車券が発券されるまでの間、購入内容と発券処理中である旨を表示するものである。また、下部の5つの矢印は左から順次点灯していき、進行状況をお知らせするものである。

【表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

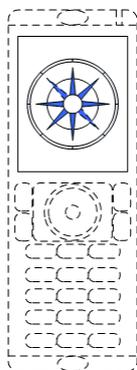
〔図 3.13-6〕複数の機能を有する物品に表示された画像の例（画像部分）

【意匠に係る物品】携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、方位計測機能を有する携帯電話機である。正面図中の表示部に表された図形は、計測した方位を表示するものであり、測定した方位に応じて磁針が回転する。

【正面図】



（注）複数の機能を有する物品の場合、当該画像が物品のどの機能を果たすために必要な画像であるのか、その旨の説明を記載します。

※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.13-7〕付随的な機能を果たすために必要な画像の例（画像の図形部分）

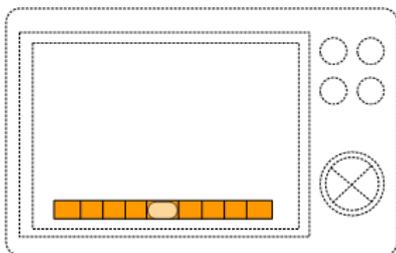
【意匠に係る物品】 デジタルカメラ

【意匠に係る物品の説明】

本物品は、カメラの傾きを感知する水準器機能を有するデジタルカメラである。

正面図中の表示部に表された図形は、撮影時に水平状態を確認するための水準器表示である。

【正面図】



（注）物品の主な機能と密接に関連した付随機能を果たすために必要な表示を行う画像である場合は、どのような機能について表示するものであるかを説明します。

※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

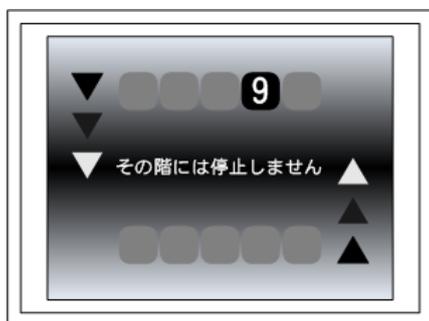
〔図 3.13-8〕付随的な機能を果たすために必要な画像の例（全体意匠）

【意匠に係る物品】 エレベーター用表示器

【意匠に係る物品の説明】

正面図の表示部に表された画像は、利用者が停止しない階を選択した際に、その旨をお知らせするためのものである。

【正面図】



（注）使用者の任意の操作等を契機に出現する表示画像である場合は、その旨の説明を記載します。

※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.13-9〕付加機能を有する電子計算機の画像の例（画像部分）

【意匠に係る物品】 歩数計機能付き電子計算機

【意匠に係る物品の説明】

正面図の表示部に表された画像は、歩数計測データを表示する画像である。

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

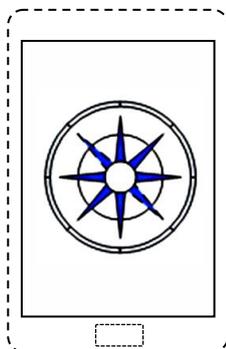
〔図 3.13-10〕付加機能を有する電子計算機の画像の例（画像部分）

【意匠に係る物品】 方位計測機能付き電子計算機

【意匠に係る物品の説明】

正面図の表示部に表された画像は、方位計測データを表示する画像である。

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

13.4 意匠法第2条第2項に規定する意匠を構成する操作画像

物品の操作に用いられる画像であって、四つの要件（a. 画像を含む意匠の意匠に係る物品が、意匠法の対象とする物品と認められるものであること、b. 物品の機能を発揮できる状態にするための操作の用に供される画像であること、c. 当該物品又はこれと一体として用いられる物品に表示される画像であること、d. その物品に記録された画像であること）に該当するものは、意匠法第2条第2項の規定により物品の部分の形態と認められます。（意匠審査基準 74.4.1.1.1.2 参照）

なお、これらの要件は表示部に表示された個々の図形についてではなく、表示部の画面全体に表示された画像についてのものです。

（1）願書の記載

①【意匠に係る物品】の欄

- a) 画像を有する物品全体についての物品の区分を記載します。具体的には、表し方の基本に示した内容に従って記載します。
- b) 画像部分のみを意匠登録を受けようとする出願においても、それらを含む物品全体についての物品の区分を記載します。「○○用画像」のような記載は、物品を表したものになりませんので認められません。
- c) 複数の用途・機能を有する物品については、表し方の基本で示したように「○○付き××」のようにするか、組合せを端的に言い表す表現を記載します。
ただし、携帯電話機のメール機能やカメラ機能のように、複合した用途・機能がその物品においてありふれたものになっている場合は「○○付き」を加える必要はありません。
- d) 一体として用いられる他の物品に表示される画像の場合も、物品の区分は画像を有する当該物品となります。例えば、操作のための画像をテレビ受像機に表示するビデオディスクプレーヤーの場合、【意匠に係る物品】の欄には「ビデオディスクプレーヤー」と記載します。
- e) 付加機能を有する電子計算機の画像を含む意匠について意匠登録出願する場合には、願書の「意匠に係る物品」の欄に、「○○機能付き電子計算機」と記載します。この場合の「○○機能」は、その画像に係るものであって、電子計算機への付加により実現される物品の機能であり、経済産業省令で定める物品の区分又はそれと同程度の区分により表される物品の機能と同等の一の機能とします。

付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として適切なものの例

- (イ) 付加機能により「経路誘導機」と同等の機能を有するものである場合、
「経路誘導機能付き電子計算機」
- (ロ) 付加機能により「電話機」と同等の機能を有するものである場合、
「通話機能付き電子計算機」
- (ハ) 付加機能により「デジタルカメラ」と同等の機能を有するものである場合、
「カメラ機能付き電子計算機」
- (ニ) 付加機能により「歩数計」と同等の機能を有するものである場合、
「歩数計機能付き電子計算機」
- (ホ) 付加機能により「マルチメディアプレーヤー」と同等の機能を有するものである場合、「マルチメディア再生機能付き電子計算機」
- (ヘ) 付加機能により「工作機械用数値制御器」と同等の機能を有するものである場合、「工作機械用数値制御機能付き電子計算機」
- (ト) 物品の区分と同程度の付加機能（上記(イ)～(ヘ)参照）を同時に複数有する電子計算機において、それらの中から実行に移すものを選択、決定するためのメニュー画像について意匠登録出願する場合、「ホームメニュー機能付き電子計算機」

付加機能を有する電子計算機の場合の「意匠に係る物品」の欄の記載として不適切なものの例（意匠審査基準 74.7.1.1）

- (イ) 付加機能として総括的な機能を記載したもの
（例、「事務処理機能付き電子計算機」）
- (ロ) 付加機能として抽象的な機能を記載したもの
（例、「決定機能付き電子計算機」、「選択機能付き電子計算機」）
- (ハ) 一の具体的な付加機能を表したものでないもの
（例、「携帯情報端末機能付き電子計算機」、「情報処理機能付き電子計算機」）

②【意匠に係る物品の説明】の欄

- a) 画像がその物品のどのような機能を発揮できる状態にするための操作に用いられるものか、及び、どのような操作を行うのかの説明を【意匠に係る物品の説明】の欄に記載します（様式第2備考40）。

また、【操作部等を説明する参考図】等によって機能や操作方法が示されていれば、説明は省略することができます。

- b) 複数の用途・機能を有する物品について、当該物品が図面に表した画像での操作により発揮される用途・機能を有する物品であることが一般的でないよう

な場合には、図面に表した画像での操作により発揮される用途・機能を有する物品である旨を記載します。

c) 一体として用いられる表示機器について

意匠法第2条第2項に規定する、その物品と一体として用いられる物品に表示される画像について意匠登録出願をする場合は、「意匠に係る物品の説明」の欄に、「画像図に表す画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。」のように、一体として用いられる物品が表示機器である旨の説明を記載します。（「表示機器」は、出願の意匠に応じて、より具体的な物品名（例、テレビモニター、データ表示機、プロジェクタースクリーン、など）を記載して構いません。）（意匠審査基準 74.2.1 画像を含む意匠の意匠登録出願における願書の記載事項（4）「意匠に係る物品の説明」の欄の記載③）

【意匠に係る物品の説明】の欄の記載例（「ビデオディスクレコーダー」の場合）

【意匠に係る物品の説明】

本物品はテレビ用チューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うことができるビデオディスクレコーダーである。

画像図に表された画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。画像図は、録画機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であって、番組の録画予約を行う際に表示され、画像中央に複数配された横長の表示欄に表される番組名をその右側に配された操作ボタンによって選択、決定する操作を行うものである。

③ 【意匠の説明】の欄

「意匠登録を受けようとする部分」の特定方法や、変化する画像の場合、図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が十分表現されないときに、これらを特定するための説明を記載します。

(2) 図面の記載

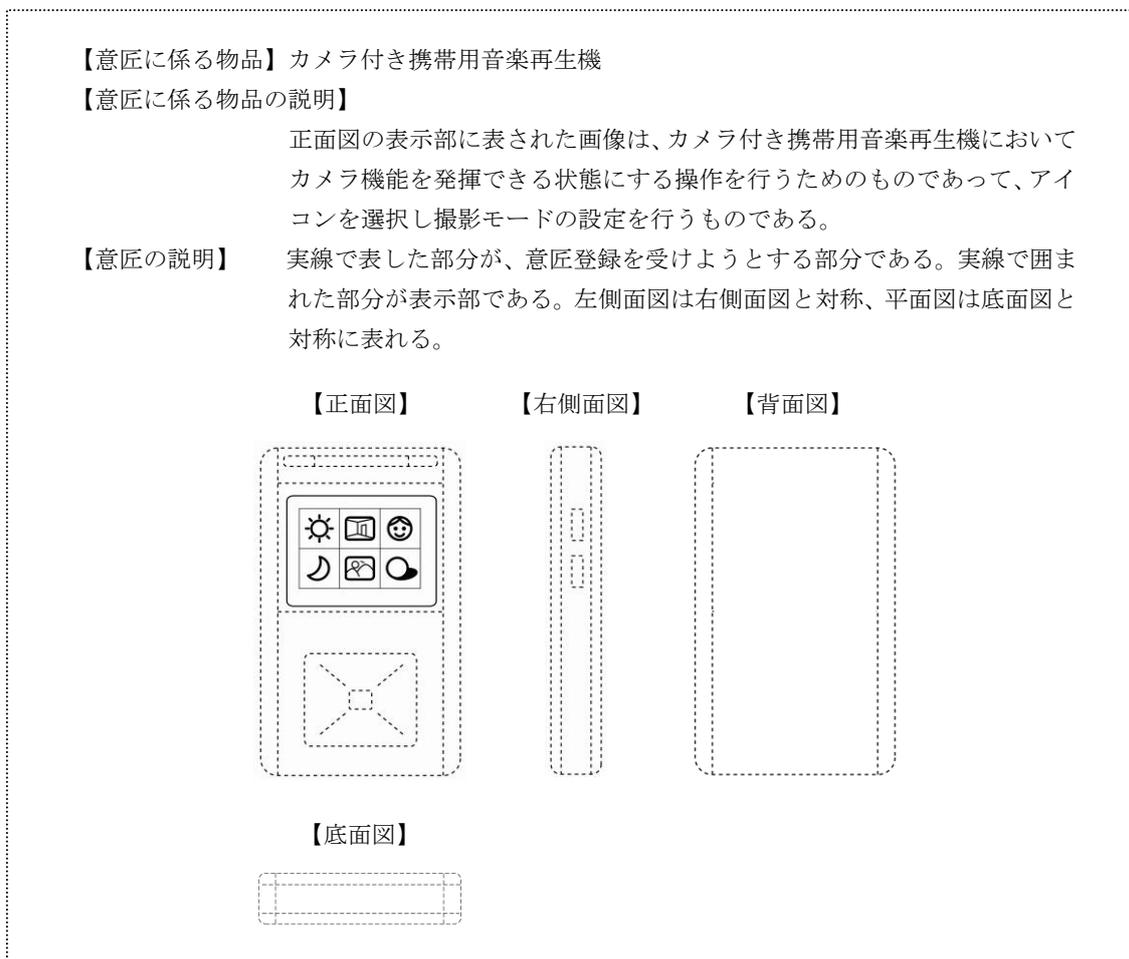
i. 物品自体が有する表示部に画像が表示される場合

- ①画像を表示した状態の物品全体の形態を表します。画像を表す図のみとすることはできません。
表示部が小さく、画像を十分表現できないときは、画像部分の部分拡大図を加えます。その場合は、図の表示を【○○拡大図】とします。【画像図】と表示するのは誤りです。【画像図】は、一体として用いられる他の物品の表示部に表された画像を表した図を指します。(様式第6備考11)
- ②画像部分又はその一部について意匠登録を受けようとする場合についても、原則として、物品全体の形態を表します。(第2部2. 図面の記載 参照)
- ③画像の一部の図形部分のみを意匠登録を受けようとする部分とし、その他の部分にも他の図形が現れる場合には、その他の図形を含む画像表示部全体の目的が理解できる程度の具体的形状として記載します。
- ④変化する複数の画像を含む意匠について、これら複数画像を含んだ状態で一つの意匠とする場合には、変化の前後の画像を表します。(なお、物品の同一機能のための画像であって、変化の前後の態様に形態的な関連性がある場合でないと、一意匠とは認められません。)(13.5 画像が変化する場合 参照)

〔図 3.13-11〕画像を表した図面の記載例（全体意匠）



〔図 3.13-12〕画像を表した表示部を意匠登録を受けようとする部分とした図の例



〔図 3.13-13〕付加機能を有する電子計算機の画像の例（画像部分）

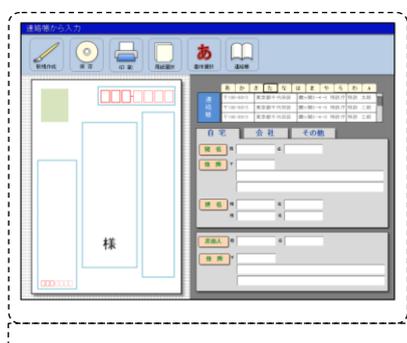
【意匠に係る物品】 はがき作成機能付き電子計算機

【意匠に係る物品の説明】

正面図の表示部に表された画像は、はがき作成機能付き電子計算機においてはがき作成機能を発揮できる状態にする操作を行うためのものであって、アドレス帳から宛名のデータ入力を行うものである。

【意匠の説明】 破線で表した部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。実線で囲まれた部分が表示部である。

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.13-14〕付加機能を有する電子計算機の画像の例（画像部分）

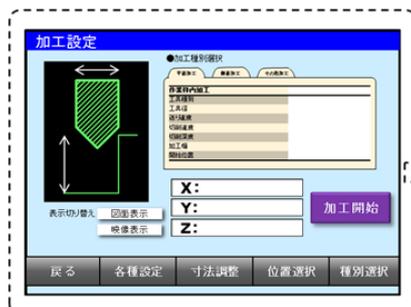
【意匠に係る物品】 マシニングセンタ制御機能付き電子計算機

【意匠に係る物品の説明】

正面図の表示部に表された画像は、マシニングセンタ制御機能付き電子計算機においてマシニングセンタの制御機能を発揮できる状態にする操作を行うためのものであって、切削加工内容の設定を行うものである。

【意匠の説明】 破線で表した部分以外の部分が、意匠登録を受けようとする部分である。実線で囲まれた部分が表示部である。

【正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

ii. 意匠に係る物品と一体として用いられる他の表示機器等に画像が表示される場合

①意匠に係る物品の全体の形態と、他の表示機器等に表示される画像を表す図を記載します。

なお、画像部分のみを意匠登録を受けようとする部分とした出願においては意匠に係る物品全体の形態を省略することが可能です。(第2部2.(8)②参照)

②画像を表す図の表示は、【画像図】とします。(様式第6備考11,21)

③【画像図】の輪郭は、一体として用いられる他の表示機器等の表示部(画面)の外周縁を描きます。図形等が表示部(画面)の一部分に表示される場合であっても、【画像図】の輪郭は、表示部(画面)全体の外周縁を描きます。

なお、他の表示機器等に表示される画像の一部分の図形等について意匠登録を受けようとする場合は、【画像図】に表す表示部(画面)の輪郭を破線等で描きます。

④画像の一部の図形部分のみを意匠登録を受けようとする部分とし、その他の部分にも他の図形が現れる場合には、その他の図形を含む画像表示部全体の目的が理解できる程度の具体的形状として記載します。

⑤複数の画像を含む意匠について、これら複数画像を含んだ状態で一つの意匠とする場合には、変化の前後の画像を表します。(なお、物品の同一機能のための画像であって、変化の前後の態様に形態的な関連性がある場合でないと、一意匠とは認められません。)(13.5 画像が変化する場合 参照)

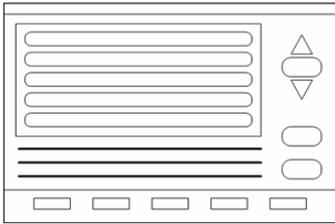
〔図 3.13-15〕画像が他の表示機に表示される場合の図面の例（全体意匠）

【意匠に係る物品】 チューナー付き磁気ディスクレコーダー

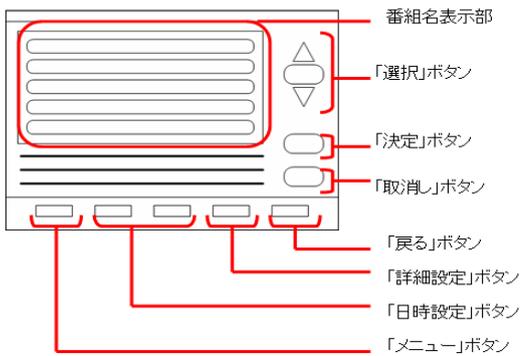
【意匠に係る物品の説明】

本物品はハイビジョン放送が受信可能なテレビ用チューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うことができる磁気ディスクレコーダーである。画像図に表された画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。この画像は、録画機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であって、番組の録画予約を行う際に表示され、画像中央に複数配された横長の表示欄に表される番組名をその右側に配された操作ボタンによって選択、決定する操作を行うものである。

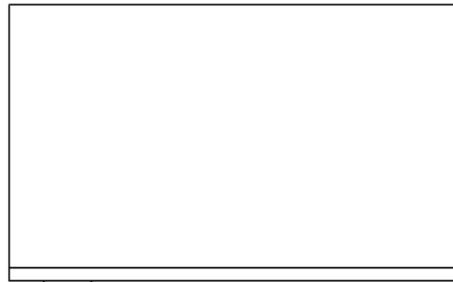
【画像図】



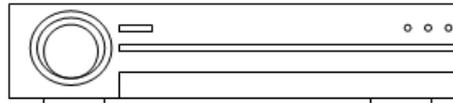
【操作部等を説明する参考図】



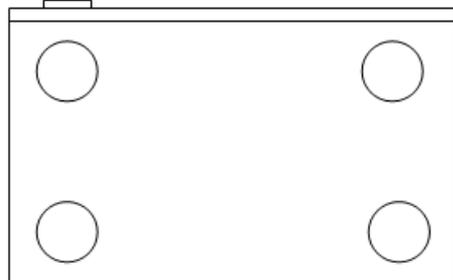
【平面図】



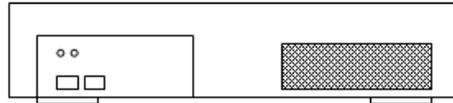
【正面図】



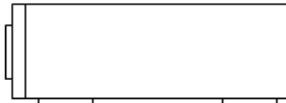
【底面図】



【背面図】



【右側面図】



（注）意匠に係る物品と一体として用いられる他の表示機器に画像が表示される場合は、一体として用いられる物品が表示機器である旨を説明します。

〔図 3.13-16〕画像が他の表示機器に表示される場合の図面の記載例（画像部分）

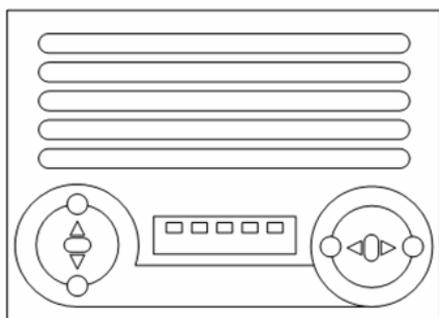
【意匠に係る物品】 チューナー付き磁気ディスクレコーダー

【意匠に係る物品の説明】

本物品はハイビジョン放送が受信可能なテレビ用チューナーを有し、受信したテレビ番組の録画、再生を行うことができる磁気ディスクレコーダーである。画像図に表された画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。この画像は、録画機能を発揮できる状態にするために行われる操作に用いられる画像であって、番組の録画予約を行う際に表示され、画像上部に複数配された横長の表示欄に表される番組名をその下側に配された操作ボタンによって選択、決定する操作を行うものである。

【意匠の説明】 実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

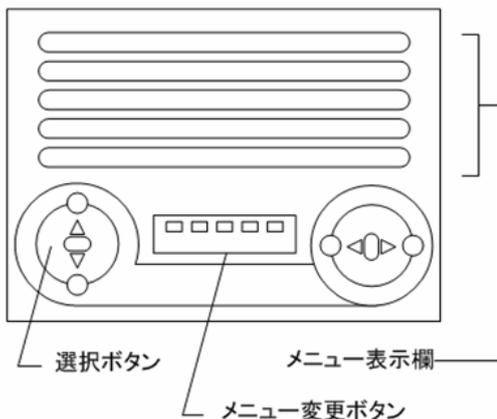
【画像図】



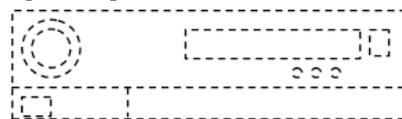
【平面図】



【操作部等を説明する参考図】



【正面図】



【背面図】



【右側面図】



（注）【画像図】と表示する図は、一体として用いられる他の表示機器に表示される場合の画像を表す図のみを指します。意匠に係る物品自体の表示部に表示される画像の部分の拡大図等は【画像図】と表示しません。

（注）意匠に係る物品と一体として用いられる他の表示機器に画像が表示される場合は、一体として用いられる物品が表示機器である旨を説明します。

〔図 3.13-17〕画像が他の表示機器に表示される場合の図面の記載例（付加機能を有する電子計算機の画像部分）

【意匠に係る物品】 はがき作成機能付き電子計算機

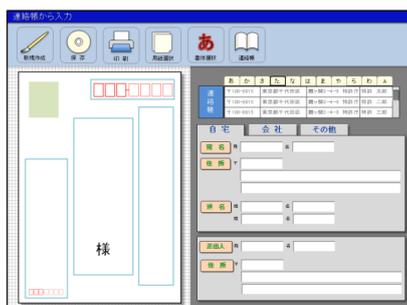
【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。この画像は、はがき作成機能付き電子計算機において宛名入力機能を発揮できる状態にする操作を行うためのものであって、アドレス帳からデータ入力を行うものである。

【意匠の説明】

画像図に表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。意匠登録を受けようとする部分が表れないため、意匠に係る物品全体の形態についての図面は省略する。

【画像図】



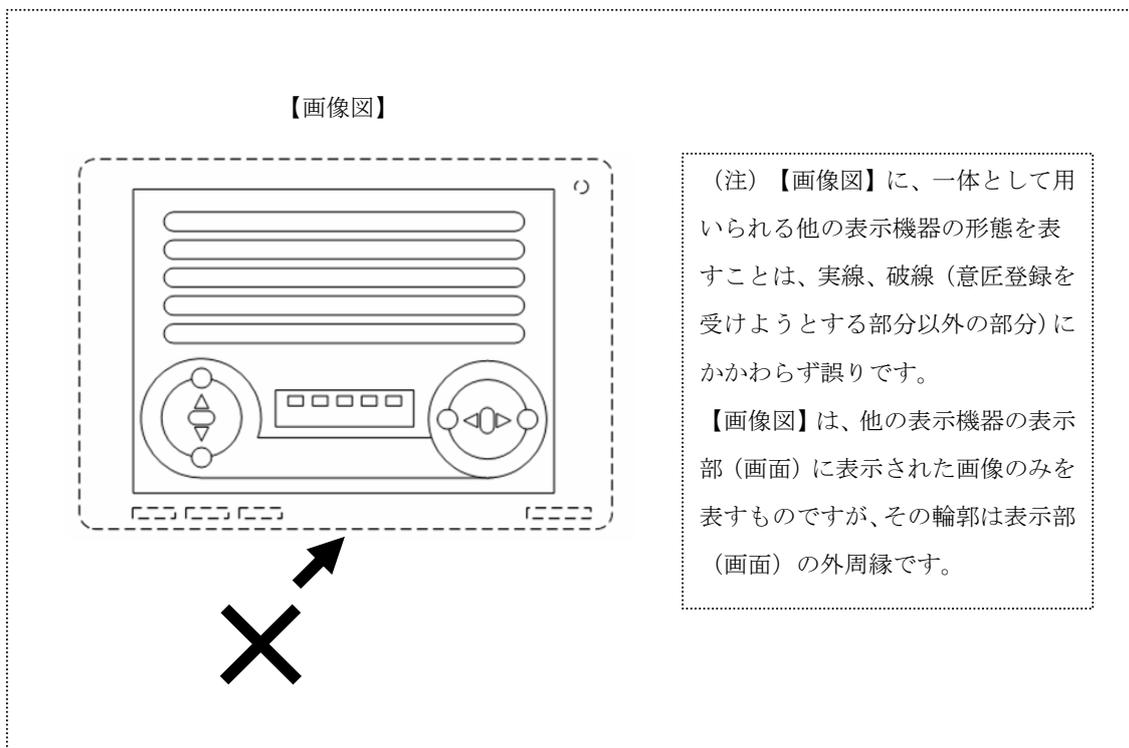
※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

(注) 【画像図】と表示する図は、一体として用いられる他の表示機器に表示される場合の画像を表す図のみを指します。意匠に係る物品自体の表示部に表示される画像の部分の拡大図等を【画像図】と表示するのは誤りです。

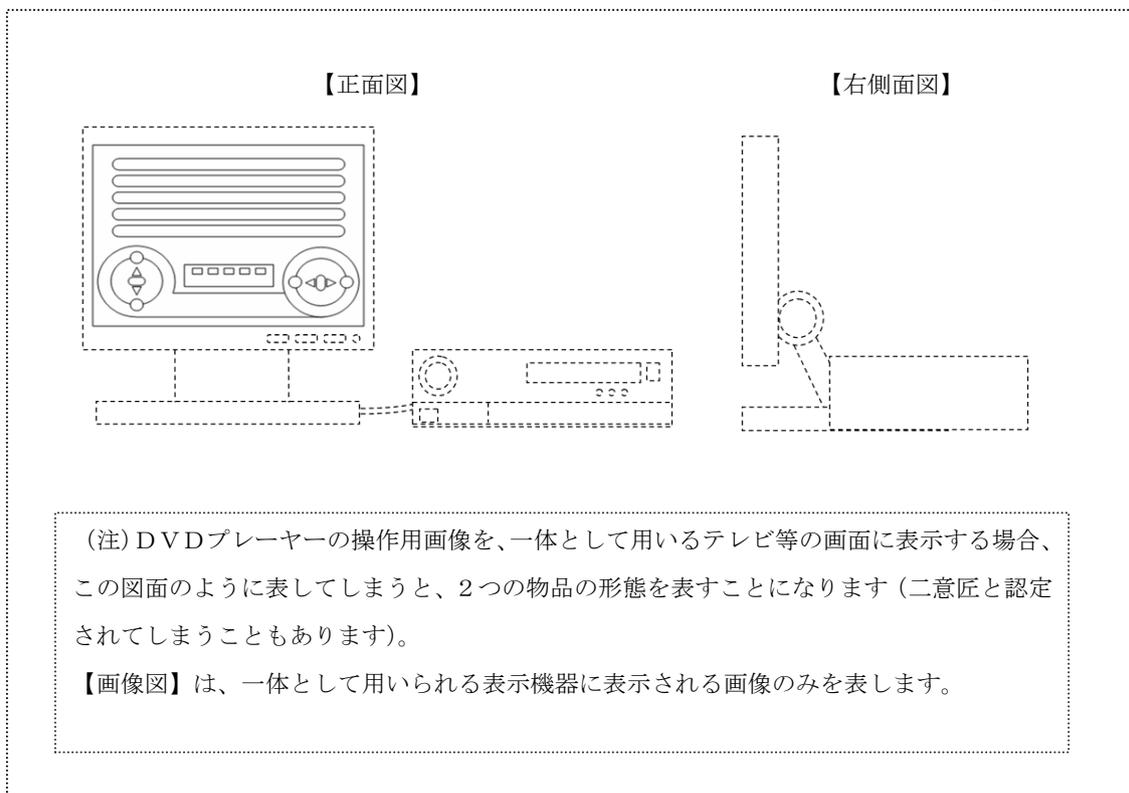
(注) 意匠に係る物品と一体として用いられる他の表示機器に画像が表示される場合は、一体として用いられる物品が表示機器である旨を説明します。

(注) 意匠に係る物品全体の形態を表す図面を省略する場合は、図面を省略した旨を説明します。

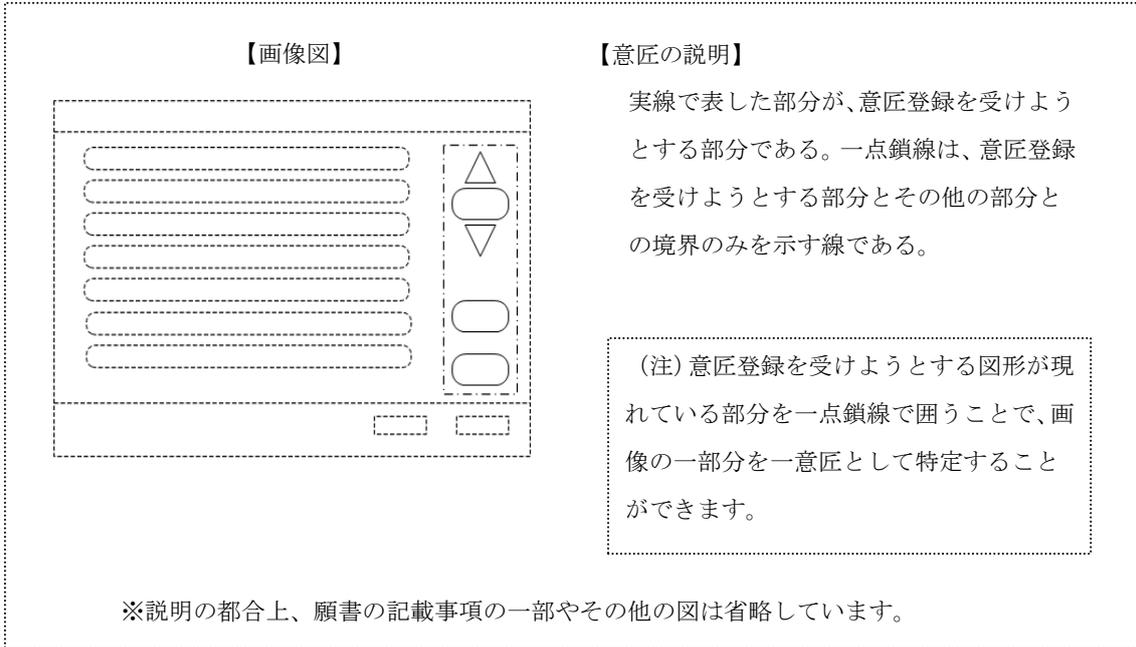
〔図 3.13-18〕【画像図】の表し方が不適切な図の例



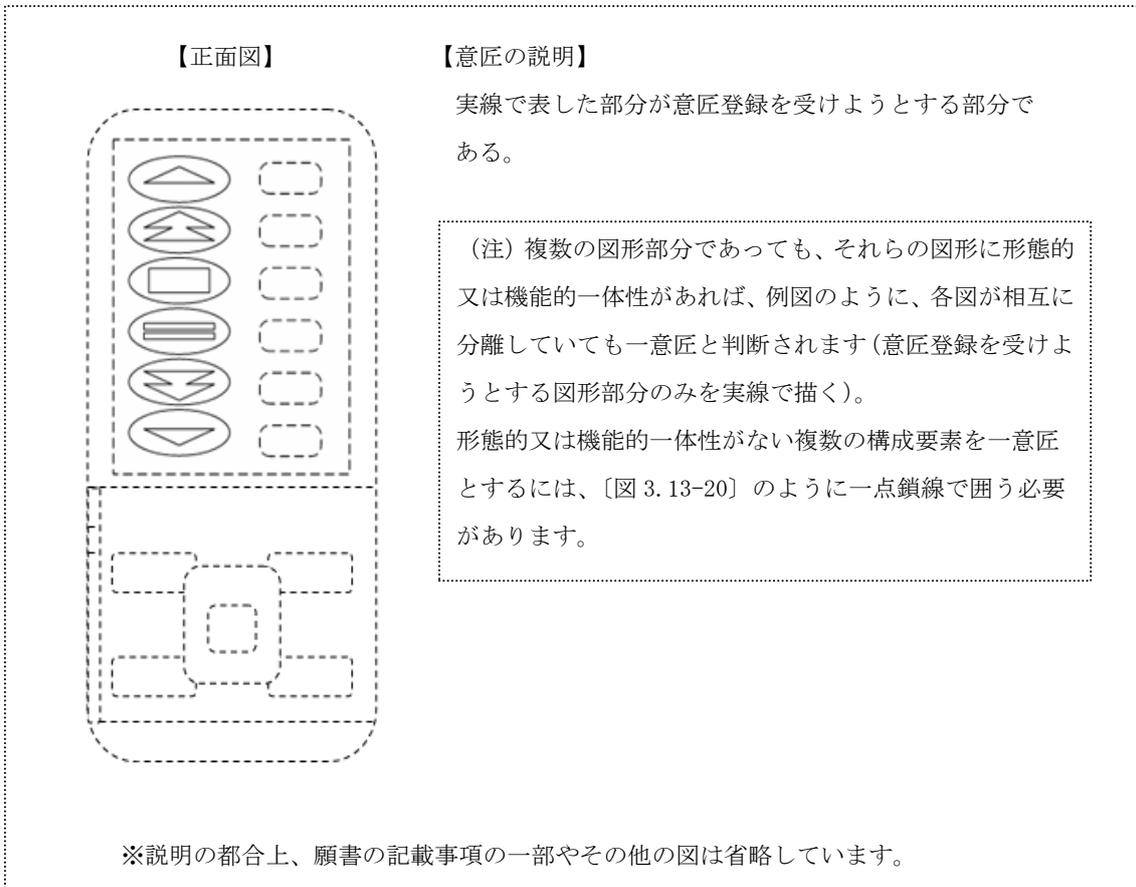
〔図 3.13-19〕画像が一体として用いられる他の表示機器に表示される場合の不適切な図の例



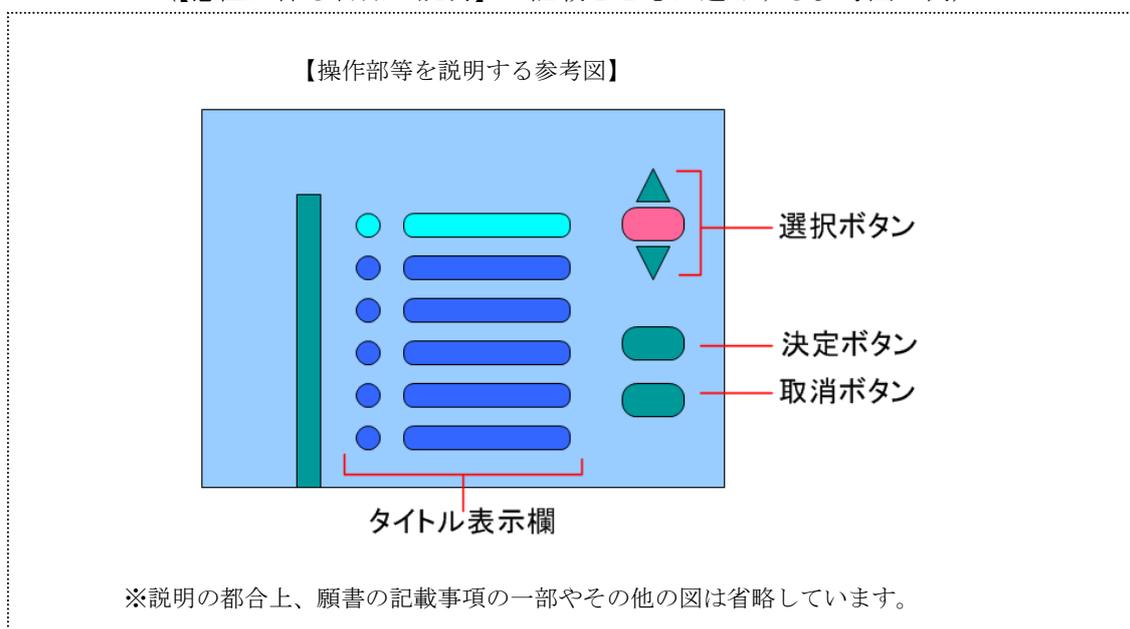
〔図 3.13-20〕画像中の特定図形のみを意匠登録を受けようとする部分とする場合の図の例



〔図 3.13-21〕画像中の特定図形のみを意匠登録を受けようとする部分とする場合のその部分を示す図の記載例



[図 3.13-22]操作によって発揮される機能及び操作内容を説明する参考図の記載例
(【意匠に係る物品の説明】の記載とともに追加する参考図の例)



13.5 画像が変化する場合

画像を含む意匠において、画像は物品の部分の形態であるため、一つの意匠には原則一つの画像が表れることとなります。したがって、一つの出願に複数の画像が表されている場合、一つの出願に複数の「画像を含む意匠」を包含し、意匠法第7条に規定する意匠ごとにした意匠登録出願と認められないものと言えます。

ただし、意匠に係る物品の説明等の願書の記載及び願書に添付された図面の内容から、複数の画像が、次の二つの要件をともに満たす場合は、これら複数の画像を含んだ状態で一つの意匠として認められます*。(意匠審査基準 74.7.1.3 参照)

(※以後「変化する画像」とする。)

- ①物品の同一機能を果たすために必要な表示を行う画像又は物品の同一機能を発揮できる状態にするために行われる操作の用に供される画像（以下、「物品の同一機能のための画像」という。）であること

(注) 物品が有する一の機能を発揮できる状態にするために複数の連続する入力指示（選択指示）を行う必要がある場合等、操作の連続性が認められる場合には、これらの入力指示（選択指示）と対応して連続的に変化する一連の画像は、物品の同一機能のための画像と認められます。

例えば、銀行のATMにおける振込機能のように、初期メニュー画面の対応アイコンから、取引銀行入力、振込宛先入力、振込金額入力、送金に至るまで、それぞれ個別の画像ごとでも、これらすべてを含む振込機能全体の遷移画面としてでも、物品の同一機能のための画像と認められます。

- ②変化前の画像と変化後の画像について、図形等の共通性による形態的な関連性があると認められること

(注) 三つ以上の画像を含む場合の形態的な関連性の判断は、変化の直前と直後の二つの画像について行います。また、意匠登録を受けようとする部分が画像の一部の場合は、変化の直前と直後の画像の意匠登録を受けようとする部分に形態的な関連性があるか否かを判断します。

(1) 願書及び図面の記載の際の留意点

①【意匠に係る物品の説明】の欄

複数の画像が、物品の同一機能のための画像である旨を記載します。

②【意匠の説明】の欄

図面の記載のみでは変化の順序又は変化の態様が十分表現されないときに、これらを特定するための説明を記載します。

③図面の記載

a) 変化の前後の画像を表すことが必要です。この場合、変化のポイントとなる画像を含む図又は画像図を提出し、変化の直前直後の画像について形態的な関連性が認められるように表してください。

b) 変化の態様を表す複数の画像は、原則としてその変化の順に表してください。また、図を変化の順に並べるだけでは変化の態様を十分表現できないときは、例えば、「変化した状態を示す〇〇図1」、「変化した状態を示す〇〇図2」、…、等、図の表示の後にその図を識別するための番号や記号を付す等して、上記意匠の説明も用いて図の変化の態様を表してください。

(2) 形態的な関連性の類型

①図形等の移動等

図形等がそれ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で、連続的に移動、拡大、縮小、回転、色彩変化するもの。

②同一図形等の増減

同一の図形等が画像内で連続的に増減（現出、消失）するもの。

③画像内のレイアウト変更

機器の使用状態に応じて図形等の配置の向きや縦横比を変更するもの。図形等がそれ自体はほとんど形状変化を伴わずに、画像内で配置を変更するもの。

④画像又は図形等自体の漸次的な変化

遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するもの。変化の最初と最後では図形等の形態が異なるものの、その変化途中の画像の開示によって、当該図形等が漸次的に変化すると認められるもの。

⑤共通モチーフの連続的使用

画像のヘッダー部分や背景に、同一の図形等からなる共通のモチーフが連続的に使用されているもの。

⑥追加的な図形等の展開

操作に連動して、画像内に新たな図形等が出現又は消失するもの。(例えば、プルダウンメニュー、サブメニュー、サブウインドウの展開、アイコン等に関連したポップアップ表示の現出又は消失。)

i. 複数の画像が一意匠として認められるもの

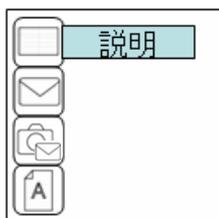
〔図 3.13-23〕図形等の移動の例

【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】

表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機のメール機能を発揮できる状態にするために用いることができる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して移動する。

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.13-24〕図形等の回転の例

【意匠に係る物品】 音楽再生機付き携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】

表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、携帯電話機の音楽再生機能を発揮できる状態にするために、いずれの情報に基づき再生を始めるかを選択するために用いる。表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に示したように、それぞれの操作用図形等が指定されると、当該操作用図形等の説明も連動して変化する。

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

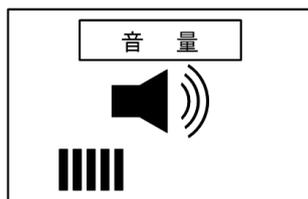
〔図 3.13-25〕同一の図形等の増減の例

【意匠に係る物品】 音楽再生機

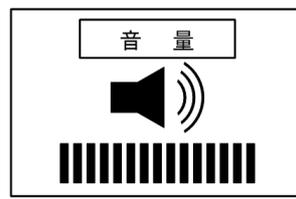
【意匠に係る物品の説明】

表示部拡大図及び変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、音量調節に用いられる。音量調節ダイヤルの操作に連動して、レベルゲージが変化し、現在の音量レベルを表示する。

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

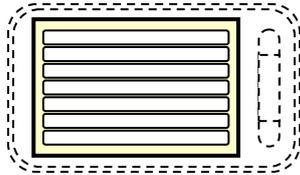
〔図 3.13-26〕画像内のレイアウト変更の例

【意匠に係る物品】 携帯情報端末機

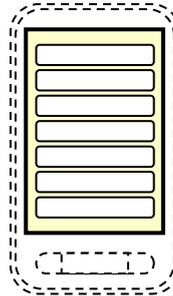
【意匠に係る物品の説明】

正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。本物品を90度回転させると、変化後を示す正面図に表された画像のように、物品の向きに応じた方向に各アイコンの配置が変更される。

【正面図】



【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

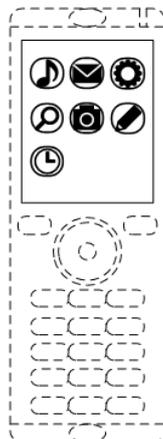
〔図 3.13-27〕画像内のレイアウト変更の例

【意匠に係る物品】 携帯電話機

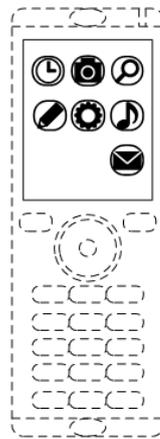
【意匠に係る物品の説明】

正面図に表された画像は、本物品の有する複数の機能の中から特定の機能を選択するメニュー画面である。各アイコンの配置は、変化後を示す正面図のように変更することができる。

【正面図】



【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

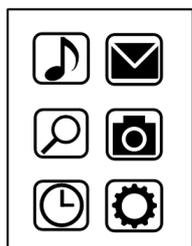
〔図 3.13-28〕画像の漸次的な変化の例

【意匠に係る物品】 携帯情報端末機

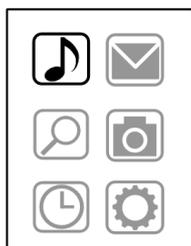
【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は音楽再生機能のための画像である。表示部拡大図 1 から表示部拡大図 5 は、メニュー画面の中から音楽再生用アイコンを選択した際の変化を表したものであり、画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面が表れる。表示部拡大図 5 に表した画像は、再生するアルバムを選択する操作を行うものである。

【表示部拡大図 1】



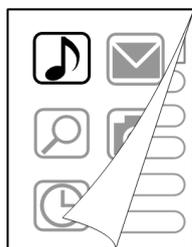
【表示部拡大図 2】



【表示部拡大図 3】



【表示部拡大図 4】



【表示部拡大図 5】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

この例は、遷移前の画像の一部を残しつつ新たな画像が漸次的に現れ、最終的に新たな画像に遷移するものです。変化の最初と最後では画像の形態が異なりますが、その変化途中の画像の開示によって、当該画像が漸次的に変化するものと認められます。

「表示部拡大図 1」から「表示部拡大図 5」に表された画像は音楽再生機能のためのものであり、各図の変化の態様においても、直前直後の画像について形態的な関連性があるものと認められます。

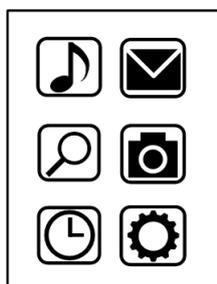
〔図 3.13-29〕画像の漸次的な変化の例

【意匠に係る物品】 携帯情報端末機

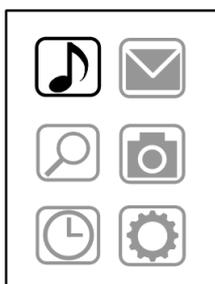
【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は音楽再生機能に係る画像である。表示部拡大図 1 から表示部拡大図 6 は、メニュー画面の中から音楽再生用アイコンを選択した際の変化を表したものであり、全体が左にスライドしてアルバム選択画面が表れる。表示部拡大図 6 に表された画像は、再生するアルバムを選択する操作を行うものである。

【表示部拡大図 1】



【表示部拡大図 2】



【表示部拡大図 3】



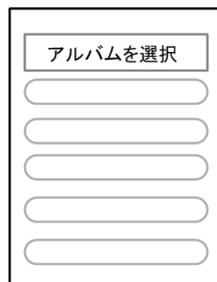
【表示部拡大図 4】



【表示部拡大図 5】



【表示部拡大図 6】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

「表示部拡大図 1」から「表示部拡大図 6」に表された画像は音楽再生機能のためのものであり、各図の変化の態様においても、直前直後の画像について形態的な関連性があるものと認められます。

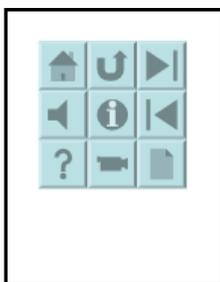
〔図 3.13-30〕画像の漸次的な変化の例

【意匠に係る物品】携帯電話機

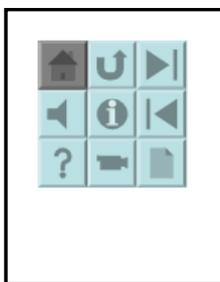
【意匠に係る物品の説明】

「表示部拡大図」および「変化を示す表示部拡大図1」から「変化を示す表示部拡大図7」において表された画像は、初期設定を行うための一連の画像である。「表示部拡大図」において左上のアイコンを選択すると拡大・移動しながら「変化を示す表示部拡大図7」へと順次変化していく。「変化を示す表示部拡大図7」は初期設定を行う各メニューを表した画像である。

【表示部拡大図】



【変化を示す表示部拡大図1】



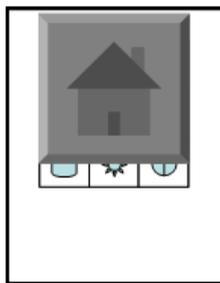
【変化を示す表示部拡大図2】



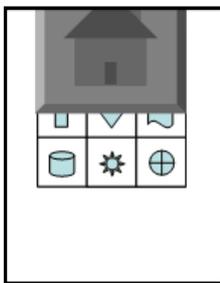
【変化を示す表示部拡大図3】



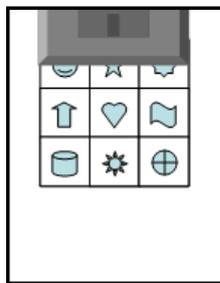
【変化を示す表示部拡大図4】



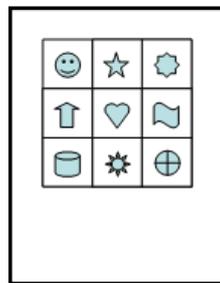
【変化を示す表示部拡大図5】



【変化を示す表示部拡大図6】



【変化を示す表示部拡大図7】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像は初期設定のためのものであり、各図の変化の態様においても、直前直後の画像について形態的な関連性があるものと認められます。

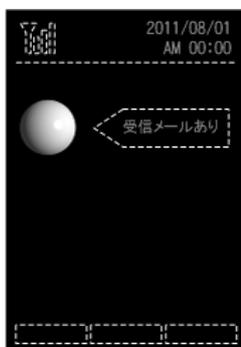
〔図 3.13-31〕図形等自体の漸次的な変化の例

【意匠に係る物品】 携帯電話機

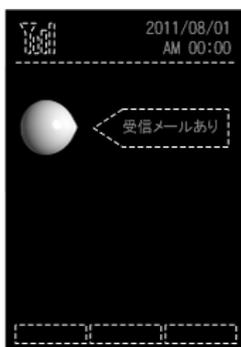
【意匠に係る物品の説明】

表示部拡大図 1 から 6 に表された画像は携帯電話機の待ち受け画面であって、意匠登録を受けようとする部分であるアイコンはメールを受信した際にそれをお知らせするものであり、かつ、選択することでメールを開封する画面が起動する。当該アイコンはメールが開封されるまで、上下に回転しつつ、表示部拡大図 1 から 6、6 から 1 の順で繰り返し漸次的な変化を続ける。

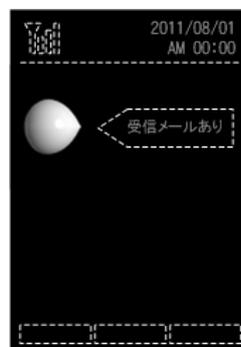
【表示部拡大図 1】



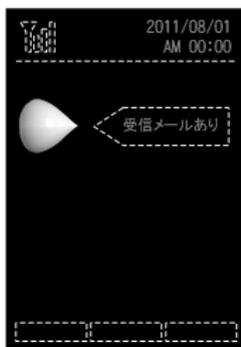
【表示部拡大図 2】



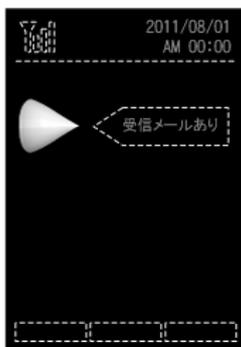
【表示部拡大図 3】



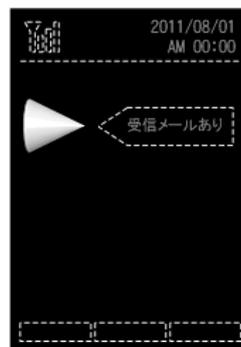
【表示部拡大図 4】



【表示部拡大図 5】



【表示部拡大図 6】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像はメール機能のためのものと認められます。また、変化の直前直後の各画像において意匠登録を受けようとする部分の図形等（アイコン）の形態に共通性が見られるため、各々形態的な関連性があるものと認められます。

この例のように、同一機能のための画像であるか否かの判断は画像全体で行い、形態的な関連性があるか否かの判断は、意匠登録を受けようとする部分について行います。

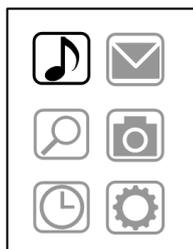
〔図 3.13-32〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】 携帯電話機

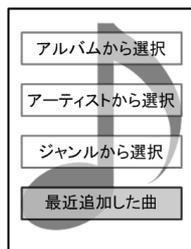
【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は音楽再生機能に係る画像である。表示部拡大図1のアイコンを選択することにより表示部拡大図2へと遷移し、表示部拡大図2において項目を選択することにより表示部拡大図3へと遷移する。表示部拡大図3において曲を選択することにより表示部拡大図4へと遷移する。表示部拡大図4は、選択した音楽の再生進行状況を表示する画像である。

【表示部拡大図 1】



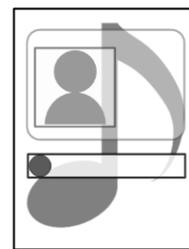
【表示部拡大図 2】



【表示部拡大図 3】



【表示部拡大図 4】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像は音楽再生機能のためのものです。また、変化の直前直後の画像においてはそれぞれ音符のモチーフに共通性が見られるため、形態的な関連性が認められます。

なお、「表示部拡大図4」は表示画像ですが、このような操作画像から表示画像への変化も要件を満たしていれば一意匠と認められます。

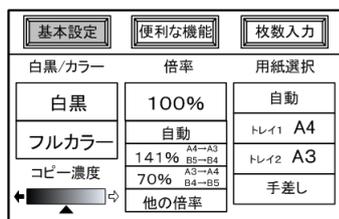
〔図 3.13-33〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】 複写機

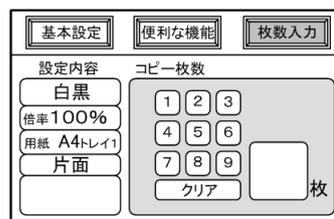
【意匠に係る物品の説明】

正面図及び表示部部分拡大図、変化した状態の表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

【表示部部分拡大図】



【変化した状態の表示部部分拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

いずれも複写機能のための画像であり、ヘッダー部分のボタンの形態に共通性が見られるため、形態的な関連性が認められます。

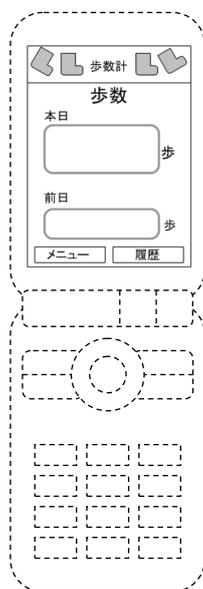
〔図 3.13-34〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】 携帯電話機

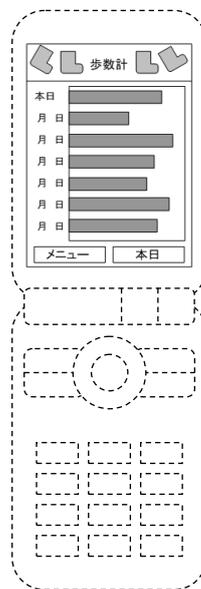
【意匠に係る物品の説明】

本物品は、歩数計測表示機能を持つ携帯電話機である。正面図中の履歴ボタンを選択することにより、過去の歩数履歴をグラフ表示することができる。正面図及び変化した状態を示す正面図に表された画像は、歩数表示機能のための画像である。

【正面図】



【変化した状態を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

変化した状態を示す正面図も歩数表示機能のための画像であり、ヘッダー部分のモチーフや下端の操作ボタンの形態に共通性が見られるため、形態的な関連性も認められません。

〔図 3.13-35〕共通モチーフの連続的使用の例

【意匠に係る物品】 現金自動預払機

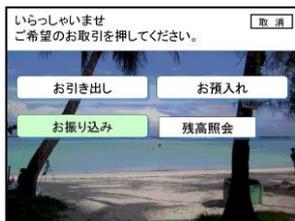
【意匠に係る物品の説明】

各画像は、振込機能のための振込先の設定や振込金額の入力操作に用いるものである。

【意匠の説明】

カードにより振込を行う場合は「表示部拡大図」から「変化後を示す表示部拡大図1」「変化後を示す表示部拡大図2」「変化後を示す表示部拡大図4」「変化後を示す表示部拡大図5」へと順に遷移する。現金により振込を行う場合は「表示部拡大図」から「変化後を示す表示部拡大図3」「変化後を示す表示部拡大図4」「変化後を示す表示部拡大図5」へと順に遷移する。

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図1】



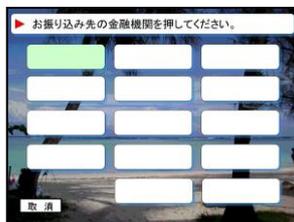
【変化後を示す表示部拡大図2】



【変化後を示す表示部拡大図3】



【変化後を示す表示部拡大図4】



【変化後を示す表示部拡大図5】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

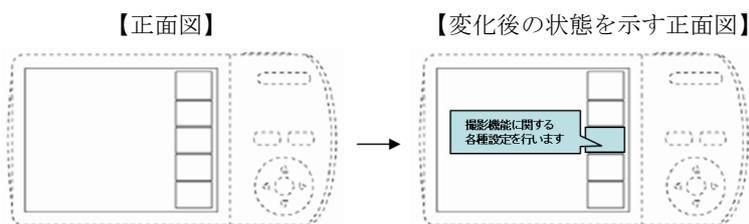
物品の同一機能のための画像であって、変化の直前直後に形態的な関連性が認められるものであれば、この例のように画面が分岐するものの他、前の画面に戻るもの等、変化の様相が複合したものであっても一意匠として認められます。

〔図 3.13-36〕追加的な図形等の展開の例

【意匠に係る物品】 デジタルカメラ

【意匠に係る物品の説明】

正面図に表された画像は、撮影機能のためにカメラの起動や設定を行う操作に用いる。変化後の状態を示す正面図に示したように、いずれかの操作用図形を指定した状態で一定時間が過ぎると、当該操作用図形等により設定できる内容についてふきだし状の説明が表示される。



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

この例の「正面図」と「変化後の状態を示す正面図」は撮影機能のための画像であって、画面内右端の縦五列の操作用図形が共通しているため形態的な関連性が認められます。

〔図 3.13-37〕追加的な図形等の展開の例

【意匠に係る物品】 携帯用ゲーム機

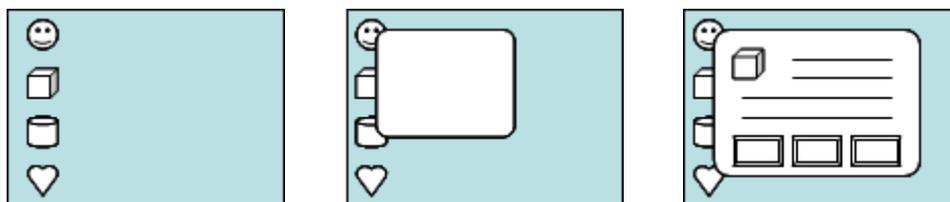
【意匠に係る物品の説明】

表示部拡大図 1 から 3 に表された画像は、ゲーム機の初期設定を行うものである。表示部拡大図 1 において任意のアイコンを選択すると、ポップアップウィンドウが表れ、表示部拡大図 2 から 3 へと変化する。ポップアップウィンドウ内には選択したアイコンの機能説明と、実行ボタン等が表示される。

【表示部拡大図 1】

【表示部拡大図 2】

【表示部拡大図 3】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

初期設定に用いられる操作画像であり、拡大図 1 と拡大図 2 は左端の 4 つのアイコンが共通し、拡大図 2 と拡大図 3 はアイコンとポップアップウィンドウの外形状が共通しており、いずれも変化の前後において形態的な関連性が認められます。

ii. 複数の画像が一意匠として認められないもの

〔図 3.13-38〕異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】 携帯電話機

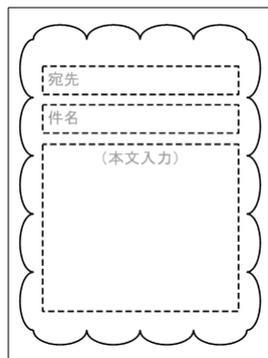
【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は、メール作成のための入力操作に用いる。変化後を示す表示部拡大図に表された画像は、電卓機能のために用いられる画像で、ボタンを選択することにより計算を行う。

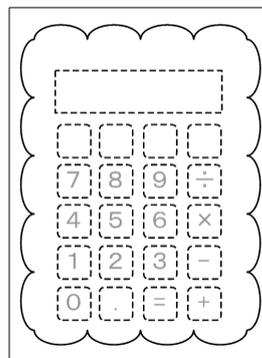
【意匠の説明】

実線で表した部分が、意匠登録を受けようとする部分である。

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

二つの図は意匠登録を受けようとする部分の形態（雲形の枠の形状）に形態的な関連性が認められますが、変化前の画像がメール機能のための画像であるのに対して、変化後の画像は電卓機能のための画像であるため、これらが物品の同一機能のための画像とは認められません。

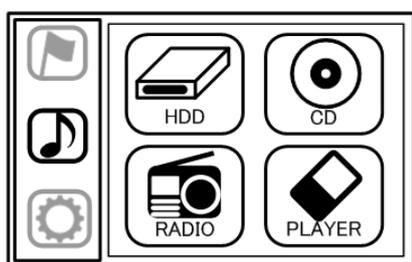
[図 3.13-39]異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】 経路誘導機

【意匠に係る物品の説明】

画像図に表された画像は、当該物品と一体として用いられる表示機器に表示されるものである。この画像は、再生する音楽の音源を選択する操作を行うものである。左側のメニュー部の旗のアイコンを選択することにより、変化後を示す画像図に表された画像のように、経路誘導のための行き先設定の画像へ変化する。

【画像図】



【変化後を示す画像図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

変化前の画像が音楽再生機能のための画像であるのに対して、変化後の画像は経路誘導機能のための画像ですので、これらは物品の同一機能のための画像とは認められません。

意匠に係る物品と一体として用いられる他の表示機器に画像が表示される場合は、一体として用いられる物品が表示機器である旨を説明します。

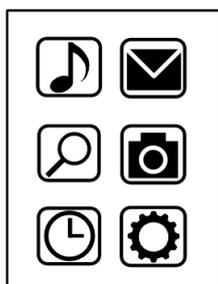
[図 3.13-40]異なる機能のため、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】 携帯情報端末機

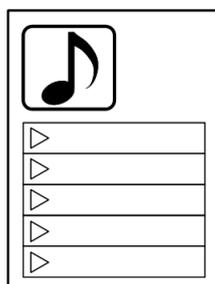
【意匠に係る物品の説明】

表示部拡大図はメニュー画面であり、音楽アイコンを選択した場合は変化後の表示部拡大図 1 へと変化し、音楽再生機能のメニューが表示される。メールアイコンを選択した場合は変化後の表示部拡大図 2 へと変化し、メール機能のメニューが表示される。検索アイコンを選択した場合は変化後の表示部拡大図 3 へと変化し、検索機能のメニューが表示される。

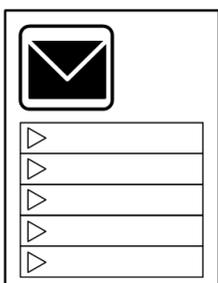
【表示部拡大図】



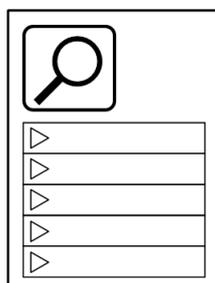
【変化後の表示部拡大図 1】



【変化後の表示部拡大図 2】



【変化後の表示部拡大図 3】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

この例は、音楽再生機能のための画像で音符のモチーフに共通性が見られる「表示部拡大図」から「変化後の表示部拡大図 1」に変化する意匠と、メール機能のための画像でメールのモチーフに共通性が見られる「表示部拡大図」から「変化後の表示部拡大図 2」に変化する意匠、検索機能のための画像で虫眼鏡のモチーフに共通性が見られる「表示部拡大図」から「変化後の表示部拡大図 3」に変化する意匠の、計 3 つの意匠を包含しています。

〔図 3.13-41〕形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

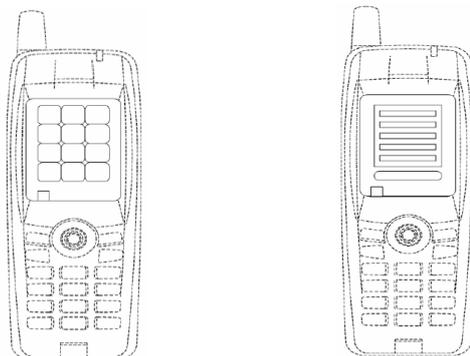
【意匠に係る物品】 携帯電話機

【意匠に係る物品の説明】

正面図及び変化後を示す正面図に表された画像は、通話先の選択方法を選択するための操作に用いる。正面図の右の列の最も下のボタンを押すと、変化後を示す正面図に示すように、リスト表示に切り替わる。

【正面図】

【変化後を示す正面図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

〔図 3.13-42〕形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

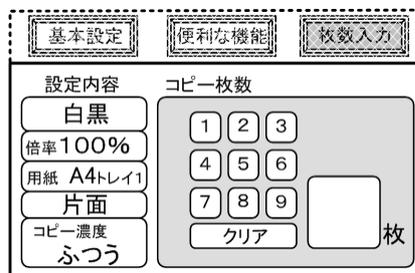
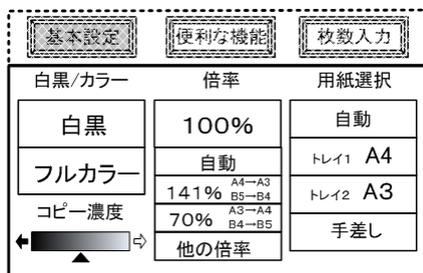
【意匠に係る物品】 複写機

【意匠に係る物品の説明】

正面図及び表示部部分拡大図、変化した状態の表示部部分拡大図に表された画像は、複写のための各種設定を行うものである。

【表示部部分拡大図】

【変化した状態の表示部部分拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

意匠登録を受けようとする部分について、変化前後の画像に共通する要素がなく、まともに欠けるため、形態的な関連性が認められません。

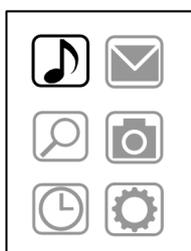
〔図 3.13-43〕形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】 携帯情報端末機

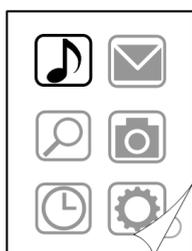
【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は音楽再生機能に係る画像である。表示部拡大図 1 から表示部拡大図 3 は、メニュー画面の中から音楽再生用アイコンを選択した際の変化を表したものであり、画面の右下からページをめくるようにアルバム選択画面があらわれる。表示部拡大図 3 に表された画像は、再生するアルバムを選択する操作を行うものである。

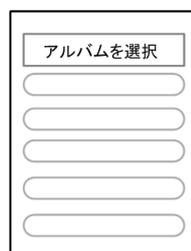
【表示部拡大図 1】



【表示部拡大図 2】



【表示部拡大図 3】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

一連の画像は同一機能のためのものであり、「表示部拡大図 1」と「表示部拡大図 2」には形態的な関連性が認められます。しかし、「表示部拡大図 2」と「表示部拡大図 3」には図形等の共通性がほとんどないため、形態的な関連性が認められません。この例は、「表示部拡大図 1」と「表示部拡大図 2」で表された画像と、「表示部拡大図 3」に表された画像との二つの意匠を包含しています。

形態的な関連性は変化の前後の画像で判断しますので、漸次的な変化を表す一連の画像が一意匠として認められるためには、変化の途中の画像について〔図 3.13-25〕の図例程度の開示が必要です。

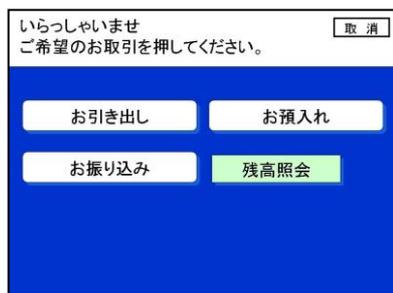
[図 3.13-44] 形態的な関連性がなく、複数の画像が一意匠として認められない例

【意匠に係る物品】 現金自動預払機

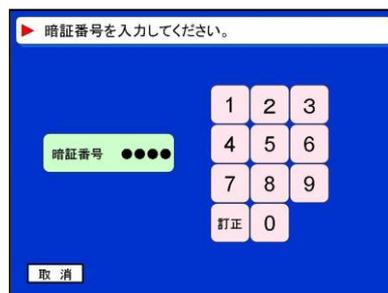
【意匠に係る物品の説明】

表示部に表された画像は残高照会のための画像であり、残高照会ボタンの選択により暗証番号入力画面へと遷移する。

【表示部拡大図】



【変化後を示す表示部拡大図】



※説明の都合上、願書の記載事項の一部やその他の図は省略しています。

この例は図形等に共通性が見られないため、形態的な関連性が認められないものです。背景には青色の色彩が施されていますが、単に統一的な色彩を配した程度では形態的な関連性は認められません。

13.6 液晶表示盤（図形状のセグメントが固定配置）の場合

ここで扱う液晶表示盤は、（各種物品の）表示部として組み込む部品であって、一般的に盤状の形態であり、そのほぼ全体が液晶表示部分であるものです。そして、その液晶表示部分に図形等が表示される部分を図形状のセグメントとして固定配置し、通電によってセグメント部分が変化し図形等が表示されるものです（図形状のセグメントによる表示方式）。表示部全面が多数の画素で構成されプログラムによって自由な様々な図形等を表示できるもの（ドットマトリックスによる表示方式）に表示される図形等は、ここで扱う液晶表示盤にはなりません。

液晶表示盤は、（各種物品の）表示部に組み込まれることで通電可能になり、通電して初めて図形等が表示されるものです。また、ほとんどのものは通電していない状態では図形状のセグメント部と他の部分とを識別することが不可能です。したがって、部品としての液晶表示盤は、実際は図形等が外観に現れるものではありません。しかし、図形状のセグメントによる表示方式においては、そのセグメント部分は、通電によって変化する属性のある図形状部分として固定配置されているものであり、また、表示盤という物品の意匠において不可欠かつ主要な構成要素です。

このような特性を考慮し、液晶表示盤における図形状のセグメント部分を、非通電状態での実際の視認の可否にかかわらず、意匠を構成する要素として扱っています。

以上のような扱いから、願書および図面の表し方は、次のようになります。

（１）願書の記載

①【意匠に係る物品】の欄

「〇〇用液晶表示盤」等のように液晶による表示盤であることを明記します。

②【意匠の説明】の欄

a) 通電によってどのような図形等を表示するものかを理解するため、必要に応じて通電によって現れる図形等の説明を記載します。

ただし、当該液晶表示盤を組み込んだ物品の使用目的、一般的態様、【使用状態を示す参考図】等から、通電によって現れる図形等の態様の理解が明らかな場合は、【意匠の説明】の欄の記載は不要です。

b) 印刷等による図形状の不透光部分等がある場合は、それらがどれであるかの説明を記載します。

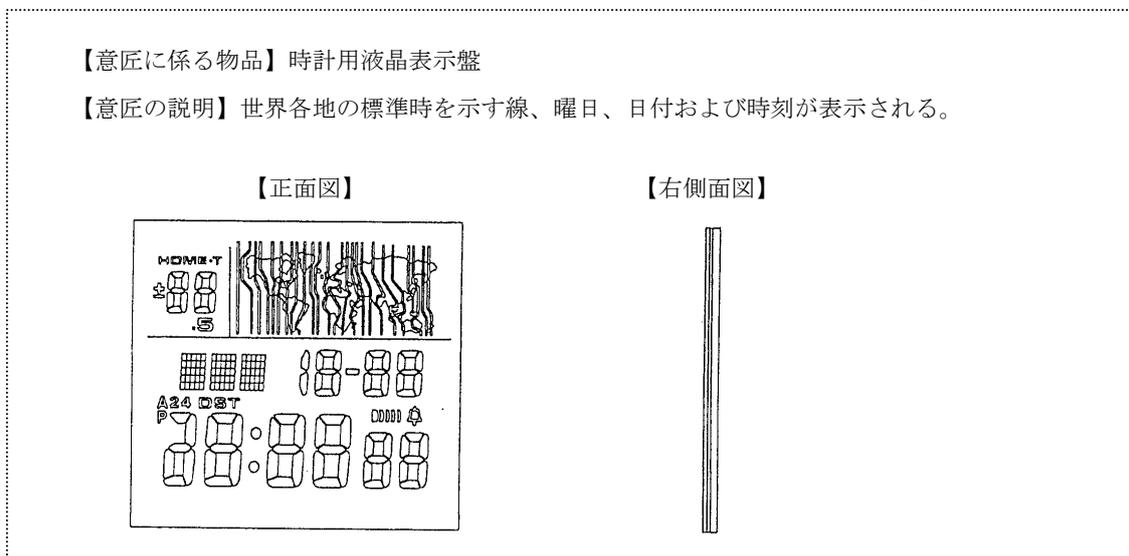
ただし、【〇〇を示す参考図】で区分けが明確であれば説明の記載は不要です。

(2) 図面の記載

- ① 6面図等に、全ての図形状のセグメントの部分及び印刷等による図形状の不透光部分等を描きます。
- ② 図形状のセグメント部分及び印刷等による図形状の不透光部分等は、輪郭を形状線と同様に描きます。
- ③ 通电によって現れる図形等については、物品に組み込み通电しないと現れないものであるため、6面図等に描くことはせず、必要に応じて参考図（【通电状態を示す参考図】）として表します。
- ④ 図形状のセグメント部分だけでなく、印刷等による図形状の不透光部分等がある場合は、【○○を示す参考図】によって、それらの区分けを明確にします。
ただし、【意匠の説明】の欄の記載のみで区分けが明確になる場合は、図示することは不要です。

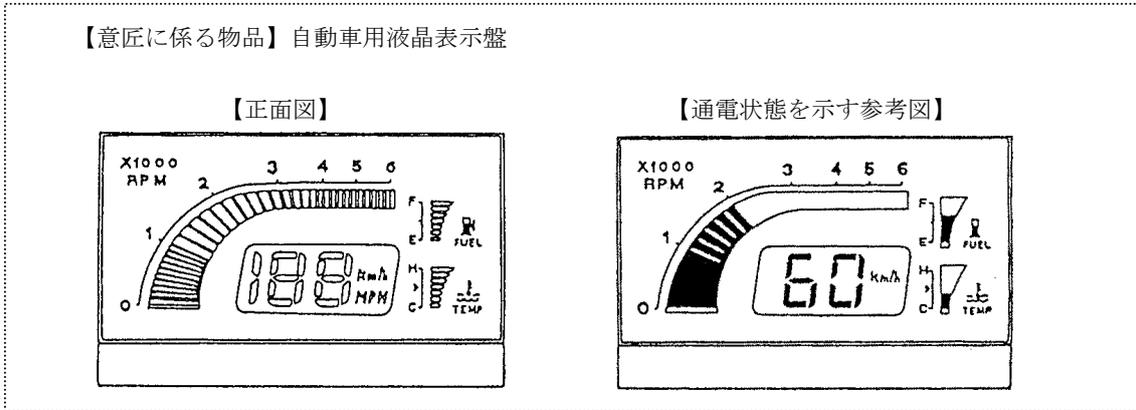
〔図 3.13-45〕全てのセグメント部を表した図例

（図形状のセグメント部については、全ての輪郭を実線で描きます。）

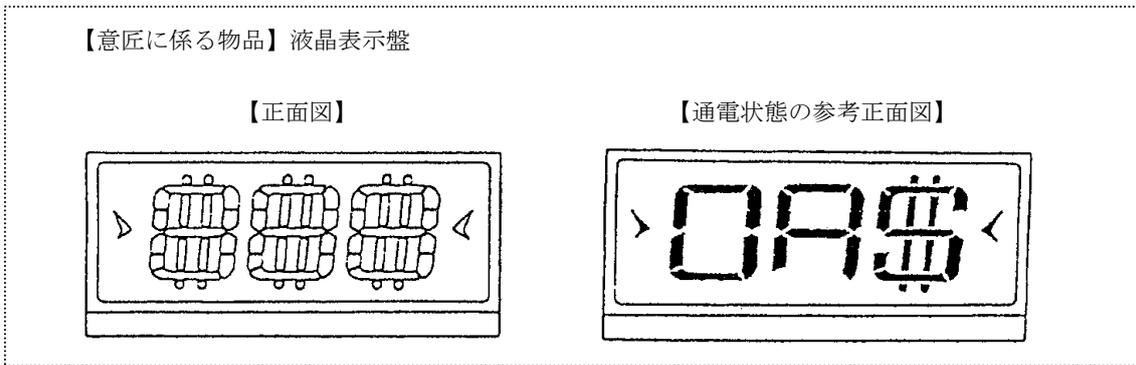


〔図 3.13-46〕通電状態を示す参考図を加えた図例

(通電状態で現れる図形等は【通電状態を示す参考図】として表します。)

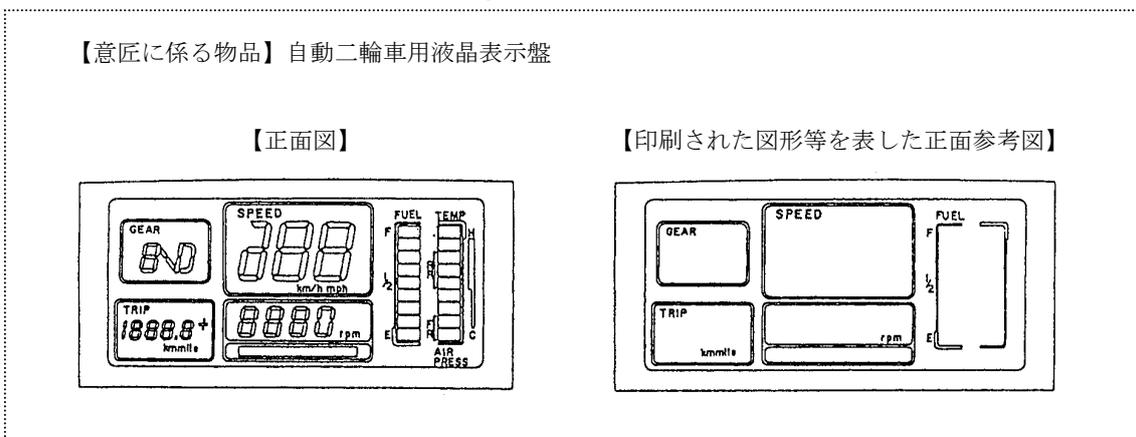


〔図 3.13-47〕通電状態を示す参考図を加えた図例



〔図 3.13-48〕印刷された図形等を示す参考図を加えた図例

(図形状のセグメントとその他の図形・文字の区別は、必要に応じ、この例のように参考図で表します。)



14. 「組物の意匠」の場合

同時に使用される二以上の物品が、別表二に記載された組物に該当し、組物全体として統一があるときは、二以上の物品を「組物の意匠」という一意匠として出願できます。(意匠審査基準 72 参照)

14.1 願書の記載の留意点

【意匠に係る物品】の欄には、別表二に掲げられた組物の「一組の〇〇セット」という記載の何れかをそのまま記載します。

【意匠に係る物品の説明】、【意匠の説明】の記載は、通常在意匠登録出願と同様です。

14.2 図面の記載の留意点

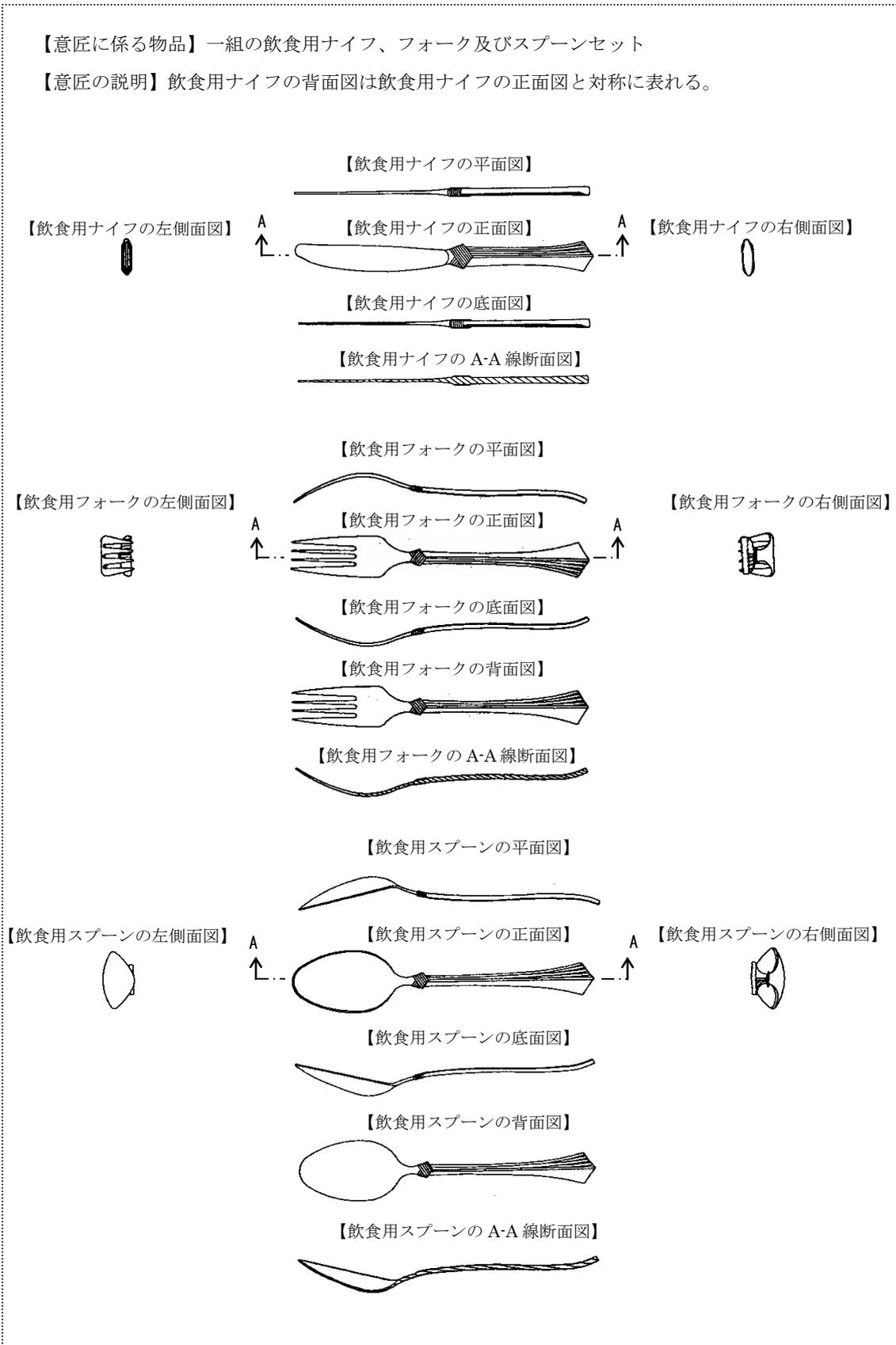
(1) 図面の記載の二つの場合

- ①組物を構成する各物品の個々の形態を表せば、組物の意匠を十分表すことができる場合は、組物を構成する各物品について、それぞれ6面図等を記載します。
- ②「組物の意匠」が組み合わせた状態で統一感を有する場合は、組物を構成する各物品について、それぞれ6面図等を記載するとともに、全構成物品が組み合わされた状態の形態について、十分表現されるよう必要な図を記載します。

(2) 図の表示

- ①個々の構成物品を表す図についての図の表示は、図示する構成物品の名称(別表一で定める「物品の区分」または「物品の区分」と同程度の区分)を付けた図名(【〇〇の正面図】【〇〇の背面図】等)を記載します。
- ②構成物品の「物品の区分」が同一の場合は、例えば【いす1の正面図】【いす2の正面図】等、図の表示が重複しないように記載します。
- ③組み合わせた状態で統一感を有する場合の図の表示は、組み合わせた状態の「一組の6面図」を【正面図】、【背面図】等と記載し、各構成物品については、【〇〇の正面図】等と記載します。

〔図 3.14-1〕組物を構成する各物品の個々の形態のみを表した図面の記載例



〔図 3.14-2〕組み合わせた状態の形態も表す必要がある場合の図面の記載例

【意匠に係る物品】一組の薬味入れセット

【意匠の説明】本物品は一組の薬味入れセットに関するものであり、1個の皿の上に
こしょうふりと食卓塩ふりを斜め方向に相対向して置いたものである。
受け皿の底面図は、平面図と同一に表れる。

